

目 次

第1号（6月22日）

告 示	1
応招議員	1
議事日程	3
本日の会議に付した事件	4
出席議員	6
欠席議員	7
事務局職員出席者	7
説明のため出席した者の職氏名	7
開 会	7
会議録署名議員の指名	8
会期の決定	9
諸般の報告	9
町長提出第66号議案	10
町長提出第67号議案	10
町長提出第68号議案	11
町長提出諮問第1号議案	16
町長提出諮問第2号議案	16
町長提出第69号議案	18
町長提出第70号議案	18
町長提出第71号議案	18
町長提出第72号議案	18
町長提出第73号議案	18
町長提出第74号議案	18
町長提出第75号議案	20
町長提出第76号議案	20
町長提出第77号議案	20
町長提出第78号議案	20
町長提出第79号議案	20
町長提出第80号議案	20
町長提出第81号議案	20
町長提出第82号議案	20
町長提出第83号議案	20
町長提出第84号議案	20
町長提出第85号議案	20

町長提出報告第2号議案	23
町長提出報告第3号議案	23
散会	25
署名	26

第2号（6月23日）

議事日程	27
本日の会議に付した事件	27
出席議員	27
欠席議員	27
事務局職員出席者	27
説明のため出席した者の職氏名	28
開議	28
会議録署名議員の指名	28
一般質問	29
7番 三浦 英治君	29
15番 沖田 守君	42
6番 岡田 克也君	60
14番 後山 幸次君	73
12番 小松 洋司君	89
5番 道信 俊昭君	101
散会	118
署名	119

第3号（6月24日）

議事日程	121
本日の会議に付した事件	121
出席議員	121
欠席議員	121
事務局職員出席者	121
説明のため出席した者の職氏名	122
開議	122
会議録署名議員の指名	122
一般質問	122
2番 村上 英喜君	123
4番 竹内志津子君	133

1 1 番 川田 剛君	1 5 1
1 番 京村まゆみ君	1 7 2
8 番 青木 克弥君	1 8 4
1 3 番 米澤 宥文君	2 0 2
散 会	2 1 2
署 名	2 1 3

第4号（6月27日）

議事日程	2 1 5
本日の会議に付した事件	2 1 6
出席議員	2 1 7
欠席議員	2 1 8
事務局職員出席者	2 1 8
説明のため出席した者の職氏名	2 1 8
開 議	2 1 8
会議録署名議員の指名	2 1 9
町長提出第69号議案	2 1 9
町長提出第70号議案	2 1 9
町長提出第71号議案	2 2 0
町長提出第72号議案	2 2 1
町長提出第73号議案	2 2 1
町長提出第74号議案	2 2 3
町長提出第75号議案	2 2 6
町長提出第76号議案	2 6 4
町長提出第77号議案	2 6 4
町長提出第78号議案	2 6 5
町長提出第79号議案	2 6 6
町長提出第80号議案	2 6 6
町長提出第81号議案	2 6 7
町長提出第82号議案	2 6 8
町長提出第83号議案	2 6 8
町長提出第84号議案	2 6 9
町長提出第85号議案	2 7 0
発議第3号	2 7 0
経済常任委員会の閉会中の所管事務調査について	2 7 6
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について	2 7 6

閉 会	277
署 名	278

津和野町告示第 24 号

平成 23 年第 4 回津和野町議会定例会を次のとおり招集する

平成 23 年 5 月 19 日

津和野町長 下森 博之

- 1 期 日 平成 23 年 6 月 22 日
- 2 場 所 津和野町役場日原第 2 庁舎議場

○開会日に応招した議員

京村まゆみ君	村上 英喜君
板垣 敬司君	竹内志津子君
道信 俊昭君	岡田 克也君
三浦 英治君	青木 克弥君
斎藤 和巳君	河田 隆資君
川田 剛君	小松 洋司君
米澤 宥文君	後山 幸次君
沖田 守君	滝元 三郎君

○6 月 23 日に応招した議員

○6 月 24 日に応招した議員

○6 月 27 日に応招した議員

○応招しなかった議員

平成 23 年 第 4 回 (定例) 津 和 野 町 議 会 会 議 録 (第 1 日)

平成 23 年 6 月 22 日 (水曜日)

議事日程 (第 1 号)

平成 23 年 6 月 22 日 午前 9 時 00 分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 町長提出第 66 号議案 専決処分の承認を求めることについて
津和野町税条例の一部改正について
- 日程第 5 町長提出第 67 号議案 専決処分の承認を求めることについて
津和野町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第 6 町長提出第 68 号議案 専決処分の承認を求めることについて
津和野町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 7 町長提出諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 8 町長提出諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 9 町長提出第 69 号議案 島根県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について
- 日程第 10 町長提出第 70 号議案 島根県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について
- 日程第 11 町長提出第 71 号議案 島根県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について
- 日程第 12 町長提出第 72 号議案 島根県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について
- 日程第 13 町長提出第 73 号議案 津和野町農政審議会設置条例の一部改正について
- 日程第 14 町長提出第 74 号議案 津和野町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第 15 町長提出第 75 号議案 平成 23 年度津和野町一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 16 町長提出第 76 号議案 平成 23 年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 17 町長提出第 77 号議案 平成 23 年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 18 町長提出第 78 号議案 平成 23 年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 19 町長提出第 79 号議案 平成 23 年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 20 町長提出第 80 号議案 平成 23 年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 21 町長提出第 81 号議案 平成 23 年度津和野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 22 町長提出第 82 号議案 平成 23 年度津和野町電気通信事業特別会計補正予算 (第 1 号)

日程第 23 町長提出第 83 号議案 平成 23 年度津和野町診療所特別会計補正予算 (第 1 号)

日程第 24 町長提出第 84 号議案 平成 23 年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算 (第 1 号)

日程第 25 町長提出第 85 号議案 平成 23 年度津和野町病院事業会計補正予算 (第 1 号)

日程第 26 町長提出報告第 2 号 平成 22 年度津和野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第 27 町長提出報告第 3 号 平成 22 年度津和野町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 町長提出第 66 号議案 専決処分の承認を求めることについて
津和野町税条例の一部改正について

日程第 5 町長提出第 67 号議案 専決処分の承認を求めることについて
津和野町国民健康保険条例の一部改正について

日程第 6 町長提出第 68 号議案 専決処分の承認を求めることについて
津和野町国民健康保険税条例の一部改正について

日程第 7 町長提出諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第 8 町長提出諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第 9 町長提出第 69 号議案 島根県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について

日程第 10 町長提出第 70 号議案 島根県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について

日程第 11 町長提出第 71 号議案 島根県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について

日程第 12 町長提出第 72 号議案 島根県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について

日程第 13 町長提出第 73 号議案 津和野町農政審議会設置条例の一部改正について

日程第 14 町長提出第 74 号議案 津和野町過疎地域自立促進計画の変更について

日程第 15 町長提出第 75 号議案 平成 23 年度津和野町一般会計補正予算 (第 1 号)

日程第 16 町長提出第 76 号議案 平成 23 年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)

日程第 17 町長提出第 77 号議案 平成 23 年度津和野町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)

日程第 18 町長提出第 78 号議案 平成 23 年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)

日程第 19 町長提出第 79 号議案 平成 23 年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)

日程第 20 町長提出第 80 号議案 平成 23 年度津和野町下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)

日程第 21 町長提出第 81 号議案 平成 23 年度津和野町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)

日程第 22 町長提出第 82 号議案 平成 23 年度津和野町電気通信事業特別会計補正予算 (第 1 号)

日程第 23 町長提出第 83 号議案 平成 23 年度津和野町診療所特別会計補正予算 (第 1 号)

日程第 24 町長提出第 84 号議案 平成 23 年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算 (第 1 号)

日程第 25 町長提出第 85 号議案 平成 23 年度津和野町病院事業会計補正予算 (第 1 号)

日程第 26 町長提出報告第 2 号 平成 22 年度津和野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第 27 町長提出報告第 3 号 平成 22 年度津和野町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

出席議員 (16 名)

1 番 京村まゆみ君

2 番 村上 英喜君

3 番 板垣 敬司君

4 番 竹内志津子君

5 番 道信 俊昭君

6 番 岡田 克也君

7 番 三浦 英治君

8 番 青木 克弥君

9 番 斎藤 和巳君

10 番 河田 隆資君

11 番 川田 剛君

12 番 小松 洋司君

13 番 米澤 宏文君

14 番 後山 幸次君

15 番 沖田 守君

16 番 滝元 三郎君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 齋藤 等君

説明のため出席した者の職氏名

町長	………	下森 博之君	副町長	………	長嶺 常盤君
教育長	………	齋藤 誠君	参事	………	右田 基司君
総務財政課長	………	島田 賢司君	税務住民課長	………	米原 孝男君
まちづくり政策課長	…	内藤 雅義君	営業課長	………	大庭 郁夫君
地域振興課長	………	久保 睦夫君	健康保険課長	………	水津 良則君
農林課長	………	田村津与志君	商工観光課長	………	長嶺 清見君
建設課長	………	伊藤 博文君	環境生活課長	………	長嶺 雄二君
教育次長	………	世良 清美君	会計管理者	………	山本 典伸君

午前9時00分開会

○議長（滝元 三郎君） 改めましておはようございます。梅雨の真ただ中でございまして、毎日うっとうしい日が続いております。当分上がりそうにありませんけれども、梅雨末期特有の大雨の被害がないことを祈るばかりでございます。

皆様御案内のように、今定例会から9月の定例会まで、いわゆるクールビズということで、ネクタイをしない軽装を認めることといたしました。省エネ、あるいは地球温暖化防止に少しでも役立つことができれば、貢献できればというふうに考えております。

あるいはまた、そうした意識の醸成に結びつけることができればというふうに考えております。町民の皆様方の御理解をお願いをいたしたいと思っております。

本日より、平成23年第4回津和野町議会定例会が招集されましたところ、皆様方にはおそろいでお出かけをいただきましてありがとうございます。

本定例会は、専決処分の承認、条例案件、平成23年度各会計補正予算などについて御審議いただくわけでありまして。皆様方の慎重なる御審議をよろしくをお願いいたします。

ただいまの出席議員数は16名であります。定足数に達しておりますので、平成23年第4回定例会を開会をし、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（滝元 三郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、15番、沖田守君、1番、京村まゆみ君を指名いたします。

それでは、先日、議会運営委員会を開催しまして、本定例会の会期及び議事日程等について協議をいたしましたので、その結果について委員長の報告を求めます。9番、斎藤和巳君。
○議長（斎藤 和巳君） それでは、議会運営委員会をいたしましたので、報告をいたしたいと思います。

議会運営委員会を平成23年6月17日に開催し、本定例会の議会運営について協議いたしましたので、その結果を津和野町議会会議規則第77条の規定により報告します。

今定例会の会期は、6月22日から6月27日までの6日間としたいと思います。

初日の22日、水曜は、議長より諸般の報告を受けた後、町長提出議案の説明を受けたいと思います。

なお、提出議案のうち専決案件については、質疑・討論・採決を行い、散会したいと思います。

23日、木曜、24日金曜日の2日間は一般質問を行います。今回の一般質問は12人の43件です。

25日土曜、26日日曜日は休会とします。

27日月曜日は、残りの町長提出議案の質疑、討論、採決を行い、全日程を終了したいと思います。

以上、議会運営委員会の協議結果を報告いたします。津和野町議会議長、滝元三郎様、議会運営委員会委員長、斎藤和巳。

以上でございます。

○議長（滝元 三郎君） はい、ありがとうございました。

日程第2．会期の決定

○議長（滝元 三郎君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から6月27までの6日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 御異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月27日までの6日間と決定いたしました。

日程第3．諸般の報告

○議長（滝元 三郎君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

3月定例会以降における議会行事につきましては、お手元に配付のとおりであります。

諸般の報告書

【3月定例会以降】

- 4月 3日(日) 日原地区消防センター竣工式 議長
8日(金) 広報委員会
11日(月) 津和野高校入学式(津高) 議長
12日(火) 全員協議会
高津川水系治水砂防期成同盟会監査 議長
広報委員会
14日(木) 名勝旧堀氏庭園主屋等整備事業竣工式 議長
15日(金) 広報委員会
17日(日) 日原添谷線竣工式(添谷公民館) 議長
19日(火) 萩・石見空港利用拡大促進協議会総会(益田人権セ) 議長
20日(水) 水曜会(町民セ) 議長
21日(木) 議会運営委員会(議長諮問)
22日(金) 鹿足郡町村議会議長会定例会(吉賀) 議長・副議長
23日(土) 道の駅津和野温泉なごみの里十周年記念式典 議長
25日(月) 臨時会
春の交通安全運動推進会議(町民セ) 議長
5月16日(月) 町村議会議長・副議長全国研修会(東京) ～18日 議長・副議長
19日(木) 交通安全テント村(直地) 議長
24日(火) 益田市議会観光・道路・空港対策特別委員会来庁 議長
鹿足郡防犯連合会監査 議長
津和野町商工会通常総代会(町民セ) 議長

3月定例会以降における議会行事につきましては、お手元に配付のとおりであります。

4月22日並びに5月16日から18日にかけての議員派遣につきましては、緊急を要しましたので、津和野町議会会議規則第121条の規定により、議長において決定しましたので、あわせて報告をいたします。

なお、関係書類は事務局に保管してありますので、必要の向きはごらんいただきたいと思います。

日程第4．議案第66号

日程第5．議案第67号

日程第6．議案第68号

○議長(滝元 三郎君) 日程第4、議案第66号専決処分の承認を求めることについて(津和野町税条例の一部改正について)より、日程第6、議案第68号専決処分の承認を求めることについて(津和野町国民健康保険税条例の一部改正について)まで、以上3案件につきましては、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、皆さんおはようございます。本日は、6月定例議会の招集をお願いいたしましたところ、皆様にはおそろいで御出席をいただきまして、まことにありがとうございました。

今日から27日までの6日間ということになりますが、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

なお、先ほど議長様のほうからもお話がございましたとおり、本定例会より議会のほうもクールビズを推奨するということでもございまして、お聞きをしております、それに伴い我々執行部側も、基本的にはこのノーネクタイであわせて進めていこうという方針を立てているところでございます。どうぞ御理解をいただきますようによろしくお願いを申し上げます。

なお、今6月定例議会の一般質問に限り、ちょっと私は事情がございましてネクタイをいたしますが、その点につきましてもあわせて御理解をいただきますよう、よろしくお祈りを申し上げます。

さて、今定例会に提案をいたします案件は、専決処分案件3件、諮問案件2件、条例案件等6件、一般会計を初め、各会計補正予算案件11件、報告案件2件の合計24案件でございます。いずれも重要な案件でございますので、慎重審議を賜り、それぞれ可決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議案第66号専決処分の承認を求めることについてであります。津和野町税条例の一部改正の専決処分について、議会の承認を求めます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第67号専決処分の承認を求めることについてであります。津和野町国民健康保険条例の一部改正の専決処分について、議会の承認を求めます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第68号、専決処分の承認を求めることについてであります。津和野町国民健康保険条例の一部改正の専決処分について、議会の承認を求めます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 税務住民課長。

〔担当課長説明〕

.....
議案第66号 専決処分の承認を求めることについて（津和野町税条例の一部改正について）
.....

○議長（滝元 三郎君） 健康保険課長。

〔担当課長説明〕

.....
議案第 6 7 号 専決処分の承認を求めることについて（津和野町国民健康保険条例の一部改正について）

議案第 6 8 号 専決処分の承認を求めることについて（津和野町国民健康保険税条例の一部改正について）
.....

○議長（滝元 三郎君） 以上で提案理由の説明を終わります。

議案第 6 6 号専決処分の承認を求めることについて（津和野町税条例の一部改正について）、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案件に反対討論の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第 6 6 号を採決いたします。本案件を承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、本案件は承認することに決定をいたしました。

続きまして、議案第 6 7 号専決処分の承認を求めることについて（津和野町国民健康保険条例の一部改正について）、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案件に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第 6 7 号を採決いたします。本案件を承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。よって、本案件は承認することに決定いたしました。

続きまして、議案第68号専決処分の承認を求めることについて（津和野町国民健康保険税条例の一部改正について）、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。4番。

○議員（4番 竹内志津子君） 私の解釈が間違っていたらいけませんので、ちょっと確認をしたいんですが、基礎課税額50万円を51万円にという、これは上限が上がるということなんですね。

それから、同じく高齢者支援金等課税額、それから、介護納付金課税額、いずれも課税の上限が上がるという、そういう解釈でよろしいでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 健康保険課長。

○健康保険課長（水津 良則君） このたびの改正は、上限が上がるという解釈であります。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありませんか。15番。

○議員（15番 沖田 守君） 上位法っていうか、地方税法の改正に基づくものでありますから、そのことに異論があるわけじゃありませんがね、要はこの改正で本町の、要するに健康保険特別会計、これにどのような影響があるのか。あるいは、町民の方にいかほどの影響が出てくるのか。これ概略説明できますか。

きちんとした数字どうでもええの。特別会計ではこういう状況になる、あるいは町民にはこれだけの負担減になる。課税価格が上がるっていうことは、負担が少なくなるということでしょう。負担というか、課税価格を上げるから高くなるんかいね、低くなるんかいね。ちょっとそこらの辺も含めて。

○議長（滝元 三郎君） 健康保険課長。

○健康保険課長（水津 良則君） 上限が上がるということは、賦課総額金額が正確にはまだこれから本算定がありますので、今の時点ではわかりませんが、総額がふえるということになります。

○議員（15番 沖田 守君） それで、会計には。

○健康保険課長（水津 良則君） 会計的には、その分ほど増額になるわけですので、若干運営がよくなるというふうに思います。

○議長（滝元 三郎君） 10番。

○議員（10番 河田 隆資君） 関連ですが、基本的にこれを施行すれば、何人ぐらいの該当者が見込まれているのか。

それと、今課長の答弁ですと、やってみんにやわかりませんぐらいのことじゃ、我々も賛成はしかねますよね。こういう数字があって、これひとつ一けた上げれば、これだけの増税となって、国保会計が何とか賄えるんだという、そのきちんとした数字を上げていただかないと、ただ上げてみました、今からやってみんにやわかりませんの世界では、賛成しかねますよ。その辺を少しきちんとした数字がわかれば、御答弁いただきたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） わかりますか。健康保険課長。

○健康保険課長（水津 良則君） 本日、去年の所得で仮に計算してあげればよかったんですが、ちょっとその計算をしておりませんので、はっきりした数字はちょっと今の時点ではお

答えができませんですが、昨年の所得でどうかということになれば、ちょっと時間をいただければ、すぐ調べることができると思います。

○議長（滝元 三郎君） 10番。

○議員（10番 河田 隆資君） 確認でお伺いしますけれども、従来ですと国の法律が変わったがために、数字をいじらざるを得なかったというのがあるわけです。この改正の場合は町単独ですか、それとも国の法律がそういうふうに数字が上がってきたんですか、どちらですか。

○議長（滝元 三郎君） 健康保険課長。

○健康保険課長（水津 良則君） 先ほどの説明でも申しあげましたが、今回の改正は国の地方税法の改正に伴う改正であります。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案件に反対者の発言を許します。ありませんか。4番。

○議員（4番 竹内志津子君） 課税の上限ですので、収入の多い人の一部の方の保険税が上がるということになるとは思うんですけども、本来なら国の税法をこういうふうに国民に負担をかけるのではなくて、やはり国のお金を国保のほうへもっとおろすように、そういう政策をとるべきだというふうに思いますので、私はこれについては賛成できません。

○議長（滝元 三郎君） ほかに、次に、本案件に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、本案件に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第68号を採決いたします。本案件を承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立多数であります。よって、本案件は承認することに決定いたしました。

日程第7．諮問第1号

日程第8．諮問第2号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第7、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて及び日程第8、諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての2案件につきましては、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございますけれども、人権擁護委員として津和野町長福573番地1、宅野勉さんを推薦をしたいので、議会の意見を求めるものでございます。

宅野さんの略歴、プロフィールでございますけれども、昭和23年12月生まれ、62歳でございます。平成20年10月1日から、平成23年9月30日までの任期の中で、現在も人権擁護委員を努めてくださっておりまして、現在は1期目ということになります。

今回、次期任期といたしまして、平成23年10月1日から平成26年9月30日まで、再任ということをお願いをしたいと考えているところでございます。

推薦理由といたしましては、人権擁護委員として人権啓発活動に積極的に取り組まれておりまして、人権問題についての理解や経験が豊富であるということでございます。

続きまして、諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございますが、人権擁護委員として津和野町田イ151番地、山村彌生さんを推薦をさせていただきたいので、議会の意見を求めるものでございます。

山村さんは、昭和22年3月の生まれでございます。現在64歳でございます。このたび新任としてお願いをしたく、任期は平成23年10月1日から、平成26年9月30日までを予定しております。

推薦理由といたしましては、長年町職員、保健師として務められておりまして、その行政経験や退職後も津和野町社会福祉協議会の心配ごと相談事業の相談員としての御経歴がございまして、人権問題についての理解や経験が豊富であるということでございます。

以上、よろしくお祈りを申し上げます。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

それでは、ここで意見の取りまとめを行うために、全員協議会を開催することといたします。後ろの時計で9時40分まで休憩といたします。

午前9時28分休憩

.....
〔全員協議会〕
.....

午前9時40分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

諮問第1号についてお諮りをいたします。本件に対する議会の意見は適任とすることに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 御異議なしと認めます。したがって、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、適任とすることに決定いたしました。

続きまして、諮問第2号についてお諮りをいたします。本件に対する議会の意見は適任とすることに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 御異議なしと認めます。したがいまして、諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてにつきましても、適任とすることに決定をいたしました。

日程第9．議案第69号

日程第10．議案第70号

日程第11．議案第71号

日程第12．議案第72号

日程第13．議案第73号

日程第14．諮問第74号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第9、議案第69号島根県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少についてより、日程第14、議案第74号津和野町過疎地域自立促進計画の変更についてまで、以上6案件につきましては、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第69号島根県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少についてであります。平成23年8月1日から八束郡東出雲町が松江市に編入となる市町村合併に伴い、島根県市町村総合事務組合を脱退することについて議会の議決をお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第70号島根県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少についてあります。平成23年10月1日から簸川郡斐川町が出雲市に編入となる市町村合併に伴い、島根県市町村総合事務組合を脱退することについて議会の議決をお願いするものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第71号島根県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少についてあります。平成23年8月1日から、八束郡東出雲町が島根県後期高齢者医療広域連合を脱退することについて、議会の議決をお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第72号島根県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少についてあります。平成23年10月1日から、簸川郡斐川町が島根県後期高齢者医療広域連合を脱退することについて、議会の議決をお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第73号津和野町農政審議会設置条例の一部改正についてあります。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第74号津和野町過疎地域自立促進計画の変更についてでございます。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

〔担当課長説明〕

.....
議案第69号 島根県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について
議案第70号 島根県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について
.....

○議長（滝元 三郎君） 健康保険課長。

〔担当課長説明〕

.....
議案第71号 島根県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について

議案第72号 島根県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について
.....

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

〔担当課長説明〕

.....
議案第73号 津和野町農政審議会設置条例の一部改正について
.....

○議長（滝元 三郎君） 営業課長。

〔担当課長説明〕

.....
議案第74号 津和野町過疎地域自立促進計画の変更について
.....

○議長（滝元 三郎君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

.....

日程第15. 議案第75号

日程第16. 議案第76号

日程第17. 議案第77号

日程第18. 議案第78号

日程第19. 議案第79号

日程第20. 議案第80号

日程第21. 議案第81号

日程第22. 議案第82号

日程第 2 3. 議案第 8 3 号

日程第 2 4. 議案第 8 4 号

日程第 2 5. 議案第 8 5 号

○議長（滝元 三郎君） 日程第 1 5、議案第 7 5 号平成 2 3 年度津和野町一般会計補正予算（第 1 号）より日程第 2 5、議案第 8 5 号平成 2 3 年度津和野町病院事業会計補正予算（第 1 号）まで、以上 1 1 案件につきましては、会議規則第 3 7 条の規定により一括議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第 7 5 号平成 2 3 年度津和野町一般会計補正予算（第 1 号）についてでございますが、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 1,596 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 7 億 4,346 万 2,000 円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第 7 6 号平成 2 3 年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）についてでございますが、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 2,007 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 1 億 8,634 万 1,000 円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第 7 7 号平成 2 3 年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）についてでございますが、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 2,810 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 1 億 2,810 万 3,000 円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第 7 8 号平成 2 3 年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）についてでございますが、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 10 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を 2 億 8,693 万 5,000 円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第 7 9 号平成 2 3 年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）についてでございますが、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 8 万 8,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 3 億 8,989 万 8,000 円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第 8 0 号平成 2 3 年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）についてでございますが、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 2 万 5,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 3 億 8,876 万 5,000 円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第 8 1 号平成 2 3 年度津和野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）についてでございますが、歳入歳出予算の総額を 5 70 万 3,000 円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第 8 2 号平成 2 3 年度津和野町電気通信事業特別会計補正予算（第 1 号）についてでございますが、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 3 5 3 万 8, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 7, 9 3 9 万 9, 0 0 0 円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第 8 3 号平成 2 3 年度津和野町診療所特別会計補正予算（第 1 号）についてでございますが、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 1, 3 9 9 万 8, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を、1 億 1, 3 4 5 万円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第 8 4 号平成 2 3 年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第 1 号）についてでございますが、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 1, 9 7 6 万 8, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 5 億 2, 8 3 8 万 9, 0 0 0 円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第 8 5 号平成 2 3 年度津和野町病院事業会計補正予算（第 1 号）についてでございますが、収益的収入を 5 9 万 2, 0 0 0 円を減額し、予算総額 7 億 3, 4 3 3 万 5, 0 0 0 円、収益的支出を 1 1 2 万 6, 0 0 0 円追加し、予算総額 7 億 5, 7 7 6 万 2, 0 0 0 円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

〔担当課長説明〕

.....
議案第 7 5 号 平成 2 3 年度津和野町一般会計補正予算（第 1 号）
.....

○議長（滝元 三郎君） 健康保険課長。

〔担当課長説明〕

.....
議案第 7 6 号 平成 2 3 年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 7 7 号 平成 2 3 年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 7 8 号 平成 2 3 年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
.....

○議長（滝元 三郎君） 環境生活課長。

〔担当課長説明〕

.....
議案第 7 9 号 平成 2 3 年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 8 0 号 平成 2 3 年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 8 1 号 平成 2 3 年度津和野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）

.....
○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

〔担当課長説明〕
.....

議案第 8 2 号 平成 2 3 年度津和野町電気通信事業特別会計補正予算（第 1 号）
.....

○議長（滝元 三郎君） 健康保険課長。

〔担当課長説明〕
.....

議案第 8 3 号 平成 2 3 年度津和野町診療所特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 8 4 号 平成 2 3 年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 8 5 号 平成 2 3 年度津和野町病院事業会計補正予算（第 1 号）
.....

○議長（滝元 三郎君） 以上で、提案理由の説明を終わります。
.....

日程第 2 6 . 報告第 2 号

日程第 2 7 . 報告第 3 号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第 2 6、報告第 2 号平成 2 2 年度津和野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について及び日程第 2 7、報告第 3 号平成 2 2 年度津和野町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についての 2 点につきましては、会議規則第 3 7 条の規定により一括議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、報告第 2 号平成 2 2 年度津和野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてでございますが、地方自治法施行令第 1 4 6 条第 2 項の規定により、平成 2 2 年度津和野町一般会計繰越明許費繰越計算書を調整をしたので、報告するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

報告第 3 号平成 2 2 年度津和野町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてでございますが、地方自治法施行令第 1 4 6 条第 2 項の規定により、平成 2 2 年度津和野町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書を調整したので、報告するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。どうぞよろしく願いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

〔担当課長説明〕
.....

報告第2号 平成22年度津和野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（滝元 三郎君） 環境生活課長。

〔担当課長説明〕

報告第3号 平成22年度津和野町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（滝元 三郎君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

報告第2号平成22年度津和野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、特に質疑があればこれを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

続きまして、報告第3号平成22年度津和野町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、特に質疑があればこれを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

なお、本日まで受理した陳情書等は、既に配付のとおりでございます。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。本日はこれにて散会をいたします。お疲れさまでございました。

午前10時58分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

平成 23 年 第 4 回 (定例) 津 和 野 町 議 会 会 議 録 (第 2 日)

平成 23 年 6 月 23 日 (木曜日)

議事日程 (第 2 号)

平成 23 年 6 月 23 日 午前 9 時 00 分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

出席議員 (16 名)

1 番 京村まゆみ君

2 番 村上 英喜君

3 番 板垣 敬司君

4 番 竹内志津子君

5 番 道信 俊昭君

6 番 岡田 克也君

7 番 三浦 英治君

8 番 青木 克弥君

9 番 斎藤 和巳君

10 番 河田 隆資君

11 番 川田 剛君

12 番 小松 洋司君

13 番 米澤 宏文君

14 番 後山 幸次君

15 番 沖田 守君

16 番 滝元 三郎君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 齋藤 等君

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 下森 博之君 副町長 …………… 長嶺 常盤君

教育長	齋藤 誠君	参事	右田 基司君
総務財政課長	島田 賢司君	税務住民課長	米原 孝男君
まちづくり政策課長	内藤 雅義君	営業課長	大庭 郁夫君
地域振興課長	久保 睦夫君	健康保険課長	水津 良則君
農林課長	田村津与志君	商工観光課長	長嶺 清見君
建設課長	伊藤 博文君	環境生活課長	長嶺 雄二君
教育次長	世良 清美君	会計管理者	山本 典伸君

午前9時00分開議

○議長（滝元 三郎君） 改めましておはようございます。引き続き、お出かけをいただきましてありがとうございます。

本日から、一般質問が始まるわけでございますけれども、既に皆様、御案内のとおり、今回から一般質問の方式を若干変更しております。すなわち、おおむね1時間の時間制限を設け、質問回数は制限をしないということといたしております。

この際、執行部の皆様をお願いをいたしておきます。申し上げたようなことでございますので、答弁はひとつ簡潔かつ明瞭にさせていただきますようお願いをいたしておきます。

これから2日目の会議を始めたいと思います。

河田隆資議員より、遅刻の届け出が出ております。

ただいまの出席議員数は15名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（滝元 三郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、2番、村上英喜君、3番、板垣敬司君を指名いたします。

日程第2. 一般質問

○議長（滝元 三郎君） 日程第2、一般質問。

質問の通告がありますので順次発言を許します。発言順序1、7番、三浦英治君。7番。

○議員（7番 三浦 英治君） おはようございます。それでは、通告に従いまして7番、三浦英治、質問に入ります。

まず、初めの質問です。住宅用火災警報器の装置の義務化について。

先月の5月31日までに設置することになっています。いずれ町内の設置状況は、調べられると思いますが、年々、住宅火災による死者がふえています。その半数は、高齢者です。

昨年、益田広域においても、16件の建物火災が発生している中で2名の方が焼死しております。

まとめて住警器を取り寄せて、設置推進に向けて努力した自治会もある中で、100%設置に向けて、さらに住宅警報装置の推進を図っていくべきと考えます。町としてどのように考えているかをお尋ねします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 皆様、おはようございます。本日よりあしたまでの予定で一般質問ということでございます。改めまして、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

先ほど議長からもお話がございましたように、今回から新ルールということございまして、それに伴いまして、今回も、今までよりは、できるだけ簡潔に、お答えをしていこうというふうに私どもも肝に銘じているところでございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、7番、三浦議員さんの御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

住宅用火災警報器につきましては、今年度6月1日から全面的に設置義務化がされておりますが、これまでの間、益田広域圏の構成市町や、各消防団、婦人防火クラブ、幼年・少年消防クラブの代表者などで構成する益田広域少年婦人防火委員会を中心に看板の設置やシールの配付などの啓発活動を行なってまいりました。

また、当町といたしましても、分遣所の協力をいただきながら、啓発ビラを作成し、ケーブルテレビで放映するなどしてきたところでございますが、昨年末、調査した時点では、設置状況が40.8%となっており、依然、低い水準にとどまっております。

町といたしましては、住宅用火災警報器の購入に対し、町があっせんを行うことは控えるべきと考えておりますが、自治会などで設置に向けて取り組んでいただけるのは大変ありがたいことと思っております。今後におきましては、高齢者世帯などで設置が難しい場合には、消防団員からも協力をいただけるということでもあり、さらなる普及啓発活動や防火広報、情報提供などを行なっていくとともに、住宅用火災警報器の設置状況の確認を含め、設置促進に向け、各自治会等にもお願いをしていくなど、官民一体となって継続的な取り組みが必要であると考えているところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 7番。

○議員（7番 三浦 英治君） 住宅警報装置を店のほうに買いにいきますと、熱感知用と煙感知用が並んでおります。どちらを買えばいいのかを町民の方から何度か相談されました。これまで設置義務化に合わせて出されたリーフレット等には、どちらを設置すればいいのかが明確に記載されておりません。消防法令で、寝室や階段室に設置が義務づけられていますけども、その中で、煙を感知する住宅用火災警報器ということになっております。火災の多くはまず初めに煙が立ち上るため、早期発見に適した方式が煙式です。こういったこともちょっとつけ加えておくべきではないかなと思います。

これまでケーブルテレビ、広報などで呼びかけられていましたが、特に期日を過ぎると意識が低下するのと正比例するように、6月に入ってから、ケーブルテレビでは放映されていないように思います。引き続きの啓発に取り組んでいただきたいと思います。

今回、この質問通告書の締め切りだった6月15日の「中央新報」に、「安全・安心を求めて」という記事に普及率アップが課題ということで、火災警報器設置義務化について書かれていました。普及が進まない理由は、まず罰則規定がないこと。それと、住宅事情について書かれていました。

自分の命を守る一つ的手段として、火災警報器は大変有効なので、さらなる推進をお願いします。最近では、ワイヤレス連動型も出てますので、2世帯、3世帯住宅には大変有効だと思います。ちょっと値段は張るんですけども。

特に、高齢者世帯、独居世帯に対しての取り付けを考えてあげなければいけないと思います。さらなる推進を期待しております。

次の質問に行きます。津和野町消防団総合整備計画について。

町長施政方針の非常備消防費として、日原第4分団消防積載車が、備品購入費として計上されております。

昨年6月に、津和野町消防団総合整備計画がまとめられた中で、消防車等の整備計画では、23年度は日原第2分団、これは昭和62年11月購入となっており、24年度で日原第4分団、これは平成元年9月購入、それと日原第7分団、昭和63年9月購入の更新計画となっています。昨年6月に総合整備計画が報告されて1年もたたずして変更された理由をお聞かせください。

2つ目に、整備計画では緊急通信手段の確保として、トランシーバーの整備を図っていますが、平成23年度に計画どおり整備できるかをお聞かせください。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、津和野町消防団総合整備計画に関する御質問についてお答えをさせていただきたいと思います。

昨年策定いたしました整備計画においては、消防関係車両の更新基準年数をポンプ車はおおむね15年、消防積載車は15年から20年とし、年次計画的に更新するものとしております。本来の計画では、日原第2分団の消防ポンプ自動車を更新する計画となっておりましたが、予算編成時に新たに更新する場合の車両においては、車庫の高さが合わない可能性があるということがわかり、その場合には、車庫の修繕も関係をしていくことから、今年度は調査を行うこととし、次年度以降に更新することといたしました。そこで本来24年度に計画している車両を今年度に前倒しをして更新することとしたわけでございますが、今年度の財政状況を勘案し、昨年度と同様に、電源立地地域対策交付金事業が活用できる車両1台の更新としたところでございます。

また、今年度日原第4分団の車両を選定した、もう一つの理由は、現在、津和野分遣所に配備している昭和52年式の運搬車の不具合が生じ、早急に更新しなくてはならない状況

が計画策定以降にわかったため、今回、日原第4分団の車両が4駆であることから、更新した後に、現行の車両を運搬車に変更し、利用したいと考えたところでございます。

今後、交付税などの動向を含めた財政状況等を見ながら、御努力いただきました整備計画にのっとり、更新に努めていく考えでございますので、御理解をいただきますよう、よろしくお願いをいたします。

次に、トランシーバーの整備についてでございますが、島根消防団活性化総合補助金を活用し、購入する予定でございましたが、今年度は消防ホースの老朽化が激しいとの報告を受けましたので、急遽、消防ホースを購入することにいたしました。しかしながら、トランシーバーにつきましては、早急に配置する必要があると認識をしておりますので、来年度の島根消防団活性化総合補助金を活用して整備をする考えでございます。

○議長（滝元 三郎君） 7番。

○議員（7番 三浦 英治君） 消防車等の整備計画につきましては、昨年、水槽付消防ポンプ自動車津和野1分団へ配置され、日原地域には、可搬消防ポンプ5台が更新されております。そのほかにも、津和野地域分団への雨衣170着が支給され、また、土のう袋、ブルーシート、救命胴衣、安全带、ロープ等の消耗品が、この1年で整備されてきました。これまでにないスピードで、消防力の強化に尽力されていることには敬意を表します。住民の生命と財産を守ること、これが行政の最大の使命として考えると、消防団の意義は、その補完的役割として高いものがあります。消防団の災害活動力を高めるためにも、施設や整備等の充実は避けて通れません。

今回、総合整備計画の中で大きな変更があった場合、本団へ——団長へですけども、の報告はされているのか、お聞かせください。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

○総務財政課長（島田 賢司君） 今回の変更につきましては担当のところで、一応、変更するというところで、団長、副団長には報告しております。後からの報告になりますけど、報告はしております。

○議長（滝元 三郎君） 7番。

○議員（7番 三浦 英治君） 合併後の津和野消防と日原消防の融合のためにも、新たな津和野町消防団を築くためにも、引き続き整備されたくお願いをいたします。

次の3番目の質問に移ります。避難場所について。

町内115カ所指定されている避難所を開設するときの手順はどうなっていますか、お聞かせください。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 当町における避難所は、学校や公民館のほかに、集会所やお寺等も避難所の収容が可能な施設として登録しており、避難勧告を発令した場合には、人命の安全確保を第一と考え、施設の安全等を確認後、災害対策本部により、避難所の開設に当たることになります。町が所有し、管理を行う公共施設については、町が鍵の解錠から運

営までを行うこととなりますが、所有が町でない施設については、施設の管理者または所有者に対して町が依頼をし、協力を得ながら、避難所の開設と運営に当たることとなります。

なお、災害時に町内すべての避難所の運営におきましては、役場職員で対応するには限界があることも予想されますので、避難所の運営に当たっては、状況により各自治会を初め、その地域の方々や、県等の支援をお願いすることになると考えております。

○議長（滝元 三郎君） 7番。

○議員（7番 三浦 英治君） それでは、まず、災害対策本部により避難所の開設に当たるといこととなりますけれども、水害が発生したとき、以前はなかなか避難に応じてくれない状況がありました。まだ大丈夫だからとか、そういった部分ですけれども、最近では、高齢化、独居の方がふえたせいか、浸水してからでは迷惑がかかるからということで自主避難を希望される方がふえております。この災害対策本部によりでなく、自主避難の場合、避難所はどうやってあけるのかをお尋ねします。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

○総務財政課長（島田 賢司君） 自主避難の場合でございますけど、最初に避難するのが、やはり地方の公共施設になると思います。その施設を管理しているところが解錠することになりますので、そこへまず避難していただくようになります。

○議長（滝元 三郎君） 7番。

○議員（7番 三浦 英治君） 過去には、これ平成17年の台風14号ですけれども、災害対策本部が設置され、避難勧告55戸、171名、自主避難45戸、142名ということがありました。日原においては避難したけど避難場所の指示があいまいであったり、鍵がなく入れなかったりした混乱がありました。

また、青原では、避難所に指定されているのは3カ所ある中で、一番高台にある青原保育園に避難しようとしてしました。ここは畳が敷いてある、湯もわかせるという理由でしたが、当時、園長に連絡できなくて入ることができませんでした。そこで、青原公民館に行こうとしましたが、これ以上水位が上昇すれば、再度、避難しなければならないということで、青原小学校の体育館に避難しました。ほとんどの方が高齢者です。体育館の床の上でした。

地元の方が住んでいる避難所は、すぐ開設できると思いますが、各小学校、保育園が避難所となっている場合、緊急用としてだれかに預けておかないと避難所の意味がないと思います。避難所の開設への対応を、いま一度考えてみていただきたいと思います。

昨年、7月14日に、午前7時25分に災害対策本部が立ち上がっております。前日の夕方には、津和野川、町田で、はんらん注意水位の1メートル80を超えており、高津川、旭橋では、水防団待機水位を超えた状態で推移していました。

また、7月13日、9時30分には、島根県水防情報の市町村別土砂災害危険度情報では、津和野町はレベル4となっております。この土砂災害危険度情報というのは、レベル1からレベル4ありまして、レベル4というのは、現在基準値を超過している、まだならず避難という状態です。これは県下で津和野町だけでした。ただ災害対策本部の設置がといいま

すか、立ち上がりが遅いように思えるんですけども、その点、どう考えているのか。多分、各地区からのその情報を役場に集約しなければならない、どのような形で入ってくるのかとか、その判断の基準というのが、まだあいまいなのではないかなという気がします。災害対策本部を立ち上げないとなかなか指示が行き届かないような気がします。遅いように思えるのは私だけなのか、ちょっとお伺いしたいです。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 災害対策本部の設置等について、津和野町がほかの自治地域よりも遅いのではないかなというように、そうした御質問でもあったかとも思っておりますけれども、こうした災害の危険、そういうものは常に気象庁からも、いち早く情報等もいただいております。そうした中、副町長あるいは総務課担当になりますので、そうした者もいち早く役場に参りまして、今後のそうした対策等も気象庁の常に情報をいただき、また、今後のそうした気象状況の変化、そうしたものも見ながら対策を考えているという状況であります。

それで正式に災害対策本部を設置するか、うんぬんかというのは、またそのときの状況によって判断によるわけでありまして、いろいろなことを想定をして、また今後も検討していかなきやならんというふうにも思っております。

それで、6月の16日の日でございますけれども、昨年のそうした御指摘いただいたもろもろ反省事項も見つかっておりますので、6月16日の夜8時から、この災害対策本部を設置をし、そしてその本部員、あるいは、大体、課長補佐から全職員までということになりますが、その情報伝達のところを、指示系統をしっかり確認しようということで、災害対策訓練を実施をしたところでございます。

当然その中でもいろんな課題がまた見つかっておりますので、またそれらを解決をまた図りまして、そしてもう一度、この災害対策訓練をできるだけ早いうちに今やろうということで計画をしているところでございます。

それで過去のいろんな、今議員さんから実情も御紹介いただいたわけでございますけれども、災害は生き物でございますので、過去の実際に起こった当町のそうした実例もまた検証しながら、シミュレーションしながら、また今後の災害対策訓練に生かしていきたいと、その上で、できるだけ万全の体制を整えていきたいと考えてるところでございますので、御理解をいただければと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 7番。

○議員（7番 三浦 英治君） 今後ともよろしくお願いします。

次の質問に入ります。災害時要援護者避難支援プラン登録についてですけれども、1つ目に、21年度に災害時の避難に支援が必要な高齢者、障害者の方々のために、災害時要援護者避難支援プランが策定され、登録が推進されましたが、その後の推移をお尋ねします。

2番目に、全国の単位、民児協で「災害時一人も見逃さない運動」ということで、津和野町民生児童委員協議会も登録推進に取り組みました。今後、支援者の登録が必要になってき

ますが、現在12月の改選以降、民生児童委員が決まっていない地区に対してのサポートはどうかになっているのかをお尋ねいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、災害時要援護者避難支援プラン登録についてに関する御質問につきましてお答えをさせていただきたいと思っております。

「民生委員・児童委員発災害時一人も見逃さない運動」は、全国民生委員連合会の提唱により、民生委員制度創設90周年の記念事業として、平成18年から取り生まれ、平成19年10月から「第2次」の運動は、今年11月末までを実施期間としております。この運動を通して、全国の民生委員児童委員が、災害時の要援護者支援活動について、日ごろの安否確認、見守り活動とのかかわりを再認識し、また、恒常的な取り組みの必要性を感じていたところでございます。

津和野町でも、民生委員独自で要援護者名簿の策定を行ってききましたが、平成21年に防災計画の見直しの中で、防災と共有できる名簿の策定を行うことといたしました。

作成された要援護者台帳は、全民生委員に配付し、日ごろの安否確認、見守り活動を行っております。また、自治会長、消防団へも、いつでも配付できる体制をとっております。現在、登録されておられる方は307人です。また、新規の掘り起こし等、台帳の修正を5月27日、開催された民生委員総会において、全委員へお願いしておりますが、今後においても取り組みを強化をしてみたいと思っております。

現在、12月改選以降、民生委員が決まっていない地区が1地区あり、現在推薦を依頼しながら、多くの方々へ打診をしてみているところでございます。

現在の対応としては、隣接委員さんへカバーしていただき、証明事務などは行っております。また、同地区におられる主任児童委員さんへも手助けをいただいている状態であり、早急に委員の推薦ができるように、引き続き努力をしてみたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 7番。

○議員（7番 三浦 英治君） 登録されている方が307名ということですが、登録対象者数はどのくらいになるのか、おわかりならお聞かせください。

それと、自治会長、消防団へいつでも配付できる体制ということでしたが、これは個人情報が入ります。個人情報よりも命ということで民児協は動いてるんですけども、そのための周知もしなくてはならないと思っております、配付する前に。そういったことも考えておられるのか、あわせてお聞きします。

○議長（滝元 三郎君） 参事。

○参事（右田 基司君） 要介護認定者の人数ですが、536名でございます。それと、今、個人情報ということがありましたが、それぞれそうした方々へ通知をいたしまして登録をしていただく、承諾をとった上で設置をしておるということでございます。

○議長（滝元 三郎君） 7番。

○議員（7番 三浦 英治君） その本人じゃなくて、これを配付する、支援する側ですいね。そのほうへの周知、情報の周知ですいね。それも、配付するばかりじゃなくて、そのことをきちっとしとかなないと、ちょっと混乱してくるんじゃないかなという気がしております。まだ、これ後ほどの自主防災にもかかることなんですけれども、そういった点もちょっと考えておいていただければと思います。

それと、2番目の民生委員、まだ決まってない件につきましてですけれども、県は、民生児童委員の活動に支障が生じないように、地域の実情を踏まえた適正な定数を確保すると言っていますけれども、県全体の定数は現状のままで、津和野町の民生児童委員を前回、前々回の改選時にそれぞれ1名ずつ定数を減らされてきています。人口割だけで定数の見直しをしています。地方の時代という言葉をよく聞くようになりましたが、出雲部からすれば石見、とりわけ鹿足郡は地方なのでしょう。不在は、さらなる定数削減につながるおそれがあります。行政として民児協と連携して、地区に出向いてお願いに回っている苦労は聞いております。全国的にも民生児童委員の後継者不足が取りざたされている中で、こういったことが原因だと思えるか、行政のほうから見て思い当たることがあればお聞かせ願います。

○議長（滝元 三郎君） 参事。

○参事（右田 基司君） 非常に民生委員の仕事というのは、大変な仕事でありまして、そして、重要な仕事でもあるわけですが、1つは、地域の中で本当にボランティア的な活動になっておるわけでありまして、それと、もう1つは、いろんな地域をまわっていただく上において非常に難しい面もある。そうしたことが、地域の人にもよく知っておられるし、重要さはわかってもなかなかそうした活動へいざ自分が入るといことになりまして非常に難しい。そういうことがありますので、そうは言いながらも、非常に大事な職でありますので、地域で地域を守っていただく方へひとつお願いをしたいということで、辛抱強く今お願いをしておるところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 7番。

○議員（7番 三浦 英治君） 私も主任児童委員として9年、活動を携わらせていただきましたけれども、民生児童委員さんにおかれましては、介護保険ができるまでは、高齢者中心の研修、活動が主でしたけれども、それ以降は虐待における通告の義務とか、そういう法改正がある中で、民生委員、児童委員ということで、さまざまな研修を行ったり、主任児童委員の立場からもすごい助けていただきました。いつも頭の下がる思いでございました。定数が少なくなるということは、それだけ負担が大変大きくなります。引き続き大変でしょうけれども、行政としてサポートして欲しいなという気がしております。

次に、最後の質問ですけれども、自主防災組織について。

3月に報告された津和野町町民意識調査によりますと、今後、力を入れるべき地域活動の項目に、高齢者や障害者などに対する福祉活動、これが34.3%、それに続いて、防犯・防災等の地域防衛活動29.8%となっております。

自主防災組織の普及が進まない原因は、どういったことが考えられるか。進捗状況と今後の取り組みについてお尋ねします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、自主防災組織についての御質問についてお答えをさせていただきますと思います。

近年、全国各地で豪雨災害や地震の発生など大きな災害が続いており、町民の災害に対する備えや、「自分たちの地域は自分たちで守る」という自主防災組織の重要性が改めて認識をされてきております。

昨今の防災を考える上で、自助、共助、公助は、防災のかなめであり、この3つが連携することにより、町全体の防災力が向上するものと考えており、町内各地において自主防災組織が結成されることにより、日常生活や家族の状況を把握している住民間での自主的な援助や避難等が行われることが、本当の災害時には「減災」としての重要な要素であると思われれます。

島根県内においても、自主防災組織の結成率は49.8%で、当町においてはまだ2つの地域にしか自主防災組織が結成されておらず、町全体の戸数から言うと、約4%の結成率であり、依然として低い水準であります。

組織化が進まない原因といたしましては、これまでに、新たな組織をつくらなくても、普段なら防災に関する活動をしているといった御意見や、防災組織といえども、自治会の組織を超えての組織化は難しいといった御意見をお聞きしております。このようなことも、自主防災組織の結成が進まない一つの要因であるとも考えております。

町といたしましては、いつ発生するかわからない災害に備え、今後住民の方々に、防災に対して関心を示していただけるように、結成されている地域の事例等を交え、自主防災組織の必要性の啓発活動を積極的に進めるとともに、結成に向け、協力と支援を行ってまいりたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 7番。

○議員（7番 三浦 英治君） 今回の質問は、全般的には地域防災について質問してきたわけですが、自助、共助、公助の3つを取りまぜて質問してきたつもりです。

地域防災のための住民活動は、さまざまなコミュニティー活動の核となるべきものだと思っております。

災害時には、日ごろから、地域での住民同士の交流が厚く、お祭りや福祉などの地域活動、自治会や公民館活動など、まちづくり活動が活発に行われていたところほど、救助活動や、避難、復興への取り組みが早かったことが明らかになっています。

近年、地域住民の帰属意識、連帯意識の希薄化を防災のみならず、教育関係等で指摘されておりますが、防災力の向上は、地域力の底上げにつながると思います。地区での防災組織化と小集落へのサポートの必要性を考えると、地域としての防災組織化が考えられますが、重要なことは、地区と地区をつなぐのは消防団と地域公民館だと私は思っております。

そこで、公民館活動の1つの柱として、防犯、防災を掲げることはできないか。教育長、御意見をお聞かせください。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（斎藤 誠君） 防災活動を公民館活動の1つの重点的な方針にできないかということでもありますけれども、基本的に公民館は地域課題を解決する一つの場所というふうには思っております。したがって、そういう意味からすると、この地域防災ということも一つの課題であるということには間違いがないというふうには思っております。

今年度から地域力醸成というふうな形で、先般、県のほうでプレゼンテーションを行って、補助の対象になった左鐙公民館の今後3カ年の事業計画では、自主防災組織についての取り組みというふうな形になっております。したがって、左鐙公民館では向こう3年間で、そういった動きが段階的に行われるというふうな状況になっておりますので、そういった動きが全体的に広がるように、機会を見ながら、また公民館長のほうには情報を提供してまいりたいというふうには思っております。

○議長（滝元 三郎君） 7番。

○議員（7番 三浦 英治君） 今後、自主防災組織が立ち上がっていく段階で、公民館の役割というのが大変大きなものになってくると思いますので、よろしくお願ひします。組織化の進まない原因として幾つか挙げられましたけれども、私は新たな組織として、自主防災組織を立ち上げることは無理だと思っております。既存の組織の中の一部として機能させるべきだと思います。例えば、自治会等の役員会、そこで、民生児童委員との情報の共有、前質問しました避難支援プランのことですけれども。それと自主防災組織というサイクルをつくれば、それぞれが負担も少なく、共有できると思います。また、民生児童委員にとっても、災害時要援護者避難支援プランを新たな声かけ事案として活用できると思います。これは初任の人が、どう活動したらいいかという直面する問題があります。初任の人から、よく聞かれる言葉です。それを織りまぜていけば、そんなに難しいことではないと思っております。

また、自主防災組織には、規約が必要です。ただ自治会において、まだ、規約ができてないところが、たしか半数あったという何かの調査でありましたけれども、そこにすごい抵抗感があるのかなという気がしております。どうしてもこの活動を円滑に行うためには、組織の位置づけや体系、役割分担などを明確にした運営ルールを策定することが必要になってきます。そこで、行政のてこ入れと言うとちょっと言葉があいまいなんですけれども、自主防災組織規約をその土地に適したと思われるたたき台、これをつくっていくべきだと思います。そこでは、その地区の団体、婦人会等いろんな団体がありますけれども、その絡みの中でつくっていくので、なかなかちょっと大変なんですけれども、ただ、たたき台がないところになかなか新たなものをつくることは大変難しいと思います。ぜひ、この面をちょっと考えておいてもらえたらと思います。

そして、自主防災づくりでは、地域福祉活動の1つとしても考える必要があります。お年寄りや体の不自由な人を守るためには、隣近所の協力体制をつくるのが大切だから、この

自主防災組織が大変必要だと思っております。コミュニティー再構築のためにも、今まで以上の努力をお願いします。

これで質問は終わりますけれども、6月議会では、再び1番目の質問になりました。1時間、60分経過したときのブザーが聞けないのはちょっと心残りなのですが、あとの11人に期待して、7番、三浦英治、質問を終わります。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、7番、三浦英治君の質問を終わります。

○議長（滝元 三郎君） ここで、後ろの時計で10時まで休憩いたします。

午前9時47分休憩

午前10時00分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

一般質問を続けます。発言順序2、15番、沖田守君。15番。

○議員（15番 沖田 守君） 議席番号15番、沖田守であります。6月定例会で2点ほど中心に質問をいたします。

まず、最初の質問は、平成22年度に実施をされた各種調査、地域課題、あるいは町民意識調査等ではありますが、これについては、実は昨年12月にもほとんど同じような質問をしたわけでありまして、まことに恐縮であり、私にとってみれば、今回また質問せざるを得ないというのは極めて遺憾であると、このように思うわけではありますが、町長が就任されて、新しい町は、私は、こういった町をつくりたいという抱負を語られ、そして、就任既に1年と8カ月を迎える、こういう状況の中で、私は、今さら町民の意識調査や課題調査をあえてやるだけの、そんな時間的な余裕があるのかなという、そういう気さえするわけではありますが、しかし、調査は、大事なことでありますから、去年の実証された地域課題、あるいは町民の意識調査等々から見えてきた課題や、これから、どういう施策を講じて、あるいは予算措置をして取り組んでいくのかという、このことがぜひ町民に強く訴えてもらいたい、約束をしていただきたい、こういう思いで、あえて今回もこの問題を取り上げたわけがあります。

申し上げたように、わずか、わずかと申しますか、町内三千五、六百世帯、人口もこの4月時点ぐらいで8,557名でありましたか、住基台帳によると。こういうふうな世帯、人口の中で、調査をされたのが残念ながらわずか1,250を無作為で調査をされた。この1,250人というのは、全町民に対してわずか15%弱。そして、有効の回答というか、御返事が返ったというのが601人。これは、わずか本町の8,557人に対しても7%であります。そういう人たちから返った、この調査結果をもとにもろもろ地域課題は、各自治会長さんに、あるいは各自治会の役員さんに職員が聞き取り調査をやりますから、それは別として、町民の意識調査というのが、わずか全町民の7%の有効回収、有効回答、これをもとに結果を出されて、全戸に津和野町全町民、全世帯に配付をされた。このこと自体にも私はいささか疑問を感じるんでありますが、調査というのは無作為に、すべての家庭をやるとい

うのはなかなか難しいという面もあったり、その回収結果をつぶさに検討するには、普通いろんな調査も無作為でやられるわけでありましたが、もう少し大勢の町民の意見というものを聞きになるというのが本来の姿ではないかと、こう思ったりします。

というような気もいたしますが、前段申し上げて、今さらそのような調査をしないでも、いろんなデータから今我が町が抱えておる課題というのは、どういう状況にあるというのは、調査をしなくても役所の町長初め、皆さんの中にはわかっておらなければならない、このように思うわけであります。

そして、申し上げたように、各戸に配分された。そして、去年の12月にもお答えがありました。これから、その精査をして、そして、さまざまな課題や問題点に施策を講じていくんだということでもありますから、いずれ出てくるとは思いますが、私に言わせると、全戸に配付をし、町民に投げかけて、あるいは自治会に投げかけて、そんなことで課題解決にはならないというふうに思うのであります。

せめて、平成23年度の重点施策の中に、この課題や町民意識をやった、その結果というのが既に出るわけでありますから、町長は、その重点施策の中に予算も含めて、ぜひとも出していただきたかったと、こういう思いでいっぱいあります。

これまでの一般質問等で何回か町の振興計画や、あるいは過疎法による過疎自立促進計画等々、いろいろお立てになっておられます。これ大事なことです。それはそれで結構だと思いますが、少なくとも各集落、各自治会のその計画がないと、そのような計画というのは、私は、町が主体的にやる計画は、財源等を考えながらやることは、当然、段階的に、計画的に実施はできると思いますが、本当に必要な計画というのは、各集落や自治会の計画がなくして、私は、絵にかいたもちになる可能性が非常に高い、このようなことも思うわけでありまして、そのようなことを最初に、去年の12月の質問と全く同じような質問で申し上げたような経過でございますので、どのようなことをこれからやろうとするとするのか、それをぜひとも、きょうはお聞きをしたい。自治会等の支援策等々についてもそうであります。

そして、もう1点は、既にもう何年も前になります。合併以来、私は、平成19年の前町長のときにも質問をいたしました。そのときのお答えの中で、職員の地域担当性を計画をしていくという、こういう計画案が出たわけでありまして。

以来、3年ないし4年が経過をいたしました。いまだもって庁舎内で検討しておるといって、そういう状況というのは、私にしてみれば、やる意思があるのかなのかというのが非常に疑問に思うわけでありまして、地域課題の調査等でも、皆さんが、やっぱり職員の地域担当制というのは、七十七、八%の方々が必要だとお答えになってる。ならば、せめて23年度から実施できると、こういうものを打ち出していただきたかった。

今何よりも必要だと思いますのは、財政の支援も当然であります。役場職員の人的支援というのが各集落の中で本当に必要になってきてる。

去年の12月も申し上げましたが、各集落等では、役場の職員を初め、それぞれ、諸団体、職業にお勤めになってる若手の人は、その集落や地域の中では、大いなる助っ人であったり、

主役を果していただいとるというお話もしましたが、まさに今、これだけ過疎化が進んできた本町にとっては、後ほどもちょっと申し上げたいと思いますが、限界集落を、限界集落というのはいろいろな定義がありますが、要するに、65歳以上の高齢化率が本町の場合には、既に114行政区、言うなれば自治会、この中で50集落、50自治会が45%を超えた世帯というか、集落になってる。

厳密に申し上げますと、50%以上が今35であります。そして、45%以上の高齢化率の集落が15、合わせて50集落。これは、5年前の国勢調査のときに、私が調査したときに、わずかに――わずかとは申しませんが。そのときも20集落をちょっと超えておりました。それがわずか5年の間に、こういう状況になった。こういう実態でありますから、そのことを含めて1つ目の各種調査から見えてきた課題や問題については、どう対処する、どう解決策を打ち出す、この方針をお伺いするものであります。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、15番、沖田議員さんの御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

平成22年度地域課題等概要調査、町民意識調査結果を踏まえた、今後に向けた施策の展開に関する御質問でございました。回答といたしましては、平成22年度、地域課題等概要調査、町民意識調査結果を踏まえた今後に向けた施策の展開につきましては、平成23年1月に設置をした「住民と行政の協働プロジェクト推進会議」において、地域課題を解決するための仕組みづくりなどについて、現在、検討を進めているところでございます。

具体的には、地域課題を解決するための支援策として、地域の実情を踏まえて、地域みずからが計画書を作成し、地域の提案に基づいて補助金を交付する地域提案型助成事業の創設や、役場職員の地域担当制度導入などに関する財政的、人的支援策の検討、協働のまちづくりを推進するための組織づくりとして、小学校区や公民館単位での新たなコミュニティ組織づくりの検討を行うこととしております。

住民と行政の協働プロジェクト推進会議では、平成23年中に、これらの検討結果を取りまとめ、平成24年1月までのところで、町長に対し提言をいただく予定としております。

提言を受けた後、支援策等の政策を立案し、要綱等の整備を図った上で、平成23年度末までに地区説明会を開催し、平成24年度から具体的な施策を展開してまいりたいと考えております。

なお、平成23年度は、平成24年度から具体的な施策を展開するための取り組みとして、協働のまちづくりアドバイザーの設置や、町民を対象としたまちづくりシンポジウムの開催、ボランティア・地域活動団体登録制度創設などの取り組みを行うこととしております。

次に、職員の地域担当制度につきましては、受け入れる自治会や地域の意見を踏まえた制度構築を図ることが必要であり、また、役場職員についても、目的や役割を明確化することで、制度がより有効に機能するものと考え、具体的な導入方法等について検討をしてまいりました。

平成22年度に自治会を対象として実施した地域課題等概要調査では、7割を超える自治会が、職員の地域担当制度は必要であると回答されており、役割として、情報の提供や行政とのパイプ役、活動への提言や指導に期待しているとの調査結果を得たところでございます。

住民と行政の協働プロジェクト推進会議においても、人的支援策として、職員の地域担当制度導入について検討することとしており、各自治会単位での地域計画や、小学校区等をエリアとした新たなコミュニティー組織単位でのまちづくり計画の策定支援など、地域担当職員の役割を明確化した上で、平成24年度から制度導入を図ってまいりたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 15番。

○議員（15番 沖田 守君） お答えは、実質的に、施策等を講じていくのは24年度からになると、こういうお答えであります。

前段申し上げたように、町長さんの任期は4年1期であります。今1年8カ月。私は、町長におなりになると同時に、急ぐことと腰を据えてやらなければならないことと二通りあると、これまでも申し上げてまいりました。じっくり腰を据えて計画を立てていただかなければならないものは別として、今、前段申し上げたように、近々の課題は、この町がこういう状況になって、今、何を求めているのか。そのことに、いち早く施策を講じないと、1,000人の上、5年間で減ってまいっておるんであります。それは調査結果のとおりなんです。

今、合併当時9,500おりました人口が8,500になった。もう5年先には、確実に今の数字がまた七千四、五百になるという、こういう状況であります。一日も早くやろうとしたことは実施に移さないと、施策を講じて体制を整えたころには、各自治会がばらばらになって、どうしようもない受け皿さえなくなるという、こういう危険性をはらんでおるということを肝に銘じて、ぜひとも事を急いでもらいたい、このように思います。

きのうも全員協議会で、本町の財政の状況が、総務財政課長から克明に説明を受けました。財務局のヒアリングの結果はこうである。私も役場の基金残高や借金の残高や等々を考慮してみますと、合併当時、借金は約220億を超えておると。ところが今平成23年の末、おおむね120億を切るという、こういう状況にまで借金も減ってきた。基金は、合併時2億ずつ財政調整基金を持ち寄ろうという約束で4億に少々の持ち寄った基金がございますが、ささやかな基金でありましたが、今まさに、特会を含めると26億からの基金の積み立てになりました。その中には、合併特例債を、起債を起こして積立金に回した3億というような基金も入ってはおりますが、いずれにしてもまちづくりのために基金を積んできた、その基金が、合併特例債の3億あるいは旧町から持ち寄ったふるさと創生基金四千四、五百万まだあります。等々、今打てば、財政の状況もこれだけ好転してきたんなら今打たないと、私は取り返しのつかなくなるということを、あえてもう1回申し上げておきたいと、こう思います。後ほどその御意見を聞きたいと思っております。

特に、町長も職員の人的支援というのは、各支部とも必要としとると、調査結果でもそれが出たと、こういう回答でありますから、まさにそうなんです。45%以上の集落が50集落ですよ、114か15の行政区の中で。大方半数は、そういう集落になってきたという、こういう状況をかながみますと、その集落では、なかなか集落自体で集落計画は立てにくい。そこにいろんなアドバイス、お答えにもありますようなアドバイスが必要なんです。

会議や何々委員会だという組織が必要なんじゃないんです。今、役場の職員が手分けをして、各集落の中に入って、そして集落民と一緒にになって各集落の集落計画、その長い計画というのは、とてもじゃないけども難しいから、短期の5年間ぐらいの、その集落の方向性をつけるという、先ほどの同僚の一般質問の中の自主防災組織やなんかでも、当然その計画の中に入れていかないと、これからの集落自治というのは非常に難しい、こういう思いでありますから、ぜひとも事を急いでいただきたい。ただ24年からというんでありますから、それは待ちますが、一刻も早いということを、ぜひ町長の胸のうちに秘めて、各課に指令を出していただきたい、このように思います。

それから、あわせて今、財政上のお話をしたが、今、求めておるのは、各自治会が、あの調査結果、課題調査の中でも各自治会がそろってと申し上げていいと思うんですが、財政的な支援がほしい、こう言われております。申し上げたような基金もあります、思い切ってお使いになる。これが必要ということをごぜひともお答えをいただきたい、こう思います。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、お答えをさせていただきたいと思います。

まず最初に、急ぐことと、それから、ゆっくりということもないと思いますが、じっくりやるということ、それをしっかり区別をしてやっていかなきゃならないかというお話、当然そのとおりだと思っております。私自身も急ぐこととして、これは選挙公約でも掲げました、子育て支援のその負担軽減を図ろうという政策、これも十分ではないかもしれませんが、早速に中学生までの医療費完全無料化を図ったところでもありますし、また産業振興農林業対策におきましても、今年度から地産地消の関係、あるいは米消費拡大事業、そうした具体策を新規事業でも数多く取り組んでおるという状況であります。

また、医療の問題についても、これもまだ十分ではありませんけれども、昨年からの奨学金制度等も設けまして、ことしは1名の医師、応募もいただき、医師の留学生に応募もいただいておりますし、看護学生も7名、去年とあわせて御利用いただいている、そういう実績も出てまいりました。

また、津和野高校も、非常に定員割れ、今後も津和野高校の統廃合なってくると、町に対する影響も非常に大きいということから、昨年度、津和野高校支援係を早急につくりまして、そして、今年度もその施策を拡充し、いろいろと取り組みを緊急に取り組むべきこととしてやっているつもりであります。そのほかにもいろんなことをやっているつもりであります。

そして、もう一つ、その各集落の維持活性化策、これも当然、議員御指摘のとおり、急いでやらなければならないと、それは当然わかってるつもりでありますけれども、ただ、ここ

は、この集落の各集落の維持活性化というのは、私のもう一つの選挙の柱、公約での柱でもありました。住民参画による官民協働のまちづくり。ここの部分をしっかりとらえた上でやっていたら何の成果も得られない、これが私の考え方でございます。

そして、この住民参画と官民協働の手法を構築すること、そしてそれは、全町民の皆さんに、そのことをしっかりこれまで以上に、やはり意識をしてもらえると、そのことが非常に大切であるわけでもございまして、焦らなければならないという気持ちは重々持っておりますが、これを焦ってやると、すべてのものが成果が得られないというのが私の考え方であります。

実際、ここの部分をしっかりとやられてる、これは先進的なまちであります、北海道ニセコ町であります。ここなどは、住民自治基本条例、まちづくり条例、正式名称忘れましたが、そうした条例をつくりながら、この住民参画と官民協働を実現された町であります。

しかし、それが一つの成功事例になって、その後、全国のいろんな自治体が、そうした取り組みを始めました。しかし、そこには成果が出ている自治体と成果が出ていない自治体ははっきり色分けをされてきている。それはそこに、条例等が絵にかいたもちになっているのかどうかということが大きな理由になってございまして、私はそこに、その条例をつくるまで、あるいは官民協働の仕組みをつくるまで、その過程が大切にしていかなければならない。それができたかどうかはその自治体間同士の差になっているというふうにとらえているところであります。

実際、私が町長就任いたしましたから、この官民協働の仕組みをつくるために、いろんな先進自治体にもお邪魔をいたしました。声をそろえて出ますが、3年、5年で簡単に構築できるものではありませんよということです。それはしっかり手順を踏んでいかなければいけないからという、そういう回答であります。

ですから、今回のアンケート調査も一からやっていたら何の成果も得られない、そういう思いの中で、このアンケート調査も、それから地域課題概要調査も始め、そしてその調査結果をもとに、そして町民の皆さんにもその課題をも一回再確認をいただきたい。そういうこともあり始めたところでもございまして、そしてそれを踏まえて、もう申しませんが、今推進会議を設け、そして、来年度以降のコミュニティー単位での組織づくりで、またさらに検討していただきたいながら、各地区の集落維持活性化策を、官民協働のためにも皆さんでつくり上げていただきたいというのが私の考えであります。

議員、御指摘いただきました、また前段、7番議員さんからもお話をいただきました防災もまさにそのとおりだと思っております。町も全体としての計画をつくっております。しかし、それぞれの集落の特色があって実情があって、町の防災計画だけでは完全に機能したものにはなっていないというのは御指摘のとおりでもあるわけです。それを今度補っていくためには、まさに住民の皆さんが防災意識を高めていただいて、そして、その実情に合った、本当に効果が出る計画をつくっていかないと、そういうことだというふうに思っています。それがまさに、住民参画であり、官民協働の手順であるというふうに思っております。

その流れをつくるために、今現在、時間がかかっても、一つ一つ手順を踏みながら進めているという状況であります。

地域担当制も同じような考え方であります。職員が、非常に合併当初からいきますと、1割強減少してきている、そういう状況でありまして、また、御承知のとおり、生活保護の事務がおりにきた、この間。そして医療対策室というのを設け、そこにも職員を新たに配置をしていかなきゃならん、もろもろ、一人一人の労力、労働負担というのは非常に大きくなってきている。そういう状況下で、さらにこの地域担当制度というのを設けていかなきゃならん。そのためには、もっと地域と連携をした地域担当制度のあり方を考えていかなければ、せっかく制度を焦ってつくっても、本当に効果があらわれるものにはならないんじゃないかと。そういう思いの中で、これまでも進めてきているところでありまして、何とか、それでもまだ町の今歩みは焦っておりますので、5年ぐらいかけたいという思いの中でも、今1年と8カ月でここまでやっておりまして、来年度からは、またそうした具体的な方向へも入っていきたいと思っておりますので、そうした考え方も御理解をいただいて、またいろいろと御意見等もいただければと思っておりますのでございます。

○議長（滝元 三郎君） 15番。

○議員（15番 沖田 守君） 町長のお考えと若干私が申し上げるとというの乖離があるようでありますが、鋭意努力されておることに私は、日々の御活躍を見て敬意も表しておるわけでありまして、町長さんは町長に就任されたときに、私は私の若さを町民の多くの方が御期待をいただいたと。そして、選挙に勝たせていただいた。確かに圧勝でありました。見事でありました。その若さに町民は大いに期待をしとるということでもありますから、鋭意御努力を願いたい、こう思いますし、さらには、先ほどから町長、官民一体となったまちづくり、これ何回もお聞きをしております。前町長もそうでした。町民と一緒にした町をつくらなきゃならん、こうおっしゃられており、ですから、今のような手順を踏まれるということに異論はございませんが、余り時間を費やしますと、受け皿がどうしようもなくなりますよというのを私は申し上げたいのでありますから、その点をお含みいただきたいと思いません。

さらには、町長の揚げ足を取るようでありますが、就任時、新しい新基軸を私は打ち立てるんだと。それがさまざまな今のお話になってのことだと思っておりますが、そういうものを前面に出して、若さを前面にプラスして、突っ走るところは突っ走ってもらいたい。1期4年間に私は集中していただきたい。このことを申し上げたいわけでありまして。

それから、去年の12月の町長の回答の中で、こういう回答でありましたよ。今後取り組まなければならない課題は、これは、先ほどもお話になったようなことでありますが、高齢世帯の見守りや高齢者、障害者の支援、防災、防火、災害時の対応、農地の保全、住民同士の親睦、環境美化が皆さんの希望する上位に上がっていると。したがって、少子高齢化の進行とともに、ますます自治会の必要性が高まってくると、8割方の自治会の調査の結果出てきた。この抱える課題解決のために町職員の積極的な地域活動の参加や活動費の助成、住民

の意識啓発、人材育成ほか、自治会との連携を必要とされておりますので、それに鋭意取り組んでいくんだと。

先ほどのお話の中にも、助成をする制度そのものは、これから検討はするが、5年間で地域提案型助成事業というものを、過疎のソフト事業の中で5年ないし6年で1億3,000万計画に上げてございます。

地域提案型助成というのは、先ほどの公民館単位だとか、あるいは小学校区単位でまちづくり委員会をつくるんだと、構想は。そこを受け皿として出していくんだという、こういうふうにお考えのようですが、残念ながらそういうもので私は、各小集落というか、それぞれの自治会が満足するものには決してならないということも提言の一つで申し上げておきたい。検討の課題の中にぜひ入れていただきたい。

そのような受け皿の中で、地域の問題解決には私はならない、あるいは活性化にはならない、その集落維持のためには役に立たないと、こう思いますので、これは私の見解でありますから、御検討をちょうだいしたいと思います。

そこに、上限を100万としてということで、ところが平成23年度の本当初予算には、残念ながら計上されておられませんね。そこら辺の御返事をこの問題については、お聞きをして、この問題については置きたいと思いますが、その点について御検討いただきたい。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） まず、前段の部分で、まだまだ速度が遅いという中で、若さを前面に出してやれという御指摘でもございます。その辺のところはしっかり肝に銘じて、やってまいりたいと思いますし、まだまだ、我々がその真剣にはやっておるつもりでありまして、その取り組んでいる姿勢、気持ち、そうしたものが、皆様方に十分伝わっていないということも反省をしながら、また今後もしっかり取り組んでまいりたいと思っているところであります。

それで、先ほどの提案型事業に対する助成につきましては、今後、平成24年度のところで取り組んでいきたいという思いでありますので、ちょっと御質問の意図がはかり知れないところもありましたけれども、その24年度のところの予算づけというところに絡めていきたいというふうにも思っております。

それから当然、各集落単位その財源問題というのはそれだけで終わろうというふうには私自身も思っておりません。そしてただ、もう御承知のとおり厳しい全体としての財政状況でありますから、そこにどうして財源を捻出していくかということも同時に考えていかなきゃならんだろうというふうに思っているわけでありまして、これは今営業課のほうがまちづくりのふるさと納税制度を担当しておりますので、その辺で、もっと各集落にもこのふるさと納税に御協力をいただいて、そして、町民っていうか、町全体でこのふるさと納税を取り組んで事業に充てていく、そういう仕組みづくりも考えていこうじゃないかということも今営業課のほうにも指示を出している、そういう状況であります。

それは最初からそんなに大きな、何百万とかそういう金額にはならないかもしれませんが、しかし、自主財源を稼いで、そして、そうした今後まちづくりにも使っていくという、その考え方、意識、そうしたものもしっかり持って、今後も頑張っていきたいと思っているところであります。

○議長（滝元 三郎君） 15番。

○議員（15番 沖田 守君） 大体、町長のお考えはわかりました——わかりましたが、いささか、私が、本年度予算に計上がないと言いましたのは、去年の12月に、そういう受け皿をつくって予算措置を講じていきたいとおっしゃったから、今年度についておりません。今、先ほどの答弁の中では24年度から実施をするというんですから、今のようなお答えになるわけでありますが、12月の段階では、私は、平成23年度の当初予算にのるかな。私は本当はそれだけだめだがなと思いつつながら、ある意味では、期待をしていました。

それから、ふるさと納税、本年度も予算に150万ほど計上してございます。昨年、一体どのくらいあったかなと思えば170万でしたかいね。何ぼか、数字は違うかもわかりません。いつか町長とどこかで一杯交わしたときに、2,000万ほどふるさと納税の実績を上げたら、沖田、褒めてくれるかちゅうけ、そりゃ結構じゃが、町長、そんなことを夢にも言いさんなちゅうて私は申し上げた。そう甘いものではありません。鋭意努力はいただきたいと思いますが、そういう努力よりは、滞納処理に全精力を講じられたほうがはるかに効果が高いと、これを申し上げて、次の質問に入ります。

これもまた似たような内容の質問になるわけでありますが、調査をされたり、各自治会長さんから課題等をお聞きになったりして、はや過疎、高齢化、限界集落、そういうふうなものが続出する、この我が津和野町にとって、私は、先ほどいろいろお話にありました産業振興もなかなか難しい。農業振興、あるいは観光、その他もろもろの事業展開をして、その振興策は、なかなか絵にかいたようにいかない、こういう経済状況の今日、私は、過疎や高齢化や限界集落とともに生きる農村社会の構築、そういう桃源郷をぜひとも町長には築いてもらいたい、こういう思いでこの質問をするわけでありますが、それは、私は、各種団体、農協がごぞいます森林組合がごぞいます。商工会がごぞいます。あるいは郵便局というふうな、あるいは、他の金融期間等々があります。ここらあたりと、本当に、いつかの前町長のときでありましたが、首脳会談ぐらいは年1回、2回はぜひおやりにならないと、それぞれの持つ社会的役割があるんですよ。行政はその後方支援をするんで結構なんですから主体的に動いてもらわなきゃなりませんよというようなことも申し上げてまいりました。

まさに今、こういう社会構造になってくると、こういう諸団体や、郵便局は会社になりましたが、そういうところと提携を密にしてまちづくりを進めませんか、町長がいわゆる官民協働のまちづくりというのは実現いたしませんよというのが申し上げたい。

その見解を伺いたいんですが、特にその中で、郵便局のほうを例に出しますけれども、かつては全国津々浦々、ユニバーサルサービスっていうものが、本当に徹底して、この

我が町を初めとするような町や村は、その機能のおかげで町が、あるいは村が立ち至ってきたという経過がございます。

ところが、平成17年10月に時の自由民主党小泉内閣のもとで郵政民営化法が施行された。それまでの郵便や保険や貯金等の3事業が一体経営になった。今は、分社化されて5つの会社になった。日本郵政株式会社、日本郵便株式会社、あるいは郵便事業、郵便局株式会社、郵便局銀行、郵便保険会社、この5社に分割されてしまったというようなことで現状があるわけです。

したがって、現民主党政権、民主党中心の政権下では、こういう制度ではいけないと。この関連法案というのが国会に提出されて、残念ながら民主党政権下で、いまだもって審議すらされないという状況下であります。本当に残念でならないわけではありますが、このままでは、かつての郵便局が、いろんな機能を果たしておったが、そんな機能もよう果たさない、こういう状況であるということもつけ加えておきたいと思うんですが。

この郵政民営化法というのは、過去において、全国津々浦々、地方議会が反対意見書の採択やさまざまな要望書を国会の総理大臣や総務大臣や等々に提出をしております。

本県も特に合併前でありましたが、平成、記憶にまだ新しいところではありますが平成16年の9月議会でありました。時の町長は、日原町議会議員でありました下森議員の発議で、私、沖田が賛同して郵政民営化法反対意見書を全員一致で採択いたしました。当時の日原町だけではありません。津和野町も、島根県下大方の町、村、市、そして、本県選出の自民党議員も、その他の議員さんも、民営化されてはいけないと、絶対反対だと、そういう意思を受け継いで本来は戦っていただかなくてはならなかったんですが、残念ながら小泉内閣は強硬で、参議院で否決されて、衆議院を解散をして、そして、それを一丁目1番地だというようなことで選挙を戦って、大勝利をおさめた。

したがってこの郵政民営化法案は、すんなり今度は通ったわけであり、今日を迎えたと、こういう状況ではありますが、そこら辺も踏まえて、町長の見解を聞きたいわけではありますが、私が申し上げるのは、何となく意味のわかるようなわからんようなことを申し上げますので、お答えにくい面もあるとは思いますが、あなたが議員のときにあれだけ反対をした。その重みというものを我々議会も町執行部も、あるいは県下挙げて国へ届けなければだめですよということを申し上げたいんですから、所見は伺いたい。

もう一言つけ加えますと、この4月に統一地方選挙、島根県議会議員、鹿足選挙が——鹿足だけじゃありません、島根県議会議員選挙があります。この鹿足選挙区からは、小さな郵便局の局長が立候補いたしました。彼は、長年の郵便局生活の中で培った、あるいは体験したその思いを、政治の場でどうしても生かしたいという強い思いで立候補いたしましたので、私も及ばずながら賛同して、選挙戦をともに戦った一人ではありますが、そのときに残念ながら現職郵便局長が立候補するなんていう二足のわらじで、そんな男に何ができるかというような相手方候補を初め、取り巻きの一部に誹謗中傷に似た、まことに次元の低いお話がちまたでうわさと呼んだわけがあります。（発言する者あり）

失礼千万であります。申し上げておきたい。そのような思いで立候補をした候補を誹謗中傷するようなことは、まことに残念であったという私の思いを伝えるわけであり。同僚議員には不快感を与えるかも知りません。しかし、そういう思いの人こそ、この地方には大事であったのではないかという思いであります。

以上申し上げて、私が町長に質問するのは、農村集落は、こういう事情になった農村集落をこのような過疎、高齢化、限界集落とともに生きる農村社会というものを構築をして、それを、我が町の桃源郷にする、こういう意気込みでおやりにならないかという所見をお伺いするものであります。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、過疎、高齢化、限界集落とともに生きる農村社会の構築についてに関する御質問についてお答えをさせていただきたいと思っております。

議員、御指摘のとおり、農協、森林組合、郵便局との連携強化の必要性については、常日ごろから認識をし、業務を遂行しているところでございます。

まず、農協との連携ですが、町が所管する農業担い手育成総合支援協議会を初め、各種審査会の構成員にお願いをし、議案審査をいただいておりますし、農協が所管する水田農業推進協議会、各農産物生産組合の会合にも担当者が出席をし、生産振興について連携を図っております。このほかには、地産都商事業や県農林水産振興ががんばる地域応援総合事業等補助事業など連携すべきものについては対応しております。特に今年度予算計上しております地産地消事業につきましては、農協のみならず関係農家とも連携をし、対応していかなければならないと考えております。

次に、森林組合との連携ですが、町行、公社造林の施業地の選択や作業路の開設、農林業関係審査会の構成員に加わっていただいておりますし、今年度予算にも計上しております大陰地区森林整備事業や町森林整備計画についても、森林組合と連携し、対応しなければ成果は得られないと考えております。

郵便局との連携につきましても、町内全戸にほぼ毎日訪問されるサービスは、独居世帯、高齢者世帯がふえる本町の安全対策や福祉政策等の観点から、まちづくりにとっても非常に意義あることと認めているところであり、今後、具体的にどのような連携策が構築できるのか、現在進めている協働のまちづくり推進会議や、今後組織される、地域ごとのまちづくり委員会等にて検討し、導き出していく予定であります。そうした観点から、郵便局には御協力をいただくためのお願い等も今後行っていかなければならないと考えているところでございます。

次に、郵便局が有しておられるユニバーサルサービスを礎とした機能は、過疎、高齢化などの諸問題を抱える農村社会にとって有益であることは、多くの皆様が認めるところであり、私も町議会議員時代に民営化反対の意見書を国を初めとした関係機関に届けるべく活動を行ってまいりました。

また、町長に就任をしてからも、石見地域を対象とした郵便局長会の会合にも必ず出席をし、地域社会に対する貢献へのお礼や、行政と連携しての今後の役割に対する期待やお願いなどをしてきております。

この間、国の方では政権交代が起こり、民営化については、その流れに変化が生じるかとの期待が高まったものの、さまざまな政局が絡み合う中で、議員御指摘のとおり、関連法案が審議すらされていない現状にあります。

また、政権交代後、地方から国への陳情方法についても変化が生じており、さらには地方分権の進展を視野にとらえるならば、地方の実情と訴えを説得力を持って行う新たな方法についても、つくり上げていく必要性を感じております。

こうした中で、郵便局の機能と連携したまちづくりシステムを構築していくことの意義と取り組みは前段で申し上げたとおりであります。そうした当町の取り組みを早急に実現、実践をし、現在、並行して進めている全国の同規模町村とのネットワーク「さきつな自治体協議会（仮称）」という名称になる予定であります。現在は仮称でございます。に提言、普及をさせながら、郵便局が有する重要な機能に対する理解を、まちづくりの具体的な形を通して広げ、深めることも視野に入れ行ってまいりたいと考えております。

従来どおりの方法による、訴え等については、議会と共同歩調をとることを第一とし、その上で町としてできることを検討してまいりたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 15番。

○議員（15番 沖田 守君） 町長も非常に関係諸団体や郵便局等々との話し合いだとか、協力が非常に大事だと、こういうことでありますから、認識は一致であります。本当に、農協の組織というのは、私も農協の出身でありますから、まことに残念であります。何回かこの場で申し上げておりますから、またかという思いもされるかもわかりませんが、もう一、二年もすると島根県下一本農協になるという構想が着々と進んでおるようであります。今でさえ従来の各地区にあった支所や支店らしきものが統廃合をされて、辛うじて今、津和野支所と日原支所が農協の機能を果しておるとい、こういう状況。

かつては農協は、ある程度、郵便局もさることながら、相当農村社会の中では、いろんな意味で相談機能も含めて、その機能を果たしてきたという、そういう私どもは自負がありますが、残念ながら、経済の原則でありますから、採算の取れないところは決して残してはくれないという、こういう状況であります。

したがって、そうは言いながら、行政と一緒に余り御負担はかけないから、農協もその役割の一端を担ってほしいというようなトップ会談、郵便局もしかり、その他の金融機関もしかりであります。ぜひともそういうものが次から次へこの町から姿を消すということは、非常に残念なことでありますので、そのことを申し上げておきたいと思ひますし、先般、私は、シャミンキョウという新聞というか、広報ですかね。木部中学校の大井豊君だったかな。彼が社会を明るくする広報を出しておいでになりますね。下森町長が会長でございますかいいね。その投稿記事の中に、木部中の、たしか名前はちょっと忘れて恐縮なんです

が、大井君という中学3年生が投稿しておりまして、それ何を書いたかと、「僕は木部が好きだ」と一生懸命そうして書いた。しかし、しかし、中学3年生ですから、もう相当いろんなことを考える年であります。残念ながら、人がおらなくなる。僕はこの町に住みたい。好きだから住みたい。しかし、だんだん人口が減っていくというのが極めて——極めてというような言葉は使いませんが、寂しい。何とかならないものかということ案じておるということを彼は、その投稿の中に書いておりましたが、まさに統計上は、もう何十年かすると、本町は4,000人規模の人口になるよという統計はありますが、定住対策やらもろもろ取り組んでいただいております。そこに、全精力を上げていただきながら、そうは申しても、産業振興というてもなかなか難しい。こういう高齢化、過疎化、限界集落、続出するけれども、それとともに生きる農村社会というのもやむくではありませんが、つくらないと、そこに住む我々は、町民は、非常に困るわけですから、鋭意そこに力を注いでいただきたい。来年からは、前段申し上げたような施策も講じていただけるというお約束でありますので、何回も申し上げますが、4年間ありますから一気に集中して取り組んでいただきたいということを申し上げて、最後に町長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） まず、各農協、それから、森林組合さん初め、各関係団体のトップとのまた連携策といたしますか、しっかり信頼関係を築いていかなきゃならんというふうにも思っております。

先日も農協さんには経営状況説明会ということを開催をいただきまして、私ども町長以下、副町長あるいは財政担当、農林担当課長、JAからは、組合長以下、役員の皆様、そうした方々にお越しをいただいてのいろんな話し合いの場を持ったところであります。

それから、森林組合につきましても当然私自身が森林組合の出身でもございますので、非常に現組合長ともいろんな話し合いもしてきておりますし、各種総代会、そうしたものにも必ず出かけて、信頼関係を築くことを念頭に置きながら頑張っているところでありますし、また、農協組合長、森林組合組合長、そして、この益田圏域の首長が集まってのいろんな会議も設けられておりまして、そこでのいろんな話し合いをする場、そうしたものも設けられておるわけであります。

こうしたものをこれからも継続をしていきながら、またさらに連携策を深めていける取り組みをしていかなければならないと考えているところであります。

それから、先ほど木部中学の子供さんの話も出ました。ちょうど私も昨日でありましたが、日原中学校へお邪魔いたしまして、全3年生を相手に、先輩講話ということで1時間半程度でありましたが、いろんなお話をさしていただきました。本当に目を輝かせて真剣に聞いてくださっておりまして、そして彼らに、何とか津和野に帰ってきてほしいと。ただそのかわり我々も帰ってもらえるための環境づくりを一生懸命頑張りたいんだということをお約束をして帰ってきたばかりでもあります。

そうした次世代の、本当に津和野町を担っていく、そういう皆さんのためにも、これから頑張っていきたいと思っておりますし、当然、1期4年という中での考えに基づいておるといことは私自身間違いがないところであります。ただ、そうした時間がかかる部分というのはどうしても4年だけを考えておってはすべてが、水の泡に帰してしまうこともある。そういう中で、一つ一つを着実に進めているんだということも御理解をいただきたいと思っておりますが、基本的にはそういう私の周り、支援者からも、次を考えるなどというのは、悠々言われておることでもありますので、この1期4年ということを一つの目標に、一生懸命これからも頑張っていきたいと思っております。また、足りない点、そういうふうな点はしっかりまた御指摘をいただきたい、そのように望むところでもございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

○議長（滝元 三郎君） 15番。

○議員（15番 沖田 守君） 最後に、力強い、再度の決意をちょうだいいたしましたので、今回の質問も、私の質問はまいたびまいたび、ところどころ手厳しかったり、お聞きにくい、聞き苦しいような質問もあったりして恐縮でありましたが、お許しをいただいて、与えられました私の一般質問を今回はこれで終わりたいと思ひます。ありがとうございます。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、15番、沖田守君の質問を終わります。

○議長（滝元 三郎君） 後ろの時計で11時5分まで休憩といたします。

午前10時58分休憩

午前11時05分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

一般質問を続けます。発言順序3、6番、岡田克也君。

○議員（6番 岡田 克也君） 6番、岡田克也でございます。それでは通告に従いまして御質問いたします。

まず、第1番目の質問として、地域医療をどう守るかということについてお尋ねいたします。私は、地域医療は住民生活の根本を支えるセーフティーネットだと思っております。出産・子育てをするためには、産婦人科や小児科が不可欠だと思います。また、農業や林業、建設業なども、万が一のときに外科や整形外科が地域にあることで安心して仕事を行えると思ひます。また、内科や歯科や眼科があることで安心して日常生活を送ることができると思ひます。当町には幸いにして、津和野町のことを大切に思っておられる医師の方々のおかげで、眼科、歯科、内科、耳鼻科等の診療所があります。

また、津和野共存病院では単身赴任で勤務される医師や出雲から毎日通勤をされる医師、そして津和野町を心から愛して、昼夜を問わず身を削りながら医療を守っておられる医師の皆様のおかげで、昼夜を問わず24時間体制の安心の医療が守られています。しかし、今

その私たちの生活を根本から支える医療が島根県西部では大変厳しい状況にあり、町民の方々からも不安の声を多く聞きます。しかし、益田赤十字病院の産婦人科医師の退職に伴い、益田圏域全体での分娩受入調整を行わなければならなくなったその状況下でも、医療関係の皆様方の迅速な対応のおかげで、津和野町内の妊婦の方々におかれましては、7名の常勤の産婦人科医が勤務されている山口赤十字病院の産婦人科に受け入れていただくことが決まったとお聞きしております。

このようなさまざまな地域医療を取り巻く現在の厳しい状況のもとにおいても、医師並びに医療関係者の皆様は、粉骨砕身して津和野町の医療を守っていただいておりますが、体力的にも精神的にもぎりぎりの状況であると思います。津和野町の医療を守るためにさまざまな面で支援が必要だと考えます。津和野町の医療を守るためには、町長はどのような支援を考えているかお尋ねします。

また、昨年12月議会において、「医師、看護師住宅についても早急に整備を行う」と答弁がありましたが、現在までの具体的な検討内容及び進捗状況についてお尋ねいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、6番、岡田議員さんの御質問にお答えをさせていただきますと思います。

地域医療をどう守るかという御質問でございます。津和野町の医療は、議員御指摘のとおり、医師不足、看護師不足を主因として厳しい環境にあります。現在勤務いただいているスタッフの皆様の献身的な御努力によって支えられており、深い敬意と感謝を申し上げる次第でございます。こうした皆様の負担軽減を少しでも図りながら、津和野町の医療を維持していかなければならない病院開設者としての責任を感じておりますが、そのためには今後も医療スタッフの確保に向けた取り組みをさらに進めていかなければならないと考えております。島根県との連携を深め、「赤ひげバンク」を活用した医師確保にさらに取り組むとともに、本町と縁故ある医師のピックアップ、働きかけを強化してまいりたいと考えております。看護師確保につきましても、昨年と同様、広島県や岡山県を初めとした県外へのPR活動を本年度も行ってまいるとともに、迎え入れるための環境整備も行ってまいります。

昨年度から始めました奨学金制度では、今年度1名の医学生から申し込みをいただき、看護学生では本年5名の申し込みをいただいて、昨年と合わせ7名の方に御利用をいただいておりますが、今後もPRに努め、さらに実績を積んでまいりたいと考えております。

また、医師の負担軽減を図るため、非常勤医師の確保のための取り組みも講じているところでございます。そのほか、より快適な労働環境を整えるためにも、財政の許す範囲で施設改修を順次進めていかなければならないとも考えております。さらには、橘井堂は行政とともに津和野町の医療・介護を支え、町人は橘井堂を支える。つまり町の人から理解され支えられていると感じられる、そんな相互に信頼される関係がなければ、本町の医療・介護の将来はないと考えており、シンポジウムの開催などを通して、そうした関係構築のための取り組みについても行う予定でございます。

また、医師、看護師住宅の整備につきましては、現在、住宅の建設場所等を含め橘井堂内部で検討をしている状況でございます。その結果を踏まえて、町と橘井堂で協議する予定でございます。なお、設計管理委託料及び工事請負費に係る予算につきましては、9月定例議会において御審議をいただきたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 6番。

○議員（6番 岡田 克也君） それでは再質問を行わせていただきます。

先般、松江市において地域医療の支援会議が開催され、島根大学病院の小林病院長が御出席され、益田圏域では下森町長が出席されたとお聞きしております。その会議の中でこの県西部、益田圏域の地域医療を取り巻く大変厳しい状況に対して、対策や今後の取り組み等について話がされたのか、その内容についてお尋ねいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 先ほど御紹介いただきました、その支援会議でございますけれども、お名前も挙がりました小林教授を初め、県内のいろいろな病院関係者のトップ、さらには私どものような、それぞれの圏域の、代表して首長が入り、そのほかいろいろな関係者で構成をされておる、当然県のほうも健康福祉部等が入りまして進めておる会議でございます。前回の会議についての内容をということであります。ちょっと日程についてはいつ行われたかについて調べておりませんので、正確なことがお答えできませんけれども、議題としましては大きく3つございました。

まず、1番目は、現在島根県のほうで地域医療再生計画というものをつくって、さまざまにこの地域医療に対する支援を講じておられるわけでありまして、今回国のほうでも経済対策等もありまして、その資金を拡充してつけるということにもなりました。それを拡充分について、現在島根県がどういう策がとれるのかということを計画づくりをしているところでありまして、その点についての内容の説明と、それから国のほうも今、震災が起きたので、いろいろなまた動向もありますので、その動向との関連、そうした中での内容についてのお話があったという状況でございます。

それから、議題の大きな2つ目でございますけれども、島根地域医療支援センターを設置できないかということでありまして、これはいろんな内容がありますけれども、大きくいいますと県内に定着をしてくれる、そういう医師を増やしていく、そのための取り組みをしていくセンターになるかというふうに思っております。

それから、大きく分けまして議題の3つ目でありまして、御承知のとおり、県西部の周産期医療が大変揺れている状況でありまして、ただこの問題はやはりもう県西部だけの問題ではなくて、将来的には県東部にもかかわる問題であって、島根県全体の問題としてもこの周産期医療を考えていかなければならない、そういう状況になっているということ。それから、もう一つはやはり救急医療体制、これも非常に重要になってきておる、特に麻酔科等の減少も非常に激しいという状況でありますから、この辺についても今後のこの体制づくりを考えていかなきゃならん。まあ、そういうことから、それらを検討する場を

別に県のほうで設けたいと、そういうお考えがあるということでありまして、その検討結果を我々が出ておりますその支援会議のほうへ報告をして、またいろいろと議論もしてもらいたい。そういう流れの体制づくりをしていきたいんだというようなこと、そういう議題であったかというふうに思っております。

詳しくにつきましては、まだまだ検討段階ということもございますので、内容は差し控えさせていただきたいと思っておりますけれども、大まかについてはそういう状況でございます。そしてまたそれをとらえて、私も益田圏域の代表として、津和野町長として出ておりますので、現状津和野町あるいは益田圏域のこうした医療の現状等お話をさせていただきながら、この計画づくりに対してのいろんな意見等も出させていただいておるということも、あわせて申し上げさせていただきたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 6番。

○議員（6番 岡田 克也君） 今後、県と密接な連携をとりながら、この県西部、益田圏域の地域医療の充実に向けて一層の御尽力をされますことを期待しております。

もう一つお尋ねすることでもありますけれども、現在、医療対策室は津和野庁舎の別棟の2階にあり、地域包括支援センターは津和野庁舎の1階にありますが、医療現場と離れております。医師や医療スタッフとの連携や医療の現場の抱えるさまざまな課題に迅速に対応していくためには、医療対策室や地域包括支援センターなどは、例えば津和野共存病院内において医師や医療スタッフなどと密接に連携しながら地域医療を守っていく、そのことが医師や医療スタッフへの大きな支援にもつながるのではないかと考えております。執行部の考えについてお尋ねいたします。

○議長（滝元 三郎君） 健康保険課長。

○健康保険課長（水津 良則君） 地域医療対策室、それから地域包括支援センターの存在場所の検討をされてはどうかという御質問であろうかと思いますが、現状は、議員も先ほどお話されましたが、先生方の精神的なストレス、それから体力的な問題等、もうぎりぎりの状況であることは私どもも認識しております。病院の開設者は町でありまして、その病院の運営につきまして橘井堂をお願いしておりますので、日ごろから密接な連携というのは当然必要となってきます。現在の状況でもほとんど毎日電話でのやりとり、それから事務長がおいでになったりしてすごく連携はしとるんですが、どうしても離れておることからより細かな連携というのが難しいという状況にあります。

それと包括支援センターにつきましても、ほとんど橘井堂との関係が施設入院しとって退院してその後の状況がどうであろうかということ、それから要望活動についても密接に連携が必要でありますので、これもどうか今の体制でいいのかどうかということになるかと思いますが、現在そういうことを踏まえまして、内部での協議は始めたところであります。内部でそういう方向でいこうということが決定しましたら、また橘井堂とも相談しながら、それから財政的なこともありますのでもろもろのことを協議しながら、また議員さんに

も必要な場合には報告、相談をしながら、そういう方向で今検討に入ったところでありますので、またその時期がまいりましたら、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 6番。

○議員（6番 岡田 克也君） ただいまの御答弁をお聞きいたしまして、医師の方々も、先ほども最初の質問で申し上げましたように、単身赴任や毎日遠方からの通勤、そしてある意味、穴を埋めるような形で週末などはほかの医師がその分をバックアップをしたり、いろんな形で精神的にも体力的にもぎりぎりの状態であるわけであります。そのような中で、医療対策室や地域包括支援センターが病院とますますの密接な連携をとりながらやっていくということは、医師や医療スタッフの、本当に支えにもなり、精神的な支えにもなっていくと思ひます。ぜひそうしたことを検討されまして、地域医療が守られますことを心より念じ、一番目の質問を終わらせていただきます。

そして、次に2つ目の質問であります。2つ目の質問につきましては、津和野町の文化施設の活用についてであります。津和野町には、他の市町村に比較しても数多くの文化施設があります。日原天文台は全国でも波照間島に次いで全国で二番目に公害の少ない24.4等であり、環境に恵まれております。昨年の「ハヤブサ」ブームから、ことしは「ハヤブサ」の映画の配給が始まり、第1回天文宇宙検定が10月に東京と大阪で開催されることが決まっております、天文ブームの大きな到来を感じております。

次に、開館10周年を迎えた安野光雅美術館においては、安野光雅の絵本展の全国巡回展が開催されており、去る2月から4月まで松江の島根県立美術館において開催されました、山陰中央テレビ開局40周年記念「安野光雅の絵本展」において、2万人を超える来場者があり、テレビや新聞等で大きく報道されました。安野光雅先生の作品は、アメリカやイギリス、イタリアなど多くの国々で高く評価され、国際アンデルセン賞など数々の受賞を受け、国際的に高い評価を受けておられます。

また、天皇皇后両陛下との関係も御関係も深く、まどみちおさんの詩を美智子皇后様が英訳された「ザ・マジックポケット」「ふしぎなポケット」などの絵をかかれたり、天皇陛下の講演や論文、インタビューなどが掲載されている「天皇陛下科学を語る」の書物の表紙などに絵をかかれたりされております。平成15年に天皇皇后両陛下が御来町されたことも安野光雅先生との御縁によるものと聞いております。そのようなさまざまな要因もあり、全国で開催されています安野光雅絵本展はとても好評を得ているようで、延べ十数万人から数十万人の方々の来場があると思っております。

また、来年1月には、森鷗外の生誕150周年をお迎えします。森鷗外先生は夏目漱石と並び称される明治の文豪であり、森鷗外記念館もますます注目されると思ひます。そのようなさまざまな機会に津和野町の観光や農産物や特産物のPRができれば、またとない機会だと思われ、来町者や入場者増による町全体の収入増にもつながると考えます。津和野町の文化の向上にも寄与すると思ひ、また今回6月より社団法人化されました津和野町観光協

会との連携も大切だと考えます。津和野町内の文化施設各館の取り組みや今後の構想についてお尋ねいたします。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（斎藤 誠君） 町内の文化施設の取り組みや今後の構想についてのお尋ねもありますが、まず、ことし開館10周年を迎えた安野光雅美術館であります。通常、館内展示のみではなくて、他の美術館やデパートでの展示、公開を積極的に行い、より多くの人に観賞の場を提供するとともに、あわせて美術館の紹介や町の紹介等の情報提供をしていくよう努力をしております。

おかげをもちまして、昨年からことし、来年に向けて朝日新聞社主催の「安野光雅の絵本展」を初め、多くの館外展が計画をされております。その中にはデパート等での展示会も含まれていることから、商工観光課や観光協会と連携をとりながらPRの好機ととらえ積極的に取り組みを行いたいというふうに考えております。

次に、森鷗外記念館であります。近年、教科書から消えていた森鷗外の作品が来年度の検定教科書では5社が掲載をしておりますので、森鷗外への注目度が増すことが考えられます。森鷗外生誕150周年につきましては、現在実行委員会を組織して活動を展開しておりますが、教育委員会といたしましても、森鷗外記念館が開館してから今日までの調査・研究の成果をもとに研究者の方々の協力を得ながら常設展示の見直しを行い、来館者に喜ばれる施設にしたいと考えております。また美術館同様他の機関との連携も模索をしているところであります。

次に、桑原史成写真美術館であります。先生の写真は報道写真が中心でありますので、世界の状況把握という点では大きな影響があるというふうに考えております。今後は今までのように展示のみでなく、撮影の動機や状況説明、写真技術の習得等、先生の講演会やトークショー等を企画し、一人でも多くの皆さんに会場していただくよう努力をしてみたいと考えております。

民俗資料館につきましては、現在町内2カ所の設置となっておりますので、将来的には1カ所にしたいというふうに考えているところであります。郷土館、養老館等につきましては、大規模改修に努めてまいりたいというふうに考えております。また、天文台の活用につきましては、安野光雅美術館にプラネタリウムがありますので、ここの連携を図りたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 6番。

○議員（6番 岡田 克也君） それでは再質問をいたさせていただきます。

まず日原天文台からありますが、県外在住の友人や知人などが来町された際に町内を案内するわけでありまして、その来町された多くの方々から津和野地区の古い町並みとともに日原天文台や安蔵寺山のブナの原生林、そして横道川の水の透明度、高津川の見え方や高津川のアユやツガニなど、本当に素晴らしい魅力を持った町だと、来町していただ

くその方々に絶賛をされております。津和野町はなぜもっと持つておる魅力をPRしないのかということも数々お聞きするわけであります。

先般、畑迫地区において、ほたる祭りが開催されましたが、その、来られている状況を聞いておりまして、毎年楽しみにして来られるという観光客の方々もたくさんおられるようで、その方々は町内に宿泊して蛍バスを利用してほたる祭りに行かれるということもお聞きしました。夜、開催されるイベントや施設については宿泊を伴う。そうすると津和野町にも経済的効果が生まれると考えます。このたび津和野町観光協会においては「神々の国しまねのおもてなしはじまる事業」として、「星に願いを」新ブランド創造事業を企画され若い世代をターゲットとされた新しい観光の魅力を持つ、その日原天文台を中心としたそのプランが考えられておるとお聞きしております。その具体的な内容についてお尋ねいたします。

○議長（滝元 三郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長嶺 清見君） 「星に願いを」プロジェクトでございますが、現在ほぼ企画が整った時点でございます。おっしゃいましたように、若い20代から30代の女性をターゲットにして、いわゆる「願かけ」プロジェクトといたしますか、「願かけ」でございます、主にカップルでありますとかそういうふうな、願いを叶えてもらうところということで、日原天文台、星にもちなんでも非常にロマンチックでもあるというようなことで、ここを一つの、いわゆるパワースポットとしてこれから売り出したらどうだろうかということでも現在関係機関で進めております。これから主に、ほぼプロジェクト整いましたものですから、広告宣伝媒体を使いまして、これから宣伝をしていくということで、これは通年になりますけれども、特にお願いの札を書き添えて天文台へ投函をしていただきにいらっしやうとお願いをさせていただきまして、そういった意味でも現場のほうに出向いていただくことによって、また天文台の施設も改めて評価をしていただけないかなというふうにも思っております、特に旅館さん、そういったところにもこの、お札と申しますか、お願い札を置かせていただくということで、広く町内のいろんな機関でこの事業をPRをしていきたいなというふうにも思っております。

○議長（滝元 三郎君） 6番。

○議員（6番 岡田 克也君） 津和野町観光協会の「星に願いを」プロジェクトにつきましては今お聞きいたしました。この日原天文台は、来られた方々から本当に喜ばれており、また天文台そのものも観光協会とともにどのような取り組みをしていこうとされておるのか、その点についてもお聞きしたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

○地域振興課長（久保 睦夫君） 先ほどの「星に願いを」のことにつきましてつけ加える御説明をさせていただきますが、天文台に来られた若い方が星に向かって手をあわせて祈りをされてたと、そういう光景を見たペンションの経営してる方が、これは何かいいアイデア

にならんかということで話が進みまして、先ほどの「星に願いを」のプロジェクトが発展してきたと聞いております。

観光的にはそういう方面からの天文台利用を進めていただきたいと思いますと思うんですが、もう1点では、地元子供たちの教育の一環として天文教育を初め、観光教育をする場としても一度見直していただきたいと思いますという思いがありまして、ケーブルテレビやその他を使いまして、広く天文台の存在価値を宣伝しまして、地元の子供たちにより多く上がっていただき、田舎の思い出をつくっていただきたいと思いますと思っておりまして、そちらのほうでも努力していきたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 6番。

○議員（6番 岡田 克也君） 最初の質問の折にも申し上げましたが、天文検定なども行われるということでありまして、「ハヤブサ」の映画なども上映されるということで、天文学そして天文についての学びを行いたいという人もどんどんふえると思います。ぜひこの津和野町にある、この日原天文台を活用しながら、そのことが文化の振興、また観光の振興、そして地元の子供たちのよりよい成長の一助となりますように願ひまして、この天文台につきましても質問を終わらせていただきまして、次に、安野光雅美術館についてであります。

先ほど、最初の質問で申し上げましたように、館外展が「島根県立美術館で2万人を超えた」という報道が大きくされており、だれもが新聞、そしてテレビ等で見られたと思いますが、館外展の現在の状況等についてわかるところで御説明をお願いしたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（斎藤 誠君） 館外展の状況であります。22年度の実績を御報告を申し上げます。

一つは、教文館「ナルニア国」というふうなところ、東京の中央区にあります。そこで「安野光雅の数学絵本展」というのを22年の7月17日から8月いっぱい行っております。そのときの入館者数5,773人というふうな形であります。

それから、山梨県立美術館・山梨県立文学館共催のあれであります。「くじらぐもからチックタックまで—小学校国語教科書に載った思い出の話原画展—」というのを22年の7月25日から8月29日行っております。このときの入館者数1万495人と。それから産経新聞社が行っております「安野光雅が描く日本のふるさと奈良展」ということで23年の9月22日から10月の3日ということで高島屋の大阪店で行っておりますが、これが22年の9月です、22年の9月から10月3日までですが、3万8,235人ということになります。

それから朝日新聞の巡回展ということで、これも「安野光雅の絵本展」ということであります。大体全部で7会場を予定しておりますが、今現在行っているのが1カ所2カ所というふうな形であります。残りについては今後の開催ということになりますが、まず皮切りに、先ほどありました県立美術館、23年の2月25日から4月の11日にかけて行いましたが、このときの入館者数が2万5,313人というふうな形であります。今年度に入りました

て産経新聞「安野光雅が描く日本のふるさと情景展」というので、23年の4月6日から11日まで1週間でありますが、行いましたが、これは東京の伊勢丹新宿店ということでありまして6,618人の入場者数、それから朝日新聞の2会場目のものが長崎歴史文化博物館で、4月の16日から6月の5日にかけて行われました。このときの入場者数8,486人というふうな、大体そういうふうな状況であります。

○議長（滝元 三郎君） 6番。

○議員（6番 岡田 克也君） ただいま御答弁がありました入場者数を計算しましても、かなりの方がその安野光雅の館外展に来ておられるわけでございます。最初の質問でも申し上げましたが、そのところで津和野町の農産物や特産物、そして津和野町の観光のPRをすれば、宣伝広告費というのは大変かかるわけでありまして、そのような場所においてさせていただきますと、また広告効果、そしてまた津和野町の効果が上がると思えます。

そしてまた、ふるさとを遠く離れて住まれている方々にとりましても、津和野町出身の方がまたそのふるさとを身近に思い、そしてふるさとに誇りを持ち、ふるさと納税や農産物、特産物の購買にもつながっていくと思えます。それらのことについて、具体的にどのように今、館外展においてされておられるのか、今後のどのように企画されていこうとしておられるのかお尋ねいたします。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（斎藤 誠君） 館外展のときには基本的に美術館が監修として立ち会うというふうなことになっております。そのときにその会場の一角をお借りをして安野美術館の館報、それから町の観光パンフレット等を展示をしております。それからグッズも販売をするようにしております、相当の販売額が出ております。今のところはそういうふうな状況で、まあ、農産物等の展示はやっぱりなかなか難しいというふうな形で設置はしてはおりませんが、宣伝についてはそういうふうな形でパンフレット、ポスター等を掲示してグッズも現物を置いて、それなりに宣伝はしていると思っております。

○議長（滝元 三郎君） 6番。

○議員（6番 岡田 克也君） それでは、商工観光課において、この安野光雅美術館の館外展の連携について今取り組んでおられること、また取り組んでいこうとされておることがありましたらお聞きしたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長嶺 清見君） 例えば、教育長答弁いたしましたが、ことし合計1万部津和野のパンフレットを提供いたしております。箇所によりましては通年的にずっと置かしていただけるということでありまして、そういった意味でなくなったらまた補充ができるということで、通年的にPRをしていただける施設もおかげさまでできましたものですから非常に喜んでるところでございます。

それから物販系でございますが、これも安野光雅美術館の職員とも先般、ちょうどお話をしたところなんです、ああして百貨店等で行う場合は、やはりその百貨店にすれば物販と

の当然関係がございますもんですから、中には津和野の物販をやってほしいというふうな申し入れも受けておるといことで伺っておりますので、これにつきましては、具体的にその場所でお話が出れば取り組みたいというふうに思っておりますし、この秋を予定しているところにも少しそういうふうな話があると伺っておりますので、これはまた我々のほうも教育委員会と一緒に詰めをしていきたいというふうに思っております。

○議長（滝元 三郎君） 6番。

○議員（6番 岡田 克也君） ただいま商工観光課長のほうより、さまざまな取り組みについてお話をいただいたわけであります。安野光雅美術館につきましても町の財政負担を減らすためにも入館者増、そしてこのような形で、さまざまな場所でグッズの売上げの収益等が上がることは経営上にも大変プラスであると思っております。グッズの売上げの収益が数千万円にも上がると計算しておりますが、グッズの企画・作成についてどのように今行っておるのか、そしてインターネットのホームページでは、そのグッズの紹介等は見えなかったように記憶しておりますが、今後、そのグッズ等についてもまたインターネットのホームページやさまざまな形で売上げることができれば、また収入増につながるのではないかと思っておりますが、そのグッズの企画・作成についての内容について、お教えていただけたらと思います。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（斎藤 誠君） グッズの関係ではありますが、売上げとしては、昨年の貸し出し料とかいろいろ含めて3,900万円ばかりの21年度決算の状況であります。3,900万円ばかり、で、商品仕入れが当然伴っておりまして、2,000万円ばかりの仕入れになっておりますので、差し引き1,800万円ぐらいの利益というふうな状況に21年度決算ではなっております。

一般的には、安野先生とあそこの職員が一緒になってどういう商品をつくるか、いうふうな形で協議をしてそれを専門の会社で作成をして、それを仕入れて販売というふうな形があります。ただ特徴的なのは、複製画というふうな形で通常の絵よりも安い価格で販売をするものを作成しております。で、これはあそこでカラープリンターを使って職員が独自に開発をして、安野先生の許可を得て販売をしているというふうなものであります。これにつきましても年間で行きますと、100万円を超える売上げになるというふうに思っているところであります。

○議長（滝元 三郎君） 6番。

○議員（6番 岡田 克也君） 美術館においても安野先生と共同してさまざまな新しいグッズの企画、そしてまた作成も行われておるように思うことであります。島根大学病院にも安野光雅先生の作品が多く購入されて、患者様の一つの絵画セラピーのような形でも活用されておると思いますが、さまざまな形でまたこの美術館等が活用されますことを念じまして、そして先般、桑原史成写真美術館に見に行ったことでありますが、東日本大震災の後に現地に入られたその写真が展示されておったわけでありまして、桑原史成写真美術館はち

ようど駅前の大変いい立地の場所にありますが、なかなかやはり入場料との関係もあり、私はできることならば、例えば桑原史成写真美術館と安野光雅美術館、森鷗外記念館等の共通入場券などを作成されましたら、桑原史成写真美術館から安野光雅美術館、そして森鷗外記念館という人の流れがあり、そして地元の経済効果もあり、地元としても潤うのではないかと考えております。その点について、また御検討されておるのか、また検討されていこうとすることがあるのかお尋ねします。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（斎藤 誠君） 先ほどのちょっと答弁で1点漏れておりました。商品の販売については、一つは、顧客台帳と申しますか、そういうふうな今まで購入していただいたお客様のリストというふうなものはつくっておまして、新たな商品開発をしたとき等はメールを送って購入を促すというふうなやり方はしておりますが、ホームページについては今は掲載をされてないというふうに思っております。今後、検討してまいりたいというふうに思いますが、グッズの数がかなりの量がありますので、その辺の掲載の仕方というのに若干工夫を要するかなというふうには思っておりますが、今後の検討課題というふうにしたいというふうに思います。

それから共通の館券のことについてであります、これにつきましては町内の民間の施設も含めて10館本ぐらいかな、ちょっと数は忘れましたが共通の入館券というふうな形で5館、4館かいね、それぞれ、どこに入ってもええというふうな形で枚数的にセットにして販売をしているというふうなことでありますので、そういった意味では、共通の入館券については既に実施済みというふうな解釈をしております。

○議長（滝元 三郎君） 6番。

○議員（6番 岡田 克也君） それでは、今申し上げました文化施設の活用がますます行われ、そしてそれが地域の文化向上、また観光・経済的にも効果を及ぶように、そしてまたその質につきましても、空調の補修料とかさまざまなものにつきましても一層の節約のお願いを申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、6番、岡田克也君の質問を終わります。

○議長（滝元 三郎君） 後ろの時計で午後1時まで休憩といたします。

午前11時51分休憩

午後1時00分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

一般質問を続けます。発言順序4、14番、後山幸次君。

○議員（14番 後山 幸次君） それでは通告をしておきました件について、質問をさせていただきます。執行部におきましては、明解なる御答弁をよろしくお願いをいたします。

まず、第1番目でございます。観光行政について、駅前駐車場整備の件であります。今、観光もこの石見のほうも相当衰退してきております。日本全国観光地は悲鳴を上げておるわけでございますが、これも東日本の大震災の影響であるわけでございますが、この観光客の少ないときにいかに津和野の観光地に集客をしていくか、これは町民または行政も英知を絞り、対策に当たらなければならない、このように思っておるところであります。そうしたことで、津和野町には観光の一助としてSLが運行されております。これは大変、津和野には本当、有利な運行であります。このSLが津和野に到着いたしまして、出発するまでに約2時間余りの時間があるわけでございますが、その間にSLファンまた写真マニア、また子供連れの多くの観光客が電車台のほう回ったり、駅の構内で、またホームでいろいろな写真を撮りたいということでそういった場所取りを一生懸命されております。

そこで提案をいたしますが、大変、これからは暑くもなりますが、なかなか機関車の横へ行って写真を撮るといのが大変難しいのでありますが、幸いに駅前の駐車場があるわけでございますが、これは現在、月極で駐車場として利用されておられます。この駐車スペースを道路側のほうへ駐車をされて、線路側にフェンスがあります。そのほうに、何とかいいますか、ベンチでも置かれて休憩場所を設置してあげるといふうにすれば、また観光客が喜ばれますし、大変その1時間2時間待つ間へよそへ行くわけにもいきませんし、そうしたベンチでもあれば、また大変助かるのではないかと、こういうふうなことを思ったわけでございます。これは、実際にSLのファンからのそういった声も聞いて、私、この質問をさせていただいておるところでございますが、そういったことを踏まえて、あそこの有効、駐車場を有効な利用をされたほうがいいんじゃないかと、まあ、教育長も知っておられますが、あそこはゲートボール場がありますが、あれも今は余り使用されておませんが、あれをつくったいろいろな経緯もありますから、あれをすぐどうとこうとは申しませんが、あの横の今、町が持っております駐車場、そこを有効利用させていただく、このように検討していただきたい、このように思っておりますが、これについて御答弁をいただきたい。

2番目に、SLの案内標識であります。これは前にも私、議会で質問しておりますが、その後、正直移転は大変難しいということで、新規にほんの小さな板が設置されております。たしか40センチの45センチぐらいの板であったろうと思います。これも線路の下の枕木のところに小さな標識が設置してありまして、私は、前に国宿にありました1メートル10ぐらいの大きな標識板、これが2枚あったわけですが、これの文字がですよ、わずか45センチの板に縮小されて設置されております。そういったことが、私、大変残念に思えてならんわけですが、まあ、課長さんも4月にかわれたんで、余り課長さんに苦言を呈してもしようありませんが、今後さらに検討されて今国宿にある大きな板をこれは本当、石でできとるんですから貴重な板でありますので、あねえとこへいつまでも放置しとかれるのはもったいないと思います。それをまた今のSLがある場所へ移設される気はないか、これについてお尋ねをいたします。

そして、あそこは今ボランティアが立てられたんか知りません、ベニヤの案内板がありますね。あれらはせっかくもう下にそういった板が、同じような板があるんですから、私は撤去されるべきじゃないかと思いますが、どこが立てられたんかよくわかりませんが、課長のほうでまた検討させていただきたい、このように思っております。

以上、お答えをいただきたい。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、14番、後山議員さんの御質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

商工観光行政についての御質問でございます。町駅前第二駐車場につきましては、現在月極契約で運営をしております。現地は駅ホームに接していることから、S Lの見物や撮影などには最適の場所であり、御指摘のように、津和野駅ホーム側に契約車両が駐車していることから現在の状況は満足できる環境とはいえないと考えております。今回の補正予算でお願いをしております観光費の町営駐車場等舗装工事におきまして、駅ホーム側フェンス沿いに2メートルないし3メートル幅でのアスファルト舗装とベンチの設置などの対策を講じたいと考えております。

次に、S Lの案内プレートについてでございますが、設置位置につきましては、車両の左前側であり、見物される方の目に必ず触れるという意味では最適な配置であると考えております。現在のプレートは縦35センチ、横40センチでございますが、サイズの選定に当たりましては、見物される方のほとんどが写真撮影をされることもあり、カメラアングルに対する配慮も必要であるとの判断から、高さも含め現状のサイズとなったものであり、そのような状況も含め御理解をいただきたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 14番。

○議員（14番 後山 幸次君） さっそく舗装されて、それを観光客の写真撮影の場とするように努力するということでもありますので、大変ありがたいと思っておりますが、町長、今言われました案内プレートの件でございますが、町長はさっき言われましたね、S Lの由来の表示板であります設置位置が「最高の場所である」というふうに言われましたが、私は決して最高とは思わんのですいね。線路の、動輪の下へ線路あります。そこへ碎石があります。そこに設置してあるんですよ。そねんとこへ行って、外から何が標識板か、私は絶対見えんと思えますが、町長さんと私の認識の違いかもしれませんが、もう1回見られて、これは再検討していただきたい、このように思っております。ご答弁はようございます。

次に、郷土館について質問をさせていただきます。津和野町の郷土館の老朽化、相当進んでおるわけでございますが、この郷土館も社会教育法第3条の目的を達成するために郷土館を設置され、博物館法第3条の各項によって、事務が行われておるわけではありますが、せんだつてもある観光客の方が共通入館料を払われて郷土館に入られました。そうしたところ、大変異臭がして気分が悪くなり、退館されたところのように申されております。原因につ

いては、多分床板に腐食防止のための防腐剤のクレオソートか何かが塗布された経緯があるのではないかというふうに私は思っております。

また床の板もぎしぎしと本当に音がいたしまして、まず美術展示館とは想像しがたいほどひどいものであります。また、トイレも含めて改修の時期に来てるのではないか、このように思っておりますが、前に老朽度調査を実施されていると思いますが、どの程度になっておるのか、結果についてお伺いをしたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（斎藤 誠君） 御指摘の件につきましては、そういった情報が入った時点で私も現地確認を行いました。その結果、恐らく郷土館の床に塗布した防腐剤の影響ではないか、いうふうに判断をしたところであります。郷土館の本館につきましては、合併前に教育委員会の事務局が置かれていたところから防腐処理のために防腐剤が塗布されておりますが、少なくともこの10年間ぐらひは塗布の記録がないということでありまして、現在塗られているものはそれ以前に塗布されたものであるというふうに考えております。

また、合併前に老朽度調査をしております、そのときの指摘では、床はもちろんでありますけれども、主には内装修繕を計画する場合は、柱とはりの修理・補強や耐水平力補強を検討することが望ましいというふうな結果をいただいております。今後は、昨年度策定しました歴史文化基本構想や現在策定中の教育ビジョンにのっとり、国や県の補助を得られるよう協議しながら、津和野町の歴史文化の中心的な施設と位置づけ、同じく老朽化が進んでいる養老館の整備と一体的に進めていきたいというふうに考えております。

○議長（滝元 三郎君） 14番。

○議員（14番 後山 幸次君） 教育長の答弁をいただきまして少しは安心をいたしました。入館料を払って見学して、こういった、お客さんから、本当、ひんしゅくを買うような言葉を聞かれないように、今後早急な解消の計画をしていただきたい、このように思っております。御答弁はよろしゅうございます。

次に、町営バスの運行についてお尋ねをいたします。4月より運行されております町営バスも、利用客からいろいろと苦情等が私どもにも来ております。まず、第1番目に、木部線のバスが——このバスは大型バスで29人であります。これは車検証を確認したところ間違いありませんが、この29人乗りのバスは座席が18しかありません。それではあとの10人は立ったままの状態で行われるわけですが、まあ、毎日毎日が満員とは限らないと思いますが、そうは申しまして、やっぱり患者の多いときには立っておられるということは、大変カーブ等曲がるときには危険と思われま。そういう声も、乗務員の方からも聞いております。そうした観点で、今、吹野方面よりデマンドが四本松で木部線に接続して、その後は帰るまで待機の状態にあると聞いておりますが、このデマンドを津和野までの運行はできないのか、経費の問題等いろいろあるとは思いますが、そういういろいろの声があるので1回見直しをされる時期ではないか、このように思っておりますが、これについてお伺いをいたします。

また、岩瀬戸地区については町営バス運行に関する条例では、第4条関係の運行路線・運行区間でのこれは表記がされてないわけですが、第一交通の営業タクシーとして、デマンドとしてのこれは中国運輸局の許認可がおりたら実施されるというふうに聞いておったんですが、そういった判断のもとに運行路線に表記されていないのか、またこの岩瀬戸地区のバスの許認可はいつごろになるのか、現在までどのような状態になっておりますか、これについてお尋ねをいたします。

続いて、町営バスの事故処理についてお尋ねをいたします。今回起きました事故では、乗客は乗っていなかったことが本当に幸いであったと思われまます。この事故が発生したのが4月の13日でありましたね。そして、新聞が報道されたのが5月の12日であります。執行部がこの事故報告を議会全員協議会に説明されたのが6月の7日であります。そして、その3日後の6月10日の新聞に警察署より運転手は車内にいたと指摘され、町は再調査をされ、8日に島根運輸支局に報告に、過りがあつたと連絡をされたようでありますが、町は近く内容を修正された報告書を同支局に提出するといった、このような状況であります。全くお粗末な限りであります。事故が発生して1カ月後に新聞報道、そして2カ月後に我々全員協議会に町長不在のもとに発表されました。5月にも全員協議会はあつたわけでございます。余りに町執行部は議会を軽んじてはおられませんか。もっと早く、こういう事件・事故があつたときにはやはり議会にも早急に知らせていただくべき、このように私は思っておりますが、これについて、町長、どのようなお考えかお聞かせをいただきたい。

また、津和野町には地域公共交通会議というのが設置されてあるようでございますが、たしか構成員は8名と思われまますが、今回このような事故のあつた場合には、こういった会議に諮られるのですか。そういった会議は全くこういう事故等には関係がないのか、この津和野町地域公共交通会議というのはどういう役目を果たしているのか、お伺いをいたします。

また、今回の事故におきまして、金額は町の保険で対応されると思うわけですが、全額保険で適用されるのか、まだ修理とかラッピングやいろいろな費用かかると思われまます。これについての見積書がもう既に出ておるのか、それが全部保険で対応できるのか、それについてお伺いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、地域振興行政に関する御質問に対して、お答えをさせていただきますと思います。

本年度4月より運行開始しました町営バスの木部線は現在29人乗りバスで運行しておりますが、座席数は18席しかなく、乗客が18人を超えた場合は立っていただかなければならないこととなります。このことから、運行開始日以降の乗車状況を調べてみたところ、今月15日までの76日間で18人を上回る日が12日ありましたが、いずれも駅行きの上り便で下り便では1日ありませんでした。搭乗車が多い日を調べてみると、津和野共存病院の整形外科が受診できる月曜と金曜日や年金支給日である偶数月の15日という特定される日がほとんどでありました。この路線の利用者は高齢者が多く、立った方がおられた

ままの走行は運転手にとっても気遣いが多くなると聞いており、改善方法を検討中ではありますが、対応の一つとして木部線と野中線の駅方面行きがほぼ同時刻に横瀬を通過することから、横瀬以降のバス停におられる方は野中線に御乗車いただくよう勧める方法が考えられます。最近では、乗客の御判断で後続のバスに乗られていると聞いており、5月21日以降で18名を超したのは3日で、いずれも1名増となっております。

また、吹野路線のバスを駅行きとして走行した場合の試算をしたところ、月曜と金曜日の週2日運行で、年間委託料が約60万円程度ふえると予測をしておりますが、実行するには地域交通会議等の可採や手続を踏まなくてはならず、いましばらく乗車傾向を調査しながら、検討していきたいと考えております。

続いて、町営バスの事故処理についてでございますが4月13日に発生をした町営バスの転落事故に関しましては、事故調査等が徹底しておらず、新聞紙面上に間違った情報が掲載されるなどし、おしかりと御心配をおかけしていることをおわびをいたします。その後、中国運輸局、島根運輸支局に対しても事故報告の訂正をさせていただきました。今後このような事故が発生してはなりませんので、委託事業者に対して運行管理を適正に行い、事故が起こらぬよう指導していく方針であります。

また、万が一、事故が発生した場合は徹底した事故状況の把握をするよう指導をしたいと考えております。なお、御指摘のように全員協議会等で議会への報告がおくれましたことも、私のほうからも重ねておわびを申し上げる次第でございます。そのほか細かい点につきましては、担当課長のほうから御説明をさせていただきたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

○地域振興課長（久保 睦夫君） 議員の質問の追加で岩瀬戸への交通については、公共交通についてはどうするかという御質問がありましたが、議員のおっしゃるとおり、デマンドタクシーという方法で日浦地区それから商人地区をカバーしていこうということで、タクシー運行に関しましては、津和野エリアでは第一交通がございますので、第一交通を指名しまして諸手続をしておるところであります。で、現在のところ島根運輸支局のほうに関係書類を送っておるんですが、先日も差しかえ資料を求められておりまして、まだ許認可がおりてない状況でありまして、それがいつになるかは今のところまだわかってはおりません。でも余り遅くにはならないだろうということは聞いております。で、その認可がおりましたら、デマンドタクシーとしてそのエリアのコースをカバーしたいと思っております。

それから、地域公共交通会議でございますが、路線等の変更に関しては地域公共交通会議にかけるということが言われておりますが、事故をその会議で審議しなければならないということは現在のところ聞いておりません。そのことはお伝えしておきます。

それから、保険のことではありますが、この保険に関しましても、今、町村会のほうの保険で対応ということで、事務手続を進めておりますが、いまだ結論が出ておりません。今回の事故はバスの転落とあわせてバスの引き上げ時に起こった事故の2つの事故が重なっておりまして、その辺がいろいろ保険のほうでも慎重な審議が必要だということを言われてお

りまして、まだ結論は出ておりません。ただ先日の全員協議会の中でも申しましたように、全額出ない場合には委託事業者に負担していただくということが契約書に出ておりますので、その辺はまだ結果が出ないと申し上げることができない状況です。

以上です。

○議長（滝元 三郎君） 14番。

○議員（14番 後山 幸次君） それでは営業行政に質問させていただきます。

アンペルマンについてであります。町営のバスのラッピングがたしか6種類ぐらいあるというふうには思っておりますが、まず1つ目は、ドイツの歩行者信号用のマーク、アンペルマン、またアンペルウルですか、このマークが使用されておりますね。そして2番目に、日原天文台、稲成神社、教会、それから鷺舞、SLの蒸気機関車、これらがすべてデザインされておるわけですが、これについての著作権や登録商標の問題等について、また色彩については町の景観条例に抵触してはおりませんか。これはどのように調べておられますか、お答えをいただきたい。

また、ラッピングの委託先はどこにされておるのか、これを決定されたのは、このラッピングを使用しようというふうには決定されたのは営業課で決定されたんですか。どの課で決定されたのか、それについて御答弁いただきたいと思えます。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 営業行政に関する御質問でございます。

町営バスにラッピングをしておりますアンペルマンは、ドイツベルリンのデザイン会社であるアンペルマン社が考案した人気キャラクターであります。したがって、本来はライセンス料が発生するものでございますが、今回の当町の使用に当たっては、津和野町がベルリン市中央区と姉妹都市提携を結んでいること、また、まちづくりの一環での利用であって営利を目的としていないことなど特別の御配慮をいただき、無料で使用させていただいております。

また、アンペルマンの色彩が町の景観条例に抵触するのではないかと御質問でございますが、バスは動産でありますので、対象外となります。しかし、にわかには津和野の町に出現したキャラクターであるため、当初は津和野の町並みにマッチしたものかと思われた方も一部にはあったかと思えますが、町営バスとして他の車との見分けがつきやすいとの御意見も多くいただいており、また津和野とベルリンを結ぶにふさわしいキャラクターであり、対外的にも当町の認知度を高める素材の一つとなっておりますので、総じて受け入れていただいていると認めているところでございます。

なお、ラッピングの委託先につきましては、アンペルマン社のデザイン承認が必要でありますので、日本の正規代理店であります東京のアナザー・ビー社に発注をいたしました。なお、委託先等の決定ということの課のお話でありましたけれども、バスの購入自体は地域振興課等で行っておるわけですが、このアンペルマンとの交渉等につきましては、営業課のほうで行わせていただいているということでございます。

○議長（滝元 三郎君） 14番。

○議員（14番 後山 幸次君） 町長は1月にベルリンを訪問されております。その際、区長と対談にあわせアンペルマン本社に訪問をされておりますね。このように町長の報告にはあったわけですが、そして町長は、「アンペルマンがベルリンと津和野町の民間経済交流を生む可能性を見出した」と、このように報告をされております。そして1月の26日に我々臨時議会において、補正予算で町営ラッピングが、委託料が300万円が計上されたわけですが、ラッピングの委託先がアンペルマンの正規の代理店アナザー・ビーであれば、1月に訪問された時点で既にこの委託先は決定をされていたというふうに思われるのでございますが、それに間違いはありませんか。

また、アンペルマンやアンペルウルのラッピングは、これ以外であれば町内の業者でも対応できるわけですが、これはやはりアンペルマンのこういった関係でこの会社がもう専売特許とおられるほかの業者では使用できないの、これはわかっておるんですが、これを外してでも、津和野町内にはラッピング業者もおるんですよ。そういったところにもひとつ声をかけてやっていただきたかった、どうでも、その町長言われますようなアンペルマンの信号機が津和野町に設置はできないわけですから、ただその絵をシールして張るだけのことであるわけですから。町長、私もラッピングを張った車を見ましたが、外部から見まして、何かマンモスがバス襲つとるんじゃないかというふうな、私は見えてなりません。また、町民からもそういった声も聞いております。また乗客された町民の方も中からシールが張ってあるんで外が見えない、そういったことも皆さんが申されておりますが、余り、あのラッピングがいい評判ではないように私は聞いておりますが、まあ、町長はお尋ねしても、あれが悪いとは絶対言われんとは思いますが、どのように、率直な考えで、もっと、裏へ張ってあるアンペルマンのマーク、もうちょっと小さくして張られんのか、その辺のそこはどうでございますか。

それから、アナザー・ビー社ですか、これに請負をさせておられるわけですが、ラッピングの金額はどのぐらいで、入札というか、これは独占でありますようけ、見積もりで随意契約みたいにされたんと思いますが、金額は何ぼでされておるのか、お聞かせをいただきたい。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） まず、1月にドイツ訪問しまして、アンペルマン本社行ったこと、これは事実でございますけれども、そのときにもう委託先が決まっておったかという、そういう御質問でございますけれども、それは決してないわけでありまして、初めて私もその社長とお会いいたしまして、そのアンペルマンというものを、どういうものかというものをしっかり自分の目で確かめてきたということでもあります。それがまた津和野のほうへ活用していけるものかどうかということを経営者とも話をしながら、また社長の企業理念ですとか、それからアンペルマンがどういう思いで、まあ、非常に社会的な思いを持っていらっしゃるわけですが、そうしたお話等聞いていながら、この方なら町としてもしっかりとまたいろんな面でおつき合いができる方だということを確認をして帰ってきたと、で、その

後のまた動きの中でこういう委託先というのが決まっていたということでございます。契約関係のこう細かいことにつきましては、また担当課のほうから御説明をさせていただきたいというふうに思っております。

で、まあ、デザインの評判の話でございますけれども、私は当然いいデザインだというふうに思っております、むしろあれぐらい大きいほうがよく目立っていいというふうにも思っております。今回、そのアナザー・ビーさんの御好意もありまして、これもちょっと詳しいところはまた担当課からお知らせしてもらおうと思っておりますが、町内の小学校に環境教育をしており、アナザー・ビーさんがそのアンペルマンを使ってグッドイヤーさんという大変大きな企業と提携をされておまして、それを飛行船を飛ばして環境の大切さというのをこのアンペルマンつながりで事業の中に取り入れてやっております。

それから、もう一つは、これは私の思いとして、私の思いというか、これから町としてやっていきたいということでありますが、このアンペルマンをやはり子供さんたちをまずは中心に、町民全体のこの交通安全意識を高めていくような、そういう取り組みにつなげていきたいと、信号機からのデザインでもございますので、そういう面でその環境教育のときにも、子供さんたちにもそうした教育の、交通安全のこともお話をさせていただいておりますけれども、そうした中で、常にこのバスが通る、そしてあのアンペルマンを、デザインを見ることによって、子供さんたち、当然町民の皆さんにもですが、交通安全を守らんやいかんと、そういう、こう、常に意識づけができるような、そんな思いも持っているというような取り組みの中で目立つようなデザインにさせていただきました。

それから、もう一つ、例えば稲成神社さんですとか、鯉のデザインとか、そういうものもコラボレーションする形のデザインさせていただいたわけですが、これもやはり一つは、このアンペルマンさん通して観光振興というものにつなげていきたいという思いが持っております。実際この、これは今までの議会でも申し上げてきてるところであります。実際、アンペルマンのキャラクターというのはH.I.Sさんという大変大きな旅行の代理店が一つ以前に取り上げていただいております。

それから全日空さん、今もうキャンペーン終わったかもしれませんが、実は国際線のキャンペーンでアンペルマンを、キャラクターを使っているわけです。（「簡潔に」と呼ぶ者あり）はい、済いません。（発言する者あり）そういういろんな思いもあって、ああいう、そういうことで取り組んでいるということで御理解をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 営業課長。

○営業課長（大庭 郁夫君） 御質問のありました中で、事業者の関係でございますけれども、当初300万円で契約をいたしましたけれども、1台ふえた関係で最終的には330万円プラス消費税ということでございまして、1台当たり55万円という契約を行っておるところでございます。

それから、期間的なもの等につきましては、1月に27日に契約をいたしまして、3月の20日前後に終了ということで、先ほど御質問のありました中で、このラッピング加工については町内でというようなこともございました。確かに言われることも考えられる部分ではあるかと思えますけども、全体の中の一連した企画とかデザインといったものは、まあ、それからこのステッカーの制作というようなものはこちらの業者さんでできるわけではございませんし、そういった向こうとの協議の中で、そのデザインが決まるまでの期間というのは結構要しました。そういったことがありまして、一括して発注するほうが有利でもありますし、そういったことで今回は加工まで含めたもので発注したものでございます。

○議長（滝元 三郎君） 14番。

○議員（14番 後山 幸次君） もっとアンペルマンのことをお伺いしたいんですが、時間がないのでまた次に聞きますので。

次に、総務財政行政についてお尋ねをいたします。今回、法心庵の跡地のことをまた申し上げるんですが、長年廃墟と化していた法心庵の住宅が解体されまして、本当に1段階の工程が終わったというふうに思っております。今後、2段階の工程計画として分譲霊地としての検討をしていただきたい、このように提案をしたいと思っております。この跡地の面積が、正確な面積は町の台帳があつてわかると思えますが、約648平米ぐらいあると思われまます。こういったところ、標準の墓地をつくろうと思ったときには3.24平米が大体墓地の1霊地と聞いております。というのは1.8掛ける1.8の面積が大体墓地の1霊地というふうに聞いております。それを少し余裕を持って2.5メートルの2メートルぐらいにして5平米ぐらいにしても、これを1霊地と計算いたしまして、さらに縦横に1メートルぐらいの参道を5本ずつ通したとしましても、約、この土地の中に80霊地ぐらいの確保ができるわけでございます。まあ、それは厳密にいえばもっと多ゆうできると思えますが、この土地を共同霊地としての構想はできないものか、このような提案であります。

蕪坂川の改修工事は墓地の移転先がないために、県も中断されておるわけでございます。これは、建設課長も既成同盟会の会長と県のほうへ要望に行かれた経緯もあるわけですから、こういったことを踏まえて、この蕪坂川がまた改修が完成すれば、付近住民の安全確保のためにも、また災害の不安を払拭されるためにもこの墓地の確保は必要不可欠であるわけであります。蕪坂川の早期完成に町としても最大の協力をしていただくことを強く要望するわけでございますが、これについてどのようなお考えかお聞かせをいただきたい。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、町営の法心庵住宅におきましては、平成22年度で解体予算を認めていただき、繰越事業とはなりましたが、今年度4月に解体が完了したところでございます。その跡地につきましては、町道等の進入路がない場所であり、現段階において町営住宅建設の計画もないことから、町としても遊休地の処分にもなりますので、改修工事に協力できるよう県と協議をさせていただき、御提言のとおり公募し、分譲していくことも考慮し、検討してまいりたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 14番。

○議員（14番 後山 幸次君） 次に、建設行政についてお尋ねをいたします。

まず1番目に、道路維持業務についてであります。委託業務についてお尋ねをいたします。大変、今日あたり公共事業費の削減が近年続いております。6月議会の一般会計の補正予算を見ましても、道路新設・改良費においても、社会資本整備総合交付金削減のために町道6路線の事業費が見直されております。これが9,212万5,000円も減額でこのたび計上されるわけでございます。また、橋梁点検委託料にしましても400万円が減額であります。津和野町の今、橋梁も本当に調査しておかなくてはならない時期に来ておるわけでございますが、こういった減額によりまして、国・県・町の土木事業費の本当削減によりまして、建設業はますます衰退していております。また廃業に追い込まれるところもあるわけでございます。

こういった現状の中、今年度事業の委託料、法人でありますシルバー人材センターと締結をされております、約795万1,000円ですか。また津和野町は、この人材育成事業費の補助金といたしまして、平成21年度には820万円、22年度には670万円、23年度には670万円の補助金を出しておられます。毎年多額の補助金を受けている団体がこういった事業に参入しますと、民業を圧迫する恐れがあるわけでございますが、公共事業の減少の折、再考されるべきではないか、このように思っておりますが、町長のお考えをお伺いをいたします。これからまだまだ除雪関係、そして除草関係、そういったいろいろな工事が出てくるわけでございますが、これについてどのようにお考えか、お聞かせをいただきたいと思っております。

もう1点、町道奥山線の道路復旧についてであります。これは、平成15年度に直地の簡易水道事業の工事に重機搬入に伴い、路肩が軟弱なために崩壊の恐れがあるということで施工された業者がごとうの鉄板を10枚を敷設されております。そして、水道工事を完成されたわけでございますが、この敷鉄板はその後町が買い取られて、現在もそのまんま敷いてあるわけでございますが、いつまでも敷鉄板で置かれておるといことは大変危険なわけでありまして、早急な復旧が望まれますが、これをどのように思っておられますか。

また、ここは同じ場所のにり面崩落防止対策の請願が平成21年12月提出されております。これも、経済委員会も採択しまして、復旧に対して現時点はどのようになっておるのか、あの当時では測量費からいろいろ工事費が多額になるかもわからないということですが、積算に入りたいというふうに課長からのお話もあったんですが、現在までの進捗状況はどうであるのか、少しは前に進んで災害復旧ができそうなのか、まだそのまんまなのか、その点についてお伺いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、道路維持業務委託に関する御質問からお答えをさせていただきます。

シルバー人材センター事業は、我が国の急速な高齢化の中で発案された新しい就業システムであります。それは高齢のため現役をリタイアし、雇用関係でない何らかの就業を通じて自己の労働力を活用し、それによって追加的な収入を得るとともに、みずからの生きがいの充実や社会参加を希望する高齢者に対して、地域社会の日常生活に密着した臨時的か短期的またはその他軽易な仕事を組織的に把握して提供する高齢者の自主的な団体であります。したがって、この事業は次の理念のもとに運営をされております。

まず第1に、地域の高齢者が自主的にその生活している地域を単位に連帯して、ともに働きともに助け合っていくことを目指しておられます。第2には、高齢者の就業を促進することにより、高齢者自身の活動的な生活能力を生み出すとともに、その家族や地域社会に活力を生み出し、ひいては地域社会の活性化につなげることを目指しておられます。第3には、働く意欲と能力を持った高齢者であればだれでも参加の道を開き、自主的な組織参加と労働能力を発揮することにより、豊かで積極的な高齢期の生活と社会参加による生きがいの充実を図ろうとするものでございます。そのような理念のもとに活動されている組織であり、当町においても趣旨に沿った幾つかの事業を委託等しているところでございます。御指摘の道路維持業務委託についても、その一環の事業と位置づけておりますが、具体的には津和野・日原両地区での年間で1日2名ずつを配置した町道パトロール、愛護団のない地域の草刈り作業、側溝の土上げ等、軽微な維持管理、緊急時の作業人夫雇用等が主な業務内容でありまして、今後も民行とのバランスを十分に配慮しながら委託をしまいたいと考えております。

続いて、町道奥山線道路復旧に関する御質問でございます。町道奥山線の当箇所におきましては、地元並びに関係者の皆様には御迷惑と御心配をおかけしているところでございますが、きょう現在までのところ、現地の調査設計測量を終了し、のり面につきましてはネット処理、路肩につきましてはブロック積み等での施工を考えているところでございます。今後、現場はJRの近傍地でありますので、JRとの施工協議を踏まえて設計業務、工事費決定後に予算措置を整えてまいりたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 14番。

○議員（14番 後山 幸次君） シルバー人材センターのことについてお尋ねをいたしますが、もう私もシルバー人材センターに御厄介になるような歳になっております。余りシルバー人材センターのことをとやかく言いたくはないですが、町長、よく聞いていただきたい。シルバー人材センターですから、こういうことが民間の草刈り、植栽、その他軽微な作業を町の中でいろいろやっておられます。これについては、私は本当いいことをされるなと思っております。町長、さっきの答弁の中に「緊急時の作業人夫の雇用等が主な業務内容である」というふうに答弁をされておりますが、シルバーの組織体制で緊急時に対応できると判断されておりますか。私は町長のこの言葉に本当に疑義を感じておるわけでございますが、今後は建設業やその他民業を圧迫されるようなことのないようにひとつ配慮していただきたい、このことを強く望んで、私の質問をおきたいと思っております。町長には、大変懇切丁寧に、

クールビズでありますのに、町長一人頑張って正装して御答弁いただきました。まことにありがとうございました。

以上で終わります。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、14番、後山幸次君の質問を終わります。

それでは、後ろの時計で2時5分まで休憩といたします。

午後1時53分休憩

.....
午後2時05分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。発言順序5、12番、小松洋司君。

○議員（12番 小松 洋司君） それでは、通告に従いまして御質問をさせていただきます。

聡明な皆様方を前に、このようなお話から始めて大変申しわけございませんが、通常、第一四半期と申しますのは4月から6月まででございまして、したがって第2・四半期は7月から9月、第3は10月から12月、第4は来年の1月から3月までということになっております。

津和野町のホームページに今掲載されております公共工事の発注予定工事件数は、この第1・四半期、6月末で、あと10日ばかりで終わりますが、これが件数が9件ございます。昨日も確認をいたしました、この件数は変わっておりません。

そして、入札結果を見てみますと、4月25日に入札が行われた、これは繰り越し分でございましたが、日原保育園の改修工事、5月26日に簡易水道の測量調査業務と町道の測量設計業務。いわゆる測量調査業務が2件でございました。

工事関係では、道路の維持管理で津和野工区と日原工区とこの2件でございました。

ところが、一般質問を通告後6月17日に下水道管の敷設工事1件と同じく下水道で現場業務技術委託、それと旧堀庭園の保存管理計画平面図作成業務この2件が入札されたようでございます。そして、今月の27日には、津和野中学校の屋内運動場の耐震補強工事と、同じく30日には、また測量設計業務が2件入札が予定されておるようでございます。

町でよくお聞きするわけですが、「とにかく景気が悪い」と、「やっぱり建設業にお金が回らんと、私らはやっていけん」と、こう言われる方が多数いらっしゃいます。言われる方は、ほとんどが建設業に直接関係のない自営の事業主さんでございます。釈迦に説法と言われるかもしれませんが、本町にとって公共事業はほんとに大きなウエートを占めております。一日でも早く発注し、地域にお金を回してもらいたいと思います。

そこで、発注予定の9件のうち、先ほど申し上げました保育園、下水道管、津和野中学校の屋内運動場以外の、とりあえず町道関係4件について現在どのような状況になっているか、それからまずお伺いしたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、12番小松議員さんの御質問にお答えをさせていただきますと思います。

23年度発注予定の公共工事に関する御質問でございます。

現在、ホームページ上で公表しております公共工事の発注見通しにつきましては、今年度4月から行っているもので、総務財政課において調査し、取りまとめを行った上で掲載しているものでございます。御質問の発注予定の状況につきましては、下水道関係では6月17日に入札を執行しております。

町道関係につきましては、社会資本整備総合交付金事業として当初予算に計上させていただき、設計、積算を行い、発注準備を進めていたところではありますが、国からの内示額が減少する旨の通知があり、現在内示額に応じた事業の見直しを行っているところでございます。当初の発注予定では第1・四半期に発注予定としていましたが、国・県等との調整がありましたので、再度積算等を行い第2・四半期の早いうちに発注をしたいと考えているところでございます。

教育関係につきましては、2件とも設計業務を発注しており、現在受注者が設計を行っているところであり、設計図書の引き渡しがあり次第早急に発注をしたいと考えております。

このことにより、現在入札執行分の工事につきましては、すべてホームページを更新して掲載しておりますので、御確認をしていただければと思っております。

また、ホームページにつきましては、総務財政課において各担当から集約した工事案件を確認後、営業課へ送りホームページに掲載するという流れとなっております。

なお、御質問の中で、この27日入札予定の津和野中学校屋内運動場の工事等に関する入札の御紹介があったわけではありますが、御承知のとおり27日が議会定例会最終日となりましたので、日程を変更しております。念のため、この場で訂正をし、御報告をさせていただきますと思います。

○議長（滝元 三郎君） 12番。

○議員（12番 小松 洋司君） ただいま御答弁いただきましたが、私が尋ねたのは町道関係4件についてお伺いしたのでございますが、教育関係さらには云々と、すべて私これからお聞きしようかというようなことまでお答えいただきまして、このたびのルールが一体何だったのかと、私も今思っているところでございます。

そこで、お伺いしますが、このたび補正で7,000万円ちょっとの補助金が減額されております。社会資本整備総合交付金、これが当初予定していた額を大幅に下回ったということについては、どのようなことが原因かお聞かせ願います。

わかりませんかいね。どういうことが起きて、大変申しわけありません。当初見込んでおった予定の補助金額、これが国よりの内示が大幅に減少したと、その原因は何かということでございます。端的に申しますと、当初の見込みが大幅に誤っていたのか、それともいわゆる大震災の影響でそういったものが影響がここまで起きたのかというようなことですが、いかがでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 建設課長。

○建設課長（伊藤 博文君） この件につきましてですが、例年、前年度に概算要望というものを県のほうに、来年度はこういう事業にこれだけほしいというような概算要望というものを出して、県と協議をして、それで、県が、それじゃあその要望について、これこれ来年度つけましようということで新年度予算に計上しておりましたが、新年度になりまして県全体に配分される社会資本整備総合交付金自体の全体の枠が落ちたようでございまして、その関係で、津和野町だけではありませんが、島根県全体にそれなりの減額の内示が来たということでございます。

○議長（滝元 三郎君） 12番。

○議員（12番 小松 洋司君） 当然、本町だけということではなかろうかと思いますが、若干甘かったかなというような気もいたします。

先ほど、既に教育関係とか何とかを答えられましたのであと聞きようがないんですが、実は、ホームページを見てみますと、発注見通しに対して、先ほど2時間前でございますが、1,957件のヒット数、入札結果については1,581件のヒット数がございます。これのヒット数については、当初、本年の4月からかそれともホームページを立ち上げてから以後のものか、ちょっとお聞かせ願います。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

○総務財政課長（島田 賢司君） ただいまの御質問ですが、多分4月1日からこのホームページに掲載していますので、当初3月の終わりに当課が情報を把握したのが二十五、六件ばかりですので、今のところ初めて発注日として載したのがそれだけしかありませんので、多分今までのがすべてヒットしたんじゃないかと思われま。

○議長（滝元 三郎君） 12番。

○議員（12番 小松 洋司君） そうすると、ホームページを立ち上げて以降から全部ということになると、年間で大体200件ぐらいですか。いずれにしても、それだけの数の方が、業者が、この発注見通し等とかそういったものを見てアクセスをして、それぞれその工事関係を情報を得たいと思っておられますので、先ほど申し上げた第1・四半期の発注予定の工事が設計等がすべて終わりましたら、早目にいついつ、今度は第2なのか第3なのか、そういった情報を早目に出していただきたいと思っております。

それでは、続きまして、2番目の小水力発電についてお伺いをいたします。

3月11日の東日本大震災、3カ月を経た今でも9万人を超える方々が避難所生活をおられるとお聞きしております。改めて、被災者の皆様へのお見舞いを申し上げるとともに、一日も早い復旧・復興をお祈りいたします。

その3月11日の地震と津波でございますが、これはどなたが聞かれても、これはまさに天災でございます。福島第一原発の事故は、地震と津波が引き起こした、これは人災と言ってもほんと過言ではありません。

イタリアでは先日国民投票によって脱原発路線が決定し、ドイツではもともと脱原発路線でございましたが、現政権が原発推進へとかじを切っておりました。ところが、福島事故を受けまして、二、三十年をかけてまた脱原発へと再びかじを切ろうとしております。

ところが、我が国におきましては、浜岡原発は菅首相が停止要請をしたものの、その他の原発につきましては海江田経産相が安全宣言と思えるような発言をいたしまして、地元住民や地元自治体から反発を受けております。

国民の多くは、原発から再生可能な自然エネルギーへの転換を考えるようになっております。本町におきましても、太陽光発電施設の設置については補助事業を設け、その推進に取り組んでおりますが、その他の自然エネルギー、例えば風力や水力等についてどのようにお考えでしょうか、このことをお伺いします。

また、一緒にお答えを願って、もうどうしようもありませんので、ついでに次もお伺いしますが、水力発電につきましては、以前、小水力発電に関しまして適地調査等を行われましたが、その後調査後の状況等はどうか、あわせてお伺いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、小水力発電についての御質問にお答えをさせていただきますと思います。

近年、化石燃料の枯渇期限が示されたこと、また地球温暖化の進行を危惧することなどから、自然エネルギーの普及や脱化石燃料のための対策を講じてきているところでございます。3月11日の東日本大震災により被害を受けた福島第一原発事故をきっかけにますますエネルギー問題がクローズアップされており、今後自然エネルギーへのシフトが世論となり推進されていくものと予測するところでもございます。

議員御指摘のとおり、本町でも補助制度を設け、太陽光発電施設及び高効率給湯機の設置に対し補助金を支給しており、またなごみの里の温浴施設にチップボイラーを導入して、化石燃料を極力使わないための施設の導入をしております。

津和野町では、平成19年に省エネルギービジョンを策定、平成21年度に新エネルギービジョンを策定しており、津和野町地域における新エネルギーの可能性調査を行い、風力発電や中小規模水力発電の可能性試算等も行っているところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 12番。

○議員（12番 小松 洋司君） 調査をされましたが、その後、現在その調査によって適地があったのかないのか、済みませんがお答え願います。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

○地域振興課長（久保 睦夫君） この調査は、平成21年度の新エネルギービジョンの策定の際に、町民の方々から何名かを抜粋さしていただきましてアンケート調査したものでありまして、その内容につきましては、「町内で風力や水力に利用できそうな場所を御存じでしたら教えてください」という調査であります。これをもとに、水力が利用できそうなところとして、旧左澄発電所が13件、笹山5件等々のアンケート結果を得ておりますが、い

ずれにしてもすぐに取りつけるというわけではなくて、今後の対策の資料にしたいと思っております。

ただ、今益田広域全域で総合特区の申請をしております、この中にはエネルギー対策という項目が入っております、小水力発電を何カ所かをその事業に盛り込んでいこうという考えもありますので、その中にこのアンケート調査が生きてくるものと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 12番。

○議員（12番 小松 洋司君） そういうふうに結果が出ておると、それで、ある程度適地も挙がったのではないかとということでございますので、今後計画に基づいて新エネルギービジョンを策定されるということでございますので、先ほどの総合特区等のもとに、でき得るならば推進していただきたいと思いますと思っております。

それで、さらに、自然エネルギーを利用して発電した電気につきましては、現在自分たちが消費した残りいわゆる余ったものは、電力会社が買い取るというふうになっておりますが。太陽光発電については、結構高価な価格で買い取られると聞いておりますが、今後水力や風力こういったものを推進していくための、これらをせめて太陽光発電あたりの価格に上げるというような動きが出てくると思いますが、このような事態が起きたとき、町としてはどのように対応されるか。もし、お考えがあれば、これとあわせてお聞きしたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

○地域振興課長（久保 睦夫君） 現在、太陽光発電につきましても、昨年から比べますと売電価格というのが下がった状況でありまして、この売電価格というのが設置に対する意欲が沸くか沸かないかのボーダーラインになってきていることは確かでありまして、これらが、国のほうの基準がもっと上がるような方向にさせていただけるよう、それから水力に対しましても風力に対しましても、同じように設置するほうが設置したいという流れになるような方向に、我々も声をかけていきたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 12番。

○議員（12番 小松 洋司君） ぜひ、こういった自然エネルギーを利用した発電が普及するように御努力をお願いしたいと思っております、この質問を終わります。

3点目でございます。広報紙とCATVの関係についてお伺いいたします。

昨年度の機構改革で、いわゆる活字媒体による広報広聴活動は営業課へ、映像あるいは聴覚等による広報活動は地域振興課と、この広報活動といいますか事業を2課に分けられたわけでございますが。まず、最初、この分けられたその意図といいますか意義を最初にお伺いしたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、広報紙とCATVとの関係についての御質問でございます、お答えをさせていただきたいというふうに思います。

この広報活動が営業課と地域振興課、2課に分かれたということをございますけれども、この広報活動を分けるということを念頭に課を分けてそれを振り分けたということではございませんで、営業課には営業課のそれぞれ目的がある。それから、地域振興課には地域振興課の役割がある。それぞれの役割をそれぞれ整理をしてみたときに、ここの広報広聴活動は営業課が広く外に出てやっておりますので、そちらのほうへ役割を与えたほうがいいのではないだろうかということ。それから、もう一つのいわゆる映像関係とかそうしたところでもありますけれども、あるいは聴覚という御表現もいただいておりますけれども、こうした部署、関係につきましては、御承知のとおり特にケーブルテレビ関係は吉賀町との共同の取り組みということにもなっておりますので、そうしたところからこの地域振興課の役割のほうに残したほうが、またより効果的でもあろうと。そういう考え方の中で、結果としてこういうふうな2つの課に分かれていると、そういう状況であります。

○議長（滝元 三郎君） 12番。

○議員（12番 小松 洋司君） お伺いしますと、そんなに大意はないと、たまたま営業課が外へ行くので、そういったところで云々と。それから、地域振興課のほうは吉賀町との関係だというようなことをございます。営業課の広報係と地域振興課CATV係と申しますか、先ほど吉賀町とのこともありました。郡の事務組合、このCATV係についてお伺いしようと思っておりましたら、私がこのことについて一般質問の通告をした後、何日かの日に、「イベント・講演」こういったコーナー、あるいは「カレンダー」こういうコーナーに情報が掲載をされ始めました。ないよりはあったほうが当然いいわけでございまして、このあたり両方の課で協議があったのかないのか。そのあたりからお聞きしたいと思っておりますが、よろしく。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

○地域振興課長（久保 睦夫君） 議員のおっしゃるデジタル自主放送の11チャンネルのデータ放送における暮らしメニューの中にある「イベント・講演」と「カレンダー」というところであるんですが、ここへの入力作業が実はこれまでされてきておりませんでした。これにつきましては、まずもっておわび申し上げます。

これは4月より運用が開始された自主放送におけるデータ放送の項目でありまして、ほかの項目は一生懸命入力しておったんですが、この2つについては入力作業が怠っておったということでありまして、先日入力するようにと。で、議員がおっしゃられるようにカレンダー部分は広報で使っておるカレンダー内容を掲載するようにと。それから、イベント・講演につきましては、テロップ放送にもイベント・講演の情報出てますので、そういったものを抜粋して、ここのボタンをクリックすればすぐわかるようにそのような書き込みをしておくようにというふうに、こちらのほうから指示しました。ただ、イベント・講演のページにつきましては、ちょっとソフトの構築のほうでちょっとミスがあったようで、最近それを改善されたんだと思うんですが、その辺で掲載もおくれたことをおわびしたいと思います。

現在のところは、そういう形で入力ができるようになっておりまして、先ほどの広報とケーブルテレビの関係は、以前は情報化検討委員会というのを内部組織で持っておりまして、各課から1名ずつの委員を選出いただきまして、毎月公報掲載内容それからケーブルテレビ掲載内容等について協議をしておるんですが、最近その辺の詰めが余りされてないという事実もありまして、その辺の情報化検討委員会の定期的な開催も、今後は進めていくようにお願いしたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 12番。

○議員（12番 小松 洋司君） 4月から立ち上がったんだけど、今まで入力作業をしてこなかったというようなことでございますけども、何かそれでやったところ、何か不備があったというようなことでございますが。本来的にはこういったものは、物が入ったときにすぐチェックをかけるのが建前だと思いますけども、今までそのままできたというのはどういう気かと思っております。

それと、これは一言、もう一つ言っておきたいと思うんですが、津和野町斎場は何という名前か、町長さん御存じでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 大変恐縮であります。正式名称ということになると、ちょっと正式なお答えとせにゃいけませんので自信がありませんけれども、津和野町斎場そして通称しらさぎ苑というふうに理解をしておりました。また違うようであれば、これは正式名称を問われておりますので、きちっとお答えをする責任がありますので、また調べて訂正があれば通告させていただきたいと思えます。

○議長（滝元 三郎君） 12番。

○議員（12番 小松 洋司君） なぜ、私が今唐突にこんなことをお聞きしたかといいますと、そのケーブルテレビの施設という一覧があつて、一番下にその他というところがあつて、たまたまそこをあけますと、「津和野町斎場」とあつて、あとクエスチョンマークが5つ並んでるんです。ずっとです、私が気づいてから今日までずっとそのままです。名前があるものなら名前を入れられたほうがいいんじゃないかと思って、あえてここで申し上げました。

それでは、次移ります。ふるさと納税についてでございます。

ふるさと納税につきましては、前段の議員さんの中でもちょっと出ておりましたが、今年度も150万円が当初で予算化されております。ふるさと納税をされる方々はいろいろでございます。振り込みをされる方あるいは直接役場に御持参くださいます方、いろいろでございます。

これからお話することは、私の知人のことでございますが、たまたま5月の連休に帰省をされましてふるさと納税をしようとしたところ、役場が連休でございますんで休業日だったということで、私の家は役場の近くだからということで、私のところに「この額をふるさと納税をしたいので今後役場が始まったら持ってってくれんろうか」と、こういうふうに言われて帰られました。それで、私は、多分、たしか5月6日であつたかなと思うんですが、

そのときに営業課のほうへ出向きまして、「これこれこういう方がふるさと納税をするんだ」ということで、受け取っていただきたいということで持って行きました。それで、また、たまたまことづけた後町を歩いておりましたら、私に託された方に、そこまでおられました。たまたま出会ったもんですから、「これは、実はあんたが自分で持って行ったほうがまたええんじゃないか」ということで、本人さんに出向いていただきまして、本人に手続をしてもらいました。

このように、町外に出ておられる方で5月の連休やら年末年始あるいは今度はお盆等がございますが、帰省されたときにふるさと納税を申し出られる可能性のある方はおられると思います。せっかく、申し出られても役場等が休みだということでお帰り願うのもどうかと思いますので、ぜひ日直等で受け取りの処理ができるようにしてもらえないかと御提案申しあげる次第でございます。埋火葬料等は日直で処理しておりますので、そう難しい問題ではないかと思いますが、よろしく願います。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、ふるさと納税に関する御質問に対してお答えをさせていただきますと思います。

ふるさと納税は、津和野町を応援してくださる方々からの御好意でありますので、土日祝祭日を利用して帰省された場合等における御寄附も考えられる事例であると思います。これまでは、そのほとんどが郵便振り込みであり、事例としてはわずかだとは思いますが、制度の充実拡大を図るためにも御寄附してくださる立場に立った受付体制はつくっておく必要があると考えております。

今後、事務取扱の確認を急ぎ、対応してまいりたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 12番。

○議員（12番 小松 洋司君） 前向きに対応したいということでございますので、ぜひとも実現をお願いしたいと思っております。

次に、最後でございますが、公民館についてお伺いしたいと思っております。

今年度から日原地域におきましても常勤の主事が配置されましたが、確認の意味で、最初にこの常勤主事を配置された公民館についてお伺いしたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（斎藤 誠君） 日原地域の常勤主事を配置した公民館は、左鐙公民館、青原公民館、須川公民館、枕瀬分館の4館であります。

○議長（滝元 三郎君） 12番。

○議員（12番 小松 洋司君） 左鐙、須川、青原の各公民館と枕瀬分館について常勤主事を配置されたということでございますが、私が記憶しておるのは、当初常勤主事を希望するという公民館につきましては、その旨を申し出なさいと、そうすると公募によって主事を決めるということでございましたが、どうもお聞きしますと最終的には地域推薦というこ

とでございました。公募から地域推薦となったいきさつはどのようなものであったのか、お伺いしたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（斎藤 誠君） 今回の常勤主事の配置につきましては、昨年12月に館長・主事会において希望するところにつきましては配置をしないと、人選につきましては地域推薦でお願いをしたいというふうに話しております。その中で、「どうしても推薦できない場合は公募もあり得るか」との質問がありましたので、「どうしても地域として推薦する方がおられない場合は、最終的には公募という方法も考えられますが、公民館活動は地域の様子を理解されての方が望ましいというふうに思いますので、できる限り推薦でお願いをしたい」というふうに答えているところであります。

それから、2年前に公民館の館長・主事につきましては、もともと津和野地域は、公募といいますか行政のほうから直接お願いをするというふうな形をとっておりましたが、日原地域が自治体等を通じて推薦でやっているというふうなことでありまして、そこでは当初の考え方を若干変更して地域推薦で人選をしていただくというふうな形で、2年前のときにその地域推薦というのを始めております。したがって、今回もその方式をそのまま採用したというふうなところであります。

○議長（滝元 三郎君） 12番。

○議員（12番 小松 洋司君） そうしますと、現在町内においては、私が思うには、まず非常勤館長と常勤主事がある館、それから日原公民館ですか、これは常勤の館長で非常勤の主事、それからあと非常勤の館長と非常勤の主事がおる。この3種類があるというのは間違いございませんか。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（斎藤 誠君） 館長につきましては全館非常勤です。で、他は、常勤の主事がいるところの館長と非常勤の主事がいるところの館長とでは勤務日数に制限をつけています。主事については、常勤の公民館と非常勤の公民館があると、そういうふうな、したがって2種類というふうな考え方でとらえております。

○議長（滝元 三郎君） 12番。

○議員（12番 小松 洋司君） 館長は全員非常勤だということですが、それで種類のには2種類ということですが、私のところへいろいろ入ってくる話でも、7月から、先ほど3公民館と1分館について常勤主事が配置されたが、その評判というのははっきり言ってよくありません。一体何をやるんかというようなことですが、そういった評判でございまして、ここで教育委員会として、今後この町内の公民館を、こういったばらばらと言うちゃんなんですが、2種類あるようなこういった公民館の像あるいは公民館の体制をどのようにしたいのか。もし、そこにお考えがあればお伺いしたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（斎藤 誠君） 公民館は、地域住民のための学習や文化活動の場、人々の生活の課題解決を助けをする場、他の専門的な施設や期間と住民とを結ぶ場、また仲間づくりの場というふうを考えておりました、地域の住民が気軽に出入りをするためには、常時公民館が開館されていることが必要というふうと考えております。

現在の少子・高齢化の状況から地域活性化の拠点となる公民館の果たす役割は、今後ますます重要になるのではないかと考えているところであります。

こういった考え方でございまして、基本的には全館について主事の常勤化は図りたいというのが基本的な考え方でありまして、ただ、人口等の推移等もありますので、現行の公民館をそのまま存続するかと、どうかということについても検討の一つの材料であるというふうには考えているところであります。

○議長（滝元 三郎君） 12番。

○議員（12番 小松 洋司君） 最終的には全館常勤の主事を置きたいということでございますが、現在のそういった主事さんの任期はたしか2年と思いますが、それに間違いございませんか。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（斎藤 誠君） 現在の館長・主事さんの任期は本年の4月から2カ年ということでありまして。

○議長（滝元 三郎君） 12番。

○議員（12番 小松 洋司君） 2年でその任期を終えるということでございますが、一度こういったそういう常勤の主事ということで2年間の雇用をいたしますと、なかなかその3年目に、「それじゃあんたはええわ」ということにもなかなかかなりかねると思いますが、そのあたりについては、その2年後の更新等について十分な検討等を行っていただきたいと思っております。

公民館については、まだまだいろんなことを申し上げたいと思っておりますが、本日はこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、12番、小松洋司君の質問を終わります。

○議長（滝元 三郎君） それでは、後ろの時計で3時5分まで休憩といたします。

午後2時49分休憩

午後3時05分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。発言順序6、5番、道信俊昭君。

○議員（5番 道信 俊昭君） 5番、道信でございます。

まず、最初に国の予算編成に対してという題目で行いますが、これは町民の方からある事業というか企画の相談が私にありまして、その内容を聞いておりますとかなり壮大なもの

だということで、既存の状態の中では決してお金が出てくるようなものでもないし、どうしたらいいかなというふうに思っておりました。

それで、現在この5月、6月というのは、国にとったら予算編成を取りまとめるという時期になっております。来年度、24年度の予算を、国はこの5月、6月で各課の課長は、いろんな県とか町村とかから取りまとめをしております。その中に、先ほど私が言いましたようなことが盛り込めないかなと、これはぜひ町長として、そういうものを取りまとめていただくには最適な仕事ではないかなということがありましたんで、町村会とかほかのもろもろがあると思うんですけども、そういうことを伝えなければならないと。町長は官僚とか国会議員にアプローチをして、この津和野町のやりたいことを実現するために奔走されると思うんですけども、奔走されていると思うんですけども、ただ東京で奔走するだけでなく、これを実現するためには、その中身というか実現するための体制というか、これが役場の中にその仕組みがないと、ただ行ってお願ひしますだけでは通用しませんので、それを実現する方法とかもっと具体的に言えば、ここにたくさんの課長がおられますが、一体どの課がこういうようなことをするのかというのを、私としても、じゃあ、一体、これ、どこへ話をしたらえんかいなということがありましたんで、まずはこの質問と。ぱっと考えたのが、営業課じゃないかなというふうにちょっと考えておりましたんで、具体的な課をちょっと言って申しわけないとは思うんですけども、このあたりをぜひお答えいただきたいと思ひます。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、5番、道信議員さんの質問にお答えをさせていただきます。

国の予算編成に関する御質問でございます。

国の予算獲得に対する地方さらには津和野町としての訴え等については、県町村会や過疎地域対策協議会を初め各種団体を通して行っているところであり、そのほかにも1年を通しての各種要望活動や国会議員との懇談会等、さまざまな機会を通してお願いをしているところでございます。

こうした従来からの手法については今後もさらに行って行きたいと考えておりますが、その一方で、政権交代後国に対する要望活動の方法が変更されていることや、地方分権そして地域主権のさらなる進展を踏まえ、国関係者に対する新しい訴え方についても独自につくり上げていくことの必要性を認めているところでもございます。

現在、全国と同規模町村を対象にネットワークを構築する協議会、先ほども申しました「ささつな自治体協議会（仮称）」でございますが、この立ち上げを進めているところでもあり、その協議会に東京のNPO団体の協力を得ながら、首都圏を中心とした企業のCSR活動、大学生の社会貢献活動などを取り入れたまちづくりシステムを構築する方針であります。そうした取り組みを通して、地方分権そして地域主権時代にマッチした国からの信頼

を勝ち得るような実績を積み上げ、地方の実情や要望など我々の主張を、説得力を持って訴える仕組みづくりを行ってまいりたいと考えております。

以上申し上げてきた取り組みを企画し、現在の取りまとめを行っているのが営業課であり、新しい試みとしてぜひとも成功に導くべく、今後も鋭意努力してまいりたいと思っております。

なお、先ほど議員さん御質問の中でおっしゃられたそうした御提案等についても、具体的な中身は、私はまだわかりませんが、それもこうした取り組みの中に入れていけるといことも可能性としてはあるのではないかと考えておりますし、そういう観点からも窓口は営業課になってくるだろうと考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 5番。

○議員（5番 道信 俊昭君） ある意味、下森町長が一番やりたいことじゃないかなというふうに思うわけですが、私が自分でいろいろ勉強していくときに、県に聞いたりとかすることがあるんです、よく。その中で感じたのが、これは私の感じですが、これまでの県の位置づけってというのは、ある程度町に対して、こうしなさい、ああしなさいというようなこと言ってたんじゃないかなと。それで、今までの答弁等々があったときに、県がこう言うたとかというニュアンスのことが私には感じられたようなことがあったんですけども。このときに、これがガラッと変わったなという感じがしたのは、県としてはそういうようなことはしないというような旨の県の人のお話があるんです。それが、何でかなと思ったら、「地方分権一括法」っていうこの法律っていうのは、非常にそういうところでは今のような指導的なことをしないんだと、権限も持たないんだというふうな感じがしました。それで、ということは、なおさら町の力が試されると、町の力でいろんなことをやっていかなければならないということに、私は感じたんです。そのときに、今おられる皆さんが、いかに企画しそしてこういう国の人たちとの折衝をしてお金をそこから引っ張ってこれるかということが、これから大いに試されてきたなというのを実感として持ちましたので、それをちょっと添えておきますけども。

で、もう一つのこの中の質問は、ちょっと具体的になりますけども、「取りまとめ」というこの言葉がちょっとよくわからないんです。営業課が取りまとめるというのは、普通我々が提案していったことちゅうのは、どの課がどういうふうにするかっていうのはよくわからない。で、その取りまとめるというのは、営業課が、これとこれとこれとは、どこどこの課ですよというふうに案内するのか、あるいは営業課が中心において、チームを組んで、担当の課が主幹として動くのか。このあたりの仕組みが、ちょっと私には具体的にわかりにくいところがありますので、そのあたりどっちかなというのをちょっと教えていただきたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） まず、先ほど申し上げた中での言葉としての取りまとめということではありますが、これはあくまでも全国の協議会をつくる、それを今企画してるのが営業課であり、取りまとめを行っているのが営業課と、それを指して使った言葉でありまして、この協議会をつくるために現在東京のNPO団体との交渉をしたり、それから場合によってはほかの町村との交渉もしたり、そういうこともやっておるわけでありまして、それを指して取りまとめを行ったということでございます。

御質問でもありますけれども、いろんな課をときに取りまとめていくということも当然営業課の役割としては持っているかというふうにも思っているところでありまして、それはもう前者も後者も時と場合によって臨機応変に対応していくということになるかというふうにも思っております。後段の御質問にも出てきますけれども、今度歴史的風致維持向上計画、これも今回営業課が担当するというようになっておりまして、ただ、これは、これまでは教育委員会が関連する計画をつくってきております。それから建設課にも協力をいただかなきゃならないものでありまして、そうした、まさに各関係課を取りまとめて、営業課がこの風致計画を今つくろうというふうな流れになっております。それは例えばの話であります、そうした状況でございます。

○議長（滝元 三郎君） 5番。

○議員（5番 道信 俊昭君） 今のお話ですと、ケースバイケースだということと受け取っていいんですね。それで、走り出したばかりですから私もこれ以上突っ込んで聞くという気はないんですが、そのケースバイケースをするときに多分不都合なことも出ると思いますので、ぜひそういうようなことを役場の中で話し合うと同時に、我々にもわかる形のものでぜひ途中でも教えていただきたいと、このように思います。

次が、藩校養老館についてということですが、まず最初に通告していたことで、通告をまず申し上げますけれども、これ教育長部局になるんですが、この藩校養老館というのは、教育的な視点とそれから観光客を相手にした視点と、それから、もう一つ町内に住む町民、この視点、3つの視点があるんです。私自身は、もうどの視点も一応用意はするんですけども、今回冒頭には教育長部局での視点で質問を始めようと思います。

併設型中高一貫教育学校ということで設置しようとしているコースに、ここにあるんですけども、ここに設置科目と「あすを拓く」ということで、この中に「養老館コース」、「コース名養老館は、津和野藩の人材育成のために創設された藩校に由来します。藩校養老館は云々」と書いてあるわけで、非常にこの養老館というものを教育の柱にしたいと、キャッチコピーとして使いたいというふうにしてお知らせがあるわけですけども。しかし、このキャッチコピーを使うには、皆さんも御存じのように今の養老館の内部は、資料館ともう一つは倉庫ということで、これが堂々と中高一貫のキャッチコピーの養老館コースだというような形には見えないというのが、私のまず1つ目の疑問と。復元のための資料がないなら——あつ、あそこは、じゃあどういうふうにして復元したらいいのかということをおも調べてきましたら、実際に資料がないんです、具体的な。武術の関係のものだということはわか

ってますが、じゃあどこにどういうふうな形で板が張ってあってどうだっという資料がどうもないと。それならば、これが県の指定の文化財であるわけですから、県と協力して、あそこをもう一度、先ほど言いましたような養老館コースにふさわしい状態に持っていけるのかということのを共同で策定したらどうかということは、まず教育長部局の質問です。

それから、次ですけども、平成20年に「歴史まちづくり法」というのができております。歴史まちづくり法の活用とここにあるわけですけども、これはパンフレットですから、このパンフレットをずっと読んだりあるいはインターネットを調べていくと、今保存してあるものをどのように活用していくかっていう、こういうことがこの歴史まちづくり法の内容でございます。この歴史まちづくり法っていうのは、いかに活用するかということの大前提として、教育委員会がここに「津和野町歴史文化基本構想保存活用計画書」というもの等々を、これだけの分厚いものを、しっかりとしたものをつくっております。これをベースにすれば、歴史まちづくり法っていうものが、きちっとしたものがすぐにでもできるんじゃないかというふうに、私は素人ながらというか、考えまして、この歴史まちづくり法の中身をずっと読んでいきますと、やはりいかに活用するか、保存から活用へというところで、この法律から町並みの計画を立てていくと。その中に、当然、これは地域とか地区とかもろもろもあるわけですけども、今の養老館だけにちょっと絞っていきますと、養老館が斜めになるとかっていう、何か倒れそうかどうかちゅうようなこととか、先ほどの内部をきちんとしたものにする。旧に復していきながら、町民が活用でき観光客がああすごいと言われ、それで、先ほどの中高一貫の養老館コースにふさわしいものになっていくというものとして、ぜひこれをやってもらいたい。こういうときにはお金の問題が出るわけですけども、この法律に基づいて、そして歴史的風致維持向上計画というものをちゃんと出せば、これを認定申請すれば、そうしたらそれに対してのお金が、町並み環境整備事業、私が調べた程度ですから、深くはちょっとあんまりあれなんですけども、これが当たってくるんじゃないかと。そうすると、計画を、もうベースはあるわけですから、ここに。このベースを生かしてこの法律に入っていくって計画を立てて実行していくということで、あの養老館はそれぞれの観点から非常にいいものになっていくっていうことを私が思いまして、ぜひこれをやっていただきたいと。

それで、具体的なことになるんですけど、これは国交省が出しておりますから、要らんお世話ですけども、普通、担当課からすれば建設課だろうと単純に思いまして、ぜひこれを取り組んでいったらどうかということの質問を行います。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（斎藤 誠君） それでは、前段の部分についてお答えをいたします。

現在、津和野高校後援会が考えております併設型中高一貫教育学校の教育内容では、医学コースと養老館コースがあります。この養老館の名称は、津和野藩の人材育成のために創設をされた藩校の名前に由来をしております。養老館は、本町の伝統的風土のもととなっておりますし、幾多の偉人を輩出しております。この養老館からの流れを継承し、技術立国日本

の発展を担い、海外の技術振興等にも寄与できる人材を育成したいというふうな思いであるというふうに考えております。

現在は、養老館が老朽化しておりますが、その精神を受け継ぐものでありまして、現物も確かなものに越したことはありませんが、必ずしも現物が一致していなければならないとは考えておりません。

また、養老館につきましては、明治5年の廃校以来、郡役所や町役場などとして利用され、昭和44年に県の文化財指定を受けております。昭和45年に修理し、一部を民俗資料館、また図書館として利用をしてきましたが、老朽化の進行により倒壊の危険があるとのことで、図書館については合併前に移転、内部の補強を行い現在に至っております。文化財としての養老館は確かに老朽化しており、早急な修繕が必要と考えておりますが、修理するには多額な費用が想定をされるため、国指定にしたいというふうな思いで現在努力をしているところでありまして、もう少し時間を要するというふうに考えております。

復元の資料としては、十分なものがそろってはおりません。ただ、外見的な修復は現在でも可能というふうなことでありますが、内部的にはもう少し研究の必要性があると考えております。現在では県指定ということではありますが、復元等の主体はあくまでも町ということですので、町が計画を策定し県の指導をいただくというふうな流れになっております。したがって、共同でというふうなことは困難であるというふうに考えております。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、後段の歴史まちづくり法に関するところからの御質問に対してお答えをさせていただきたいと思っております。

議員御提案の国交省の町並み環境整備事業は、当町教育委員会が本年3月に策定いたしました「津和野町歴史文化保存活用計画」の推進に必要な事業であり、内部におきましても事業要望へ向けた「歴史的風致維持向上計画」の策定を進めるべく検討をしていたところでございます。

当町が有している歴史上価値の高い建造物とその周辺の町屋や武家屋敷などは観光資源としても早急な整備が待たれておりますので、内部の体制を構築し早急に計画策定に取り組んでまいりたいと思っております。

なお、担当課のほうでございますが、先ほど申し上げたとおりまちづくり全般にもかかわるものでありまして、営業課のほうで取りまとめを行う予定としております。

○議長（滝元 三郎君） 5番。

○議員（5番 道信 俊昭君） 前段の議員の質問の中の答えに、今中に入っている民俗資料、これを「町内2カ所の設置になっておりますが、将来的には1カ所にしたいと考えております」と。問題は、資料です。すごいなどは誰も思っていないでしょうから。こういうふうに1カ所にまとめたいということをごやっ言っておられますので、気持ちはあるわけですね。いつやるかということではあるんでしょうけども、この将来的にはという、いつ

やるかわからんような言葉を外してもらって、ここを気持ちはあるんですから、すぐにでもこれを1カ所にまとめて、そうして新たな形をあの中、1カ所にまとめればあの中空んどになりますから、すぐにでもできるんじゃないかなというふうに思うんですが、この将来的にということをもうちよっと早く外してもらいたいと考えますが、そのあたりどうかということをも1点。

それから、営業課が取りまとめるというところが、もう一度聞くんですが、この事例に関してちょっとお聞きします。営業課が取りまとめて、この場合教育委員会もこれで当然絡んできます。そうして、国交省ですから建設課が当然絡んできます。それから、今の景観法はこれ国交省でした、まちづくり法、ちょっと待ってくださいよ、国交省でしたよね、たしかあれは、景観法ですか。現実には、商工観光課の担当になっておると。ということは、今の課が全部集まって知恵を出し合って、そうしてプロジェクトチームを組んでやると言う形になるんじゃないかなという感じなんですけど、ある程度、我々としても、何か検討しますという、「課でみんなで頑張って検討します」の回答では、いつになるやら、本当になるんかいなという感じがありますんで、ぜひそのあたりの、課の、どういうふうに具体的に持っていこうかという、そのあたりもぜひお答え、お聞かせ願えればと思っておりますがいかがでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（斎藤 誠君） 民俗資料館の件でありますけれども、現行の2つの民俗資料館、いずれも指導者といいますか監修といいますか大庭良美さんに指導をいただいて現在のそのような配置にしているところであります。ただ、日原地域の場合は、その専門といいますかそういうふうな形の建物、津和野地域の場合は、もともと違う目的の建物の中に配置という形で展示をしておりますので、そういった場所的な違いによってなかなか同じ人が指導をしたわけではありますが、展示状況とすれば難しい状況があったんではないかというふうに思っているところであります。

それから、民俗資料ということありますから、地域によって似たようなものもあればまた特徴的なものもあろうかというふうに思っているところでありますが、ただ一つの町の中に民俗資料館という名称のものが2つ置く必要があるかどうかと、展示の仕方等によっては1個でも済むんじゃないかなというふうな思いがあって、先ほどの議員さんのときに「将来的には2つを1つにするというふうなことも考えている」というふうな答弁をしたところであります。

したがいまして、今この将来的にというふうな言葉を外してという質問でありましたが、今の時点ではそれを外すというのは非常に困難ということでもあります。

○議長（滝元 三郎君） 営業課長。

○営業課長（大庭 郁夫君） 先ほどから私ども営業課のほうにということでございますけれども、これも最近、正直なところ、うちのほうでやろうということに決定したところでござ

いまして、まだ今からそういうのを、プロジェクトなりを立ち上げる必要があるかと思
います。

それで、今これに関係する予定される事業といたしましては、歴史的環境形成総合支援事
業それからまちづくり交付金事業それから都市公園事業という、そういった事業が想定さ
れるというふうに、今のところ、これまで建設課のほうで要望を出しておりますので、そ
ういうぐあいに聞いておりますので、当然先ほど議員が申されたような各課を組んだプロジ
ェクトとして立ち上げていく必要はあろうかと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 5番。

○議員（5番 道信 俊昭君）今のところではそういう段階だということやらないと、
時間配分っていうのもあります。ぜひ、あいまいにならないようにっていうことで、集ま
ったはええがだれも責任を持たないみたいなことにならないように、頑張っ
てやっ
ていた
だきたい
ということ
をつけ添
えておき
ます。

次が、つい先日ではありますけども、屋根の修理をしていてそこから転落されて、頭から
落ちちゃったということで、幸いに大事に至らなかった、本人さんも元気なようなんです
大事
に至らな
かったと
いう、こ
れはよか
ったなと
いうふう
に思うわ
けですけ
ども。

こういう修理に関して、最初からの仕事でしたら大体見積もりをとるときにこの安全対
策費っていうのを盛り込むんですけども、こういうようなちょっとした修理っていうのは、
こういう費用というのが盛り込まれないことが多いということを、大工さんとかそういう
現場の人から私も聞きまして。この状態でいったら、今回は不幸中の幸いではあったにし
ても、いつまた起こるかわからないということと、こういう事故っていうのは、99.9%大
丈夫であ
っても
あと残
りの0.1
%ぐら
いでそ
の業者
さんも
吹っ飛
んでし
まうと
いう危
険性
がある
んです。
実際に、
その業
者さん
と話を
したと
きも、
ほんと
と胸を
なでお
ろして
おられ
たと。
これで
うちの
会社、
吹っ飛
ぶんじ
ゃない
かって
いうふ
うに危
惧され
ており
まし
た。だ
か
ら、確
率とし
て低い
けども
起き
たらも
う最後
だとい
うこと
があり
ますの
で、そ
うい
う意味
では、
そ
うい
う立
場の
人の
こと
も考
えて、
ぜ
ひこ
れを
何と
か安
全な
工
事
に
し
た
い。
こ
れ
は、
業
者
さ
ん
も
そ
う
で
す
け
ど
も、
公
の
機
関
の
発
注
者
と
し
て
の
立
場
っ
て
い
う
か
責
任
っ
て
い
う
も
の
も
や
っ
ぱ
り
か
か
わ
っ
て
き
ま
す
の
で。

この中で、最初に質問として、修理などの軽工事に対しては、これまでどういう発注の仕
方をしてきたのか。見積もりはとってきたのか。安全対策費は盛り込んでいたか。発注者責
任が生じる契約（口約束も含む）とはどんなものか。今後の安全対策費はしっかりつけます
かという、こういう項目をちょっと並べましたんで、これにお答えください。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君）それでは、修理などの軽工事に対する安全対策に関する御質問に
ついてお答えをさしていただきたいと思います。

先般起きた津和野庁舎屋根の修繕工事における落下事故については、土曜日の日であり
ましたが、業者従業員の方が屋根から落下され救急車で病院へ搬送されたことを受け、連絡

を受けた参事が益田日赤病院へ、また転送先の山口済生会病院へ直行したところでございます。現在、被害者の方は次第に快方に向かわれておられると聞いておりますが、一日も早く回復されることを願う次第でございます。

なお、今回のような修繕工事における発注の方法についてであります。通常は業者へ現場を説明して、見積書をお願いして予算措置を行なった後発注していくのがほとんどでございます。ただし、今回のケースのような緊急を要する場合、応急修繕の場合は、現場を見てもらい双方同意の上、工事発注することもございます。今回の修繕については、5月には珍しい豪雨に見舞われ、庁舎の2階2カ所で雨漏りが起こり、古い建物でありますので下地の材料がそのまま放置しておく危険性が生じるため、早速業者へ来ていただき現場を調査していただいたわけでございます。ただ、梅雨が迫っておりますので、業者からも今回は応急の修繕になるけれども、原因がわかるのでその措置をする方法についての説明を受け、町もそれをお願いしたい旨で発注をしたところでございます。

発注責任が生じる契約についてはどんなものかということでございますが、発注条件に基づいて事業者が工事を施工することになるので、これらの発注条件が施工方法に大きな影響を及ぼし、不適切な発注条件が付された場合とされております。

今後の安全対策費についてであります。関係機関ともしっかりと協議を行った上で、安全を第一義に検討してまいりたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 5番。

○議員（5番 道信 俊昭君） これ、先ほども言いましたが、非常に立場が弱い人たちが受け持つことが多いということが現実であるんです。この人たちに直してくれえやという形でいくと、やっぱり足場を組んだりとかそれから命綱をずっと向こうまで、今回の現場なんかっていうのは、命綱をずっと向こうまで張っていかなきゃいけない。その張るときには、その業者の方が言うには、やっぱり文化財だから役場にあんまり傷つけないというような善意な気持ちがあったみたいなんです。だから、そういうような気持ちをほごにしないためにも、私は、ここの最後のところの発注責任云々というところが非常に抽象的だと、書き方が。こういうような抽象的なことではなくて、今後は今のような修繕に関しても、具体的にこういう形をとりますということを明記しないと、今の職人の人たちがこれを見て、ほいじゃどうなるの、これはというふうに、私も感じましたけども、やっぱり抽象的なんです。ですから、町としては、そういうような修繕、軽い工事に対して、特にこういう修繕等々のものに関しては、こういうようなことをまずやりますと。私が言うには、一番最初に安全対策費っていうものを見るから、工事をする前にその安全対策費を出してくれというところが先ないと、どうしても後からだ、うまくいった後に、あれはまあええわねというふうになったのに、どうしてもついついというのが繰り返されてきたんじゃないかなと思いますので、今後は今のように必ず事前に、今の安全対策費は対策上どうしたらええか、金額としてはどのぐらいかかるのかということ、確実にお互いに話しをするということをお大前提

に話を、この修繕工事の発注をされるということが私はいいんじゃないかと思うんですけども、そのあたりのことはいかがでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 参事。

○参事（右田 基司君） 実は、益田労働基準監督署からも高さ2メートルの作業場所については、足場等の安全衛生体制を確保してほしいという要望もございました。そうしたことも十分わかっておりますので、今後については、そのことについて当然ではありますが、もし業者にそうした形をお願いする場合でも、そうしたことをお願いした上で、お願いしたいというふうに思っております。

○議長（滝元 三郎君） 5番。

○議員（5番 道信 俊昭君） ぜひ、行ってください。0.1%でもそういうことがあった場合には、業者の方は生活を吹っ飛ばしてしまいますんで、今言われたことをしっかり守ってやっていただきたいというふうに思っております。それは、発注者としての行政も同じだろうと思っておりますので、何とぞ期待しております。

最後に、プール事故ですけども、あの痛ましい事故から2回目のもう夏がやってきました。町長、副町長の自主的減給は、私が思うに、謝罪の意味ならもっと早く行うべきだったが、今になった理由をお聞かせください。理由です。

もう一つは、この金額を大体計算しますと330万円ぐらいになると、安全対策のための講習に使うというふうに、全協の席で、たしか副町長が言われておりましたが、この日原保育園プール事故調査委員会報告書というものを再度見まして、今のようなことを考えたときに、講習会の実施っていうのを具体的にここにあるんですけども、あとはあんまりお金のかかることじゃないわけですが、こういうようなお金をどこに使われるつもりなのかと。だから、今最初に言いましたように、全協の席ではそういうものに使いたいと。それは、被害者の方からの要望でもあると、これは講習会にという意味じゃないんです。要望でもあるということで、私はそのときは、これは弔慰金として出すべきじゃないかということ言いましたが、「いや、そういうものは要らない。事故防止のためのそういうものに具体的に役立ててほしいという要望があったから」という話になったわけですけども、そのあたりをどのようにお考えかということをお聞かせください。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、プール事故に関する御質問につきましてお答えをさせていただきます。

平成21年8月に発生いたしましたプール事故を受け、5月1日付をもって関係する保育士2名、園長の懲戒処分を行ったところでありますが、あわせて町の管理責任についても明確にするために、町長、副町長の減給処分についても行ったところでございます。

事故発生から1年と半年を越える期間を要して後の処分となったわけでございますが、死亡事故という非常に重大な事故を踏まえ、事実関係の把握やその後に行われた保育士の

起訴、裁判等も踏まえ、慎重に処分を検討するなど諸々の事情からこの時期での決定となった次第でございます。

時期が遅いとの御質問であります。他地域での同様の事例を見ましても、半年から1年を越える後に処分決定されたものもあり、それぞれ特有の事情があった上でのことと思われ、津和野町の場合も、先に申し上げたとおりさまざまな事情を経た上での処分決定でありまして、それが遅いか早いかは受けとめ方それぞれのお考えでありますので、それ以上申し上げることはございません。

減給処分によって生まれる資金の用途についての御質問であります。あくまでも処分は事故の責任をあらわすために行ったものであり、用途を念頭に置いた上で処分内容を検討したものではございません。保育園の安全対策は、1月臨時議会において約2,700万円の予算をお認めいただき保育園の施設改修等環境改善を図っており、今定例議会にも保育園の危機管理や安全な保育体制を行うための体制づくり等を目的としたコンサルタンの委託費用等を上程しており、保育園の安全対策や環境整備に取り組んでいるところでありますが、基本的に処分とそれら事業の資金とは関係のないものでございます。

なお、先ほどの御質問の中での議員の御発言の中のお言葉でありますけれども、テレビ放映もされておりますので、しっかり事実関係だけは確認をさせていただきたいというふうに思っております。

それで、今回の減給処分から生まれるお金の用途についての御質問について、全員協議会で副町長のほうから答弁をしました。そして、その中で、先ほど議員の御発言で、「遺族から今後のプールの事故、そのまた対策等に役立ててほしいということだが、そういう答えがあったが」ということでおっしゃられたわけでございますけれども、まず、御遺族のほうは、そうした我々の処分から生まれる資金をこうした今回のプール事故を踏まえての安全対策に関するお金に使ってほしいというような御発言は一言もないということをまず確認をさせていただきたいと思っております。そして、その上で、全員協議会で副町長が申した、これは議事録を見ていただければわかるかと思いますが、そうした御遺族から言葉があったというようなことも当然申し上げておりません。御遺族からは、私も町長になった当初から、津和野町が今後もうこういう事故を起こさないような安全・安心な体制をしっかりとつくってほしいと、そのことは強く申されておまして、私も非常に厳しく受けとめてこれまでやってきたつもりでおります。ただ、繰り返しになりますが、今回我々が処分を下して、そしてその処分のお金をそうした対策に役立てると、そういう御遺族からのお願いといえますか当然お言葉、一切ございませんので、そのことだけはこの場をお借りしてはっきり申し上げておきたいと思っております。

なぜ、こういうことを申し上げるかということになるわけですが、実は、同じ趣旨のことを道信議員さんが、御自分の議員活動のブログの中で書かれておられます。失礼ながら、私どもはこれまで見たことがございませんでしたけれども、御遺族の方がたまたまそのブログを見られて、そして今のような御発言の内容が書いてあるブログを見られて、そ

して現在町のほうに弁護士を通して「本当に町はそんなことを、御遺族が言ったということと言ったのか」というようなことを問い合わせを、御照会をいただいているという状況であります。御遺族が、そうした疑念を持たれるのは当然であろうかというふうにも思いますし、私どももそういう趣旨の発言は一切した覚えはございませんので、そうした中で、いろいろとこれまでも御遺族に何とか信頼をいただけるようにこれまで取り組みを頑張ってきた中で、こうした事態になっているということは、非常に我々にとっても残念であり迷惑をこうむっていると、そんな今心境におるわけでございます。何とぞその辺しっかり踏まえていただきまして、先ほどの御発言は御訂正をいただきたいというふうにも思いますし、また今後ブログのほうも訂正文をもって、しっかりできるだけ早いうちに御訂正をいただきたい。そのことをお願いを申し上げたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 5番。

○議員（5番 道信 俊昭君） 今の内容に関して、私が受けた、私はあのときに「弔慰金にする気は、使う気はないか」と、「いや、それはありません。云々」という後に続く文章が続いてきたんですけど、今の件に関して、もう一度全協の議事録を見まして、もし私にニュアンスとして間違いがあったんなら、ブログ等も含めましておわびをしたいと思います。ただ、私は今のように受け取りましたので、今回のこのような質問になったということになりました。遺族の方と直接にお話をしてませんので、これがその原因になったということになれば、また遺族の方におわびもせなけりゃいけないというふうには思っております。ですから、事実関係をもう一度しっかり調べて、次回の一般質問等で、私がもし間違っていたらおわびいたしますし、ブログも訂正さしていただくということを、きょうのこの席で言っておきます。

それで、それから私の中で気になったのは、減給処分と書いてあります。私が思ったのは、自主的返納というふうには受け取ったんです。処分じゃないという。処分ということは、町が町長、副町長を処分したという形にこれなるわけですけども、私は自主的返納じゃないかなと、こういうふう感じたんです。これ、また、この分をまた次の回にこの言葉をめぐって処分ということと自主的返納ではちょっと違うんじゃないかなという気がしましたので、多分私は自主的に返納されたんじゃないかなというふうに思っております。ですから、こういう微妙なことは、ちょっとした言葉の行き違いで大きな問題になる可能性をないとは言えませんので、このあたり法的な言葉の使い方ということも、お互いに研究して、勉強してというふうに思っております。ですから、なぜこういうことを言ったかという、処分と自主的返納というのはちょっと違うじゃないかな、ニュアンスがです。だから、私は、この遅くなったという理由は、処分とすればこの時期だと思うんです。ですけど、自主的返納だとすると、それを自主的に返納して、最後に書いておりますような、「処分は事故の責任をあらわすために」というこの言葉とも微妙に絡んできますので、事故の責任を果たすためにということになれば、早くして、そして遺族の方にこのお二人の意を酌んでもらうという形のほうがいいんじゃないかと、これは私の経験上の問題です。だから、あとは、民事上の

問題とかそれから刑事上の問題とか等々のいろいろな問題がありますけども、うかつにこれを言いましてもまた問題になっちゃいけませんので、今の段階では、私はそういうふう感じておりますということだとどめさしていただいて、私も勉強して、間違っておれば訂正しておわびをしたいとこのように感じておりますが、これは、質問にはないことではあります、というふうに思っておりますということで、私の……何かあれですか。また言い逃げという形になっちゃいかんですけ、どうぞ。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 繰り返しになりますが、これテレビ放映もされますので、もう一回くどいようかもしれませんけれども、もう一回私ども申し上げておきたいと。あいまいに今まで終わった形になっては、今後のこともございますので申し上げさしていただきたいと思えます。

今回のこの私どもの処分そして減給をしたこと、こうしたそのお金、それを今後のプールの安全対策等に役立ててもらいたい、そういうことを御遺族から私どもに言われたことは、今まで一度もないということalmazす申し上げさしていただきたいと思っております。そして、全員協議会の場で、副町長の答えの中にそうしたような趣旨での発言をしたということは、これも全くございませんので、そのことも確認のためもう一度言わしていただきたいというふうに思っております。

そして、お願いでございますけれども、今後、そうしたブログを書かれあるいは御発言をされるときには、そのときに一つ裏をとっていただけると、私どもはほんとにありがたく思うわけでございます。当然、私どもは議会からチェックを受ける身であります。こうした正々堂々とした場でいろんなお叱りも受けながらも、しっかりそのことを受けとめてやっていく。それは、肝に銘じております。しかし、お互いがやはり根底では信頼関係を結んで、議会とそして執行部が両輪の中で進んでいく、それが町の発展につながっていくということを感じて疑っておりません。ああいう、議会全員協議会で副町長がそういう発言があった、じゃあ、もし迷われたら、一言確認を町長、副町長、とっていただきましたら、我々もそういう思いをしっかりと申し上げて、そしてそこで事実が明らかにされていくのではないだろうかとこのように思っております。

我々は、言論で対峙をする立場でありますから、時にそういうお互いの解釈のあり方が違う、そういうことも十分あり得るかと思います。しかし、今度これを情報を公開をするということは、そこでいろんな責任がまた生まれてくるわけでありまして、それをやはり果たしていくためには、そうした一つ裏をとっていただけるといことがお互いのためにもなっていくのではないだろうかと、そのように感じているところでございまして、このことは、私自身、切にお願いを申し上げたいと思っているところであります。

○議長（滝元 三郎君） 5番。

○議員（5番 道信 俊昭君） 今の町長の言葉に対して、私も裏をきちっととってなかった、全協のあれを議事録をちょっときちっと見なかったということは、正直反省しております。

す。ですから、言論としてのこれからのやりとりの中で、しっかりそのあたりはやろうと思
いますので。次回のときに、何回も言いましたが、私に間違いがあるのならば、訂正とおわ
びをするということで、町民の皆さんに、テレビ放映されておりますので、その席上におい
て私もしっかりとそれはしておりますし反省もしておりますので、何とぞきょうのこの場
面というものは、私のミスもあったということでおわびを申し上げたいと思っております。
以上で終わります。

○議長（滝元 三郎君） それでは、以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日は、これにて散会をいたします。大変お疲れさまでございました。

午後 4 時 03 分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

平成 23 年 第 4 回（定例）津 和 野 町 議 会 会 議 録（第 3 日）

平成 23 年 6 月 24 日（金曜日）

議事日程（第 3 号）

平成 23 年 6 月 24 日 午前 9 時 00 分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

出席議員（16名）

1番 京村まゆみ君	2番 村上 英喜君
3番 板垣 敬司君	4番 竹内志津子君
5番 道信 俊昭君	6番 岡田 克也君
7番 三浦 英治君	8番 青木 克弥君
9番 斎藤 和巳君	10番 河田 隆資君
11番 川田 剛君	12番 小松 洋司君
13番 米澤 宏文君	14番 後山 幸次君
15番 沖田 守君	16番 滝元 三郎君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 齋藤 等君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	下森 博之君	副町長 ……………	長嶺 常盤君
教育長 ……………	斎藤 誠君	参事 ……………	右田 基司君
総務財政課長 ……………	島田 賢司君	税務住民課長 ……………	米原 孝男君
まちづくり政策課長 ……	内藤 雅義君	営業課長 ……………	大庭 郁夫君
地域振興課長 ……………	久保 睦夫君	健康保険課長 ……………	水津 良則君
農林課長 ……………	田村津与志君	商工観光課長 ……………	長嶺 清見君
建設課長 ……………	伊藤 博文君	環境生活課長 ……………	長嶺 雄二君
教育次長 ……………	世良 清美君	会計管理者 ……………	山本 典伸君

午前9時00分開議

○議長（滝元 三郎君） 改めまして、おはようございます。引き続きお出掛けをいただきましてありがとうございます。ただいまから3日目の会議を始めたいと思います。

ただいまの出席議員数は16名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（滝元 三郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、4番、竹内志津子君、5番、道信俊昭君を指名いたします。

日程第2. 一般質問

○議長（滝元 三郎君） 日程第2、一般質問。

昨日に引き続いて、順次発言を許します。発言順序7、2番、村上英喜君。2番。

○議員（2番 村上 英喜君） 改めて、おはようございます。私は、津和野町が少しでもよくなつたらなという思いを込めて一般質問をさせていただきます。明快なる答弁をお願いしたいと思います。

きょうは、4点について質問をさせていただきます。

最初に、シルク染め織り館についてであります。ことしの1月に経済常任委員会で所管事務調査を行い、3月議会において高津川漁協組合の所管事務調査報告をさせていただきました。その時点では、4月からシルク織り物館を利用して高津川漁協日原支所としてスタートさせ、仮称清流館として特産品の開発も力を入れ、事業展開を図るということでありました。我々常任委員会といたしましても、その話を聞いて大いに期待しているところであります。4月からスタートということでもありますので、その後の経過をお伺いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 皆さん、おはようございます。一般質問2日目になりますけれども、改めましてどうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、2番、村上議員さんの御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。シルク染め織り館の後利用につきましては、高津川漁協と協議を進めてきましたが、計画といたしましては、本年度から日原支所機能を移転させ、支所を閉鎖する秋から仮称「高津川清流館」として必要な改修工事に取りかかる予定でございました。

しかし、高津川漁協内部で日原支所移転について協議が十分ではなかったようで、先日22日に支所移転準備委員会が開催されたと聞いております。

そのため本年度の支所移転は実行せず、来年度以降の計画となりましたが、これまで漁協と協議してきた内容についても、新組合長のもと、内容を見直したい意向と聞いており、残念ながら再協議が必要な状況となっております。

町といたしましても、鮎シーズンに限った支所機能になるのか、加工部門を含めた年間利用を望まれるかによって、仮称「高津川清流館」の維持管理がお願いできるか判断をしなければ

ればならず、まずは高津川漁協内部の協議を待ち、その上で町としての対応を検討してまいりたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 2番。

○議員（2番 村上 英喜君） 先ほどの答弁では、高津川漁協内部の協議待ちと。その上で対応を検討するということではありますが、もしも新役員になったということで事業を見直すという中で、高津川漁協組合がこの事業について白紙撤回されるおそれも出てきたというように感じておりますが、そうしたときには町としてどのように対応していくのかお聞きいたします。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

○地域振興課長（久保 睦夫君） これまで協議を進めてきました高津川清流館としての方向性につきましては、できる限りその方向で進めてまいりたいと思っております。ただ、受けていただける高津川漁協のほうで方向転換するととなると、どういう形での受け皿を検討するかということになってくるかと思われまます。その辺を、今のところは高津川漁協の内部の協議を待っておりますが、その辺も期限を決めて返答いただいて、新たな方向性を見出していきたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 2番。

○議員（2番 村上 英喜君） 先ほどの質問の中で、高津川漁協がシルク染め織り館を利用しないということは今のところ考えられない。何らかの形で利用していく方向で話が進んでおられるのか。

それと、井戸の水の工事費としまして210万の補正等も承認して、工事もう終了させると思っています。そうした中、白紙撤回にならないうちに漁協等に町から積極的にお願いに行くべきと考えますが、その点についてお聞きいたします。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

○地域振興課長（久保 睦夫君） 高津川漁協のほうでは、先ほど町長が答弁しましたように、先日の22日に支所移転の準備委員会を開催したと聞いております。その内容につきましては、まだ報告がありませんのでわかりませんが、支所を移転したいという気持ちは強いというふうには聞いておりますが、それ以上のことはまだ聞いておりません。

それから、井戸の掘削ですが、当初は支所機能を持ちたいということだったので早くに準備を取りかかる必要があったんですが、それが支所移転は来年以降になるということを知りましたので、まだ工事の発注は行ってはおりません。ですが、高津川清流館としての維持したいというふうには考えておりますので、井戸掘削、試掘ですが、井戸の試掘は実行したいと考えております。

漁協への強く要望をということではありますが、内部協議でありますので、こちらも協議の結果を静観しているところであります。

○議長（滝元 三郎君） 2番。

○議員（2番 村上 英喜君） 井戸については、まだ工事が着工していないということを聞きまして少し安心をしております。しかし、我々もこの清流館に大いに期待しておりますので、これからもしっかりサポートしていただきたいなというふうに考えております。

それでは、2点目の質問であります。廃校の校舎の後利用についてお聞きいたします。

1点目としまして、木部中学校の統廃合が来年度に決定になりました。ほかにも3校の統廃合が計画されておりますが、計画どおり進んでいるのか、問題点等はあるのかお聞きいたします。

2点目としまして、木部地区では、校舎の後利用について説明会が開かれたわけですが、私も出席して話を聞きました。そのとき感じたことではありますが、校舎の後利用については地区民に丸投げではなく、町として方針をもっと示していく必要があるのではないかと思いますので、その点を伺います。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（斎藤 誠君） 学校の再編問題の進捗状況ではありますが、本年度、須川小学校が既に閉校をいたしました。また、畑迫小学校につきましては保護者協議が整いまして、近いうちに地元説明会を開催したいと考えております。

木部中学校につきましては、地域説明会が終了をいたしまして、校舎の後利用についての協議を1回したところであります。そのときに、あわせて閉校に当たっての実行委員会の立ち上げ等につきましても若干お話をしております。学校においては、スムーズな統合となるよう交流学习等を積極的に計画をしております。しかし、先般津和野中学校において保護者間の会合が持たれたようではありますが、若干新たな問題があるように聞いておりますので、今後保護者との協議が必要になると考えております。

左鐙小学校につきましては、以前御報告いたしましたように、教育ビジョンができてからということになっておりますので協議をいたしておりません。

2点目であります校舎の後利用ということではありますが、説明会のときにも御意見がありまして、教育委員会で考えるとすれば小学校の校舎が老朽化しているので、その代替といえますか、そういった面での活用を検討するようになる、そういう可能性があるというふうに答えております。また、再編説明会、それまでの説明会の中で地域の活性化を図らなければ小学校の存続も危ぶまれるというふうな御意見等もありましたので、教育委員会といたしましては、活性化に向けた取り組みが一緒になってできればという思いで御意見を伺ったところでありまして、地域としての御意見がなければ教育委員会で考えてまいりたいというふうに思っております。

○議長（滝元 三郎君） 2番。

○議員（2番 村上 英喜君） 答弁聞いてみますと中学校に小学校を移転させたいという考えでありましたが、環境的に考えてみますと、今の小学校が私はベストだということに思っております。なぜかといいますと、やはり今の小学校は大変日当たりがいいということで健康的にも立地条件が恵まれてると。そういった反面、中学校は、こちらでいうしの

ととって、なかなか朝日が当たらない。午前中は、冬などは大変寒いというような感じがします。そういった面からも、私は小学校を中学校に移転するのはいかがかなというような感じがしております。どちらにしても早く方針を出していただきたいというように考えております。校舎の後利用として考えられるということですね。一般的に企業誘致、福祉施設は多目的な公民館後利用等々が考えられるわけでありますが、そこで提案をさせていただきますが、地元の人に方向性を見出すのはなかなか難しい。そういった面でやはり今は教育委員会が担当課で話を進めておりますが、こういった後利用については、やはり町を挙げて問題に取り組む必要があるのではないかと。そうした面で地域振興課、営業課等々を含めた中で、将来を見据えて協議して、また方針等を出していただいて地元にご相談する、または地元の方で起業家の中で成功された方もおられると思います。そういった方にも、こういった審議会等入っていただきまして方向性を出していただきたいというように思いますが、その点について伺います。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（斎藤 誠君） 御提言ありがとうございます。ただ、当面は教育委員会が窓口ということですので、そこで、その部署で話を進めてまいりたいというふうに考えておまして、ある程度具体性が出てから、そういった他の部署との共同の必要性があればそういう形で進めたいというふうに考えているところであります。

それから、今の全体的な御意見としては、地元としては特に意見がないというふうに判断をしてもよろしいということでしょうか。それとも、再度そういう説明会は地元には必要だと、方針を決める前に必要なかどうかという点についてちょっと判断を伺いたいというふうに思います。

○議長（滝元 三郎君） 2番。

○議員（2番 村上 英喜君） こちらに質問が振ってくるのは、当然ですが、思いませんでした。私もそういった地元との話、先日でありましたので、その後地元の関係者等とこの話については協議してない。きょう、ここでそのお答えをするのはできない。私が感じたことですね。この前、説明会の中で感じたこと、木部地区の中で委員会を立ち上げて、それで後利用について協議していこうというようなことで別れたというように思いますが、私は幾ら木部地区内の人を集めても、小学校にするのか、中学校の後利用になるのかということもはっきりしてない中で方向性を見出すということは、私は難しいんじゃないかというように考えておりますので、これからも木部地区民の推進委員会等もつくられておりますので、まずはそこで協議していただいて、校舎が廃校にならないように、後利用できるように御心配をしていただきたいと思っております。

次に、3点目に観光について質問をさせていただきます。

アジサイのきれいな季節になりましたが、きょうもアジサイロードを通過してここに参りました。今、五分咲きで大変きれいになっておりますが、もう1週間ぐらいしたら本当にきれいなアジサイロードになるのではないかとこのように思っております。

昨年、同じ時期でありましたが、観光協会の総会にお招きをいただきまして、観光協会の何か役に立ちたいなという思いの中から、アジサイロードを通ってみますと大変きれい。これを何とか観光資源に使えるのではないかということをおもひまして、昨年、畑迫地域のアジサイの植えてる地区に伺いましていろいろ視察しました。地域を挙げて取り組んでおられて大変手入れが行き届いておりまして、何と素晴らしいのに感動したわけで。そこで、観光協会の総会の懇親の席ではありましたが、観光地の一つに加えてほしい。ちょうどその日、次の日がアジサイ祭りということをお予定しておりましたので、あした、ぜひ来て実現してほしいということで地区を紹介をした経過があります。それで、先日やはり観光協会の総会がありまして、1年経過したが、アジサイについてはどのように対応したのかと聞いたところ、どなたに聞いたかはわかりませんが、地元の人に聞いてみますと理解が得られなかったということで、まだその点については対応してないということをお聞きまして、私も早々にふるさと畑迫の会長や下高野地域保存会の人等に話を聞いてみますと、皆さん大変好意的でありまして、話をよく聞きますと、ことしからは、ほたる祭りとアジサイ祭りを一緒にして取り組む。よその地域の人にも来ていただいて鑑賞していただきたいという強い思いがあるというようなことをお聞きまして、そしたらこの1年何だったんだというような思いがしましてこのたび一般質問に上げたわけですが、まずこういった話を聞いた中で、我々が提言した中でいち早く動いてくれるというようなことが必要ではないかということで、もっと積極的に町を挙げてこういった問題についてはPRしてほしいという思いがありましたので、この件についてお聞きいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、観光についての御質問について解答させていただきたいと思ひます。

畑迫地区のアジサイは、地元自治会やふるさと畑迫の皆様の大変な御尽力によりまして、今では蛍とともにこの季節の貴重な地域資源として町内外の多くの皆様にいやしや感動をもたらしていること、さらには地元実行委員会によるあじさいウォークや写真コンテストなど多くの企画に取り組んでおられることに対しまして、まずもって敬意を表するものでございます。

さて、同地区のアジサイに関しましては、今月25、26両日開催される森鷗外生誕150周年記念事業「第6回津和野ウォーク」におきまして、このアジサイロードを新たにコースの中に加えたところでございます。また、おいでませ山口キャンペーン企画の中では、「ウォーキング山口！100選マイレージキャンペーン」として、同様にこのアジサイロードをエントリーしており、しかも同キャンペーンの第1弾がアジサイロードで行われることから、多くの参加者や山口県側の宣伝隊の派遣が見込まれております。観光協会におきまして、下高野地区をメインにした2コースのウォーキングツアーの提案書を作成し、旅行会社へ積極的にPRを行っております。

現在の状況は以上のようなことでありますが、いずれにいたしましても畑迫地区のアジサイの活用は、今後の新たなスタイルである着地型旅行商品の典型であり、地元の皆様の御意向にも十分配慮しながら、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 2番。

○議員（2番 村上 英喜君） 今の答弁聞きますと、私の思いとは反して、最近では取り組んでるということですが、やはりこれは1年前に私が提言したことでありますので、もっと早くこういったことを町は積極的に取り組んでほしいという思いの中から一般質問させていただいておりますが、この前地元の人に話を聞き回った中で、やはり地元の人声としまして、やはり町、観光関係の人はやはり町内の地域全域にある資源を調査し、そういったものを観光に結びつけていく必要があるんだということをすごく申されておりました。私も全くそうだと感じています。このアジサイについては、やっとな株も張って、やっとな鑑賞できるというような状況になって、昨年からそういったあじさい祭り等も開催されているようであります。

それで、畑迫の、今度あじさい健康ウォークというのが7月3日に計画をされておられます。そういった中で、しっかり町の資源を調査する意味でも町長にも参加をしていただきたいと思いますが、町長どのように。7月3日であります。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 畑迫地区の取り組みに対しましては、本当にその地域発でいろいろな活動をしていただいておりますし、大変に改めて敬意を表しておりますし、また我々としましてもいろいろな面で御支援をさせていただきたいというふうにも思っております。そういう面から、町長としましてもいろいろなイベントには積極的に出かけて行って、そうしたスタッフの皆様にもお礼も申し上げていきたいというふうに思っておりまして、そういう面からも、先日もほたる祭りでは関西津和野会から帰りましてそのまま直行し、お礼を申し上げたというような状況であります。

こちらのこのアジサイのそのウォークの件も本当は行きたいし、本当に気持ちとしてはやまやま行きたいわけではありますが、ちょうどその日は、どの地区でしたか、ちょっと覚えておりませんが、町政座談会が、もうこれもまた土日はもうほとんど入っておるような状況でありまして、7月3日の日もその町政座談会に計画がされておりました、物理的にアジサイのほうは行くことができません。その点についてはお許しをいただきたいというふうに思っております。

なお、6月の26日のほうでは観光協会主催の津和野ウォークがありますので、そちらも昼から、日浦地区だったと思いますが町政座談会があるわけではありますが、時間がずれてスケジュールがとれることもありまして、26日の津和野ウォークは午前中の分に参加をさせていただくと。これはちょっとアジサイとは関係ないかもしれませんが、そういうような今、行動をする予定としておりますので、何とぞこのアジサイのウォークについては欠席をさせていただきますが、御理解をいただきたいとそうふうに思います。

○議長（滝元 三郎君） 2番。

○議員（2番 村上 英喜君） 町長もお忙しいようでございますが、また畑迫地区等行かれましたら、ぜひ鑑賞していただきたいなど。また、町長以外の執行部の方にも、やはり地域の資源を調査する意味でも一度は参加していただきたいなというふうに思います。

それでは、最後の質問であります。定住対策について質問をさせていただきます。

3月議会におきまして、町長の施政方針の中で述べられております。本町の人口は5年間で11.4%の減少となっており、このまま推移すれば地域社会の崩壊に向かう危機的な状況であり、定住対策は本年度から重要施策と位置づけ、国、県支援の連携した町行政措置の一体的な取り組みが必要というように述べられております。そこで伺います。

定住対策について、12月議会において職員住宅を若者の住める住宅にするよう提言したところであります。12月議会では答弁では、県の許可が必要であり、県の関係部署と協議した上で検討することにするという御回答でありました。そういったことで、きょうは定住対策の面からも県と早いうちに協議されたのかなというふうに思いますが、その点についてお伺いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（斎藤 誠君） 昨年12月議会において、長野の教職員住宅を若者が定住できる住宅に改築しては、というふうな御質問に対しまして、県の制度説明と、それから施設譲渡及び将来的な取り扱いについて県と協議をするというふうな答弁をしております。この答弁の中身は、県の施設を町が利用したいというふうなときにはそういった手続が必要となるというふうなことであります。

しかしながら、長野の教職員住宅は町の所有というふうなことでありますので、県との協議ということは、用途についての協議ということでは特に必要がありません。したがって、12月に御答弁を申し上げました県との協議というふうなことについては行っておりません。

○議長（滝元 三郎君） 2番。

○議員（2番 村上 英喜君） 大変明確なる御答弁ありがとうございます。答弁では、長野の職員住宅は町の所有であるというようなことで、県と協議はなされていないということですが、それなら私が12月議会で質問したのは何だったのかという思いになります。12月議会の中で県職員住宅は町所有であるという答弁をしたのか、確認のためにお聞きいたします。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（斎藤 誠君） 12月の議会のときの答弁としては、県がそういった若者定住のための制度をしているというふうな御説明等をしたというふうな形でありまして、長野教職員住宅が町の所有というふうなことについての答弁は、12月議会ではしておりません。

○議長（滝元 三郎君） 2番。

○議員（２番 村上 英喜君） 今の話を書きますと、それなら１２月議会でそのように町の所有地、財産であるという答弁があつてしかるべきではないか。それがあつたらきょうのような私、質問しませんよ。今の私の質問に対しての答弁は、私が知らなかつた、うそをついてるという質問になると私は思いますが、今のを聞いて１２月にはそういった町所有であるという説明はしなかつたということでもあります。

これは、１２月で御答弁した中での内容ちょっと説明しますと、指摘のような方法で住宅活用、ですから私は長野の庁舎を若者向けに改築したらどうかということは質問に上げておりましたんで、それを指しているというように思います。現行の制度とは違つた運用になるため、基本的には県の施設譲渡を受けて対応することになると、こういう答弁されとる。当然私は県の建物と思つてますね。その後、現在の利用実態状態と将来的な取り扱いについて、県関係部署と協議した上で検討してみたいと考えてると、はっきり答弁で言つてるんですよ。それが間違いかどうか確認します。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（斎藤 誠君） 今、議員さんが言われました１２月の答弁は、まさしくそういった答弁をしております。

○議長（滝元 三郎君） ２番。

○議員（２番 村上 英喜君） 私もこの件については深い思いがありまして、津和野町の合併前にも一般質問で取り上げたという経験があります。そのときの質問内容としましては、旧津和野町ですので、津和野町は大きく分けて４地区、木部地区、畑迫地区、津和野地区、小川地区と４地区に分かれておりますが、木部地区だけに町営住宅がないということで一般質問したことがあります。そのときの答弁では、学校の教員住宅があいてるので、それを利用した方向で検討するという御回答でありました。その後、合併しまして、やはり予算節減という中で、こういった金のかかる施策はお願いしても難しいんだろうというように控えておりましたが、先ほど説明したように島根県一の人口の減少率ということは、日本一、津和野町人口が減つているということで、１２月にあえてこの定住対策について質問させていただきました。そういう思いの中で、何とか木部地区にも住宅をと、昔からの思いで継続でこの質問をしたわけですが、しかしながら、先ほどから聞いてみますと、私の意図としない答弁がある。もし長野の教員住宅が住宅改造できないならできないと、なぜできないのか、そういう答弁をしていただいたほうが私は今後の議会活動として生かしていけると。今後、私も私なりに調査して、これなら、改装したら住宅になるんじゃないかと、そういった私たちの意図としない答弁があるようでは一般質問の意味がない。私たちが提言することに対していい加減な回答があれば生きてこない。そうなるに直接すべてにおいて町長に陳情にいったほうがよくなるということでもありますので、今後はしっかりした答弁をしていただきたいと思います。

まだ時間がありますので、ちょっと私の思いをもう少し述べさせていただきますが、この前、全員協議会で雇用促進住宅、町が購入すると。きょうも山陰新報等でも報道されてお

ましたが、やはりこういった大きい事業ばかりに目を向けるのではなく、やはり一つ一つ小さいことを積み重ねていかないと定住対策は進まない。ちなみに長野地区で空き家が1軒ありました。早速益田に住居してる若者に声かけたところ、木部地区にUターンで帰ってこられました。今、子供が2人目が生まれまして4人家族になってます。こういった小さな努力重ねていかないと、やはり津和野町が島根県一の減少率脱皮ができないというふうに考えておりますので、今後積極的に定住対策について力を入れていただきたい。小さいことからしっかり取り組んでいただきたいということを強く提言して、私の一般質問を終わります。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、2番、村上英喜君の質問を終わります。

ここで申し上げておきますが、先ほど執行部の答弁で反問と思われるようなことがございました。反問権はございませんので、ひとつ御理解をいただきたいと思います。議員の皆様もそれに対して答えないように、あるいはそういう反問をせざるを得ないような質問をされないようお願いをしておきます。

後ろの時計で9時55分まで休憩といたします。

午前9時42分休憩

.....

午前9時55分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

発言順序8、4番、竹内志津子君。4番。

○議員（4番 竹内志津子君） 議席番号4番、竹内志津子です。通告に従って3項目質問いたします。

まず最初は、原子力発電所とエネルギー政策についてです。

東日本大震災と津波による東京電力福島第一原子力発電所の事故は、国内はもとより世界じゅうの人々に大きな衝撃を与えました。地震から100日を越えましたが、放射能漏れを防ごうとさまざまな対策が講じられているにもかかわらず、次から次へと新たな問題が噴出して、いつ終息するか見通しも立っていません。この事故の影響は福島原発周辺のみならず、さまざまところに及んでいます。世界は旧ソ連のチェルノブイリ、アメリカのスリーマイル島の原発事故に引き続く大きな原発事故として終息に向けての動きを注視しています。原発技術の進んでいるアメリカやフランスの技術を借りても簡単に終息に向かえそうもありません。

そもそも人類は原発を安全に使う技術をまだ手にしていません。一たん事故が起こると放射性物質が放出されるのを食いとめることができません。にもかかわらず安全神話にとられて、たびたびの警告を無視してできる対策さえ講じてこなかったことが今回のような大事故を招きました。原発はコストの面で他の発電所より優位ということで、この地震国日本にどんどん建設され、現在は54基にもなっています。

中でも中国電力島根原子力発電所は、全国で唯一県庁所在地にあり、一たん事故が発生したら事故対策や避難指示を出すオフサイトセンターも県庁の敷地内にあり、県民の安全な避難に責任を持つべき部署が機能しなくなります。溝口知事は事故が発生した場合の機能の移転、分散のあり方について、県対策本部の設置場所を含め、具体的な検討に入ったと20日の定例記者会見で明らかにしています。県民の暮らしを守るための県庁の行政的な機能も働かなくなった場合の代替策は規定していないということです。そのほか島根原発は老朽化していること、半径30キロ圏内に42万人もの住民がいること、またすぐ近くに22キロもの活断層が走っていることなど、島根原発は問題点をたくさん持っています。これほど危険な島根原発に県民の不安は大きなものがあります。できるだけ早く停止し、廃炉にする方針を出すべきだと思います。

町長は、溝口県知事と中国電力に対して島根原発を停止するよう申し入れする考えはないでしょうか。また、政府関係機関に対して、原子力に依存したエネルギー政策を再生可能なエネルギー政策へと一日も早く転換するよう申し入れをするお考えはありませんでしょうか。

次に、中国電力が建設を進めようとしている山口県の上関原発についてですが、ここは津和野町から見れば島根原発よりも距離的にも近く、もし発電所が建設され、事故が発生した場合には、影響ははるかに大きくなると考えられます。山口県の二井知事は、原発の安全確保について検証ができる前に埋立工事を進めてはいけないと言明し、これまででない踏み込んだ表現で工事の中断を求めています。また、山口県周南市議会は、5月27日、上関原発の中止を求める意見書を全会一致で可決し、二井知事に送付されたそうです。山口県知事と中国電力に対して、町長は建設を見直すよう申し出る考えはありませんか。

次ですが、今回の原発事故を受けて国民世論は原発中心のエネルギー政策から再生可能な自然エネルギーへの転換を求める声が多数になってきています。自治体でもこうした資源の開発に取り組む努力が求められます。津和野町でもなごみ温泉のボイラーを木質ボイラーにやりかえるなど、エネルギー政策の転換が少しずつ進められていますが、かつて稼動していた小水力発電所——晩越にあった発電所ですが、など復活させるとか町内に豊富にある木材を利用した燃料を生産するなどのエネルギー政策に取り組むお考えはないでしょうか。

以上、御答弁をお願いします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、4番、竹内議員さんの御質問にお答えをさせていただきます。原子力発電所とエネルギー政策に関する御質問でございます。

このたび発生した東京電力福島第一原発事故は、3カ月が経過した今も終息の見通しが立っておらず、原発の安全神話が根底から覆された極めて深刻な事態となっていることは議員御指摘のとおりでございます。これを受けて、津和野町においても島根県鹿島町に原子

力発電所が立地し、山口県上関町に建設計画を有することから、それらの動向は高い関心事であり、町民の皆様の心配も大きなものがあると受けとめております。

私といたしましても、今後、国が実施する原子力行政の抜本的な見直しと、島根県、山口県の判断を注視してまいりたいと考えておりますが、最低でも揺るぎない安心と信頼が構築されるまでは国内すべての原発について稼働再開や計画の進捗がなされるべきではないことを基本的な考えとしております。

その上で、島根県や山口県、中国電力に対する申し入れをとの御質問についてであります。仮に申し入れを行うとしたときに、それが中止なのか、凍結なのか、あるいは、回答書は誤字でございますが、あるいは停止なのか、それとも別の方法なのか、そうした点については、町民の皆様のお考えをできる限り集約したものでなければならないことは、町を預かる立場として非常に重要な責任であると考えております。実際に、既に意見書を採択されておられる山口県内の市議会や町議会においても、その判断が分かれていますし、各議会ともに判断を下されるまでの過程において慎重な意見集約をされていることがうかがわれます。

津和野町におきましても、町民の皆様の見意見集約を行うという意味において、その代表である議員各位の御議論の結果として議会の判断が示されるならば、大きな意義を持つと認めるところでございます。この問題に対する議会と行政執行部が車の両輪のごとく歩調を同一とすることの重要性からも、今後の議会のそうした取り組みを強く期待申し上げる次第でございます。

なお、同じような考え方から、政府関係機関に対する再生可能な自然エネルギー政策への転換の申し入れについては、今議会に意見書の提出が議員提案にてなされておりますので、その採決結果を尊重し、同一歩調をとることを前提に町としてできる取り組みを検討してまいりたいと考えております。

続いての御質問であります。晩越に設置されていた左鐙発電所につきましては、河川の高低さを活用した発電所として大正4年に建設され、57年間活躍した後、昭和47年に廃止となりました。

この発電所の復活には、高津川本流を活用した発電所になることから、漁業権にまつわる減水区間の発生等、クリアしなければならない問題があり、復活には時間が必要かと思われまます。

12番議員からも御質問をいただきましたが、谷水や用水路を使った小水力発電については利用箇所も多く、活用方法について検討したいと考えております。

また、森林資材を活用したバイオマスエネルギーについては、数年前より着目しており、今年度春から稼働しているなごみの里のチップボイラーも地元産材を使った稼働となっております。今後は、このシステムの稼働状況を分析し、病院等の化石燃料を多く消費する施設への設置も検討していきたいと考えております。

さらに、農林課が主管して行う間伐促進の施策により、林産物の供給をふやし、あわせて、まきストーブ等の公共施設、個人施設への普及も検討していく予定でございます。

○議長（滝元 三郎君） 4番。

○議員（4番 竹内志津子君） 島根原発の深刻さについては、もう少し私、調査したところを述べてみたいと思いますが、まず、老朽化しているということがあります。

1号機は、耐用年数30年をはるかに越えて37年が経過しているということです。そうすることで、設計そのものも津波や地震に対する備えがほとんどなされていない、弱い構造となっています。

また、先ほども言いましたけども、すぐ近くに22キロもの活断層が走っており、特定観測地域に指定されております。原発付近の日本海には、まだ調査されていない10本もの活断層があると言われております。大きな地震がいつ起こるかわかりません。それに対する備えも十分にまだなされておられません。

さらに、2号機でのプルサーマル計画も2014年から実施の予定となっておりますが、これはウランから取り出したプルトニウムと燃え残りのウランを混合酸化物にしてウランを燃やす。そして、もともとウランだけを燃やす軽水炉で、プルトニウムとウランを混合したものを燃やすというようなことなのだそうです。プルトニウムそのものは100万分の1グラムの微粒子で、それを吸い込んだだけで肺がんを誘発するという大変恐ろしいものですし、それからプルトニウムは非常に大爆発を起こすような危険な物質であるということです。そういう危険な計画は即刻やめさせる必要があります。

このように本当に多くの問題を持っている島根原発を一日も早く停止しなければいけないと思うんですけども、特に周辺の住民の大きな不安は、中でも中国電力の、これまでのいろいろなやり方についての大きな批判もあります。それはデータの改ざんであったり、いろいろな訴訟が起こるようなものが、そういう問題を起こしていたりという中国電力に対する不信感もあります。そういう住民の思いがありますので、とにかく今、休止しているものはもう絶対再開しない。そして、今、稼動しているものもできるだけ早く、まずはとめて廃炉にするまでのさまざまな手続をとるといって、そういうことが大事ではないかなというふうに思います。

首長としての態度について答弁がありましたけども、町長も多分当然これは御存じだと思いますけども、大阪市の平松市長は、関西電力に対して脱原発が必要だとの考えを関西電力に伝えたという報道もありました。我々がこういう場で発言するということも大事ですけども、やはり首長が態度を表明するということは、本当に世論に訴える大きな力になると思います。ぜひとも県や国への一日も早い原発の停止、そして将来的に廃止するというのを、そういう要望を提出していただきたいというふうに思います。

それから、世界的にも脱原発への方向が今どんどん進みつつあると思います。皆さん、御存じでしょうけども、ドイツは早速脱原発への政策転換しました。そして、イタリアでは国民投票で原発再開を、首相が言い出しましたので国民投票まで至り、94%もの脱原発賛成

という結果が出ました。ほかのスイスとか、今原発を持っている国でもどんどん脱原発の方向への政策転換が行われようとしております。

やはり原発は停止しても、それを全くなくするまでには年数が随分かかります。早く結論を出すことが大事ではないかなというふうに思います。私たちは、今本当に原発の怖さというものをひしひしと感じています。毎日のように報道されていますので、もう日本の国民はもちろん、世界じゅうの人々が不安な思いでいっぱいだというふうに思いますので、早くこれは結論を出すべきです。そのためにはやはり大きな世論をつくっていかなければなりません。そういう意味で町長の県なり国なり中国電力への申し入れというのは大事ではないかなというふうに思います。

それから、エネルギー政策のことですけれども、晩越トンネルというのは、私は幼いころに晩越発電所を毎日見て通ったものですが、あそこは本当に川が蛇行しておりますので、水の落差を利用した発電所なんですけども、多分水が通るトンネルはまだ残されていると思います。ですので、そういう大変な工事も、それを利用すれば省略することができるわけですし、何とかこの辺をお考えになられたらいいかなというふうに思います。かなりの水量で発電所は稼動しておりました、当時は。

それから、木材を利用したエネルギーのことなんですけども、町内の中にはやはり今たくさんある木材、そして竹、そういうものを利用して燃料をつくる、そういう施設をつくったらどうかというような意見を持っておられる人もありますが、そういう意見というのを町としてはどういうふうに受けとめておられるのか。その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

○地域振興課長（久保 睦夫君） バイオマスエネルギーにつきましては、先ほど町長が答弁しましたように、公共施設、それから各家庭において燃料としてお使いいただいて、そういった化石燃料を少しでも残していくような方向を町としても示していきたいと思っておりますし、それから三隅火力発電所において今、石炭に2%交渉ということを行っております。この地域の山のバイオマスエネルギーを火力発電所を持ってきて、そこで電気というエネルギーに交換しております。そういったことも積極的に林業家の方々が参加しております、そういったエネルギーにかえているということも広く皆さんにも知っていただきたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 前段のほうの御質問に対する改めての回答でございますけれども、こうして原発の、そうしたいろんな危険な事柄、それは先ほど議員さん御紹介いただいた、本当にそのとおりだというふうに思っております、改めて本当に危機意識というのをしっかり持って対応していかなくやならんと思っております。

私どもも、先日も中国電力のほうからも本町お越しいただきまして、福島第一原子力発電所の状況をお聞きさせていただきました。それからまた、それを踏まえて中国電力での鹿島の原子力発電所、あるいは上関の今後の計画をどうしていくのか。そうしたことについても

御説明を直に受けております。そして、そのときにも今後の国等の状況も踏まえながらになりますが、原子力発電所、上関のほうを今後どうしていくのか。さらには、先ほど御指摘もありました島根原子力発電所の活断層の近くにあるということで、そうした中での耐震設計、そして福島第一原子力発電所の今回の状況を踏まえた上での安全性の基準、そうしたものは今どうなってるのかということ、改めて投げかけているところでもありまして、こうした回答もいただく、今、予定に、津和野町に直にいただくと、そういう今、取り組みもしているところがございます。

その上で申し入れをとということになるわけですが、これについては首長もいろんな考え方があると思います。それは、大阪市長さんはその市長さんのリーダーシップというか、御判断でそういうことをされたと思いますし、私は、やはり私として、先ほども申ししておりますけれども、やはりもう少し町民の皆さんの小さいところでは、大きな前提は、それはもう皆さんと同じ方向性だと思っておりますけれども、そうした部分についてはもう少し意見集約を図る必要があるんじゃないだろうかということでもあります。実際田布施町議会、山口県でありますけれども、これは議員の皆さん、何人かの方が中止ということ意見を出そうということになったということでもあります、いろんな議員さんお考えがある中で、それでは中止ではいかんということからいろんな御議論があつて、そして最終的に凍結という意見書を出そうということを決められたという話を聞いております。島根県で言えば、JAの島根中央会なんか、これは安全確保申し入れを県知事でしたか、中国電力でしたか、されておるといふふうに思っております。そうしたいろんな小さいところでは考え方があるわけでありまして、私も、もし仮にそうした県、県知事あるいは中国電力申し入れをしていくためには、やはりできるだけ町民の皆さんの総意というものを持っていく必要があるだろう。そこはもう少し慎重に私は考えた上で、町長としての意見を出していくべきだろうというふうに考えていると、そういうことでもあります。

私も選挙で選ばれて、町民の皆さんの付託を受けておる立場であります、それ私の立場は今一人であります。だけど、議員さんはこうして16名いらっしゃるわけで、その御議論というのが、それが一つの町民の皆さんの意見を集約するという、これは議会ならではの私は機能ではないかと、そういうふうにとめていく次第でありまして、ぜひともその意見集約、住民投票とかそういうことをするわけにもいきませんので、現実として。やはりそこは議会の一つの役割として、ぜひまたさらに、そういう思いを持っていらっしゃるなら、だからこそ、ぜひ竹内議員さんにも議会の中でのリーダーシップをとっていただいて、そういう意見集約をとっていただけないだろうかというふうにもお願いをしたいというふうにも思っているところがございます。それを踏まえて、私どもも当然そうしたものを、また自分の考えとしても持っていきたいというふうにも考えているところでもあります。

○議長（滝元 三郎君） 4番。

○議員（4番 竹内志津子君） 私今議会に議員発議としてこの原発問題については出しておりますので、議員の皆さんの御協力をぜひとも得たいと思います。世論の大勢としては、

やはり今の原発は、いろいろ御意見としては安全が確保されればという、そういう御意見がありますが、今絶対に安全だという技術はまだないわけです。それは世界じゅう、どこの国でも、随分進んでるフランスでさえ、絶対これで安全だという確信のある、そういう技術はまだ確保されていないわけですし、安全確保というのは、これは言わば一つの方便ではないかなって言うふうに思います。それは、いろいろな原発に関係してる人たちのいろんな動きとか、そういうものを受けて、やはり原発をやめられないというような、そういう面からの御意見ではないかなって言うふうに私は思っております。今の段階では、安全確保は本当に無理なんです。それをやはり踏まえて私たちは行動を起こさなければいけないのではないかなというふうに思います。

上関原発について言えば、これは本当にもう長年の、中国電力としては随分以前からの、ここへ原発をつくるということは念願であるわけなんですけども、周辺の住民の方たちの粘り強い、長い長い反対運動によっていまだ建設がされてない、土地造成とかそういうものには手がつけられているようなんですけども、でもやはり今、また二井知事が埋め立てを中止、中止というか、今、中断するというようなことを発言すると、そういうことまで、そういう発言までしなければならぬような、そういう今状況に来ているということです。これは本当に不幸なことなんですけども、今まで原発は大きな事故が起こるものではないというふうに、特に日本の国内では安全神話というものがまかり通っておりました。今、福島原発の事故が起こって、初めて本当に危険なものなんだということが認識されてきたわけです。それをやはり私たちはこの事故を無駄にはしてはいけません。大きな犠牲と、それから大きなお金を使ってしまってるわけなんです。今からもどれだけのお金が必要になるか、原発の終息に至るまで。それは日本の経済をも本当に大きく動かすほどのお金になると思いますが、そういう面でもやはりこの原発事故を無にしないように、私たちが今から安全に暮らしていく世の中にするために、ぜひとも本当に町長にも御英断をいただいて申し入れをしていただきたいと思いますし、できれば議会のほうとも一緒にやっていければいいなというふうに私のほうも考えております。

それでは、次の問題に移ります。防災についてです。

私もこれまでたびたび防災については一般質問しておりますが、東日本大震災を受けて、やはりさらに防災の備えが必要だということを切実に考えるようになりましたので、きょうはかなり具体的なことも申し上げながら質問したいと思います。皆さんも本当に、私が言うまでもなく、御承知ですけども、多くの人々が犠牲になり、そしていまだにまだたくさんの人たちが避難生活を余儀なくされております。それから、経済的にもなかなか会社を復活させることができない。農業も本当にもとどおりやることができない。いろいろな面でも、どのようになるためには今から何年かかるか、そしてお金もどれだけ使わなければならないか、そういう大変な不安がありますし、日本経済に与える影響も大きなものがありました。私たちの身近な問題になるわけですけども、このニュースを見るにつけ、災害に対する備えをしておくことの必要性というものを痛感しております。津和野町内でも、あれほどの大

津波を受けるということはまず考えられないんですけども、地震や台風、集中豪雨等の災害は予測されるわけですから、これに対する備えが必要だと思います。昨日、前段の議員が防災についてはたくさん、詳しいところまでの御答弁をいただくような質問しておりますので、重複は避けるようにしていきたいと思います。

先般、各自治体に避難所を書き込んだハザードマップが配布されました。それを見られた住民の方が、自分たちの避難所になってる公民館は地すべり地帯に含まれているとの問題点を挙げられました。このようなことは他の地域にも見られます。たくさんの住民を収容できる公共の建物ということで、公民館や集会所、学校などが避難所として指定されています。各集落ごとに、さっきのような問題点があるのではないかと。住民の意見も交えた避難所の再検討が必要ではないでしょうか。また、避難場所へ必要最小限の施設の整備、それから備品を整えておくことが大切ではないかと考えます。また、飲料水の確保の面から井戸の確保も必要ではないでしょうか。今回の地震で井戸があったところへ避難所の方たちが水を分けってもらうために足を運んだというようなニュースも聞きました。本当に井戸があるということがいざというときにどれだけ助かるかということをつくづく感じました。

それから、2番目ですが、私が、これも今までたびたび申し上げてることなんですけども、災害が起こったときの情報の入手の手段としてラジオ放送が大きな役割を果たすことが今回の東日本震災で改めて認識されたのではないかと思います。NHKラジオ第一放送、第二放送の受信難の解消について、県やNHKに対して強く要請すべきだと思いますが、いかがでしょうか。以前に私が質問した後、担当課のほうでNHKに問い合わせをしたと聞いておりますが、どのような回答だったのでしょうか。

次ですが、地区の防災計画を早急に立て、防災体制を整えておく必要があると考えますが、町内では防災計画のようなものがどの程度進んでるのでしょうか。私たちの住んでいる青原地区では、昨年度からこれに着手しているわけです。避難の仕方や避難所の管理、負傷者や病気の人の救護など具体的な計画をこれから立てるところなんですけど、これにはかなりの時間と手間を要することになりそうです。どの地区も早くするよう町のほうで指導されることが大事ではないかなと思います。御答弁をお願いします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、防災に関する御質問についてお答えをさせていただきます。

中山間地の谷間に集落が点在する当町においては、地震や豪雨等のあらゆる災害に対応した機能を持つ避難所は指定している中でも数少ないのが現状となっております。各地区の公民館や集会所を初め、学校やお寺等を避難所としておりますが、実際には議員御指摘のとおり土砂災害警戒区域や地すべり危険箇所の区域の中の施設を避難所として指定している場合もあります。

避難所の考え方としましては、まず一定の数の住民を収容することができる施設であること。次に、災害初期時において、自主的な判断での一時的な避難であれば対応できるもの

などを考慮し、避難所としているところでございます。万が一、大規模な災害となった場合は、町として該当地域の住民に対して、安全な場所へ避難誘導をすることとなります。

現在指定している避難所につきましては、今後、災害の種類によつての安全度を勘案しながら再検討を行つていかなければならないと認識はしておりますが、各地域の施設も限られるため、現在の避難所を使用する上においての周囲の環境整備、例えば土どめ擁壁や落石防止ネットの設置を国や県等の関係機関と協議しながら進め、安全性の確保に努めてまいりたいと考えております。

また、避難所の物資や備品等についてはありますが、避難時の食料等の物資や毛布等の備品はある程度必要であるものと考えておりますが、すべての避難所に配備しておくことは、管理や財政的な面から現状では難しいものと考えております。しかしながら、災害時には道路が寸断されることも想定されるため、各地域の拠点となる公民館等に限定して物資や備品を備蓄していくことも今後考慮していきたいと思います。

井戸の確保については、管理上の面から現状では難しいものと思われまふので、災害時に生活する上で必要な水の確保と配給ができるよう、ポリタンク、飲料水用ペットボトル等の整備をしてまいりたいと考えております。

続いて、NHKラジオ放送のアンテナ建設につきましては、昨年、要望書を送付させていただきました、建設予定がない旨の文書を受け取っております。

現在のNHK第一を放送しているアンテナは、県内に9カ所ありますが、益田圏域だけでも4カ所、益田、津和野、六日市、匹見に建設されており、NHKとしてはこれ以上ふやすことはできないようでございます。

ケーブルテレビでは、NHK第一をFM波で再送信していますので、FMラジオチューナーに接続してお聞きいただくことが可能でございます。

しかし、災害時の情報収集手段として長時間活用できるかという点、利用できなくなる可能性はあります。情報伝達を確保する手段としては、防災無線の設置がありますが、建設には多くの経費がかかりますので、財政状況を見ながらの検討が必要と頭を痛めているところでございます。

続いて、災害によつては、情報の混乱や道路や橋梁などの公共施設が被害を受ける可能性もあり、そのようなときには町を初めとする防災関係機関などの迅速な対応が困難となりますので、町内の各地で自主防災組織などが結成され、平常時から防災知識の普及や啓発、安全点検などの活動に取り組みれることが住民一人一人の減災につながるものと考えております。町としては積極的に自主防災組織の結成に取り組んでいるところであり、現況といたしましては、町内に2つの自主防災組織が結成されたところでございます。

地区の防災計画の作成に当たっては、その地区の地形や避難場所または災害時要援護者支援など事情がさまざまありますので、各地の特性に適応した防災計画が自主防災組織の主導によつて作成されるよう、町としても協力と支援を今後も努めてまいりたいと思ひます。

○議長（滝元 三郎君） 4番。

○議員（4番 竹内志津子君） まず、避難場所についてですけれども、なかなか私がこうは言いましても、本当に避難場所指定するということは難しいなというふうに思いますので、地すべり地帯とかそういう危険地域にある、危険地帯にある場合の対策として、やはり国なり県なりにそういうことを、防護のための擁壁とかネットをやるとか、そういうようなことに早く着手していただきたいと思います。

それから、やはり住民への問いかけも必要ではないかなと思いますが、私が聞いた地すべり地帯に公民館があるというその話の、その地区の別の人に聞いた話では、自分たちのこのあたりの集落では、いざというときにどこへ避難するかということ相談したときに、やはり高台にある家にみんなで行こうじゃないかという、そういう相談をしたことがあるというふうなことも言うておられましたので、そういうところを指定することは難しいのかもしれないけれども、やはり住民の間でそういう話をしておくということは大事なことはないかなというふうに思いますので、その辺の町の、あとこの防災計画についての指導になると思うんですけども、そういう指導をしていただけたらなというふうに思います。

それから、避難所への施設設備のこと、備品のことなんですけれども、前段の議員が言いました、青原地区で避難をしたときに、公民館では浸水のおそれがあるので小学校の体育館にという話があったと思うんですが、実際小学校の体育館に避難したときには、あそこでは煮炊きすることができません。それから、板張りですし、ですのでやはりそういう場所を考えた上での設備というようなもの、最低限のところでもいいですので、それができるようなことを考えていただきたいというふうに思うんですが、そのためには、具体的には青原の体育館は早く建てかえて、そういうことも備えをしてほしいということもあるんですけども、各地区のそういう施設設備を点検して、できることならやっていただきたいなというふうに思います。

それから、ラジオのことについてなんです、アンテナの、県内に9カ所アンテナが設置してあるということがありましたけども、益田圏域だけで4カ所、益田、津和野、六日市、匹見とありますけども、津和野、やはり日原地域にはないんですね。私が車でずっと走っておりましたが、津和野の直地のほうから、もう本当に雑音が多くなって入らなくなるんです。益田のほうに行きますと、横田のほうまでは入るんですけども、こっちの青原に近づくに従って聞けなくなります。ですから、本当アンテナを立てていただければ、この日原地域もラジオ放送が聞けるようになるわけで、特に防災の面で、私はこれはFMだったんですが、避難された人たちの情報がFMを通して情報が行き交ったのを実際に聞きましたが、本当にラジオが聞けるということは大事なことだな、電源が失われても電池と携帯ラジオがあれば、乾電池と携帯ラジオがあればできますので、ぜひこれは強力で働きかけをしていただきたい。NHKがもうできないと言ったからっていうんであきらめないで、強力な働きかけをお願いしたいと思います。これは県のほうからも働きかけをしていただくということも必要ではないかなというふうに思います。

それから、防災の計画のことなんですが、実際青原地域は防災組織をつくり、そして今、具体的な避難についての話し合い等が今行われているわけなんですが、かなりの時間を要しますので、どこかできたところを参考にしてというのではなくて、やはり着手できるところからできるだけ早く着手するというのを町のほうで御指導をお願いしたいというふうに思います。

それでは最後の、議会の議決に付すべき財産の取得についてに移ります。

津和野町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条では、予定価格700万円以上の不動産もしくは動産の買入れもしくは売り払いまたは不動産の信託の受益権の買入れもしくは売り払いについては、議会の議決に付さなければならないとされていますが、議会の議決を得ないまま買入れがなされている備品などがあるのではないかと思います。もし、そのような事実があるとなれば、今後どのように処理されるのでしょうか。また、そういうチェック体制はきちんとなされているのでしょうか。議会のほうに、予算には計上されているけども、どうも私が調べた中で買入れの契約が議会に出されていないものがあるような気がしましたので、これを質問に取り上げてみました。御答弁をお願いします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議会の議決に付すべき財産の取得に関する御質問についてお答えをさせていただきたいと思います。

議員御指摘のとおり、津和野町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条において、予定価格700万円以上の不動産もしくは動産の買入れもしくは売り払いまたは不動産の信託の受益権の買入れもしくは売り払いは、議会の議決に付すこととなっております。

このことにより予算計上をし、契約の議決を得ないまま買入れた備品について、合併後ではありますが、調査をした結果、これまでに2件の該当がありました。

当然のことながら、予定価格700万円以上の動産等の買入れにつきましては、条例のとおり議会の議決を得なければ有効な契約となり得ないものと理解しております。しかしながら、事務処理におきましてそのことに気づかず、議会の議決を得ないまま諸手続を進めましたことにつきましては、まことに申しわけないことであり、今後二度とこのような事態が起こらないよう、事務の執行に当たりましては細心の注意を払うよう職員の指導を徹底してまいりたいと考えております。

つきましては、その対応といたしまして、改めて臨時議会を開催していただいた上で、契約締結日にさかのぼって契約を有効にさせるため、条例の規定により提案をさせていただき、追認の議決をお願いする考えでございます。

○議長（滝元 三郎君） 4番。

○議員（4番 竹内志津子君） 合併後、2件の該当があるという御答弁でしたけども、この2件というのは物品は何、どの分の物品に関してでしょうか。それをお聞きしたいという

ことと、それから、それは一般会計だけなのでしょう。特別会計でも該当があるのではな
いかなというふうに考えるんですけども、いかがでしょうか。

それから、2件については議会に付されないまま動産等の買い入れが行われたというこ
とですけども、物品の買い入れに当たってどういう手続といいますか、どういう経路で決定
がされるのか、その場合のチェック機能というようなものはどのようになっているのかお願
いします。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

○総務財政課長（島田 賢司君） ただいまの御質問の中で、どういうものがあつたかとい
うことですが、まず、19年度に建設課における除雪の動産、ダンプの購入がありました。
900万ばかりではございますが、それが1件。それと、昨年、消防積載車を第1分団に配
置したことの、それが2,300万ばかり備品で計上してありまして、その分を議決を得な
いでそのまま事務を執行したということになっております。その2件でございます。特別
会計におきましては特になんていいますが、病院事業会計におきましては公営企業法が適用さ
れてまして、議会の議決を得る必要はなく、予算に計上すればいいという特例が定められて
ますので、この2件というのは一応一般会計分だということで御理解いただきたいと思
います。

チェック機能におきましては、予算議決をいただきまして、備品の場合ですと購入期間を
ある程度勘案しまして、大きな金額でありますと町長へ稟議を上げて、それから決裁をいた
だいた後に入札の準備に入りまして、それからの事務の執行になることとなります。

○議長（滝元 三郎君） 4番。

○議員（4番 竹内志津子君） 病院会計のほうは企業会計なのでということで、その分
についてはちょっと心当たりがあつたんですが、それはわかりました。

この件に関して、今、他の、他県等でいろいろ議会でも問題になりまして、もう随分たく
さんの件数が後で、先ほど言われました契約締結日にさかのぼって契約を有効にさせるよ
うに臨時会を開いて行ったというような、そういう議会も全国には結構あるような感じが
します。そういうようなことが津和野議会でもあるのではないかなということで質問もさ
せていただいたわけなんです、実際にこういうことが起こっている事実があるというこ
とで、やはりチェック機能というのがきちっと働いていないんだなということをお感じ
いたしました、今の御答弁いただいて実感いたしました。例えば千葉県のある市なんかでは、
責任をとって市長の給与をカットしたとか、副市長とか教育長の給与もカットしたとか、そ
ういうようなことが、行政処分というものでしょうか、そういうものも行われたというよ
うな情報も得ておりますが、やはり本当に町民の税金を適正に使う。そして、それが不正が起
こることなく、きちっと使うということが大事なから、こういう条例が地方自治法にあり、
それが条例にも生かされているんだというふうに思いますので、こういうことが、事実があ
つたということ事態が私はやはり何か今の津和野町政の気持ちの緩みがあるのではないか
なというふうに思います。

洗い出せば本当はもっとあるのではないかなという感じがするんです。というのは、かなり大きな額の計上がされているけども、これの契約案件が出てきたかなということもあります。私も過去にさかのぼっていろいろ議案書等を見てみたんですけども、どうも契約案件の議案が出されてない、そういう記憶がないなというものもありますので、もう一度洗い出してみてください。

そして、本当に臨時議会で、この2件についての締結をさかのぼって契約を有効にさせるという、この機会にまだほかにもあればひ出していただきたいと思います。これは各課で本当に行うことが必要ではないかなというふうに思います。過去、教育委員会からはかなりパソコンとかエアコンとかそういうもの、出されてきてるんですけども、そういう一つの課でできてるのがどうしてほかの課でできないのか、それもやはり問題だと思うんですね。そういうことを庁議で諮って、きちっと徹底できる、そういう町の行政が行われなければいけないのではないかなというふうに思うんですけども、今後建設課だけじゃなくてほかの課でも洗い出しをされるかどうか、その点、そして、またチェック機能の強化等についてお聞きしたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

○総務財政課長（島田 賢司君） このたびの御質問に対しまして、現在備品を管理しているのが出納室でありまして、合併当初から全部洗い出しを今回いたしました。そのことによって2件が今回発生したわけでございまして、一応全課当たったことは当たりました。

それと、今後についてですが、稟議の中に議会にかける要否を、文言をちょっとつけ加えてチェック機能を強化していきたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 4番。

○議員（4番 竹内志津子君） この契約案件で一つ、もう一つお聞きしたいことは、例えばパソコン、学校関係にパソコン入れるときにはこれたくさんの台数を購入するわけなんですけど、それを一つの業者で購入する場合、その業者ごとに契約をする。それが契約案件として出てくるのだと思うんですけども、業者が分かれば一つの契約は700万以上にはならないということにもなるんですけども、その辺はどうなんですか。やはり一つの業者で700万以下のものだったら、この議会のあれには付さない。全体としては700万超えるけども、業者が分かるために付されないという、そういうことになるんでしょうか。そこちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

○総務財政課長（島田 賢司君） 議員さん、お見込みのとおりでございまして、業者が変わればその限度額は変わってくるものと理解しております。

○議長（滝元 三郎君） 4番。

○議員（4番 竹内志津子君） 今回、これを出しました問題については、本当に条例がきちっと履行されるかどうかという町の姿勢といいますか、管理体制といいますか、その辺がきちっとしてるかどうかということをお聞きしたいというふうに思いますので、

今後このようなことが二度とないように、本当にきちっとしたチェック体制を講じていた
だいて、町民が安心して町政を付託できるようにしていただきたいというふうに思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、4番、竹内志津子君の質問を終わります。

それでは、後ろの時計で11時5分まで休憩といたします。

午前10時53分休憩

.....

午前11時05分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。発言順序9、11番、川田剛君。11番。

○議員（11番 川田 剛君） 改めましておはようございます。議席番号11番、川田
剛でございます。

まず東日本大震災に当たって質問をさせていただくわけですが、この質問に先立ちまし
て東日本大震災により被災されました方々にこの場を借り、お見舞い申し上げますととも
に、被災地の一日も早い復興を御祈念申し上げます。

それでは、通告に従いまして随時質問をさせていただきます。

まずこのたびの震災被害に際し、全国各地、そして世界の多くの国々や地域から被災地に
対する支援が行われました。御承知のとおり、当町からも実際に現地に赴かれた方、支援物
資を送付された方、義援金を送金された方々などあらゆる形で支援が行われているわけ
でございますが、津和野町としてどのような支援を行っているのか、そしてその状況はどのよ
うになっているのかお尋ねします。

また、このたびの震災は危機管理のあり方を改めて考えさせられるものでありました。住
民基本台帳のバックアップなど未曾有の災害などに対する危機管理体制は十分かお尋ねし
ます。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、11番、川田議員さんの御質問にお答えをさせてい
たきます。東日本大震災に関しての御質問でございます。

東日本大震災に当たり、被災地の状況について県や町村会等から情報提供を受け、対応し
てきたところでございます。震災直後の被災地では物資が不足している状況であったため、
町が備蓄している毛布や給水用ポリタンクを県を通して被災地へ送っております。また住
民の方からの物資は、タオルやトイレットペーパーなどの品目に限定して募集を行ったと
ころ、多くの方から提供を受け、県を通じて被災地へ送り届けたところでございます。大規
模な災害のため、復興にかかる多額の費用と、被災された方への生活を支援することを目的
に、住民の方などから義援金を募る取り組みを行ったところ、6月10日の時点で420万
1,959円集まりました。多くの方から寄せられた義援金は、日本赤十字社に送金し、日
本赤十字社から義援金配分委員会を通じて被災者の方へ配分されることとなっております。

このたびの震災の影響により、当町に避難された方は、直接町へ連絡があり、転入された方が1世帯と、一時避難された方が1世帯となっております。町といたしましては、避難された時点で、空き部屋のあった教職員住宅へ入居していただきました。さらには被災地の現場支援として、1名の保健師を派遣しております。

また住民記録情報などの重要な情報につきましては、毎日記録媒体にバックアップを行っており、システムの障害が発生した場合でも復元可能となっております。

○議長（滝元 三郎君） 11番。

○議員（11番 川田 剛君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、このたび津和野町の備蓄している毛布や給水用ポリタンクなどを県を通して被災地へ送られたそうでございます。先ほど同僚議員の質問の中でも、今後は水などといったものを備蓄していくという回答があったわけなんですけど、非常用の食料など最低限必要な食べ物なども保管していく必要があるのではないかと感じております。その辺について、どういってお考えかお答えいただきたいと思っておりますが、まず1点目。

2点目に、記録媒体の保管でございます。この度の震災で多くの地域で住民票が紛失し、選挙も行えないような状況の場所も多々あると伺っております。この津和野町では重要な情報については、毎日記録媒体にバックアップをされているということなんですけど、このバックアップされたものがどちらに保管されているのか、もしもそのシステムと同様にバックアップされたものも被災してしまうと、それ自体がなくなってしまうのではないかとという恐れを感じております。

そして、3点目に、もしもこの津和野町が災害に見舞われた際、各地から義援金など支援物資を送られた際、その配分について検討はされているのか、この点について3点再質問させていただきます。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

○総務財政課長（島田 賢司君） 食べ物等の備蓄物資につきましては、今回の補正で米水を予算計上して、来週になりますけど、予算の中でまた説明することになると思っておりますけど、一応今回3日分として予算を計上しております。あとは災害協定といたしまして、キヌヤさんと、今回新たになごみの里と協定をさせていただきまして、その支援物資がいただけるということになっております。

記録媒体につきましては、本庁舎のほうで管理しておりますけど、当町のような小さい町では、町自体がつぶれてしまいますと、やはりこれはなくなります。大都会のような大きいところでは他県へサーバーとかを配置している市とか大きいところがあるとは思いますが、当町の場合は別にそれはしておりませんので、もし災害が起こって被害があったら一応なくなるというような状態ではあります。

配分の検討につきましては、現在のところ別にしておりません。

○議長（滝元 三郎君） 11番。

○議員（11番 川田 剛君） 記録媒体についてでございますけども、これはぜひとも津和野町は狭い地域でございますので、津和野町全体がつぶれた場合というのが大変なことになります。津和野町のみならず、島根県内の町村が同じ現状だと思います。町村会などと相談されて、おのこの記録媒体、記録を保管されるよう提案したいと思います。

それと分配金についてでございますが、これは今すぐにとというのは難しいかもしれません。現在、多くの支援金が現地に、被災地に届いているわけですが、それがまだ住民の方々に届いていないというような報道もされております。

もしも津和野町でも同じような災害が起こった場合、やはりあしたの生活がどうなっていくのかと。ガソリンもつげないような状態で避難もできない。そういった状況を考えたときに、今安全であるこの時期にそういった分配金、そういった支援物資の配分など自治体を通してやるのか、それとも防災計画に含めていくのか、そういった検討をしていかなければいけません。町内にはまだ自治会の設置されていない地域もございます。こういった自治会の設置も含めた動きで防災に対する備えをしていただければと思います。答弁はよろしいです。

では、次の質問に移らせていただきます。住民サービスについて、質問を4点させていただきます。平成17年に新しい津和野町になりましてから、役場庁舎は本庁舎と津和野庁舎の体制になっているわけでございますが、この2つの庁舎の間にサービスの違いがあるか、また本庁舎としての機能的役割は何かお尋ねいたします。

次に、医療サービスでございます。県内の医師不足が進行中、分限体制の制限により医療に対する不安はますます深刻化してきております。このような状況下、県西部の医療体制の整備は急務であるとの認識は一致しているはずであります。津和野町としての医療対策はどのように実施していくのか、お伺いいたします。

次に、子供の遊び場がないという声を聞かれたことがあると思います。この現状をどう認識し、対策を講じていくのかを伺います。

4点目に、健康増進や生活習慣病予防、医療費抑制の観点から、老若男女問わず運動できる環境整備、ひいて言えば住民生活に直結するような、例えばサイクリングコースの整備やグラウンドゴルフの普及といった施策をすべきと考えますが、町としての見解をお伺いします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、住民サービスに関する御質問について、お答えをさせていただきます。

まず1番目の質問に関してでございます。本庁舎と津和野庁舎で行政サービスの違いがあるかということでございますが、基本的にはあってはならないと考えております。また機能的役割ということでございますが、合併協定の中では機能的役割については触れておられません。新町の事務所の位置をそれぞれ現行の位置に置くこととしております。地方自治法第4条第2項に「事務所の位置は住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他

の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない」とされておりますので、機能としては法の示すところだと考えております。

また協定では、「首長以下3役」、その当時の協定であります、「(町長、助役、収入役)は本庁舎に、議会は日原第2庁舎に置く。」としております。合併当時と現在では組織名称に少し違いがありますが、本庁舎としての機能的役割であると考えているところでございます。

続いて、2番目の御質問でございます。益田赤十字病院の産婦人科の状況につきましては、益田保健所を含めた圏域1市2町による連絡会、5月24日には西部地域の分娩を取り扱う医療機関、行政機関の合同連絡会が開催され、益田赤十字病院が分娩受け入れの調整に至った場合についての御協力のお願いをいたしました。

島根県内にも十分な医師がいない状況の中で、島根県知事を初め県の担当者方には益田圏域の分娩を守るという強い気持ちの中で御尽力をいただきました結果、6月1日から産婦人科の臨床研修のため県外在住の医師が勤務することとなりました。今後は、分娩調整が一日も早く解消され、さらに里帰り分娩が可能となるよう引き続き病院や県と連携し、常勤医師の確保に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

産婦人科医師の不足は全国的な問題でもありますが、県との連携をさらに図り、医師の情報収集に努め、県外の大学への派遣要請や津和野町出身の医師の方々はもとより、益田市、吉賀町とも連携して情報発信し、今後も継続して医師招へいに取り組んでまいりたいと思っております。また地域の住民の方とともに、地域医療を確保する取り組みを行うとともに、益田圏域においても行政と医療機関が長期的な展望を持って益田圏域の医療を守る取り組みを進めていきたいと思っております。

引き続き、産科医師確保に向けて、「産科等確保支援事業」や「周産期医療維持継続等支援事業」、さらに医師招へいに向けては、「津和野町医学生奨学金貸与事業」を実施しております。周産期医療を維持継続していくことは、町の最重要課題と認識しておりますので、今後も必要な財政支援について行うことを考えております。

続いて3つ目の御質問でございます。次世代アンケートによれば、「家の近所に安心して遊べる場所がありますか」との問いに対して、本町では核家族化、少子化が進み、「近所に安心して遊べる場所が少ない」と答える人が45%を超えております。このような現状を踏まえ、次世代育成支援計画における課題の中で、「子供たちの健やかな発達を促すため、外遊びの推進とともに、安心して遊べる場の整備が必要である」ことを挙げております。

津和野町は自然豊かな環境の宝庫であり、まずは子供たちにとって恵まれた自然の中で遊びが可能と考えます。また子供たちのより身近な遊び場を確保していくため、運動場や体育館、休園している保育園などを開放し、地域ぐるみで取り組む遊び場も確保していけるよう支援していくことも考えられます。

さらには現在遊び場として整備してきております幾つかの公園、施設等でも周知を図り、場合によってはさらなる整備を加えることで御要望に対して答えることができるのではないかと考えております。

例えば、ハイキングとして、最適な城山散策、なごみの里にある遊具施設、安野光雅美術館図書館での絵本鑑賞、同施設のチビッコ広場、中座の児童公園、カントリーパークの多目的広場などを考えております。そのほかについても御要望を聞きながら、財政状況も加味した上で検討してまいりたいと考えております。

4番目の御質問でございます。平成20年から取り組んでいる医療費適正化計画の中で、内臓脂肪型症候群、いわゆるメタボリックシンドロームなどの生活習慣病対策の柱として、40歳から74歳の方を対象に「特定健診・保健指導」を実施しております。国保の保険者である町としては、被保険者特定健診の受診率の向上と未受診者への受診勧奨に積極的に取り組み、健診結果の報告の開催や個別指導を通じ、町民の健康づくりに結びつけたいと考えております。

また体を動かすこと、適度な運動が健康によいことはよく知られていることでございます。その反面、交通機関などが発達したことで「ちょっとした距離でも歩かなくなった」、運動したくても「忙しくて時間がとれない」などの声も聞かれます。体力や身体機能を低下させないために必要なことは、無理なく体を使って行くことであり、年齢、体力、ライフワークなど個々で異なりますが、継続できることに取り組んでいただきたいと考えております。その上でサイクリングコースの設置等については、財政状況をかんがみながら検討してまいりたいと考えております。

グラウンドゴルフの普及については、現在関係機関の取り組みのお陰をもちまして、競技人口がふえ、大会も数多く開催されてきておりますので、町といたしましてもさらなる促進のための環境整備を検討してまいりたいと考えております。

なお、各地区公民館や健康を守る会の活動などで健康づくりに関連する事業を実施しておりますので、町民の皆さんの積極的な参加をこの場をお借りし、お願いをする次第でございます。

○議長（滝元 三郎君） 11番。

○議員（11番 川田 剛君） それでは、また随時再質問させていただきます。

まず住民サービス、本庁舎と津和野庁舎の違いについてでございますが、機能的な役割というのは本庁舎は首長以下三役は本庁舎に、議会は日原第2庁舎に置くという協定がなされているようでございますけれども、逆に文化的な価値というのは、津和野庁舎はどのようなものなのか、今後養老館を国指定遺跡に指定していこうという動きがある中で、また香り高い文化の町と標榜されている町長でございますが、この津和野庁舎の文化的価値はいかなものなのかお尋ねすると、それとこれは例え話でございますが、もしも合併が起きた場合、他市町村と合併が起きた場合、市庁舎の市庁舎というのは存在し得るものなのかをお尋ねいたします。

次、2点目の医療対策についてでございますけれども、今御答弁いただきました「産科等確保支援事業」並びに「周産期医療維持継続等支援事業」について、詳しく御説明を願いたします。

○議長（滝元 三郎君） 副町長。

○副町長（長嶺 常盤君） それぞれの庁舎の機能につきましては、最初に町長が御答弁いたしたとおりでございますけれども、お尋ねのことにつきまして、津和野庁舎の文化的価値ということでございますけれども、旧津和野町、旧日原町、それぞれ特徴があるかと思えます。文化的価値のどっち側が高いという意味ではございませんけれども、特徴的なものにつきましては、その庁舎のそれが特徴ではなかろうかというように思っております。

本庁舎の機能的なものという概念でございますけれども、本庁舎としてはまず第一に住民の利便性が重要だということでございます。それと利便性につきましては、先ほど来申ししておりますように、津和野庁舎、日原庁舎、差があってはならないということでございますけれども、これにつきましては、いわゆる総合窓口の案内でありますとか、いろんな申請の授受でありますとかということで、日原庁舎にあって津和野庁舎にない課もございまして、そういった形でクリアーをさせていただいているところでございます。

また協働の関係、要するに本庁舎機能としてのスペース、それから多目的な場所であるとか防災機能であるとか、それから議会の状況であるとか、そういったものが本庁舎としての機能ではないかというふうに感じているところでございます。

それぞれ議員さんがおっしゃりたいのは文化的なところということでございましたので、その視点からちょっと外れているかもしれませんけれども機能としてはそういうことでございまして、それぞれの特徴を生かした、さらに細分化するとそういう津和野には津和野の特性、あるいは日原には日原の特性と機能というものが存在するというふうに思っております。それぞれの特徴を生かして相乗効果なり期待をしているところでございます。

それからもう1点、庁舎の細分化といいますか、市庁舎の市庁舎があるかということでございます。私がちょっと具体的にちょっといい加減なことを言っただけでございますので、例を調べてみたいとは思いますが、ちょっと即答を、資料を持っておりませんのでお答えできませんけれども、検討をしてみたいというふうに思っているところでございます。

私のほうからは以上でございます。

○議長（滝元 三郎君） 健康保険課長。

○健康保険課長（水津 良則君） 2つの事業の中身の説明であります。まず産科医等確保支援事業につきましては、これは趣旨としましては、益田圏域において分娩を取り扱う医療機関に対しまして、周産期医療を維持継続するために必要な産科医等に支給する分娩手当経費の一部を補助することにより、産科医の処遇を改善し、その確保を図るのが趣旨であります。

その額であります、分娩取扱期間が産婦人科医、それから助産師に対して支給する分娩手当がありますが、これ1件当たり基準額が1万円あります、それに取扱件数を掛けて、その3分の2を医療機関に補助するという内容であります。

それからもう一つの周産期医療維持継続支援助成金であります、これにつきましても大体先ほどの制度と似たところがあるんですが、益田圏域において分娩を取り扱う医療機関に対しまして周産期医療を維持継続するために必要な経費、または周産期医療の発展に寄与するための経費の一部を助成するというのが目的であります。これにつきましては、分娩取扱機関に対しまして、1件当たり1万円を助成するというのが内容であります。

○議長（滝元 三郎君） 11番。

○議員（11番 川田 剛君） まず庁舎のほうについて再質問させていただきます。

市庁舎の市庁舎は、基本的に僕が調べた中ではないはずなんです。で、これが養老館を国指定を目指す中で、例えばあそこが更地になるという可能性もなきにしもあらずと。言っている意味、わかりますか。もしも市庁舎の市庁舎というのが存在しないのであれば、役場機能として使えなくなるのではないかというおそれを僕は感じたわけなんです。

私は、主にこの文化的価値というのは本庁舎と津和野庁舎、サービスの違いがどちらもないのであれば、では今後津和野町を考えたときに国指定遺跡の中にある本庁舎とそうではない分庁舎、どちらがいいかと思ったときに、私は養老館が国指定になって、その中に、その経過の中に津和野町役場の本庁舎があった場合、これはすばらしいものなのじゃないかという思いで発言させていただいております。

これは以前にも同僚議員の質問で、合併の当初からいろいろな問題が、問題といいますか、町民感情の問題とかさまざまあると思うんですが、住民感情の問題も第一に考えなければいけないのはもちろんなんですけれども、この文化的価値、景観などを考えたときに、津和野町役場本庁舎があのようにあるということが国指定になった場合、ものすごく意味のあることになるんじゃないか感じております。この点についてどうお感じになるかお答えいただきたいと思います。

それと次の医療のことでございますけれども、益田産科等確保支援事業について、昨年度よりも増額されております。同様に周産期医療維持継続等支援事業についても、これは増額されております。これはただ分娩を取り扱う件数に対しての助成だという御答弁だと思うんですけども、現在医師確保に向けて奨学金制度がございますが、医師だけではなく助産師にも分娩を取り扱う権限はあると思うんです。助産師はまた逆子になった際というのは鍼や、鍼ですとかマッサージ、お灸なんかで逆子を治す治療もあると思います。そういったときに、医師だけではなく、助産師や鍼灸師等国家資格取得者、これも奨学金対象者に入れて医療確保に向けていってはどうかと思うんですが、そのあたりお願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） まず前段の話でありますけれども、基本的に私はやはり何を置いても一番大切にしなければならないのは町民のお気持ちだろうと、それが一番大切だと思

っておりますので、その後の優先順位よりも、まず先にそれを重要視をしたいと、そのように思っております。ましてや、本庁舎の位置というのは、合併協定項目であれだけ難産の上生まれたその合併の大切な協定項目でありますから、それを動かすということ、この感情が、町民感情がどうなっていくのかということ、最も重視していかなければならない問題だと改めてそう考えているところであります。

その上で、仮に国であろうと県であろうと、どういうふうな文化財指定になろうとも、結局町民に愛されない文化財というのは、それは文化財ではないと私はそのようにも考えているところでもありまして、そういう面からもこの町民のお気持ちというのはまず第一に考えてまいりたいと、そのように考えているところであります。

それから、益田市さんとの、あるいはどこかとの合併ということでもありますので、なかなかそういう前提のお話では、我々は答えていく責任もありますので、たとえばの話というのはなかなかしにくい、それもひとつ御理解をいただければというふうに思っております。

○議長（滝元 三郎君） 健康保険課長。

○健康保険課長（水津 良則君） 補助額の増額であります。これは要綱ができてから改正をしておりますので、増額については件数の増と思われる。

それから、先ほどの答弁では、医学生の奨学金貸与事業ということで、これだけしか申しませんでした。この奨学金の貸与事業につきましては、看護師等というのもありますので、助産師の場合はこれに、この奨学金のほうで対応できると考えております。

○議長（滝元 三郎君） 11番。

○議員（11番 川田 剛君） では、医療のほうでまた再質問させていただきますが、この助産師も対応できるということで安心したわけなんですけども、実際まだ津和野町町民の方で医師の確保に向けたものというのはあると思うんですが、今後山口圏域などに出産される方、中には交通手段を持たれないような方もいらっしゃると思います。前もって生まれる日がわかっていればいいんですが、やっぱり陣痛というのは急に來るものがございます。そういった場合に急に山口日赤に行かないといけないですとか、萩に行かないといけないと、そういった場合、相当金銭的な負担もありますし、また精神的な不安もあると思うんです。こういった方々に対する助成というのは考えていらっしゃるのかどうか、この点をお伺いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 健康保険課長。

○健康保険課長（水津 良則君） 今益田圏域では、広域の益田地区ふるさと市町村圏振興基金を活用した取り組みで、そういう山口日赤等に健診、それから分娩で行かれる方の助成というものを今検討しております。町は町として独自にもっと広く助成できないかということで健診も含めて、年間16回健診を受けることになっておりますが、その交通費も助成できないかということで今検討をしておるところでございます。

なお今の、いろいろなケースがあろうかと思うんですが、そこら辺経済的に全部を支援するということもなかなか厳しいかなというふうに思いますが、いろいろ不安とかがそれぞれ

お持ちであろうかと思しますので、今妊婦さんにはこれまでの経過と今後の調整をどういうふうにされるのかという文書を個々に発送させていただいておりますとともに、それぞれの方に順番に保健師さんが訪問して、いろいろ相談を受け付けておりますので、その場でいろいろ不安があらうかと思しますので、遠慮なく相談してほしいというふうを考えております。

○議長（滝元 三郎君） 11番。

○議員（11番 川田 剛君） それでは、次の質問に入らせていただきます。

事務分掌についてお伺いいたします。商工観光課の事務分掌は、商工業及び工業に関すること、観光に関すること、労働に関すること、景観対策に関すること、計量に関すること、津和野ブランド推進に関すること、その他商工観光一般に関すること、地域振興課の窓口業務に関すること等8つの業務を行っております。

これは津和野町課設置条例から抜粋したものでございますが、私が思いますのは、これらの事務分掌は営業課、地域振興課、まちづくり政策課、教育委員会でもできるのではないか感じておりまして、このたび質問させていただくわけなんですけれども、これは単に商工観光課を否定するものではないことを申し添えさせていただきます。

下森町政になりましてから新たな課が設置されてきたわけでございますが、当時の議会でも慎重な議論が行われ、現在新たな課が設置された後、このように至っているわけでございますけれども、この新たな課が持つ役割、事務分掌が明確になっていく中で、外に向けての発信は営業課、町内の振興に関するものは地域振興課、そして津和野町のまちづくりの政策を策定していく部分がまちづくり政策課であるように私は認識しております。

こういった新たな課が町の振興に尽力してきた中で、旧来からある商工観光課の位置づけというのはどうなのかと感じてこのたび質問させていただきます。先ほど申しました商工観光課の事務分掌は、町外に発信するものと町内に関すること、そして観光に大きく分かれると思います。観光という定義も難しいわけでございますけれども、辞書には、「ほかの国や地方の風景、史跡、風物などを見物すること」が辞書では観光について定義されております。津和野町の観光もちろん風景、風物、施設を見物するわけでありまして。当町の史跡や風物などの多くが教育委員会部局でもありますし、景観といった商工観光課が所管する業務もほかの課でも十分対応できるように思うわけでございます。

組織の明確化や業務の効率を考えた上でも、商工観光課を解体し、事務分掌を再構築されるべきではないか感じておりまして質問を通告した次第でございます。こういったことを踏まえ、町長の所見をお伺いしたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 商工観光課の役割についてでございますけれども、今さら改めて申し上げることもないかと思っておりますが、当然この町内の企業、あるいは御商売をされている皆様、そうした方々のいろんな御支援をさせていただく施策を実現をしていく、そこに商工会等とも連携をしてやっていくという非常に重要な役割を持っております。このたびも産

業振興の協議会等も開いて、そうした町内企業、あるいはそうしたところに対してのどういう施策をやるのかというのを考えたところでもあります。

一方で、もうひとつ津和野の場合は、やはり観光地としてこの観光をどう育てていくか、そして観光業を営んでいらっしゃる皆さんのどういう支援をしていくか、そういうまた大きな役割もありますし、当然観光ということになりますから、山口県と一緒に開いている、そういうつくっている協議会、あるいは広島県等とつくっている協議会、あるいはSLに関するそういう協議会、本当にさまざまなこの観光にかかわるいろんな取り組み、広域的な取り組みもまたある。それをやはり商工観光課が行政レベルでどこもかかわっておりますから、津和野町もその行政の担当者として出かけていく、それはやはりまた商工観光課というところであろうというふうに感じているところでございます。

それで今御質問をお聞きしとって意外だったのは、農林課という課がそこに入ってきてないというのが意外に意外な感じがしたわけではありますが、もし私自身もその大課制は基本的に否定をしているわけではありませんので、今はそうしたこれまでの行政の縦割りのメリット、デメリットもあるわけではありますが、やはりそのデメリットもかなり指摘をされてきておりますので、まずはそういう縦割りを、まずデメリットをカバーをしていく、そういう今いろんな試行錯誤も考えながらやってきている、そういう状況でもありまして、その中でこうした課の設置等もしているわけではありますが、基本的にはやはりこの職員が減っていく中で大課制というのは私自身も否定をしているものではありません。

ですから、これまで今後大課制等も考えた中で、じゃあ商工観光課と農林課と、これを一緒にして、例えばの話でございますけども産業課にするとか、そういう検討というのは当然、検討はこれからもしていかなければならないことだろうというふうにも思っております。

ただ私どもが、私がこれまで聞いてきた中で、やはり津和野地域というのは、この観光に対する町民の皆さんの思い入れというのは非常に強いものがあるんだということもお聞きをしてきておりまして、その「観光」という名前が入ったやはり課があるということ、この津和野の役場の中にですね、そこに非常な思い入れを持っていらっしゃる関連の方、非常に多いという話も聞いてきたというのも事実であります。

ですから、いろんなそういうこともございますので、いろんな観点から、また今後のことについては、検討していかなければならないというふうに思っておりますし、現在はこの商工観光課というのが非常に大切な私にとりまして重要な役割を持つ課だというふうに認識をしている次第でございます。

○議長（滝元 三郎君） 11番。

○議員（11番 川田 剛君） 今農林課が入っていないということで、確かにそのとおりだなと思いつつ聞かせていただきまして、確かにこの観光課がないというのは重要なことだとは思いますが、事務分掌を見る中では、やはりこれは商工観光課が必要ないとは言いません、この事務は必要なんですけれども、スリム化する上でも地域振興課やまちづくり政策課が新たにできたわけですから、特に営業課などは観光関連で多くの私は

ベルリンにも一緒に行っておられるとかですね、外に向けての発信は営業課の部分というのはどんどん大きくなってきているんじゃないかと。特に観光というのは外に発信していくものが多いですから、そういった部分ではもう一度検討していただいて、事務分掌の明確化をお願いしたいなと思っております。

では、次の質問に入らせていただきます。アンペルマンについてお伺いいたします。

現在、町営バスにラッピングされておりますアンペルマンを活用したまちづくりが実施されておりますが、まだまだ町民には理解されていない状況であると私は感じております。このアンペルマンを活用した事業を実施するに当たり、町民には公平で透明性のある、そして多くの方に理解していただけるものでなければならないと考えているわけですが、そこでお伺いしたいのが、アンペルマンの使用についての契約ではどのような取り決めがなされているのかお尋ねいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、アンペルマンに関する御質問に対して回答をさせていただきます。

14番議員さんの御質問に対する回答においても触れましたが、アンペルマンはドイツベルリンのデザイン会社であるアンペルマン社が考案した人気キャラクターでありますので、通常はライセンス料が発生いたしますが、このたびの町営バスへのラッピングに当たっては特別の御配慮をいただき、無料で使用させていただいております。したがって、特に使用に当たっての契約は取り交わしておりません。

なお、アンペルマンの住民の方々への周知等につきましては、町広報の3月号と5月号で町営バス関連記事の中での紹介や、グッドイヤー社が全国で展開しているアンペルマンをデザインした飛行船を使ったエコ教室を津和野小学校の児童全員と日原小学校の3年生から6年生を対象として、6月4日に実施をしたところでございます。交通信号機から生まれたキャラクターでもありますので、子供さんたちを中心とした町民の皆様に対する交通安全啓発活動に役立てていきたいとの考えを持っておりますし、両校生徒全員にアンペルマングッズを配布するなど、周知に一役買っていただいた次第でございます。

まだまだ十分とは言えませんが、今後ともさまざまな機会を通して周知に努めてまいりたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 11番。

○議員（11番 川田 剛君） アンペルマンについて、再質問をさせていただきます。

昨日、同僚議員からも同様、同じような御質問があったと思うんですけども、若干私のほうからも質問、聞きたいことがございますし、まずこのアンペルマンの決定でございます。昨日の一般質問でラッピングの決定はだれがしたかという質問があった中で、営業課と地域振興課が行っているというのは、これは事務的な部分だと思うんですけども、急にこの我々も見たことがなかったアンペルマンという素材が出てきたわけですけども、このアンペルマンを決定といいますか、提案をしてきたのはだれなのか、町長がもともとやりたか

ったことなのか、それともアンペルマン社からアプローチがあったのものなのか、この点について、まず1点お伺いしたいことと、基本的には契約は取り交わしはないということなのですが——にしましても、この車のこのたびの事故の補修の際、アナザービー社の承認が必要である、アンペルマン社のデザインの承認が必要であるということになりますと、これが契約ではないのでしょうか。

私がいいますに、この津和野の町の業者でも、やっぱりラッピングできる会社があるわけです。そうすると、津和野の業者にやっていただくのが一番なんです。しかしながら、そうできないというのであれば、やはり何かしらの取り決めがなければ、こういった事態にはならないのではないかという疑問を感じております。その点をまずお願いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 営業課長。

○営業課長（大庭 郁夫君） それでは御質問にお答えをいたしますけども、まずアンペルマンの決定というか、町民の皆さんからすれば突然という、私どもも実際のところ、まあ数年前からあったものではございません。経過からいたしますと、古い話からすると、平成21年度に、実際のところは、これはフーアマンノブコさんという、今まで津和野町を世話してくれた方がおられますけども、その方を通じて、当時の情報企画課にそういったアンペルマンを使ったというか、そういう交通信号機を津和野町にいかがですかというような話が来た経緯がございます。ただそのものというのは、それから進んでいなかったというのが実態でございます。私どもも平成22年、去年の5月に新たに課ができたときに、そのノブコさんの息子さんである高橋さんから、そのことについて再度情報があったといえますか、あの点はいかがですかというようなことがありまして、ぜひ津和野——森鷗外と関係のある津和野とそのドイツを結ぶひとつのそういったものを作ってはいかがかというような提案があったわけでございます。

そういった中でそういうつながりができてきたわけでございます。話をしていく中でなかなか交通信号機というのは町内に設置するというのは、警察等にもいろいろ御相談をしたところなんですけれども、結果的には日本ではなかなか使えまいというようなことになりました。

そういった中で、せっかくのそういったつながりということで、実際、その高橋さんが去年の10月ですか、ドイツフェアのときに、津和野に来られることになりました。そういったことから、それならばそういったキャラクターを使った何か交流ができるのではないかなど、そのとき町営バスどうこうという話ではないんですけども、そういったグッズをドイツフェアの中で販売をしたというような経緯がございます。

そういった中で、ちょうど町を回ってバスを走らすというような中で、せっかく津和野と縁のあるベルリンのそういったグッズが、何か生かしてまちづくりができないかというような中で、そのバスへのラッピングをという話が出てきたということでございます。

最終的に決断は町長がもちろんされましたし、その間のいろんな事務的なことは私どもが行ってきたというようなことでございます。その経過につきましては、そういった経過の中でアンペルマンというのは生まれてまいりました。

それから今ラッピングの関係でございますけども、正式には先ほど答弁で申しましたように契約というのは結んでおりませんけども、口頭といたしますか、そういった確認の中では、このたびのこのバスへのラッピングにつきましては、この町営バス6台に最終的にはやったわけですけども、これのみに使うということで許可はいただいております。それから期間につきましても、このあくまでも町営バスに関することでございますので、この使用期限ということでの話はさせていただいております。ただ議員さん言われように、きちっと契約といたしますか、確認したものを書面で交わしていくというのは非常に大事であろうかと思っておりますので、それについては今後さかのぼってということになりますけども、きちっと確認をしておきたいというふうに考えております。

それから、ラッピングの工事といたしますか、事業の関係でございますけども、これについては、きのうもちょっとお話をさせてもらった中で、やはり特殊なああいったドイツの人気のキャラクターであるというようなことで一括という方法をとらせてもらったところでございます。

特に、この中には、企画とかデザイン料というものが当然含まれております。これについては、そういったアンザービー社というのが日本の正規代理店であるということで、どうしてもそこをお願いをしなければそれはできないという現実のようだと思います。それから、ステッカーの製作、これもあわせてやること。それから、車が当時なかなかでき上がる期間というのが流動的であったりしまして、いつでき上がるかわからないというのはおかしいですけども、ちょっと期間がかかるというような話もございました。そういった中でやはり一括した発注をするほうが経費的にも安く済みますし、そういったことで一括発注ということにさせてもらったところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 11番。

○議員（11番 川田 剛君） この車については、また質問させていただくのですが、デザイン料、ステッカーの製作費、この料金というのはわかるんですけども、まず300万円から330万円になって1台が55万円になったということだったんですけども、先日の全員協議会では68万円ぐらいだったですかね——の修理代がかかるんじゃないかと。この金額の差というのは何なのかということと、基本的にそのデザイン料というのがそこにも発生するのかなのか。それともう1件が、それだけの金額が僕にかかるというのはびっくりしたんですけども、ラッピングに対してなぜそれだけの金額がかかっているのか、明細がわかれば教えていただきたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 営業課長。

○営業課長（大庭 郁夫君） 金額の問題ですけども、330万ということで1台当たり55万、それから今回事故の場合が68万という数字、やはり業者さんなりが動くのは6台や

っても1台やっても同じだということで、その辺で割高になるというふう聞いております。直接は地域振興課のほうでその辺はやりましたんで、余り詳しくはありませんけれども、そういう具合にちょっと聞いております。

それから企画デザインの一般的なところがどういう数字かちょっとわかりませんが、詳細をこの55万なり全体の330万の中では出しておりません。一括的なものですが、ちょっと問い合わせたところ、デザイン料についてだけですけれども、1デザインが大体こういうんで20万程度はかかるというふう伺っております。

あとはステッカーの製作費とラッピング加工費ということでございまして、ちょっとその割合については回答がなかったわけなんですけれども、残りが35万ですか——の中で対応しているというふうに、それから今回は特に国外でありますので、そういったやりとりというようなもので、どうしても結局デザイン料も一般的のより高い分もあるかと思えますけれども、通常のほかの日本のどんなキャラクターを使っても、そういったものは当然かかってくるものではあるかと思えます。

○議長（滝元 三郎君） 11番。

○議員（11番 川田 剛君） 一番最初につくるときに6台やっても1台やっても同じというのはわかるんですが、このデザイン料が20万円発生しているのは、デザインをついたらでき上がってるものですよ。一度つくったものを何もなくして、そして事故が起きて、またラッピングする際にまたデザインするということなんですか。

それと、要は運転手の方もちょっと削っただけでそのラッピングが必要になってくるとなると、なかなか運転するのも恐ろしくて運転しづらくなるんじゃないかと。これだけの金額というのが、普通で考えたら僕、高いんじゃないかなと思います。今津和野町の公用車には鷗外のラッピングされてますよね。あれなんかのほうはまだわかりやすく、「鷗外150周年なんだな」とわかりやすいんですけども、今回のこのアンペルマンのラッピング、1台修理するだけでラッピングが68万円かかるというのはどうなのかと。これデザイン料も何度やってもかかるということによろしいのでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 営業課長。

○営業課長（大庭 郁夫君） デザイン料どころのところまではちょっと私も直接は地域振興課のほうの担当が発注したんで、そこまでちょっと確認今してないんで申しわけないんですが。ただ今壊れたものについては、同じデザインを当然行いました。それとラッピングが天井から全面ラッピング、バス全体をやってますので、そういう面ではラッピングの通常価格がどんなものかというのを私もちょっとそこまでは、ものによって確かに違うと思いますし、車の大きさによっても違うと思いますので、一概に何も言えないと思いますし、今回の事故に当たっては、それを取り外すというか部分的にはありましたけれども、やはり細かい作業が入ってくるんだと、そういったことでデザイン料というものは確かにないかもしれませんが、そういった細かい作業部分で出たのではないかなと思います。その内訳をちょっと私のほうも直接話しておりませんので申しわけないんですけども、経費

的にはそういう金額が入ったというのは聞いておりますので。お答えにならないかもしれませんが。

○議長（滝元 三郎君） わかりますか、できる。地域振興課長。

○地域振興課長（久保 睦夫君） ラッピングに関しましては、この前、全員協議会のときに御説明したときに、細かいことが書いてある資料があったんですが、本日は持ってませんで、その資料の詳細については説明できないんですが、今回の事故に関しましては、後のドアが破損したことによって側面にも及んでしまったので、三方向を全部ラッピングを取りかえなきゃいけないという状態になりました。で、天井と前面は残ったわけですが、全体をやりかえるラッピングになりますという説明を受けました。で、1台丸ごとやりかえるための金額がこの前申し上げた金額になっておるということであります。

○議長（滝元 三郎君） 11番。

○議員（11番 川田 剛君） 例えば、その68万円というのが高い、安いというのが、これは協議されなかったんですか。

○議長（滝元 三郎君） ちょっと、発言の途中でございますけれども、チャイムが鳴り終えるまで暫時休憩といたします。

午前11時59分休憩

午後0時01分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） それでは、再質問をさせていただきます。

事故が起きた際、もともと51台、1台当たり55万円だったものが68万円になったと。普通の感覚からすれば、もし自分の車であれば、そんなにラッピングしなくていいよと言えるのだと思うんですが、これはあくまで公用車ですから現状復帰させないといけない。そうすると、「68万かかります」と言われたときに高いなという感覚はなかったのか、それとも「68万かかります」、「はい、わかりました」と回答されたのか、この点と、もしもまた同様ではないにしても、ちょっとこすっただけでシールがはがれました、後の部分からは何も見えませんよと、何もアンペルマンには見えない、ワゴン車にしか見えないような状況の中でも、少々の傷でもこれは修繕をしなければいけないのか、この点について2点お願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

○地域振興課長（久保 睦夫君） ラッピングの会社と話をしたわけですが、先ほど言いましたように3面がはがれた状態、まだ上も前も残ってるじゃないかと、その部分で安くはならないんですかという折衝はしました。我々もその金額自体がそれほどかかるとは思ってなかったもんですから。ただ先ほども営業課長が申したように、6台を一遍に施行する場合と、1台だけで技術者の方が来られる場合では単価が違うのはしょうがないという気持ち

は持っておりますが、そういう幾らか残っているもので安くはならないかということは申しましたが、それはできませんという回答でありました。

それから少しだけ傷がついたりした場合にどうかということですが、それは補強用のテープを幾らかはもらっております。ですから、そういう傷がついたり破れたりした箇所を補強するようなテープでこちらのほうで修繕することは可能です。ですが、今回の場合は全面的にもうはがなきゃ直せない状態でありましたので、全体の修理という形になっております。

○議長（滝元 三郎君） 11番。

○議員（11番 川田 剛君） 傷の部分は了解いたしました。今後もし同じようなことが起きた場合に、また結局68万円が発生するわけです。町内の業者の方でもできると、うちでもおっしゃってる業者さんいらっしゃいますので、口約束されてるんであれば、約束してないのであれば、お話をされてですね、もしも今後同様な状況になった場合は町内の業者で扱ってもいいかどうかという確認はしていただきたいと思います。

それとこのアンペルマンの業者さん、アンペルマン社さんが町内の子供さんたちに交通安全の啓蒙活動をされていると。私自身はアンペルマンを否定するものではありません。アンペルマンが普及して行って交通安全につながっていけばいいのだとは思っております。デザインも否定するものではないんですけれども、やり方として、やはり町民に理解されてから普及していくというのが私が思っているところなんですけれども。残念ながら普及する以前から町内のある店舗ではアンペルマングッズを販売されたりしてますと、どうしてもアンペルマンを売りたいのかと、販売したいだけじゃないのかというふうにもとらえられても仕方がないと思うんです。できましたら、もう少し時間が空いた上でやっていただくのがベストだったのではないかと。

それともう1点が、水木しげるロードに行きましたら、どこの店舗でもゲゲゲの鬼太郎グッズですかね、そういったものが販売されているんですが、そういった町内の業者さん、例えば商工会を通して扱う気はないかどうかといったそういったアプローチはかけなかったのか。もしくはアンペルマン社さんが勝手に販売しているのかもしれませんが、町としてグッズを販売するというのはどこまでかかわっていらっしゃるのか御質問いたします。

○議長（滝元 三郎君） 営業課長。

○営業課長（大庭 郁夫君） 今2店舗ほど確かに売られておりますけれども、これについては結論から申しますと、町がかかわってはおりません。かかわっていないというか、こちらへ相談があったというか問い合わせがあったときにおつなぎはしましたけれども、実際のところ町の広報で3月号と5月号で、ああやってアンペルマンについて出させていただきました。もともとバスだけでやって、まずは動こうと、動く広告塔という意味でアンペルマンを津和野の町に走らせたら、いろんな県外から来られた方も、それから町民の方もある程度認識していただけるということで、私たちもそれからスタートという考えだったわけなんですけれども、こういった町バスを走ること、それで広報誌に載せたことによって、実際のと

ころその2社さんはそういったものを扱うことはできないかという相談がありました、そこから。

そういったことでおつなぎをして、あとはそれぞれアナザービーさんとの話の中で進められておられるということでございまして、一気にここまでという考え方が当初からあったわけではございません。ただ商工会等にこういったものをバスを走らせたりというのは随時情報としてはつないできたところがございますけども、それをこういった形で広めていこうという、将来的にはそういうふうな直営店でも津和野の町にできれば、私たちも非常にそういった国際交流をやっている町ですからいいんじゃないかという話はしてありますけども、ここまで進むというところまではなかったというのが実際のところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 11番。

○議員（11番 川田 剛君） 以上で質問を終わります。（笑声）

○議長（滝元 三郎君） 以上で、11番、川田剛君の質問を終わります。

○議長（滝元 三郎君） ここで後の時計で午後1時10分まで休憩といたします。

午後0時07分休憩

午後1時10分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。発言順序10、1番、京村まゆみ君。1番。

○議員（1番 京村まゆみ君） 議席番号1番、京村です。それでは、通告に従いまして、私の一般質問を行います。

このたび大きく分けて2項目についてお伺いしたいと思います。

まず1点目ですが、今年度の重点施策「定住」へ取り組む意気込みをお伺いします。島根県内でも一番人口の減っている町として、定住対策は強力に進めるべき重点施策として大いに賛同するところではありますが、定住地として選んでもらえるかどうかを左右する大きな問題として、まず一つ、分娩制限、益田赤十字病院の産婦人科の分娩制限への対応策、また東日本大震災による避難者の受け入れ体制整備、この2点についてお伺いをします。

益田赤十字病院の分娩制限については、昨日から何人もの議員さんがこの件に触れられておりますので、重複する部分もあるかと思えます。非常に危機的な問題であるという認識は皆同じだと思うんですけども、5月の全員協議会への報告以後の経過と現況について、先ほどまでのほかの議員さんの御質問の答弁でわかる部分もありますが、特に益田日赤の今後の受け入れ方針などについて中心にお答えいただきたいと思えます。

また圏域で足並みをそろえて対応するということを全協のときにも言われておりましたが、「定住」を重点施策として掲げている町として、今いる妊婦さん、またこれから妊娠する可能性のある人たちに対する対応策についてお伺いいたします。

そして2点目として、避難者の受け入れ体制整備ということなんですけれども、福島原発事故の被災者がふえる中で、せめて子供や母親を避難させたい、夏休みだけでも避難させたいという考えの方が多いうように考えています。しかし、被災者受け入れ支援の県のホームページに空き家情報などが載っておりますが、津和野町は県営住宅2件のみしか記載されていません。またたとえ住宅があっても仕事がないからという理由づけで受け入れ支援に消極的ではないのかなと感じております。

しかし、今こそせっかくつくっている町の就農支援制度や若者定住促進奨励金制度などと組み合わせ、県、町としては、「これだけのことができます」、「こういう受け入れができます」、「ここからはできません」とか、例えば県の30万円の生活支援金などのこともあわせて受け入れの体制支援を、支援体制を整備して、どんどん情報発信を行うべきではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは1番、京村議員さんの御質問にお答えをさせていただきますと思います。

まず分娩制限への対応策に関するものでございます。益田赤十字病院の産婦人科にかかる状況については、平成23年4月より常勤医師1名と島根大学医学部と県立中央病院からの応援を受けながら分娩及び外来診療を行ってまいりました。しかし、5月2日に益田赤十字病院が島根大学医学部との共同記者会見で、現在の常勤医師1名の体制では昨年並みの分娩件数約400件を取り扱うことは困難であるため、近隣医療機関への妊婦の受け入れ依頼を検討することで常勤医師の負担軽減を図り、益田圏域の産科機能を維持したいと発表されました。

このことを踏まえて、益田圏域の関係者で今後の対応について次のとおり協議をいたしました。まず1番目に、益田圏域の分娩休止を何としても避けるためには、医師の負担軽減が必要不可欠である。2番目として、取り扱う分娩件数を月20件程度とする方向で、益田赤十字病院、島根県、益田市、津和野町、吉賀町、県西部の医療機関などと調整を行い、5月末までには方針を決定をする。3つ目といたしまして、この地域で安心して子供が産めるよう、島根県、益田赤十字病院及び圏域自治体と連携しながら、常勤医師の早急な確保を目指すという内容でございました。その後、6月1日より産婦人科の臨床研修のため県外在住の医師が勤務することとなった次第でございます。

今後は分娩調整が一日も早く解消され、さらに里帰り分娩が可能となるよう引き続き病院や県と連携し、常勤医師の確保に向けて取り組んでまいりますが、当面は分娩受け入れ調整の方法にて進めていかなければならない状況でございますので御理解をいただきたいと思っております。

益田赤十字病院から示された分娩受け入れ調整の方法は、1番目に平成23年8月から12月の間に出産予定で既に予約済みの妊婦のうち、津和野町の対象妊婦の方は山口赤十字病院へ紹介されます。平成23年5月25日現在での益田圏域の全体数は49名で、その

うち津和野町の対象妊婦は9名と伺っております。なお、予約済みで予定日が平成23年7月末までの妊婦については益田赤十字病院において対応をされます。

2番目に、近隣医療機関に紹介された妊婦さんも妊娠33週までは益田赤十字病院で妊婦健診を受けることができます。なお、リスクの高い方、希望される方は早い時期より紹介される場合がございます。

3つ目に、平成23年1月以降出産予定の方は、予約順に月20名を限度に受け入れられます。

4つ目といたしまして、受け入れできない妊婦については、益田赤十字病院が責任を持って他の医療機関に紹介をされます。

なお、妊産婦及びその御家族の経済的負担の軽減を図る目的で、益田地区ふるさと市町村圏振興基金を活用した助成制度及び町独自の支援につきましても、現在検討している状況でございます。

続いて、就農支援事業を活用した避難者受け入れ体制整備についての御質問に対してお答えをいたしたいと思っております。

このたびの東日本大震災に伴う被災者、避難者の方々の受け入れ支援については、本町といたしましても災害発生当初より町営住宅、教職員住宅の開放を打ち出し、実際にお困りになられておられる御家族の受け入れを行ってまいりました。その後、時間の経過とともに受け入れの考え方が全国的に災害からの避難というものから定住に傾斜しつつあると私は受けとめておりますが、そうした中で人口減少に苦しむ津和野町の事情や思いがこのたびの災害に対して先行してしまうと、精神的にも物質的にも深い傷みを受けておられる被災者、避難者に対する責任ある行動となり得ないと考えております。

これまでも県と連携し、津和野高校の定員割れ生徒数分までを限度とした受け入れや、よりきめ細かいフォローが行える観点からの町民お知り合いの被災者・避難者の方々の受け入れを打ち出してはおりますが、今後広く門戸を広げていく上では、既存の町就農支援制度や若者定住促進奨励制度を組み合わせながら、万全の受け入れ態勢を整える必要があると考えております。

そうした考えに立つ中で、消極的という印象を受けておられるとしたならば残念であり、また本意とするところではございません。被災者、避難者の責任ある受け入れの体制等プランをできるだけ早く構築、発信し、結果として本町の課題である定住対策に結びついていくよう積極的に努力をしてまいりたいと思っております。

なお途中、よりきめ細かいフォローが行える観点からの町民お知り合いの被災者、避難者の方々の受け入れを打ち出しておるという表現でございますが、ちょっと誤解を招きかねないのでございますけれども、全くゆかりのない方が今津和野町にお住みになられたというお申し出があった場合でも当然その受け入れは行っておるわけでございますので、それは前提としてあるということは、あわせて確認のためにもつけ加えさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（滝元 三郎君） 1番。

○議員（1番 京村まゆみ君） まず分娩制限についてですけれども、5月の全協の時点では、もう7月末ぐらいからの妊産婦さん、皆山口方面への転院をしてくれということなんだという話を聞いておまして、その後の関係の機関や病院関係者の方々の協議の中で頑張っていたおかげで、来年1月以降は津和野町の住民も先着20人に入れば益田日赤でも受け入れていただける、また33週までの妊産婦健診も益田の日赤で受けられるというふうになったということは本当に敬意を表したいと思います。

また1名の県外からの常勤医に来ていただけたということも心強い限りではあるんですが、しかし益田日赤の産婦人科の先生方の御負担は本当に大きいということを考えております。心身ともにぎりぎりの状態ではないかと推察します。

そう考えたときに、医師が7名体制の山口日赤が益田圏域の妊産婦50名までは受け入れるという方針を打ち出してくださったということも前回の全協のときにも聞いておりますが、そちらへ通院すること、サポートをいかに行うかということが、この町にとっては大きな今後の定住に向けてのかぎじゃないかなと思っております。その点についてどうお考えか、特に山口市との観光などの連携をしておられますけれども、こういう医療に関して、特にこの周産期医療に関しての医療連携をどう考えておられるかをお伺いします。

それと被災者の受け入れ体制についてですが、私が消極的だと感じたのは、県のホームページなど以前から何回も震災後何度も見ます。私自身も自分が発信できる手段を使っている中で、町の受け入れ体制が空き家情報などでも0件のときがずっとあって、この間2件になったと思ったらまたゼロになって、また今県営住宅が2件というふうに載ってますけれども、もっと町営住宅でもあるはずではないか。また、広く町民に空き家情報などを提供してくれという呼びかけもない、また福島原発被災者、避難者の方々は、本当に農地を奪われて、これから農業をしたくてもできないとか、そういう方も多くおられる、また夏休みを利用して子供だけでも、母親と子供だけでも避難したいという方々がおられます。そういう方に対する情報発信という部分がとても弱いように感じております。その辺はどういう体制をとっておられるのかをお伺いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 健康保険課長。

○健康保険課長（水津 良則君） 今後山口市との医療の連携を強化していただきたいという内容に理解したんですが、それでよろしいですか。今回こういう日赤のほうの対応が全員の方の対応が無理だということで、県を始め関係機関が連携して山口日赤のほうに要望いたしまして、こういうことで受け入れていただけるということになったわけでありまして、今後も引き続きこの体制は連携は継続したいと思いますし、根本的には日赤の産科の医師の確保がどうしても2人では不十分でありますので、この圏域で山口県も含めてであります、例えば九州のほうの大学のほうに圏域の活動として医師の派遣を要請するというようなことも今後考えております。

○議長（滝元 三郎君） 副町長。

○副町長（長嶺 常盤君） 被災者に対する空き家情報、そういったものが非常に情報として不足しているのではないかという御指摘でございます。議員さんが今情報として求められているのが、多分県のホームページかなというふうに思っております。ちょっと古いんですが、5月16日現在では、確かにゼロというふうになっておりましたり、5月27日現在ですと、県営の部分が2棟あるというふうな情報が流れております。町のホームページですと、今9戸、8戸でしたか、戸別の町の情報の中には入っておりますし、また雇用促進住宅等もちょっと正確な数字ではないんですが、25年の3月31日までは無料で入れるような状況になっておりますので、問い合わせをいただくなりちょっと消極的といえれば消極的かもしれませんが、いただければ、こうした情報も的確に流していけるのではないかというふうに思っているところでございます。

いずれにいたしましても、今のホームページ等の部分も、いわば雇用促進等の部分が入っておりませんので、そうしたことも必要ではないかと思っておりますので、その辺の情報公開については、ホームページ等については、これから検討をさせていただければというふうに思っております。

○議長（滝元 三郎君） 1番。

○議員（1番 京村まゆみ君） 妊産婦さんの受け入れについてですが、益田日赤で受け入れてもらえるに越したことはないというのは、もう皆さんそう考えておられると思うんですけども、プラス山口への通院のサポートについては、本当にいろいろ検討はしておられるということですので、ぜひそこを検討していただいて、圏域で足並みをそろえて進むことももちろん大事だし、例えばバスを出すとか、そういう向こうから来ていただくとかいうことなんかを考えたときには圏域で考えないと無理かなと思いますけれども、定住を力強く進めるために津和野町としてマイナスをどうチャンスにかえていくのかという視点から考えたときに、お金の部分もそうなんですけども、妊産婦が33週以降で日赤山口のほうへ通うとなると、御主人または家族の方がつき添って運転をしていかなければならない、またそうすると、職場を休んで、1日休むということが度々、毎週または隔週ということになりますので、そういう部分へのサポートや、上の子がいる中で健診に行く送り迎えの心配があるとか、そういう細かいサポートを、この町だからあったかい応援ができるんだよというような支援を、もちろんこれは行政だけに投げかけるんじゃないで、町民と一緒にしていかなければいけないと思いますので、商工婦人部とか、婦人会の方とか妊娠、お産を経験したたくさんの方にもいろいろ、こうしたらいいんじゃないかとかいう考えがおありでしょうし、また妊婦の方もこうしてほしいということがあると思うんです。そういうことを、そういう意見を汲み取っていきながら進めていってほしいなと思っております。

妊婦さんの戸別訪問をしておられるということですが、それは今後の対応策などの文書も配ると言われましたけど、それはもうされたのかどうかをちょっとお伺いしたいと思います。

それから被災者受け入れについてですけれども、私のほうがホームページのほうを見落としているということもありますので、また確認させていただきたいと思います。

それと、就農支援の制度で基礎研修中に1家族に12万、中学生以下の子供がいれば月3万円加算して支給するとかいうふうな制度があります。こういうものと組み合わせて、一つの情報として町として発信していけば、それを受け取って、不純動機と言われるかもしれませんが、避難先や疎開先を探しておられる方がそれを見てほかの町村と比べてここを選ぶか選ばないかは被災者の方が考えられることだと思いますので、町の事情が絡むのは致し方ないことだと思いますので、どんどん定住対策として進めてもらえないかなと思います。

ちょっと特に返答は結構ですけども、健康保険課長さんのほうのちょっと返答をお願いします。

○議長（滝元 三郎君） 健康保険課長。

○健康保険課長（水津 良則君） 妊婦さんの健診または分娩については、それぞれ個々によっていろいろ条件なり環境なりが違ふと思います。でありますから、先ほど御提案がありました地域でのいろいろな組織なり団体なりの協力というようなこと、それから保険の活用とかも考えられるのかと思いますが、その辺は今ここでこうしようというわけにはなかなか行きませんので、あとはいろいろな不安がありましたら11番議員さんのところでもお答えしましたが、保健師さんのほうに遠慮なく相談をしていただいて、その個々によってそれぞれ解決方法があるかと思うので相談していただけたらと思います。

それから町として独自に支援につきましては今検討しているところでありますが、一応お産だけではなくて、それまでの健診も含めて山口日赤までの交通費を助成したいというふうに考えております。

ちなみに日原駅から山口日赤まで通院するとしますと往復で2,620円かかります。津和野町からですと2,300円往復でかかるということでもあります。それを16回で計算しますと、一人当たり日原では4万2,000円ぐらい、津和野の方では3万7,000円ぐらいかかりますが、それが仮に平均的なところで3万8,000円として40人おられたら150万前後の経費が必要かなというふうな試算はしております。で、先ほど話がありました御主人と運転して、いろいろあるかと思うんですが、そこまではちょっとなかなかすべてを経費を見るというのはなかなかケースによっていろいろありますので難しいかと思います。一応そういうことを今現在、町では検討している最中でありまして。

それから妊婦さんへの対応はしたかという御質問であります。これは先週6月16日付で一応妊婦さんのほうには、これまでの経過と今後の分娩の受け入れの調整についてのことをお知らせをしております。その他あわせて、保健師が妊婦さんのほうを今訪問を順次しておるところでありますので、いろいろ御不安なり心配があれば、そこで遠慮なく申し出てほしいというふうに考えています。

○議長（滝元 三郎君） 1番。

○議員（1番 京村まゆみ君） 御主人が休むのが職場に対して気兼ねだとか、そういうこともあると思うんですが、そういうことまでは町として対応がなかなか難しいかもしれませんが、例えば町の広報で、益田で分娩することがこんなに大変になっているんだということ、そういうことを広報などにでも載せて各事業所の理解を得るような形で協力を呼び掛けるというか、そういうこともしていけば少しはサポートになるのではないかなと思うので、御検討いただきたいと思います。

また保健師さんの中には助産師の資格を持っておられる方が町内の保健師さんにもおられますので、そういう方へのそういう「助産師の資格を持ってられる保健師もいますよ」というようなことを妊産婦の方に伝えれば、また安心が一つふえるんじゃないかなと思いますので、そういうところのサポートもぜひ考えていただけたらなと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、2つ目の質問に移ります。津和野町教育ビジョン策定についてお伺ひいたします。

本来ならば昨年度中に策定されるはずであった津和野町教育ビジョンですが、昨年度策定に至らなかった理由と進捗状況、策定の見通し、具体的に教育現場に反映される時期についてお伺ひいたします。

またビジョン策定において教育委員さんはどういう位置づけ、役割を担っておられるのかお伺ひいたします。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（斎藤 誠君） それでは教育ビジョンの策定について、お答えを申し上げます。

昨年度策定に至らなかった理由ということでありまして、進捗状況あわせてお答えを申し上げますが、津和野町教育ビジョンの策定につきましては、当初計画では5月に公募委員5名を含む25名に策定委員をお願いし、6月より月1回程度の部会と年4回の策定委員会を開催するというふうな計画でありました。また12月じゅうに草案を作成して、1月にはパブリックコメント等を行い、2月にそれに基づく修正を行って、3月中旬には最終案を策定すると。その後、教育委員会で最終的な決定をするというふうな計画でありました。

6月の2日に第1回目の策定委員会を開催いたしまして、年間の策定スケジュールをお示しをいたしました。その当日、学校教育部会、社会教育部会、文化振興部会の3部会に分かれて、それぞれ部会長、副部会長の選出と部会ごとのスケジュールを計画していただき、部会主導で策定を進めていただくことでスタートをいたしました。

3部会のうち文化振興部会につきましては、当初の予定どおりに部会の審議を進められました。学校教育部会は3月31日に第13回目の部会を行い、社会教育部会につきましては3月19日に第9回目の部会を開催して、一応の部会としての結論を出し、その後、誤字訂正等の調整を文書やメールにて部会内で調整を終えたところでありまして、それぞれ部会ごとに部会長さんを中心に日程調整や協議の進め方を検討していただきながら進めてまいりましたが、各部会とも委員の方それぞれの思いがあり、できるだけその思いを議論でき

るような部会運営に努めていただいたため熱心な議論となり、どうしても時間がかかってしまいました。

また委員には遠方より大学等の学識経験者の先生方にお越しをいただいております。日程についても、調整が難しいために毎日のように頻繁に開催することができず、昨年度内での策定が困難ということになりました。現在の進捗状況ではありますが、部会からの原案が出てきたところでありまして、この原案に対しまして全体に共通する事項をつけ加えているところでもあります。

今後の予定といたしましては、各部長、副部長の方にお集まりをいただき、草案としてまとめた後に、ホームページによりましてパブリックコメントを行い、修正箇所等があれば修正の上、策定委員会を開催してまいりたいと考えております。その後、教育委員会に答申をいたしまして、教育委員会においてその内容を検討の上、津和野町教育ビジョンとして参りたいというふうに考えております。作成されました教育ビジョンにつきましては、学校や公民館の教育現場に十分に周知をしてまいりたいと考えております。

また簡易版を作成して町民の皆様にも周知するとともに、ホームページ等にも掲載をしてまいりたいと考えております。当初より予定が遅れておりますが、できるだけ早く策定をし、23年度の事業にも反映できるよう努力をしてまいりたいと考えております。

2番目の質問であります。教育委員は教育委員会において策定委員会から答申をされた教育ビジョンの内容を審議検討し、修正点があれば修正した上で津和野町教育ビジョンとして最終的に決定をいたします。町全体の教育行政の基本となる計画ですので、慎重に審議し、パブリックコメント等の御意見も参考にしながら、修正をすべき点があれば修正し、よりよいビジョンとなるようにすることが教育委員の役割でもあるというふうに考えております。

○議長（滝元 三郎君） 1番。

○議員（1番 京村まゆみ君） 教育委員会が策定するビジョンである以上は、教育委員さんが検討、承認するという手順を踏むのは当然のことだとは思いますが、その策定委員さんへ、こういう行程というか最後になって委員さんが承認する修正するというようなことが知られているのか、また最後の部会が3月31日に行われたということですが、それから3カ月たってます。この間に、原案に対して共通する事項をつけ加えているところだということですが、そういう教育委員さんが最後に手直しをするということも含めた行程について、策定委員さんについて、策定委員さん方にそういう行程が伝えてあるのかどうか、また行程についての大体の流れがわかりましたが、策定の予定時期はいつごろに考えておられるのかお伺いします。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（斎藤 誠君） 策定期間ではありますが、今のピッチで行きますと秋口になるのではないかとこのように思っているところでもあります。先ほどの答弁の中で、部会の開催は3月、学校の場合3月31日というふうなことでありますが、その部会の文書整理がその後

ありまして、私のほうに最終的に部会としての意見というふうな形でいただいたのは5月の下旬ぐらいにその文書としていただいたところでありまして。それから教育委員会として全体に共通をする、俗に言う「始めに」とかいうふうな書き出しの文書等があります。それから全体の構成に関連するような部分については、教育委員会で一括をして草案作成をしております、その部分を今つけ加えているところでありまして。

それを一応そういう形で形を整えた上で部会長、副部会長の方にお集まりをさせていただいて、そういう方向でいかどうかというふうな確認をしたいということでありまして。その後、先ほど申し上げましたようにパブリックコメントということでありまして。

それから教育委員会による最終的な判断ということについては、第1回目のときに全体的な作成の方針といいますか、流れといいますか、そういう形の中で説明をしておりますので、うちのほうから言えば御存知のはずだというふうに理解をしております。

○議長（滝元 三郎君） 1番。

○議員（1番 京村まゆみ君） 昨年の1年前に私がこの教育ビジョンについて一般質問をしたときに、教育長の、つまり教育委員会の理念を先に提示した上で、素案を提示した上でつくるべきではないかと質問をしました。そのときに「委員の英知を結集したものとなるよう私の考えは差し控える」と言っておられました。策定委員さんが熱心に最初は4回と言いながら十何回議論を重ねてきたということですが、それを最後になって教育委員さんが出てくるというようなふうを受け取れるんですが、1年かけてきてつくってきた途中の審議に教育委員さんはどのようにかかわっておられたのかお伺いをします。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（斎藤 誠君） 基本的にこの1年をかけて検討していただいた事項を極端的に変更するというふうな考え方は持っておりません。ですが、全く修正がないというふうなことにも行かないかなというふうな思いがありまして、先ほどのような答弁をしておりますが、基本的には部会の意見をできるだけ尊重していきたいという考え方は持っております。

それから教育委員さんのかかわりではありますが、基本的に進捗状況等については教育委員会で報告をしておりますが、作成について今までの間では教育委員さんは一切かかわりを持っておりません。それは基本的に委員さん、各委員さんをお願いをして、ああして作成をしていただいて、答申をしていただくというふうな考え方でその答申を待っているというふうな、そういう流れの中で特に関わりを持ってないということでありまして。

○議長（滝元 三郎君） 1番。

○議員（1番 京村まゆみ君） 策定委員さんのほうにそういう行程を伝えてあるということですが、行程は伝えてあったかもしれませんが、3月以降いろんな委員さんに出会うたびにどうなってるんだと聞いても、社会教育部会、学校教育部会、文化部会のどなたにとってもどうなっているのかわからないというお返事しかいただいておりません。委員さん方もわからないという状態で、今ここで教育長の考え方を私が聞いて、多分委員さん方も

わかると思いますので、早く委員さん方にも今後の対応、策定行程についてお知らせしていただき、理解をいただきながらよりよいものをつくっていただきたいと思います。

またできるだけ早く作成し、23年度の事業にも反映できるように努力をされるということですので、そこに大きく期待しておりますので、よりよいものをつくっていただくようお願いして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 以上で1番、京村まゆみ君の質問を終わります。

○議長（滝元 三郎君） ここで後の時計で2時まで休憩といたします。

午後1時50分休憩

午後2時00分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

発言順序11、8番、青木克弥君。

○議員（8番 青木 克弥君） それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

今回の一般質問については3項目に分けて質問したいというぐあいに思っております。いずれも事業執行上どういうぐあいにしていけばいいのだろうかというようなことを考えながら、その観点を3つに分けて、例示として3つの課題を挙げながら質問してみたいというぐあいに思います。

1つは、予算を執行し、それをやるためには当然、住民への周知というのが非常に大事になってまいります。その周知をどういうぐあいにしていくかと、あるいはどういうぐあいに知らせていけば一番いいのかというようなことが一つ。それからもう一つは、予算を執行した後、その執行状況がどのぐらいのようになっているのか、それを確認するために現場をどういうぐあいに踏んでかということが2点目。3点目につきましては、それぞれそのような事務事業をする上で、どういうぐあいに整理していったらもっと効率的にできるだろうかというような観点でもって質問させていただきます。その例示として一つずつ質問いたしますので、お答えを願いたいというぐあいに思います。

1番目には医療用ヘリコプター、いわゆるドクターヘリの運航についてでございますが、新聞でも報道されておりますように、島根県は6月13日、医師や看護師が搭乗して医療現場にかけつけるドクターヘリの運航を始めました。医師不足が深刻化する中で患者の救命医術、そのような向上が断然期待をされておるわけでございますが、その運航上の拠点というものが県立中央病院ということになってございます。したがって、本町にとっては位置的な条件、そういうようなもの等々を考えますと、さまざまな問題があるというぐあいに考えております。

県内では344カ所の臨時着陸場というようなものを用意しながら、近隣の島根、鳥取、広島あるいは山口の病院と連携をしながら、約400回程度の運航を見込んで、運営費を約

2億1,000万ぐらいの運営費で今運航しようとしてございます。当然、中央病院から一番遠いのは吉賀町になろうかというぐあいには思います、約その間の必要時間が40分というぐあいにさせていただきます。

そういうような状況の中で、本町におきましては先ほど申し上げましたようにさまざまな問題が考えられるというぐあいには思います。その点について今、町としてどのような認識を持たれているのか、そしてどういうぐあいに対応していこうとしているのかということについてお尋ねをしたいと、こういうぐあいには思います。

まず、1点目につきましては、ドクターヘリを呼ぶわけですが要請するわけですが、その要請時に発生する問題があるかというぐあいには思います。要請する手順だとかどこが・だれが・どういうぐあいに呼ぶのかとか、そういうようなことも含めて問題点があるかというぐあいには思います。

それから、当然、ヘリで搬送するためにはさまざまな状況が考えられるわけですが、県境の当町について、この搬送先にどのような確保の条件があるのか、問題点はないのかということ。

それから同時に、今申し上げましたように県境にある我が町につきましては、当然隣接する県との連携といったものが非常に重要になってまいります。その辺の対応はどういうぐあいにされておるのか。

最後に、こういうようないろいろなさまざまな問題をはらんでこのドクターヘリについて、その状況あるいは運航する、こういうことができますよということを町民にどういうぐあいに周知をしていくのか。現場の担当している現場はどういうぐあいに踏まえて体制を整えていこうとしているのか。

続けまして、そういうようなさまざまな問題があるわけですが、今までもさまざまな形で同僚議員が質問しておりますように、この圏域を含んでいる医療の問題は、お産の問題を初めとしていろいろな条件を重ね合いながら、益田圏域の医療体制といったものがいわゆる危機的な状況にあるのではないかとこのぐあいなことも考えておるところでございます。したがって、こういうような機会をとらえて、そしたらこの圏域で考えられる今後の対策としてどういうようなことを現在考えながら具体的な対応策をとろうとしているのか、その点についてお答えを願いたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、8番、青木議員さんの御質問にお答えをさせていただきます。

医療用ヘリコプター、ドクターヘリの運航に関する御質問でございます。

まず、1番目の要請時の問題点についてということでありまして、1つ目として、ドクターヘリが離発着する場合に、強い風によって洗濯物などが飛んでしまったり汚れてしまったり、そうした付近住民の方々に被害が出てしまう場合があります。そのことをまず住民の方に理解をしてもらう必要があるかと考えております。

2つ目として、津和野町は盆地のため濃い霧が発生する場合がございますので、ドクターヘリが離発着できない場合がございます。どの程度の霧なら離発着できるのか協議をしていく必要性を認めているところであります。

3つ目でございますが、傷病者本人またはその家族に対して、説得してもドクターヘリの搬送を拒否をされた場合の対応について問題が生じるかと認識をしているところでございます。

2番目の搬送先の確保についてでございますが、搬送先の受け入れ病院は県内では島根大学医学部附属病院、県立中央病院など18の医療機関となっております。

3番目に隣接する県との連携についてでございますが、鳥取県では鳥取大学医学部附属病院、広島県では広島大学病院、県立広島病院、広島市民病院が受け入れ病院となっております。なお、他の県境を越えた搬送については、現在、中国地方知事会及び中国5県医療担当課長会議において協議を進めておられます。当町といたしましては、特に山口県との相互応援については、これまで以上に県に働きかけをしていきたいと考えているところでございます。

4番目の町民への周知の方法についてでございますが、島根県ドクターヘリの運航開始について、県の医療政策課より詳細な内容が示されましたので、これをもとにホームページへの掲載、全戸へチラシの配布などにより、町民への周知を図りたいと考えております。

益田圏域の医療体制の充実に向けての取り組みについては、益田圏域の今後の急性期医療体制の維持のため、圏域内で最適な医療機能の配置はどうあるべきか早急に検討しなければなりません。このため、各医療機関の医療機能の状況を把握した上で、まずは圏域に現存する医療資源をもって、圏域医療をいかに守るかを真剣に議論する必要があります。また、益田圏域内における医療機関の役割（機能）分担のための環境づくりに早急に着手しなければならないと考えております。

具体的には、まず1つ目として、第1次医療から第3次医療までの役割（機能）の分担が必須の状況でございます。

2番目として、医師、看護師不足により、医療機能が縮小されていく中で、医療機関の間で重複する機能について調整が必要であります。特に当圏域の急性期医療については、診療分野によっては、益田赤十字病院と医師会病院の2病院がその役割を担っており、現状のまま今後も体制が維持できるとは考えられません。したがって、当圏域における急性期・回復期・維持期の役割（機能）分担を早急に検討し、益田圏域での医療完結率の高位維持を確保していく必要があります。

○議長（滝元 三郎君） 8番。

○議員（8番 青木 克弥君） 今お答えをいただきましたことについて再度質問をさせていただきます。

最初に、要請時の問題について3つのことでお答えをいただきましたけども、もう一つ住民が一番心配するのは、ドクターヘリを呼ぶのにどうするのかということだと思います。

それは、多分わかってないというぐあいに思うんですが、3つぐらい方法があろうかというぐあいに思いますけども、一番近々にやられるのはいわゆる救急隊のことだというぐあいに思いますが、ここで本当に問題はないのかということをお伺いをしたいというぐあいに思います。つまり、救急隊が要請をしますけども、要請したら即ヘリの対応になるのか、あるいは地元との病院との関係、医師との関係がどうなのか、あるいは、離発着場がございすけども、そこまでの距離的な問題もございすし、そういったときのことをどういうぐあいに処理するのか、その辺も多分問題が生ずるだろうというぐあいに思っておるところでございす。その点をどういうぐあいに把握されておるのか。

それからもう一つ、ヘリに乗って運航していくわけですが、どこかにその病院に行くわけがございすけども、全部が県立中央病院に行くわけじゃありませんので、そうした場合に、そしたらそのときに、もちろん家族の方たちもいらっしゃいますけども、その辺がどこどこに行つてほしいということが、そういうことができるのかどうなのか、それが2点目。

それから3点目でございすけども、当然、他県との折衝あるいは搬送先、そういったものがちゃんと担保されておらなければなりませんけども、その辺の交渉といいますが、のことも、当然これは県のヘリですから県が中心となってやらなきゃいけませんけども、具体的にはそういうような交渉が現在行われておつてどういふような状況になっているのか、例えば山口県の日赤とはどうなつとるのかとか、岩国の病院とはどうなつてるのか、そういうことが多分、今交渉されて、今交渉中のところもありましょし、結論が出ていふところもあると思ひます。その状況をお聞かせください。

それからもう一つ、最後に圏域の医療の問題でございすけども、いわゆる理論的なことはよくわかるわけがございすけども、それじゃあ現実に圏域の、例えば益田、津和野、吉賀ということになるわけですが、じゃあ益田が中心になつてこのことを要するにチーフになつて、例えば益田の日赤と医師会との問題というふいふことがございすけども、その辺のことに具体的にどういふぐあにかかわつていくのかとか、それに対して当町は吉賀とどういふぐあいに連携をしていくのかというふいふことがもちろん話されてると思ひますが、その辺について今現在の状況をお聞かせください。

なおまた、こういうことが当然住民に周知するためにはいろいろな会が持たれなければならぬというぐあいに思ひますが、幾つか前の答弁の中にも、何かシンポジウムを開催してもというふいふ担当課長のお話がございすましたが、その辺の計画等々が、この益田圏域を含めての住民への周知としてのそういうふいふ開催のもくろみがあるのか、計画があるのか、その辺についてお聞かせをください。

○議長（滝元 三郎君） 健康保険課長。

○健康保険課長（水津 良則君） 要請時の問題点ということでお尋ねでありますけども、救急隊で問題はないのかという最初のお尋ねでありました。これはドクターヘリは当然、住民から直接要請はできません。消防機関からの要請で出動するということになっておりますので、そこで、消防隊がそれが必要かどうかという判断が必要になつてくるということであ

りますが、一応、どういう基準というか要請基準というのがそれぞれこういう場合ちゅうので細かく決められております。ここで全部を言いませんが、総論というのがあって、まず、生命の危険が切迫しているか、その可能性が疑われるというようなこととか、重症患者で搬送に長時間を要することとかいろいろ書いてあるわけです。例えば具体的に言いますと、交通事故の場合はこういう場合が考えられると、自動車の事故です。それからオートバイの事故ではこういう場合という、例えば運転者がオートバイから放り出されたとか、かなりのスピードで衝突したとかいうようなこと。それから内科的な疾患ではこういう、呼吸が停止しているとかいろいろな具体的な例が例示されておまして、それが一応要請の基準となっております。そこの辺は現場とヘリの県のほうとで十分、消防本部のほうでは打ち合わせなり確認はされておるものと思います。

それから、病院を選べるかというのがありますが、これはどこに行ってほしいというわけにはなかなかいかんと思います。消防隊のほうからその症状なりを把握した時点で搬送先と連絡をとり合ってそれから病院を決めるということになろうかと思います。

県は県外との交渉をどうとるかということですが、今引き続き、特に山口県と精力的に交渉してもらうようお願いはしとるわけですが、なかなか、山口日赤のヘリポートに常駐しとるヘリの移動の問題があったりとか、それから経費の負担の問題とかがあったりして、そこらあたりの解決に向け今交渉しておるように聞いております。

それから、シンポジウムを開催するのかどうかというお尋ねがあったかと思いますが、一応、10月に町では健康まつりを開催する予定にしておまして、その中で医療機関からのお話もしていただくことに予定しております。そういうことで、あわせてこのドクターヘリについても、町民の皆さんへの周知もあわせて行いたいというふうに思います。

それから、益田圏域の今後の医療の充実に向けての取り組みであります。これは管内のことですので、保健所を中心に関係の1市2町がそれぞれの課題に向けて意見を真剣に議論する必要があるというふうに考えております。

○議長（滝元 三郎君） 8番。

○議員（8番 青木 克弥君） 重要なのは、今の現状が危機的な状況にあるという危機感の中で、当町が益田圏域と連携をしながらこの医療の充実に向けて当然努力をしていかなければならないというぐあいに思うわけでございます。したがって、今いろいろお話がありましたような、当然吉賀町との連携は深めなきゃいけません。具体的にどういうぐあいにするかということをお話するだけの材料を持っていただきたい。ぜひそういうぐあいにして進まない、いつまでたっても後追いの対策の中で進んでいくというぐあいに思います。

現在、今先ほどの一般質問の中でございました周産期の問題も含めて、当然、対象者が津和野町にもいらっしゃいます。その方々に向けて、現実に今保健婦さんが各戸を訪問していろいろな相談に乗っているというお話がございましたが、その辺のことを掌握しながら、隣の吉賀町の町長とこの間ちょっとお話をする機会がありましたのでその点についてお話をしましたところ、吉賀町につきましては、当然こういうような問題ができてから、全面的な支

援をしていきたいというぐあいに考えているというようなお話がございました。当然当町も、そういった意味で、それぞれの個々の問題を踏まえて、いろいろ問題はありましようけれども、そういうようなバックアップをする、そういうような体制に向けてぜひ進んでいってほしいというぐあいに思っているところでございます。その辺のことについて、今先ほども全部については支援はできないけれどもというような弱々しいような御回答でございましたが、町長ひとつ力強い決意をしていただきたい。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） まず、周産期の関係の町からの支援策ということでもありますけれども、それは先ほど前段議員さんの御質問の中でも、まだ検討中ではありますけれども、担当課長のほうから大まかな話をさせていただきました。検討中でもありますので、ちょっとそれ以上に私も言うことは差し控えようかという思いで申し上げなかったんですけども、先ほど課長が申したのは山口へ行かれる場合のそういうことでした。私としては、益田にも当然健診に行かれる方もいらっしゃるの、山口へ出すことで、今度は益田に行かれることは出さなくていいのかとかそういうやっぱり議論も出てこようかというふうに思っておりますので、そういう部分でも多少、今こういう状況ですからはっきりは申し上げられませんが、そうしたことも検討していきながら、いろいろとできるだけ御不便がかからないような、そういう策を講じてまいりたいというふうに現在考えているところであります。

それから、益田圏域の医療体制の関係でありますけれども、当然、吉賀町とそれから益田市さんとしっかり連携をしていかなきゃならんと思っておりますし、実は私の反省も含めましてきょうはこうした回答が、実は前回、前々回にも同じような御質問をいただいておって、非常に具体的なものに突っ込んでいけない回答になってるところが私自身の反省も踏まえながら、非常に進んでないというふうにも私自身も実感として持っているところであります。

当然事務レベルではこれまでもいろんなそうした方向性や話もしておりますが、いかにせん、この圏域の医療が神経外科の問題もありましたし、今回こうして産科の問題が、もういろんな問題が次々出てきますので、つついその対応に追われて、なかなか今、後手後手に回ってるというところが現状であろうかというふうにも考えておりますけれども。

しかし、できるだけ早くこの医療体制圏域でのものを、きょうもお示しをしている方向性の中で進めていく必要があると思っております。特に医師会さんと日赤さんとの機能分担等は、まずそこが土台にもなってくるというふうにも思っておりますし、ここの辺は我々も病院開設者でもあって、病院に両病院から非常勤でかなりの応援をしていただいておりますということもありますので、その辺も踏まえての発言もしていかなきゃならんということもあります。そういう面ではやはり、益田市さんのここの部分では非常にリーダーシップというものも期待をせにやいけんと思っておりますし、これはもう私のほうからも市長さんのほうにまたお願いをしていかにやいかんと思っているところでもあります。

それと、これは6番議員さんの御質問のときにもお話をしましたが、現在、島根県の地域医療の支援会議がございまして、その中で特定診療科の医療提供体制について、これは県として現在話し合っているところ、その組織が今からできようとしているところでもあります。これは周産期医療体制で言いますと、産婦人科の問題だけにとどまりません。小児科が関係してまいりますし、それから麻酔科が関係してきます。それから助産師さんも関係してくるということでありまして、そうしたものを現在の島根県のそうした医師の、ちょっと言葉は悪いのかもしれませんが人的資源、それをどういうふうに機能的にやっていくかという、そういう医療体制の問題がこれから話し合われようとしているところと、それからもう一つ救急医療体制がありますが、これについては外科と整形外科と麻酔科がかかわってくるということで、これも同じようなそういう体制を考えていこうと、そういうところもございまして、そうしたところでの県の医療体制の話し合い、そうしたものも踏まえながら、この益田圏域の医療体制の整備にもつなげていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 8番。

○議員（8番 青木 克弥君） 今お答えをいただきました。ぜひ、前向きに検討を願って、ちょうど震災の対応みたいな感じになろうかというぐあいに思いますが、当然、ある面では後追いをしなければならぬ部分が随分あるというぐあいに思いますが、幸いにして今現在も、人的には津和野町にも日赤の事務長を経験した方も御支援をさせていただいておるところでございまして、そういったことも含めてさまざまな情報を入れながら、ぜひ前へ向いていっていただきたいというぐあいに思っています。

次の質問に移ります。

次は、なごみの里の木質ボイラーの使用状況についてでございますが、この件につきましては、平成22年度事業で実施されました公共施設へのバイオマス熱利用導入プロジェクトという取り組みの中で取り組まれたものでございますが、エネルギー対策や地球温暖化対策に加えて、いわゆる町内の森林資源活用あるいは未利用資源の確保、あるいは森林環境保全、地域産業の振興というようなものにも寄与される、そういうことで非常に期待をされるものだと思っております。

しかし、昨年の22年度の事業で約7,900万というような額を投資したものでございますから、当然、その効果が十分に発揮されて次へつながっていかねばならないという意味で今回質問させていただきまして、先ほど最初に申し上げましたように、この点について、現場を担当はどうとらえているのかという視点でお伺いをしたいと思います。

まだ実施をされましてから実績としてはわずか2カ月だというぐあいに思いますが、その2カ月の中で問題点はないのか。つまり、運転上の問題点はなかったのか。2番目に、この実績として灯油の消費削減効果がどのぐらいあらわれているのか。どういうぐあいに今後を見込まれるのか。それともう一つは、事業を完了して数カ月、数カ月で、まだ2カ月で

ございますけれども、たっておりますが、その間にこの現場をどういうぐあいに担当課は確認をしたのか、その点についてお伺いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、なごみの里木質ボイラーの使用状況に関する御質問に対して回答させていただきたいと思います。

なごみの里に導入した木質ボイラーにつきましては、運転が始まった初期ごろ、木質燃料を送る装置に取りつけられたセンサーが誤動作するなどのトラブルがあったようでございますが、その後調整をいただき、現状では正常に稼働しております。また、焼却灰の排出がうまくいかず、灰の固結等が発生いたしました。これにつきましても運転設定の変更で改善しております。

化石燃料の削減については、昨年同時期と比べたところ、4月・5月の灯油量の削減が1万2,562リットル、対前年比で45.6%の削減となっております。チップ燃料を使うことにより、燃料代にかかる金額差は4月・5月分で20万4,000円となっており、対前年比で10.5%の削減が図られております。これから気温の上昇とともに重油使用量の低下が見込めるため、さらに効果が顕著になってくるものと思われませんが、冬の低温時期を含めた年間のデータを収集して効果をお示ししたいと思っております。

あともう少し具体的なところは担当課のほうからお答えをさせていただきたいと思いません。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

○地域振興課長（久保 睦夫君） 議員の3番目の質問の事業完了以降の現場の状況の把握でございますが、現場のほうでは株式会社津和野とチップ供給会社である石州造林さん、それから山陰丸和林業さんとチップの搬入に関しての契約をされております。初期には石州造林さんのチップが入っておりまして、それで稼働してたわけなんです。初期に燃料を送る部分でのセンサーの誤動作等で、若干運転がとまった時期がございました。その辺はセンサーの調整等を業者のほうにさせていただきまして、4月6日以降はボイラーのほうは正常に動いておる状況です。

それから、4月15日以降は山陰丸和林業さんからチップを導入いただきまして、約1週間に1度搬入のほうをしていただいておりますという状況です。その間でボイラーのほうがとまったのは2度ほどありまして、いずれも灰がたまったという状況でとまっておりますが、連日とまったわけではないと聞いております。

それから、現状で今問題点はありますかという質問をしてみたんですが、今のところ順調に動いておると。ただ、灰がどうしても出てくる、その木質灰をどのようにこれから処理するかというのが一つ残された課題だと聞いておりますので、これはなごみの里と協力しながら、その処理についても適正に行っていこうと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 8番。

○議員（8番 青木 克弥君） 問題点はないかと言うて、「ない」というぐあいに答えられたということでございますが、私がこういうことを質問するのはどういうことかということ先ほど申し上げましたように、この運転そのものあるいは運用そのものは、なごみの里に責任があるというぐあいに思うんですが、基本的には町の施設でございます。したがって、事業効果についてはその後、導入した後どのようなことになってるのかという確認する必要がぜひあるというぐあいに思っております。

今、説明の中では灯油の削減量が約45%というようなお話がございました。45%で問題はないですか、私は言いたい。当然木質ボイラーを導入したのは、もちろん化石燃料を減らすという意味もございまして、当然木質ボイラーが十分に作動したらそれが熱量が十分に得られたら、必然的にこの灯油の量というのは減ってくるわけでございます。現在、2カ月を平均して約45%ということは、当然、単純に掛けても年間を通じて50%、順調にいったとしても50%ちょいだというぐあいに推測されるわけでございまして、それは非常に問題ではないかと私は思いますが、その問題意識はないのか。

当初予定されましたこのチップボイラーの灯油の削減量というのは示されてございますが、年間の削減効果を15万3,000リットルというぐあいに踏んでおりますけれども、現在の計算でいきますと、当然これのところには到達いたしませんで、そうしますと、どこに問題があるかということ今現在調べなければならないんじゃないかということで今この質問をしておるわけでございます。

具体的に言うと、チップボイラーの性能が正しかったのかどうなのかということを含めて検証する必要があるんじゃないかと。当りに動いてこの量だとしたら、大変にボイラーそのものに問題があるというぐあいに言わざるを得ないというぐあいに思いますが、ただ、今先ほど2回ほど運転が中止をしたということがございましたけど、それだけの問題でこの削減量ではないというぐあいに思うわけでございまして、その辺の検討がなされているのかどうかお聞かせください。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

○地域振興課長（久保 睦夫君） なごみの里温泉では、夜間の間はボイラーの使用をとめておまして、朝また火をつけるときに灯油を使わざるを得ない状態になってるそうです。で、改善するとすると、その部分の灯油を使わないで種火を残す形でチップを燃やし続けるとどういった効果が出るかということも一つ検証しなければならないことが一つあります。

それから、このボイラーが当初設計の段階から全量をチップで賄うという設計ではないと聞いておまして、当然夏になれば今以上に灯油使用量が下がってくるかと思うんですが、それを年間を通して灯油使用量を下げる方法を今後検討しながら進めていくしかありませんで、それを1年間通じた中でどれほどの効果が出るかというのは今後の検証によって結果が出てくるものと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 8番。

○議員（8番 青木 克弥君） 今のボイラーの使用状況というのは、当然設置するときそういう計算でなされてるはずなんです。設置してから計算ができたわけではありません。当然、これを契約し導入する段階で、これこれこういう条件で運転してこうなるという計算のもとになされている、当然だと思います。

で、今申し上げましたように15万何がしの灯油が削減されますよといったことで提案されたというぐあいには私は認識しておりますが、それを今はそういうことを検証しなければわからないというふうなことは当然おかしな問題だというぐあいに思います。現象をもう少し真摯に受けとめて検討する必要があるというぐあいに思います。もちろん灰の問題にしても、灰は初めから出る問題でありますから、今さら灰が出たわけではありません。その辺のことについてももう少しきちんとしたお答えがなされることを今後期待をしたいというぐあいに思います。

次の問題に移ります。

3番目には、今いろいろなことを指摘をさせていただきましたが、さまざまな事業を推進していくときには、当然その事務事業をどういうぐあいに見直しながら、あるいは統合しながら進めていく必要があるかということが問題になろうかというぐあいに思います。町長が常々申されております、住民と行政が一体となったまちづくりということを申されておりますけれども、それを推進していくためには、とにもかくにもわかりやすい行政組織といったものが望まれるというぐあいに思います。

当然今、町は第2次行財政改革大綱を策定中であるというぐあいに認識をしておりますけれども、その中でいろいろな事務事業の見直しや、あるいはその成果について検討しながら今進められているというぐあいに思います。

若干の例示を挙げて質問をいたしますが、複数の課に関連する事務事業というのはいろいろなことがございます。例えば観光施設と文化財、あるいはそれを含めた自然公園の問題、これらは各課がいろいろなところで事務分掌を持ってございます。

あるいはまた住宅問題でいきますと、今までも一般質問の中でありました雇用促進住宅のことは観光課が担当してる、町営住宅は建設課であると、そしてまた医師住宅等々あるいは看護師住宅のこと等については、当然窓口を健康保険課というようなことがあろうかと思いますが、しかしこれらをそれぞれのところでそれぞれ対応しとったんではいろいろ問題が生じるということは明らかでございますが、それらの窓口は当然窓口として機能しなければならないというぐあいに思います。それを統括する方法としてどういうことが事務事業の見直しの中で考えられているのかどうなのかということをお伺いしたいというぐあいに思います。したがって2番目には、それぞれの事務事業が重なる部分がございますけれども、それらのことについて統廃合を現在考えられているかどうか、その2点についてお聞かせください。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、事務事業の見直しに関する御質問についてお答えをさせていただきます。

まず、複数の課に関連する事務の総括的役割についてでございますが、津和野町行財政改革大綱実施計画及び集中改革プランは、平成18年度から平成22年度までの5カ年計画として策定をしたもので、本計画に基づき行財政改革を推進してまいりました。

現在、平成22年度中の計画目標に対する進捗状況を取りまとめている状況でございますが、取りまとめが終了次第、行財政改革推進本部会議において5年間の取り組みについて総括を行うこととしております。

第2次津和野町行財政改革大綱につきましては、平成18年度から平成22年度までの5カ年間の取り組み経過等を踏まえて、平成23年度内に実施計画を策定し、平成23年度から平成27年度までの5カ年間について行財政改革を推進していくことにしております。

複数の課に関連する業務については、事務分掌上では商工観光課・営業課が所管する企業誘致関係、地域振興課・農林課が所管する統計関係、環境生活課・税務住民課が所管する斎場関係、建設課・教育委員会・総務財政課が所管する住宅関係、地域振興課・農林課が所管する定住対策など、複数の課で関連する事務が処理されている状況がございます。

これらの事務につきましては、関係する課が連携して事務処理に当たっておりますが、国・県の担当省庁、部局等の違いや事務対象の違いなどもあり、現状では担当課個々に事務を処理している状況でございます。

事務事業の統合についてでございますが、複数の課に関連する事務については、昨年度から庁議において事務分掌の検討を行っており、今年度から企業誘致関係は営業課に、斎場関係は税務住民課に担当課を一本化する見直しを行いました。

組織機構につきましては、平成17年度の合併時からこれまで、津和野町行財政改革大綱実施計画に基づき、課の統廃合や事務分掌の見直しを行ってまいりました。

事務事業の統合を行うに当たっては、第一に住民にとってわかりやすい行政組織であるとともに、行政手続を簡素化、迅速化することで、住民サービスの向上が図れることが必要と考えております。

また、組織内部については、内部意思決定が速やかに進み、重点施策などが予定どおり実施可能となるよう、柔軟性・機動性の高い業務執行体制を構築していくことが必要と考えております。

平成23年度からは行政評価制度を導入することとしており、第1次津和野町総合振興計画に位置づけている事務事業の一つ一つについて、妥当性や有効性などの視点から評価を行い、事務事業統合も含めた今後の方向性と改善への転換を担当課が行うこととしております。

これらの取り組みにより、今後も引き続いて事務事業の統合、組織機構の見直しを行ってまいりたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 8番。

○議員（8番 青木 克弥君） 事務事業の見直しでございますけども、今、町長が御答弁なさいましたけども、複数の課に関連するというのは当然縦割りなんで、現実としてはしかたのない部分といったのがいっぱいございますが、先ほど最初のところで申し上げましたように、それを統括をするという機能が非常に大事だということを申し上げておるわけでございます。その辺を十分に機能させることによって、執行がスムーズにいき、迅速に事がなされるというぐあいに思っているところでございます。

何しろやっぱり、行政はスピード感といったものが大事だというぐあいに私は思っております。今までもいろいろな事業がなされておりますけども、かなりの年数を経ながら紆余曲折して事業をなされてございます。それは個々に例を挙げて言うまでもないというぐあいに思いますが、その辺のことがぜひ整理をされるということが大事だろうというぐあいに思っておるところでございます。

これから、今震災のことで国はエネルギーの転換問題とかいったようなことで、太陽光あるいは自然のエネルギーをといたことについてのことを議論されてございます。当然、町村に向いてもこのことが恐らく出てくるだろうというぐあいに思います。そのときに、具体的に申し上げますと、太陽光発電でいきますと、当然、基本的には屋根の上上げるわけですから、今本町が持つてる景観法等どういうぐあいに考えていくのかと、その課はどういうぐあいにやっていくのかというようなことを当然必要だろうというぐあいに思いますし、バイオマスの問題もそうだろうというぐあいに思います。その辺を先に視野に入れながら、ぜひこの課の統合についてあるいは事務事業の見直しについても御検討を願いたいというぐあいに思うところでございます。

それからもう一つは、今現在、総合窓口というのがございます。津和野庁舎それから日原の本庁舎でございますけども、それぞれに総合窓口という担当者がございますが、現在、実際にこの総合窓口というのはどのように機能しているのか。私はこの総合窓口というのは今現在ほとんど機能してないというぐあいに認識しておりますが、実際にそのことについて検証されているのかどうなのかということをお伺いをしたいと思います。

これはどういうことを言いますかという、先般、日原中学校の体育館をお借りいたしました。日曜日に。そのときにだれも担当者がおられなくて、かぎがあいておりませんでした。かぎを借りに行ったんですけども、かぎをどこへ借りに行きゃあええかわからなかった。当然あいてるもんとばっかし思っておりますから、待っても担当者が来られんで、どこへ連絡していいのかまずわからんで、公民館に連絡をいたしました。公民館に連絡をいたしましたところ、図書館の方がおられまして、その方にかぎを借りてあけたわけですけども、当然、その図書館の方もかぎがわかるわけじゃありませんので、渡されたかぎが違っておりました。幾らやってもかぎがあきませんので、どこか入り口はないかと随分探しましたがわかりませんで、また引き返してかぎを借りてきた。例えば、今の例示で申し上げますがこういうことが起きるわけです。

それはどういうことが発端になるかといいますと、これの管理は恐らく体育館の管理でございますから本質的には教育委員会だというぐあいに思います。当然教育委員会でございますから、日原窓口に体育館使用届を許可書といったものを届けにまいりました。ところが、この日原体育館の使用許可書といったものは津和野にはございません。これはどういうことかというぐあいに思ったわけですが、そしたら、その使用許可書を津和野のほうに送っていただきたいというぐあいに申し上げたところ、これは複写になつるので即メールでは送られませんという御回答でございました。例えば今小さなことを申し上げておりますけれども、そういうようなことが現実には起きているということでございます。

今、総合窓口のお話をいたしました、その辺のことが錯綜され整理をされてないという部分が随分ありますということ御指摘をさせていただいているところでございます。その辺について、教育長御認識がございましたか。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（斎藤 誠君） 今議員さんの言われましたかぎの件については私も今初めて耳にしたところではありますが、一般的には日原の開発センターの中に公民館の事務局それから開発センターの事務局、それから教育委員会の窓口というふうな形ですここに設置をしております。したがって、日原地域でのそういったことについてはあそこで手続をしていただくというふうな形になっているところであります。ただいまの件についてはまた事実確認をして、今後の対応の参考にしていきたいというふうに思っております。

○議長（滝元 三郎君） 8番。

○議員（8番 青木 克弥君） 今小さなことを申し上げましたが、現場ではいろいろなことが起きているということをお認めいただきたいというぐあいに思っているところでございます。

町長が就任されてから、わかりやすい行政を、そしてまた住民が参画できる町政をということで前を進んでいるということにつきましては大いに賛同するものでございますし、現在までもいろいろな条件の中で動きが見えてることも確かでございます。今月の11日、12日に観光協会がメニューを出しました商品がございました。ショウブの町を歩くというウォーキングの商品でございましたが、これにつきましても約600名の方が参加をされました。私もたまたまボランティアの当番で永明寺に担当しておりましたけれども、それほど効果は上がっているというぐあいに私は思っておるところでございます、それらがぜひとも今言うようなことの中で前へ向いて進んでぜひいただきたいというぐあいに思っているいろいろなことを指摘をさせていただきましたので、その点を十分お酌み取りいただいて、よろしく今後十分な行政の推進をお願いしたいというぐあいに思います。終わります。

○議長（滝元 三郎君） 以上で8番、青木克弥君の質問を終わります。

.....

○議長（滝元 三郎君） それでは、後ろの時計で3時5分まで休憩といたします。

午後2時53分休憩

午後 3 時 05 分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

発言順序 1 2、1 3 番、米澤宥文君。

○議員（1 3 番 米澤 宥文君） 1 3 番、米澤宥文でございます。町民の方からの御意見と思いと、また自分の思いを少し入れまして、3 点質問いたします。

まず 1 点目、認定グラウンドゴルフ場の建設についてであります。

津和野道の駅なごみの里近辺に、認定グラウンドゴルフ場を建設することで、町民の方の健康増進を図り、また、町の国民健康保険特別会計の歳出の抑制になることと、また相乗効果により、道の駅なごみの里の利用客が増大し、浴場、レストラン、また土産品等収益の大幅アップで健全経営に近づくことが思われます。そして津和野町民の融和と懇親も図れます。ぜひ、なごみの里付近に認定ゴルフ場を建設してはいかがでしょうか、質問いたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、1 3 番、米澤議員さんの御質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

グラウンドゴルフ場建設に関する御質問であるわけでございます。グラウンドゴルフにつきましては、いろんな関係者、関係団体等が携わっていらっしゃるしまして、そうした中から年々競技人口もふえてきているという状況であります。私もマイクラブを持って、忙しい中ではありますがたまに御一緒させてプレーをさせていただくわけでありまして、性別やあるいは年代に関係なく、一緒にプレーで楽しめる競技だというふうにも思っておりますし、また適度に体を動かす競技でもあることから、我々が今年度も重点施策に上げております健康づくりという面に対しても大きく寄与するものだというふうに受けとめているところであります。

こうした状況でありますので、グラウンドゴルフ場そうしたものも今後も整備をしながら健康増進策にもつなげていきたいというふうにも考えているところでございますが、ただ御承知のとおり財政的などころもございまして、幾つも各地につくるといふことにもならないわけございまして、その辺をいろいろと今後もまた町民の皆さんの御意向も踏まえた上で検討してまいりたいというふうに思っているところでございます。

なお、このグラウンドゴルフ場建設に関しましては、教育委員会のほうで担当することとなっておりますので、詳しくは教育長のほうから回答をさせていただきたいと思えます。よろしく願いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（斎藤 誠君） 道の駅なごみの里近辺にグラウンドゴルフ場を設置すれば、議員さん御指摘のとおり効果があるというふうに思われます。

しかしながら、このグラウンドゴルフ場の設置につきましては、教育委員会として次のような経過がありますので、御報告をいたします。

まず、日原地域グラウンドゴルフ連盟から昨年5月に、津和野町グラウンドゴルフ連盟から本年、計2回にわたりまして、道の駅シルクウェイ日原近辺にグラウンドゴルフ場設置についての要望を受けております。

本年の要望時に、なごみの里に設置してはどうかとの意見もありますが、日原地域に設置した場合、津和野地域から不満の声が出ないだろうかというふうな質問をいたしました。連盟といたしましては、津和野地域の会員にも、全員ではないということでありましたけれども、協議をしているというふうなことでありました。そういったことを受けまして、町としては、町内に1カ所しか設置できないというふうなことでありますので、設置場所について、後から不満が出ないように連盟のほうで十分に協議をしておいていただきたいというふうな回答をしております。

こういった経過がありまして、現在のところ教育委員会といたしましては、設置場所を道の駅シルクウェイ日原近辺というふうなことで検討を進めているところであります。

○議長（滝元 三郎君） 13番。

○議員（13番 米澤 宥文君） このグラウンドゴルフ場につきましては利用料は有料で、また無料で計画でしょうか。それと、津和野町グラウンドゴルフ連盟からシルクウェイ日原近辺にグラウンドゴルフ場の設置を要望とありますが、これは書面でありますか、口頭でありますでしょうか。以上、質問します。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（斎藤 誠君） 使用料等についての御質問であります。それについては今のところまだ検討中というふうなことで、どちらとも決めていないということであります。それから、要望につきましては、書面での要望というふうなことであります。

○議長（滝元 三郎君） 13番。

○議員（13番 米澤 宥文君） 書面での要望とありますれば、それは津和野地域の副会長、またはほかの方の役員の名前がありましたでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（斎藤 誠君） 書面での要望ではありましたが、個人的な名前については十分確認はしておりませんので、今の時点ではちょっとお答えのしようがありません。

○議長（滝元 三郎君） 13番。

○議員（13番 米澤 宥文君） 大分以前であります。津和野町グラウンドゴルフ連盟の津和野地域の役員が、日原道の駅近辺にグラウンドゴルフ場を設置に同意したとのうわさがあり、前副会長そして今の副会長この2人に同意したかどうかの確認をしたところ、そのような相談は一言も受けてないと、話も聞いてないとこのことで断言されました。副会長に一言も相談もなく津和野グラウンドゴルフ連盟が要望を出すというのは全く理解ができません。

せん。いま一度確認をしていただき、設置場所の検討等を改めて進めていただきたいと思いますのですが、どうでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（斎藤 誠君） うちのほうとしては基本的に津和野町の、最初のときは日原地区のグラウンドゴルフ連盟、それから2回目は津和野町のグラウンドゴルフ連盟からの要望でありまして、そのときに先ほど申し上げたようなお話をしたところでありまして、直接、津和野地域の副会長にうちのほうから確認をするというふうなことはまた町のグラウンドゴルフ連盟に対しても失礼であろうというふうに思いますので、その点については差し控えをしたいと思ひますし、現時点では現実にそういった要望があったというふうなことでありますので、そういった方針で検討を進めたいというふうに思っております。

○議長（滝元 三郎君） 13番。

○議員（13番 米澤 宥文君） 津和野地域では公民館単位でグラウンドゴルフの大会を開催しております。したがって、この津和野グラウンドゴルフ連盟に参加しているのはほんの一部であります。そして聞いてみたところ、今のところ津和野地域で200人以上、もちろん日原地域も200人以上、恐らく500人は超えると思ひます。現在の競技人口は。そして連盟は、津和野地域の会員に全員ではないが協議をしているとのことですが、そんな人数の意思で津和野地域200人の代表とは私は言われたいと思ひます。また、そのような重大なことをこの少人数で決められることはないと思ひます。したがって、津和野・日原地域自治会連合会役員と津和野グラウンドゴルフ連盟役員で話し合いの場を教育委員会で持たれてはいかがでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（斎藤 誠君） 議員さん言われるように全体の意向がすべて、町のグラウンドゴルフ連盟ですべてだというふうなことにはいかなないというふうにも思ひます。したがって、そこの辺については再度、町のグラウンドゴルフ連盟とも協議をしながら確認を、確認といひますか、方向性についての協議をまた再度してみたいというふうに思ひます。

○議長（滝元 三郎君） 13番。

○議員（13番 米澤 宥文君） グラウンドゴルフ場建設に反対では全くありません。逆に大賛成であります。80歳前後の先輩男女の方が、ボールをマークするのに小走りに走ります。元気です。しかしこのようなやり方で、地域間の禍根を残すようなグラウンドゴルフ場の建設は困ります。そして今後の町政にも大きなマイナスになるものではないかと思ひております。

先日、匹見町のグラウンドゴルフ場を見学に行ってきました。意外と小さい面積での8ホールでございました。そしてここには遠いにもかかわらず萩市や山口県の阿東町、これからも団体がどんどん入ってくるそうです。もちろん入浴セットでの団体であります。なごみの里でも噴水がある広場とその下側に広がる駐車場といひますか広場があります。ここを利

用すれば十分ゆつたりと16ホールはとれます。そして、この噴水がある場所ですけれども、ここはめったに人がおりません。たまに子供連れを見かけますけれども、なごみの里の中に遊具施設があります。ここは植え込みが高過ぎて遊具が見えません。駐車場から。したがって、親の方も見落とすことが多いと思います。これを短く剪定すれば恐らくそのほうに行かれますし、子供の安全と親もそこへ連れていくと思います。

そこで提案をさせていただきたいと思います。津和野、日原、どっちの道の駅にこのグラウンドゴルフ場を建設しても離れ過ぎております。どちらの方が利用するにしても大変不便です。恐らく両地域の方そこへ建設していただきたいと幾ら話しても平行線だと思います。幸い、両道の駅の近辺は町有地であります。土地買収の費用はかかりません。町民の生きがいと健康と、また町外からの来客誘致を図り、町長の大英断をもって双方に認定ゴルフ場を建設してはいかがでしょうか。

なお、津和野町の方の一部ではありますけれども、建設費を全部町に頼るのではなくて、愛好者からも会員制で出資もする覚悟はあるとの言葉を聞いております。これは一つの方法であります。できるできないは別にしまして、2カ所をできれば円滑な方法として提案いたします。いかがでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（斎藤 誠君） 今要望を受けておりますのは、対外的にある程度呼んで大会ができるようなコート数というふうな形での要望を受けております。金額的にどれぐらい必要なかということについてはまだ十分検討をしておりますので申し上げられませんが、そういったことでいきますとかなり高額になるのではないかというふうに思っているところでありまして、現実的に同時に2カ所というのはなかなか難しいかもわかりませんが、せっかくの御提案がありますので、今後の検討材料にはしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（滝元 三郎君） 13番。

○議員（13番 米澤 宥文君） 例えば津和野町に2カ所の認定ゴルフ場をつくるということになれば、他町にはまだないことであります。ぜひ活性化の一つと町民の皆様の健康と、そして、先ほども言いましたように健康保険税の抑制も図りまして、ぜひともお願いしたいと思っております。

次に、2点目であります。島根県指定史跡鷺原八幡宮流鏝馬の馬場の整備補修計画はということで、国指定史跡津和野城跡と同じく100年近く放置されております。島根県指定史跡鷺原八幡宮流鏝馬の馬場の整備補修はどうなっているのか。

2点目として、流鏝馬馬場の外馬場ですが、外側ですが、景観を台なしにしている流鏝馬馬場敷地内に立っておりますNTT電柱4本と、県道沿いの溝の中に立っている5本のNTT電柱の移設を要請してはいかがでしょうか。さらに、できることなら、やはり名賀側にあります中国電力の電柱1本と支柱1本の移設を要請してはいかがでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（斎藤 誠君） 鷲原八幡宮流鏝馬馬場につきましては、的場のある土手、及び土手背後の石垣の修復、駐車場及び走路の身障者用進入路などさまざまな課題があります。

これらの課題を解決するためには、相当な費用が見込まれますので、県の支援を受けられるように協議をしております。しかし県といたしましては、当面新たな事業採択は行わないという方針であるというふうな回答をいただいているところであります。

今後、所有者である財務省とも協議を行い、他の制度などの活用も視野に入れ、早期に整備に着手できるよう検討してまいりたいというふうに考えております。

次の質問であります。鷲原八幡宮については、昭和50年代に道路拡張計画が持ち上がり、一部遺構が壊されるおそれがありました。文化財保護審議会の意見を参考に、地元の方々と協議し、県当局の御理解をもって現状を維持することができたと伺っております。

御質問のNTT及び電柱の移転についても、景観計画等にも配慮し、地元住民の皆さんの御意見を伺いながら、NTT及び中国電力と協議を行い、可能であれば代がえの設置場所等について検討を行うとともに、必要な費用の確保に努めてまいりたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 13番。

○議員（13番 米澤 宥文君） 鷲原八幡宮流鏝馬の馬場は日本最古で、唯一原形をとどめる津和野町が全国に誇る流鏝馬の馬場であります。しかし、この全国に誇れる津和野町の貴重な財産である馬場は、中土手は崩れ石垣は曲がり、的場の上は土が流れ石がむき出しになっております。さらに、100年を生きた桜は寿命で89本中38本が枯れ、また枯れ木の間には枝があり、そういう状態であります。

枯れ木の落下で人身事故のおそれが多分にあります。事故が起きてからでは当り前ですがおそいです。観光バスや自家用車でも多くの方が来られます。高校生も随分今ごろは走りに来られます。もちろん町民の方の犬の散歩、御自身の散歩にも随分来られます。公園入り口の210年前に設置された大きな灯籠があります。これは鷲原八幡宮常夜灯と言って5メートルあります。上部の四角い部分に70センチのひびが入っております。これにしても割れるまで待つ、石垣が崩れるまで待つ、桜の木が枯れて倒れるまで待つのではなく、早目早目の対応を県の史跡であるのなら、さらに県に強く要望して対応していただきたい。

次に、景観美また円滑な交通の観点から、史跡内外の電柱の移転はぜひ必要です。NTT西日本中国の設備調査員の方に聞いたところ、文化財の中に立っている電柱の移設は中国電力の電柱を共架柱として利用でき、「きょうかちゅう」というのは共に架ける柱と書くそうであります。津和野町からの要請であれば移設できるとのことでありました。そして公園入り口の大きな先ほど言いました石灯籠のすぐ後ろにコンクリート柱があり、そして控え柱も立っております。ここはよく観光客も写真を撮っておりますが、このような電柱があれば景観が台なしであります。そして、県道そばに立っております電柱5本につきましては半分溝、半分道路に出ております。そして、多分大型車の離合のときでありましょう、周りにまいてあります保護の板がかなりめくれています。そしてこの公園のツツジ、桜は今のと

ころ随分古くて寿命であります、ツツジも随分きれいに咲きます。樹木並木の景観美と車両の円滑な離合のため、ぜひ移設を要請していただきたいと思っております。

そういうことで、先ほどと似たようなことではありますが、再び答弁をお願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（斎藤 誠君） まず最初の県に対しての要望でありますけれども、この鷺原だけでなしに町内いろんな文化財がありまして、いずれにしても県の補助を得て行うというふうなものがたくさんあります。それらみんながストップというふうな状態に今なっておりますので、そういったことができるだけ回避できるように、引き続いて県のほうには要望をしまいたいというふうに思っております。

それから電柱等、NTTの電柱が中心でありましたが、そのほうについても協議をしまいたいというふうに思っております。

○議長（滝元 三郎君） 13番。

○議員（13番 米澤 宥文君） 以前、地元で石垣等修復しようと教育委員会に相談したところ、文化財保護法で史跡内の土を掘ってはいけない、木を切ってはいけない、崩れた石囲いを直してもいけない、私どものほうとすれば大正時代の写真もありますので、そのとおりにしてみようということで相談したわけですけれども、だめだということでありました。なぜこのような電柱が、先ほど言いました電柱が史跡内に立っているのか理解できません。このような厳しい規制でありますのに。そして、地元であれいろんなボランティアが石の並びを補修をしたいと申し出たときは、教育委員会において許可といいますか申請を出せと言われますけれども、そこまでしなくても軽微なことならいいとかできないもんでありましょうか。ちょっと、そのところをお聞きいたします。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（斎藤 誠君） 修理の軽微というふうな、その軽微というところがまたなかなか難しいところでありますが、仮に石垣を前と同じと言いますが、修復をして長い期間を経過すると、それがもとの形になってしまうというふうな危険性もあるわけで、基本的に、直すときにはもともとの資料に基づいた形での復元をしていきたいというふうなことでありますし、また県指定の場合には、県に申達をして許可をもらわなければならないというふうな状況でありますので、つい口頭だけでというのはなかなか困難であるというふうに思っております。

○議長（滝元 三郎君） 13番。

○議員（13番 米澤 宥文君） 最後にですが、地元自治会が過去10年間、草の成長期、4月から大体8月までですけれども、大体2週間に1度刈っております。芝刈機で。平地だけではありますけれども。先ほども言いましたように高校生走りに来ます。散歩にも来られます。いろいろ来ますけれども、この機械はある地方自治体の要らなくなったものを持ってかえって修理しながら使っております。恐らく近い将来、スクラップになることはもう目に見えております。そこで芝刈機の購入を強く要望いたします。労力の提供は惜しみません。

そして道の駅なごみの里の草刈りなどなどにも利用でき、一石三鳥にも四鳥にもなると思っています。強く芝刈機の購入を要望いたします。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（斎藤 誠君） 今の鷺原八幡宮の草刈りにつきましては、ツツジの管理も含めて桜の維持も含めてというふうな形で、今のところ鷺原自治会のほうにお願いをして、わずかではありますが経費をお支払いをしてやっけていただいているところであります。できるだけそういった地元の皆さんの御好意の中で維持管理ができることが望ましいというふうに思っているところであります。草刈り機については、議員さん言われるには、あすこだけでなしにいろんなところで使えるというふうなことではありますけれども、すぐに購入というのはなかなか難しいかもわかりませんが、検討はしてみたいというふうに思います。

○議長（滝元 三郎君） 13番。

○議員（13番 米澤 宥文君） それでは3点目に入ります。これもやはり町民の方の多くの意見、要望でありましたので取り上げてみました。

町道官場丁線の進入禁止表示を見やすく、というよりは先に、この進入禁止を解除できないかという結構相談がありました。そこで、郷土館左横の町道殿町官場丁線の進入禁止が表示が森村側から右折時、松の木で非常に見にくく、見えないと言っていいぐらいです。したがって、この松の木の枝を剪定して、見やすくできないものか質問いたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、町道殿町官場丁線の進入禁止表示を見やすくできないか、そういう御質問に対して回答させていただきます。

議員御指摘のこの松につきましては、県道敷きにありますので、津和野土木事業所へ相談をいたしましたところ、所有者につきましては不明であるものの、県道敷地内のものであるので対処していきたいと聞いておりますことを、御質問に対する回答とさせていただきます。

○議長（滝元 三郎君） 13番。

○議員（13番 米澤 宥文君） 事前に津和野警察署交通課に行きまして、独自で1週間ほど調査しましたこの一方通行の7時半から8時半までの間の通行量を調査結果を説明しました。そしてこの進入禁止を解除できないかとの相談で、結果的に言いますと、この松があり入り口が狭く、7時半から8時半の間の通勤ラッシュがありますので、入り口が狭く、出る、入るの車がありますと車が渋滞するというので、松がある限り無理であろうという結果でありました。

そしてその調査の結果と言いますと、7時40分に5人の小学生が一方通行を集団登校いたします。来年は3人になるそうです。その後はふえる見込みはないとのことでありました。寂しいことではありますけれども。そして津和野共存病院の通院者は3月31日までは石見交通で郷土館前バス停で下車し、多くの方が津和野共存病院へ通院しておりましたが、4月1日からは町営バスが玄関横づけで通行者がかなり減少しております。土日とも車の

通行量は大体14台から15台、4分8秒に1台でありました。自転車を含む人は徒歩も含めまして2分35秒に1人、ほんとちりほりです。お年寄りとすれば1日はそこを通られる方は3.2人、土日につきましては小学生はゼロでありました。

というようなことと言いましたけれども、だめという津和野警察署の無理であろうという津和野警察署の見解でありましたので、したがって森村方面からの進入禁止の表示の視界をさえぎる松の枝の剪定はぜひに必要と思われます。ただし、賛否両論はあるとは思いますが、松を切るというまではないので、ぜひともお願いしたいと思っております。これは質問ではありません。今から言うのは質問であります。

松の名称は一里松と言います。江戸時代にここに総門があり、城主が参勤交代の出発の儀式をして、吉賀町を経由して広島廿日市を経由して江戸へ向かったと聞いております。私もいつのころかはよく覚えませんが、県道拡張時に津和野町の強い要望で残されたということがあります。石で大事に囲まれ保護されておりますが、町民のほとんどの方が名前とかいわれとか知らない方が大半であります。江戸時代から多分、期間はわかりませんが、200年から400年の間を、大橋周辺の歴史を見守ってきた由緒ある一里松の説明看板を設置してはいかがでしょうか。町民の方がまず、何でこの松はあるのか、切ってくれちゃう人もかなりおります。病院から出たときに左折、特に左折が難しいですので、できればそのような由緒ある一里松の説明看板を設置してはいかがでしょうか質問いたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 大変松の名称の由来等のお話もいただいたわけでごさいます。私もまだまだ勉強不足で、初めて実はそれを聞かせていただいたということでございます。またそうした由来等もお聞きすると、何かまた観光にも何か役立ちそうなそういう、どう言いますか、楽しい話題でもあるなというふうにも思ったところでもあります。そうした説明看板をとということでもありますけれども、ちょうど現在、今年度中に町全体の今看板等いろいろと見直してございまして、サイン計画というものもつくろうというふうにも考えてもおりますので、またその中に話題提供もしていきながらこのことについても検討させていただきたいと、そのように思っておりますのでよろしくごお願い申し上げたいと思っております。

○議員（13番 米澤 宥文君） 以上で質問を終わります。

○議長（滝元 三郎君） 以上で13番、米澤宥文君の質問を終わります。

以上で一般質問を終結いたします。

○議長（滝元 三郎君） 本日の日程は以上ですべて終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。大変お疲れさまでございました。

午後3時46分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

平成 23 年 第 4 回 (定例) 津 和 野 町 議 会 会 議 録 (第 4 日)

平成 23 年 6 月 27 日 (月曜日)

議事日程 (第 4 号)

平成 23 年 6 月 27 日 午前 9 時 00 分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 町長提出第 69 号議案 島根県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について

日程第 3 町長提出第 70 号議案 島根県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について

日程第 4 町長提出第 71 号議案 島根県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について

日程第 5 町長提出第 72 号議案 島根県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について

日程第 6 町長提出第 73 号議案 津和野町農政審議会設置条例の一部改正について

日程第 7 町長提出第 74 号議案 津和野町過疎地域自立促進計画の変更について

日程第 8 町長提出第 75 号議案 平成 23 年度津和野町一般会計補正予算 (第 1 号)

日程第 9 町長提出第 76 号議案 平成 23 年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)

- 日程第 10 町長提出第 77 号議案 平成 23 年度津和野町介護保険特別会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 11 町長提出第 78 号議案 平成 23 年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 12 町長提出第 79 号議案 平成 23 年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 13 町長提出第 80 号議案 平成 23 年度津和野町下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 14 町長提出第 81 号議案 平成 23 年度津和野町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 15 町長提出第 82 号議案 平成 23 年度津和野町電気通信事業特別会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 16 町長提出第 83 号議案 平成 23 年度津和野町診療所特別会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 17 町長提出第 84 号議案 平成 23 年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 18 町長提出第 85 号議案 平成 23 年度津和野町病院事業会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 19 発議第 3 号 国のエネルギー政策の転換を求める意見書(案)の提出について
- 日程第 20 経済常任委員会の閉会中の所管事務調査について
- 日程第 21 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 町長提出第 69 号議案 島根県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について
- 日程第 3 町長提出第 70 号議案 島根県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について
- 日程第 4 町長提出第 71 号議案 島根県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について
- 日程第 5 町長提出第 72 号議案 島根県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について
- 日程第 6 町長提出第 73 号議案 津和野町農政審議会設置条例の一部改正について
- 日程第 7 町長提出第 74 号議案 津和野町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第 8 町長提出第 75 号議案 平成 23 年度津和野町一般会計補正予算(第 1 号)

日程第 9 町長提出第 76 号議案 平成 23 年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)

日程第 10 町長提出第 77 号議案 平成 23 年度津和野町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)

日程第 11 町長提出第 78 号議案 平成 23 年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)

日程第 12 町長提出第 79 号議案 平成 23 年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)

日程第 13 町長提出第 80 号議案 平成 23 年度津和野町下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)

日程第 14 町長提出第 81 号議案 平成 23 年度津和野町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)

日程第 15 町長提出第 82 号議案 平成 23 年度津和野町電気通信事業特別会計補正予算 (第 1 号)

日程第 16 町長提出第 83 号議案 平成 23 年度津和野町診療所特別会計補正予算 (第 1 号)

日程第 17 町長提出第 84 号議案 平成 23 年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算 (第 1 号)

日程第 18 町長提出第 85 号議案 平成 23 年度津和野町病院事業会計補正予算 (第 1 号)

日程第 19 発議第 3 号 国のエネルギー政策の転換を求める意見書 (案) の提出について

日程第 20 経済常任委員会の閉会中の所管事務調査について

日程第 21 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

出席議員 (16 名)

1 番 京村まゆみ君

2 番 村上 英喜君

3 番 板垣 敬司君

4 番 竹内志津子君

5 番 道信 俊昭君

6 番 岡田 克也君

7 番 三浦 英治君

8 番 青木 克弥君

9 番 斎藤 和巳君

10 番 河田 隆資君

11 番 川田 剛君

12 番 小松 洋司君

13 番 米澤 宏文君

14 番 後山 幸次君

15 番 沖田 守君

16 番 滝元 三郎君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 齋藤 等君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	下森 博之君	副町長	……………	長嶺 常盤君
教育長	……………	齋藤 誠君	参事	……………	右田 基司君
総務財政課長	……………	島田 賢司君	税務住民課長	……………	米原 孝男君
まちづくり政策課長	…	内藤 雅義君	営業課長	……………	大庭 郁夫君
地域振興課長	……………	久保 睦夫君	健康保険課長	……………	水津 良則君
農林課長	……………	田村津与志君	商工観光課長	……………	長嶺 清見君
建設課長	……………	伊藤 博文君	環境生活課長	……………	長嶺 雄二君
教育次長	……………	世良 清美君	会計管理者	……………	山本 典伸君

午前9時00分開議

○議長（滝元 三郎君） 改めまして、おはようございます。引き続きお出かけをいただきましてありがとうございます。

これから4日目の会議を始めたいと思います。

ただいまの出席議員数は16名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（滝元 三郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、6番、岡田克也君、7番、三浦英治君を指名いたします。

日程第2. 議案第69号

○議長（滝元 三郎君） 日程第2、議案第69号島根県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第69号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第69号島根県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少については原案のとおり可決されました。

日程第3．議案第70号

○議長（滝元 三郎君） 日程第3、議案第70号島根県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第70号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第70号島根県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少については原案のとおり可決されました。

日程第4．議案第71号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第4、議案第71号島根県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第71号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第71号島根県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少については原案のとおり可決されました。

日程第5．議案第72号

○議長（滝元 三郎君） 日程第5、議案第72号島根県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第72号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第72号島根県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少については原案のとおり可決されました。

日程第6．議案第73号

○議長（滝元 三郎君） 日程第6、議案第73号津和野町農政審議会設置条例の一部改正について、これより質疑に入ります。質疑はありますか。10番。

○議員（10番 河田 隆資君） 条例内容についての御説明はありましたけども、大まかに言いますと、委員10名を10名以内というふうに定められた理由について、少し御説明をお願いしたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

○農林課長（田村津与志君） それでは、御質問にお答えをいたします。

委員さんが減りました原因というのが、先般もお話を申し上げましたが、高津川森林組合の関係、そして土地改良区の関係の組織機構の改革となり、合併の関係でございます。今後考えますと、農協の関係もそういう状況になるかもしれません。その辺のところ、以内というふうなことにさせていただきましたが、それとすべて今まで委員が減ってきておりますが、逆に委員の数が減ることによって、農業、林業の意見集約ができるかというふうなところがございまして、ある時点になったら委員さんをふやして、委員を農家の林業の方の御意見も聞かないといけないだろうというふうな思いがございまして、一応何名というふうなことではなくて、以内というふうなやわらかい表現とさせていただきたいというふうなことでございます。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第73号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第73号津和野町農政審議会設置条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第7．議案第74号

○議長（滝元 三郎君） 日程第7、議案第74号津和野町過疎地域自立促進計画の変更について、これより質疑に入ります。質疑はありますか。9番。

○議員（9番 斎藤 和巳君） この変更の中に中小企業改善支援事業という項目が新たに追加されると、これは今まででもかなりそういうようなことがあったのではないかと思います。

それで、中小企業経営改善事業につきましては、次の2ページに利子補給等、保証料等を補給するというような具体的なことが書いてあるんですけども、備考欄に30万の13件とか、信用保証料にはそうです。利子補給には6万円の35件とか書いてあるんです。これ

が一応何年間の当初目標の数値なのか、今までであったのかということで、備考欄の書いた数字をちょっと説明願いたい。

利子補給や保証料補給に関しては、何%の保証をやるのか、保証料に関してはどのぐらいの程度の一応過疎自立促進計画書によってこのぐらいのものを補てんしていこうというような細かい数字がわかれば教えて願いたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長嶺 清見君） まず、このたび変更になったということですが、これにつきましては御承知のように、過疎対策債につきましてはソフト事業が追加されたということございまして、これは今までは一般財源等で町単独分の助成については措置をしていたということで、ソフト分として追加をするということで、今回こういったメニューを計上したところでございます。

それから、備考欄に書いてあります数字につきましては、これは約年度の年間の限度額と申しますか、平均的な年度の算出根拠ということで計上しておるものでございまして、例えば信用保証料30万円というのは、これはこのたび今回の予算でもお願いを申し上げておりますとおり、信用保証料何%ということではございませんでして、限度額ということで設定をしております。通常ですと、保証料の何%ということがありますけれども、保証料を貸し付けのときに一度に差し引かれますので、それに対してこれまでは20万円でしたんですが、30万円まで限度額を設定をしたらということで、年間の過疎計画で年度計画を立てております根拠ということで、13件程度というふうな設定をしておるところでございます。

利子補給につきましては、同様に従来から行っておる制度でございますので、これにつきましても、ちょっと私が済みません、率を把握しておりませんが、従来どおりの枠で率を換算をして単価的に6万円というようなことで計上しておるところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 9番。

○議員（9番 斎藤 和巳君） ということは、備考欄に書いてあるのはおおむねこのぐらいだろうというような計画があつて、もしそれ以上のもし要望者があつた場合にはそれに一定程度対応していくというような形のものに推移しているのか、もしそれをやるとなると、商工会を通していろんな金融公庫等からいろんな資金を皆さんお借りするわけですが、窓口は商工会になるんだろうと思うんですけども、そうすると、商協同のほうからかなりの事業者がお金を借りて経営に当たるとあるわけなんですけども、商協同組織からの分は対象になるんでしょうかならないんでしょうか、計画では。

○議長（滝元 三郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長嶺 清見君） 今回計上しております部分につきましては、あくまでもこれまでの制度融資ということでございますので、従来からの制度資金に対応するものでございます。御質問の件につきましては、先般開催いたしました町の産業振興審議会というところで一定の御議論をいただきましたところですが、これは引き続きましてそういったような制度融資以外の部分についても何らかのあり方をことし、あと2回ぐらい審議会で

方向性を出していただきたいということで、今のところ決まっておりますが、課題としてお願いをしておるところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 9番。

○議員（9番 斎藤 和巳君） それでは、ことし中にはそれが可能になるかならないかという結論を出されるわけですね。商協に関しては、ことし中には検討して何らかの方向性を出すと、やれないならやれない、やれるんならやれるということというふうに解釈してよろしいですね、もう一回、はい。

○議長（滝元 三郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長嶺 清見君） はい、そういうふうに御理解をいただきたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありますか。1番。

○議員（1番 京村まゆみ君） 教育の振興と地域文化の振興についての変更で、参考資料の方で、年度別計画の中に教育ビジョン策定で、今年度200万の予定で、今年度を明けて27年に300万、それから森鷗外の記念館活用事業のほうでも今年度と、あと最終年度の27年度に130万と上げてあるんですが、これは何か特に計画があつてということなんでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） 今の御質問に対してですが、平成27年度の事業分につきましては、教育ビジョンにおきましては中間の見直しをやらなくてはいけないかなというふうに今考えております。

それから、鷗外記念館のほうですが、これは開館の20周年記念事業を計画をしておりますので、そこの辺での予算組みということで充てております。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第74号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第74号津和野町過疎地域自立促進計画の変更については原案のとおり可決されました。

日程第8．議案第75号

○議長（滝元 三郎君） 日程第8、議案第75号平成23年度津和野町一般会計補正予算（第1号）について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。4番。

○議員（4番 竹内志津子君） まず、19ページの生活バス対策費の件ですけれども、これについては社会資本整備総合交付金の大幅な減額により今年度の実施が不可能となりということで、設計監理業務委託料と工事請負費が合わせて1,200万円減額になっておりますけれども、昨年度からたびたび生活バス対策の車庫の建設について建設の予定とか、それが見送りとか何かあったような気がするんですけども、もうちょっと具体的に本当に車庫をどこにどういうふうにつくるということをきちっと確定して、これについての方針を立てるべきではないかなと思うんですけど、ちょっと私の思い違いだったらいけないんですけど、ちょっと詳しい説明をお願いしたいと思います。

それから、23ページ、民生費の児童福祉総務費の委託料で、保育園危機管理対応能力向上委託料という委託料の中身について、どういう計画を立てる委託料なのか、それとも職員の研修等の委託料なのか、その辺具体的に御説明をお願いします。

それから、その下のほうの児童福祉施設費のほうですが、嘱託給料減額287万5,000円で減額になってるんですけど、これは嘱託員がやめられるとか、そういうことなんでしょうか。

それと、その下に7番、賃金のところで、保育補助者賃金ということできちっと安全保育を保障するためにだろうと思うんですけど、175万3,000円がついてるんですけど、嘱託の片方ではやめられ、片方では臨時で入れるというようなことなのか、その辺がちょっとわかりませんので、具体的に説明をしてください。

それから、あと一般職の給料とかいうのが減額になってるんですけど、これは賃金が減額になったという賃金じゃなくて給料の減額ということでなってるのか、これは全般のことなんでしょうか、お願いします。

それから、28ページ、農林水産業費の9番、緊急雇用事業費で、委託料として森林整備・林業再生推進基盤整備事業委託料とありますが、これは具体的にどういうことを委託するのかというのを御説明ください。

それから、次の30ページですが、土木費、土木総務費の賃金のところで153万2,000円ついておりますが、この間の説明では町営住宅の事務だということでしたんですけども、具体的に臨時の方を雇って賃金を払うということなんでしょうか、どういう事務をこれでされるのか、今の職員の方ではやれないからということで、どういう部分というか、町営住宅のどういう面で必要なのかということの説明ください。

以上です。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

○地域振興課長（久保 睦夫君） まず、生活バス対策費の委託料及び工事請負費ですが、これは先日、総務財政課長が説明時に車庫というふうに説明しましたが、これは待合所の建

設費でありまして、日原診療所前におきまして待合所を建設するという計画をしておりますが、予算がつかないという形で見直しをかけるということでこれを減額しております。バス車庫の建設費につきましては、繰越事業のほうで800万計上しております、この車庫の建設は実行するというにしております。

○議長（滝元 三郎君） 参事。

○参事（右田 基司君） それでは、23ページの児童福祉総務費の委託料でございますが、保育園危機管理対応能力向上委託料でございますが、内容につきましては、危機管理要領のブラッシュアップ、それと保育園職員への危機管理研修プログラムの検討、それと保育園のあり方の検討、この3つを検討していただく委託料でございます。

それと、同じく23ページの児童福祉費の嘱託の給料、そして賃金が出るとということでございますが、プール事故に伴いまして行政処分があったわけですが、それに伴いまして嘱託の職員を臨時の職員に降格という形になります。その関係の組み替えでございます。

以上でございます。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

○総務財政課長（島田 賢司君） それでは、各費目の人件費でございますが、これは特別職につきましてはプール事故に伴う減額分を今回計上させていただいております。一般職につきましては、人事異動に伴うものと手当等4月以降変更があったものを加味して今回計上させていただいております。

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

○農林課長（田村津与志君） それでは、28ページ、林業費、9番、緊急雇用事業費の委託料の森林整備・林業再生推進基盤整備事業委託料についての内容について御説明をさせていただきます。

事業内容といたしましては、津和野町森林整備計画策定のために町内の森林を選出しまして標準値を一応とりたいというふうなことで、森林調査を行うものでございます。

ただ、面積的には今計画しておるのが合わせて1町歩ぐらいでございますが、そのほかに町有林、それから町行分収造林の関係の森林の状況の調査、そして作業路の現況調査もあわせて行いたいということで、今調査場所としましては30カ所から40カ所、それから作業路については20キロ程度一応計画をしておるところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 建設課長。

○建設課長（伊藤 博文君） それでは、土木費の土木総務費の賃金について御説明申し上げます。これは前段で御説明申し上げましたように、住宅料の引き落としの請求並びに引き落としの消し込み、それから住宅料の切符の発送等々、主に住宅についての事務もろもろの方に対する賃金でございます。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありませんか。9番。

○議員（9番 斎藤 和巳君） 28ページの林業関係のことで質問いたします。先ほどの竹内議員の質問の中で、林業再生の中で事業の内容を聞いたんですけども、森林整備で聞き

間違えないでください。1ヘクタールぐらいとお聞きしました。それも30カ所から40カ所を1ヘクタールを割ると、それは微々たる面積です。そんな微々たる面積を調査して何に整備して、それを目的としておるのかわからんのですね。こういうように山が荒れてるからこういうようにしなさいとか、作業道がないからこういうことにしなさいというのか、余りにも1ヘクタールを30カ所、40カ所に区切って調査しても、私としては何の意味もないんじゃないかと、ある程度大きな山、ある程度団地的なところを見てから、全般的に見てからやってから、ただ、小さいところ、入り口のほうをちょこっと見てから、これは森林整備事業と、何の結果も生まれないような気がするんですけども、何の目的で森林整備したのをこういう方向にするからという目的をちょっと教えてください。せつかく県の予算で470万も出しておるんですから、その点をお聞かせ願いたい。

それと、もう一つ、その上の町行造林事業でございますけども、森林整備加速化事業が不採択になったためと、このように説明があるわけですね。その森林事業、加速化事業が不採択というのは、この当初予算に上げられて、ものの2カ月ばかりで不採択になったと、例年のごとく9月、10月になって補助金がつきませんから不用額を出さざるを得ませんかというのわかるんですけども、当初予算に計上して2カ月もたったところで不採択になったという、どういう事業が不採択になったのか、その点を教えて願いたいと思うわけでございます。

その中の事業の内訳に対しまして、一般財源が156万2,000円ほど減額となっております。当初予算では183万3,000円の一般財源が組み込んであるわけなんですけども、そうしますと、差額の27万ばかりしか一般財源からは拠出しないということに思われるんですけども、その27万円ぐらいばかりのものは一般財源を使ってどの費用に充用するのか、27万円では、その中のどの分を持っていくんかなというような気がします。需用費では5万5,000円、役務費で129万とか、手数料39万、保険料81万とかというのが当初予算でついとるんですけども、一般財源が残りの27万円は何に使うのか、その点教えて願いたいと思います。

それと、認定農業者の機械導入というのが説明にあったんですけども、当初の認定農業者の機械導入補助金と上乘せとしてということになっております。当初認定農業者機械導入金の補助金が幾らだったのか、それは何人だったのか、またそれに今度新たに更新として補助金を146万4,000円を出すというような形になっております。機械の更新に当たっては、かなりの厳しい諸条件をクリアしないことには更新に対しては補助金はほとんど出ないだろうと、このように私は思っていたんですけども、その厳しい諸条件をクリアできたのはどのような形でクリアできたから、更新時に補助金を出すことに決まったのかと、これを受けられる認定農業者のものに対しては、こういう行政の金がおけるといことは非常にありがたいことなんですけども、更新時にはどのぐらいの条件をクリアされたものが対象になるのか、これが1人なのか2人なのか、今回計上されているのが、その点もあわせてお願いしたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

○農林課長（田村津与志君） それでは、補正予算書の順番、ページ数に沿いまして、済みません、お答えをさせていただきます。

まず最初に、農業振興費の関係の19番、負担金補助及び交付金関係でございます。農業機械設備導入及び更新費補助金146万4,000円の増額の件でございます。この関係でございますが、一応今国の経営体育成支援事業というものがございまして。この事業については、機械を導入する場合に融資を受けていただくというふうなことが原則になりまして、それぞれこの事業に対する経営目標の設定をするわけですが、その経営目標に対して国のほうでポイントをつけて点数をつけて、そして合計ポイントが何点以上になると、最高50%以上の融資を受けるということでありまして、補助金については30%というふうなものが最大でございます。100万円の事業費で補助金が30%、そして残りの残金については50%以上の融資を受けてもらうという事業でございまして、融資主体型事業とも呼ばれておる事業でございます。当初の段階でお二人の認定、お二人というか、お一人と一法人でございますけれども、一応希望を出されまして事業の採択を受けたところでございまして。予算を提出いたしましたのが、1月時点でございます。その後、事業採択に当たっていろいろと詰めてまいったのでございますが、当初お一人の認定農業者は966万円と、もう一人が330万円ぐらいの事業費ということで1,290万、ざっと1,300万円ばかりの事業費でございました。3月の時点で、正式に申請をした段階で採択を受けました金額についてですが、2,100万の事業費になったということでございます。その関係で、当初予算的に216万円計上しておったというふうなものが金額的に362万4,000円というふうなことになりまして、今回の事業の増額をお願いするというふうなことになった次第でございます。

それから続きまして、林業費の町行造林事業費、28ページの委託料に関係するものでございます。

議員の御指摘のように、9月議会というふうなことも考えられたわけなんでございますが、当初、県の益田事務所の方でこの事業を一応採択ということで希望したいというふうなことで出して、つくであろうかというふうなことも担当のほうで確認をしておったところでございますが、一応つくと思われるというふうなことで、森林整備加速化・林業再生事業補助金というものに応募をしたというふうなことでございますが、4月に入りまして県庁のほうから一般の方の希望が多いというふうなことでございまして、町村にこの事業を持つてくることができないというふうな回答がございました。それに伴いまして町の方も予算の組み替えをしないとイケないというふうなことになりまして、流域育成林整備事業補助金というものがございまして。これに一応乗りかえるというふうな形にさせていただきました。

森林整備加速化・林業再生事業補助金という事業については、起債が認められないという事業でございます。今回流域育成林整備事業補助金というふうなものに乗りかえましたが、

このものについては起債が借り入れが可能というふうなことになります。そのあたりのところで、歳入の関係で申し上げますと、流域育成林整備事業補助金、それから森林整備加速化・林業再生事業補助金の関係で、収入の関係が498万円の減となりました。それから、起債のほうで850万円の増でございます。その関係と、あと支出の関係で積算をいたしまして、当初予算と比較して195万8,000円ばかりの増というふうなことでございます。先ほど一般財源のどうこうというお話もあったんですが、一応その辺の大きなところの流れの中で、起債で一応町行造林事業を対応したいというふうなことでございまして、今回の予算計上というふうなことでございます。答えになつとるのかどうか、不安でございますが。

それから次に、緊急雇用事業費の委託料の森林整備・林業再生推進基盤整備事業委託料の関係でございます。

1ヘクタールぐらいのことで用が足るのかというふうなことでございますが、一応間伐もしくは枝打ちなんかについてでございますが、基本的には標準値をとりまして事業の対応をするというふうなのが基本でございまして、山全体をとるといことはいたしておりません。今回、先ほど4番議員さんにお答えしたのですが、そのときに説明が不足しておりましたけれども、基本的には森林部というのがございまして、林齢とか、そういうものについては森林部のほうで一応確認はできるのであります。

ただ、森林部のデータというものは航空写真をもって一応何年生とか、そういうもの、それから地元の方の聞き取りによって何年に植栽したとか、そういうものを一応記載をしておるといことで、実際に現地と森林部が合うとるかどうかが疑問のところがございます。京都大学名誉教授の竹内先生の指示もございまして、とにかく森林部と合つとるかどうかが、現地も確認してみんといけんだらうといことと、今回調査に当たって何をするかと申しますと、胸高直径を当然とります。林齢をとります。樹高をとります。それから、標準値をとります。そして、あと樹冠という木が立っておりまして、枝がついておって、先端までの長さを樹冠と申しますが、樹冠長率、木の高さで樹冠の比率がどれぐらいあるのか、大体3割を下回ると、木というのが倒れやすくなるというふうなことでございます。3割以上の木が健康な木というふうなことでございまして、そういうふうな標準値のデータをとるといことで、一応1町歩というふうにしておりますが、それを積み上げて大体1町歩ぐらいかなといことでございまして、すべての山を調査をするといことでなくて、標準的なところを調査をして、そのデータに基づいて森林整備計画をつくっていきたいというふうなところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 9番。

○議員（9番 斎藤 和巳君） それでは、先ほど説明で若干わからないところがあつたんですけども、認定農業者が更新時に補助金を受けるというのは問題をクリアすればすべての認定農業者に対象ができるというふうに解釈できるんですけども、我々がやったときには、いろんな認定農業者にはいろんな機械を導入したら、いろんな後の利息等の補給があつ

てというので、半分まで機械の導入に対して補助があるというのがかなりの条件のクリアだろうと思うんですけども、その点は対象になったからだろうと思いますので、改めて課長のところに聞きに行きますけども、補助金は今回はこういう形で、こういうようなものをクリアしたから補助金を出すことに、対象になりましたという資料をお聞きしますので、認定農業者、機械を更新したいという者もかなりおります。その人らがどのような形で対象になるのかという事例をもって聞きに行きますので、その点説明をよろしく、そのときをお願いいたします。補正予算だから、それ以上聞きません。

それと、先ほどの基盤整備事業の委託料の中で、町内の木の高さを見てどのぐらい枝があったかというの、そんなことは別に調べなくても、何メートル以上枝があれば大丈夫ですというのはわかるとるんですけども、それをもとにやって森林整備事業を今後進めるということですね。ということになると、この事業をやってから、いろんな町有林とか、個人の山があると、その中において、その結果をもとに、これは林業を再生するために必要なアンケート調査費用を出してやったんだから、それが今後の事業に結びつくと、そのための事業ということですね。

ただ、学校の先生の教材の資料をするための資料ではなくて、町の森林整備事業を推進するための事業であると、そのように解釈してよろしいですね。

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

○農林課長（田村津与志君） まず最初に、農業振興費の関係の認定農業者の方に対する補助金のございですが、基本的に機械の更新というのは国では認められておりません。

ただ、事業規模の拡大をするというふうな前提のもとでの機械の更新は可能でございますので、その辺のところでは経営規模を拡大するというふうな名目の中で一般的には機械更新のようになるものでございますが、基本的な数字としては一応経営規模を拡大するために機械を整備するというものでございます。その関係で事業計画を出しまして、一応その本人だけというよりも、この経営体の育成支援事業というのは区域を定めまして、その中でこういう目標をやってくださいというのがあって、実際のところは、今ここに出しておりますのが認定農業者2件なんですけど、今法人を結成するというふうなことで、もう一団体、一応来られまして、補助金上は出ておりませんが、それを含めて、そこの区域の農業をどうするかというものがございまして、その計画がたまたま国のほうで点数がよくて採択ということでございます。（発言する者あり）はい。

次です。

林業費の関係でございますが、大学の先生の趣味のためにというか、研究のためにやるものではございません。今年度とにか国の方で、森林整備計画というものが見直しをしてくれというふうなことでございます。

ただ、国のほうで補助金をつけてくれないというのが困ったところなんでございますが、今年度中とにか当初予算でも予算計上しておりますが、森林整備計画をつくるというふうなことで対応しておるものでございまして、その計画をつくったことによって災害に

強い山づくりはどのようにするのかと、それから今後の林業の経営をどのようにするのかというふうなところを定めていくものでございまして、林家のためになる計画にしないといけないと、そのためには現実をきちんと把握して計画をつくらないと役に立たないということで、今回予算を計上しておるもので、絶対的に役に立つというふうに申し上げたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありませんか。2番。

○議員（2番 村上 英喜君） 3点ほど伺いますが、最初に18ページのまちづくり政策費の中の負担金の中の助成金の250万ですが、説明では日原の盆踊りの保存会に対する補助金というふうに聞いたように思いますが、ことし何か日原の盆踊りに対して何か行事が予定されているのか、ただ、保存会に250万の補助をされるのか、その点についてお聞きします。

2点目ですが、27ページの農業振興費、工事請負費の551万について詳細をもう一度お聞かせいただきたいと思います。

それから、29ページのふるさと雇用再生特別基金事業の中の委託料197万5,000円ですが、この委託料は人件費に当たるのかどうか、人件費の委託料になるのか、その点をお聞きいたします。

○議長（滝元 三郎君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（内藤 雅義君） 予算書の18ページ、まちづくり政策費の負担金補助及び交付金についてでございます。日原盆踊り保存会のほうで、昨年自治総合センターのほうのコミュニティー助成事業を活用されるということで申請をされて、6月に交付決定があったところでございますが、日原盆踊り保存会としては、この補助金を活用して音響機器の整備、それから楽器、それから衣装、浴衣等を準備するというので、活動内容いたしましては毎年8月14日に日原地区の盆踊り大会を行うということで、伝統芸能保存継承のため、1年間の中でそういった取り組みをしていきたいということで計画をされております。

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

○農林課長（田村津与志君） それでは、御質問にお答えをいたします。

一般会計補正予算の概要書の2ページ目のところに農業費の関係のところ、工事請負費の関係で、農地有効利用支援整備事業190万の減、それから戦略作物生産拡大関連基盤緊急整備事業300万円の増、それから農産物処理加工施設の改修で441万円の増、合計551万円というふうに書いて御説明をしておるところでございますが、さらに細部の関係で御説明をさせていただきます。

まず、県単の農地有効利用支援整備事業の関係でございますが、当初予算で400万を計上させていただいておりました。この関係については、野地排水路が40メートル、それから滝元の暗渠排水が一応70メートル、門林の排水路の関係で20メートル、それから西谷地区の排水路、暗渠排水、鳥獣害の被害というふうなことで、排水路が43メートル、暗渠排水の関係で48メートル、鳥獣被害対策の関係で48メートルを当初計上しております。

た。その後、野地地区の排水路については地元のほうで、既に排水路までは行かなかったんですが、昨年豪雨がありまして、土砂が流入をしておいて、それを取り除いて排水路を新たにつくらんと、なかなかこの状況は改善できんというふうなことで、県単の事業のほうに希望しておったんですが、地元のほうで既に対応しておられまして、そういうことで一応190万円ほど野地地区については計上しておったわけですが、これを減額というふうなことにさせていただきました。

それから、当初予算400万円で計上しておったんですが、県のほうに要望しておったのは、三渡曾庭なり、直地の明賀、それから中曾野の関係のため池等の排水路の関係で、別個380万円ばかりは手を挙げておりましたが、つくかどうかわからないので、一応手がたいところの400万というふうに上げておったのですが、一応三渡曾庭の排水路の関係で、県戦略作物生産拡大関連基盤整備事業のほうで対応できるというふうなことがわかりましたので、一応この関係で300万円ほど計上させていただいたというふうなことでございます。

それと、あと農産処理加工施設の関係で、現在、菜種の搾油機と精油機のことを置いております。その所有は、津和野町農業担い手育成総合支援協議会の所有ということで、最終的な機械の精算で、町も補助金を出しておりますが、一応所有はそういうことでございます。

ただ、この関係が今保健所の許可をとっておりませんので、保健所の許可をとりたいと、保健所の許可をとるとどうなるかと申しますと、販売が可能になるというふうなものでございまして、一応そのあたりの経費ということで441万を計上しておるというところでございます。

以上です。

○議長（滝元 三郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長嶺 清見君） 商工費のふるさと雇用再生特別事業でございまして、この追加分につきましては、この事業そのものがトータルで2分の1以上が人件費という決まりがございまして、まだ若干余裕があるということで、最終的には実績を待つところでございまして、今回につきましては、まだ人件費に対して諸経費が余裕があるということでございまして、事業経費のほうへ主には充当するというふうな考え方でございます。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありますか。1番。

○議員（1番 京村まゆみ君） 18ページの総務管理費の行財政改革推進費のところの委員報償費で、委員報償と上がってるんですが、これは報償費ということになると、謝金とか、そういう感覚になるんですけども、委員さんの報酬なのか報償費なのか、それと同じように34ページの教育総務費のところでも教育ビジョンの委員さんのほうにというような説明だったと思うんですけど、これも報償費として上がってるので、この辺ちょっと確かめてお聞かせください。

それと、ちょっと戻りますが、30ページの商工費で、委託料で、緊急雇用創出事業で72万9,000円、これは森鷗外の事業の事務関係の上乗せだということを聞いたんですけ

れども、ちょっと賃金になるのじゃないかなとか思ったりしたんですけども、委託料としてどこかにお願いした場合には、その募集とかも委託先が行っているのか、大体にあちこち賃金として上がってるんですけども、臨時の賃金の日当とか単価とか、そういうところがちょっとまちまちのような気がしてまして、先日も営業課か何かのあれで臨時さんを雇う募集が出とりましたが、あれなんかも単価が結構日当が8,000円か何かで上がったと思うんですが、町として募集する場合は、ある程度統一性がないといけないんじゃないかなと思って、ちょっとその辺の募集の仕方というか、どこがどう把握、全体統括しておられるのかということと、あとついでにその他、町が登録制で臨時を登録しておると思うんですけども、その人たちに先にこういう募集があるということを伝えて、それで足りない部分を募集しているのかということもちょっと一緒にお伺いします。

○議長（滝元 三郎君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（内藤 雅義君） 予算書の18ページ、行財政改革推進費の報償費でございます。その報償費につきましては、委員報償ということで謝金ということでございますが、昨年度からこの部分については行政評価制度の研修会講師謝金として7万5,000円を当初予算で計上させていただいております。昨年度から行政評価制度を取り組む中で、ことしについては全職員に対して研修会を実施するというので、その講師謝金として予算を計上しているところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 次長。

○教育次長（世良 清美君） 同じく34ページの委員報償のことではありますが、教育ビジョンの策定委員の委員さんの報酬というか、報酬なんですけれども、日額7,300円の報償費ということになってます。これ予算を入力する際の項目が委員報償という項目になっておまして、それが自動的にここへ上がってきますので、こういう形に表示をされております。

○議長（滝元 三郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長嶺 清見君） 30ページの緊急雇用業務委託でございますが、これにつきましては御指摘のように、鷗外150周年記念事業事務局へ業務委託をするという72万9,000円でございます。内訳につきましては、同様に2分の1以上が人件費になるということでございますので、そのように御理解をいただきたいと思っております。当初予算で9カ月分予算措置をしておりましたけれども、これにつきましても新たに、現在、事務局で雇用しております職員が12月で1年たつということでございますので、緊急雇用の制度要綱上、2回目の更新はできないということで、現在の職員については緊急雇用の適用ができないということで、新たに募集をしてまいります。

その方法につきましては、これはいずれも共通することでございますが、それぞれの事業主体で募集をしていくという制度になっておるところでございますので、事務局のほうで募集をするということでございます。関連しまして、募集の方法でございますが、これも要綱によりまして定められておりますので、いわゆる失業者、あるいは生活困窮者の方に限つ

て緊急雇用が適用されるわけですので、まずはハローワーク、あるいは町の無料職業紹介所の方に求職登録をしていただくところからスタートをしまして、当然ハローワークなり、町のほうも離職票なり、そういったもので失業者であるという旨を確認をいたしまして、広くそういうふうな求人がありますというふうな周知を図ってまいります。

したがって、町のほうに臨時職員として登録をされておられる方を優先するということでは決してございませんので、まずは広くそういったような職業安定法に基づいて公開をしていくということでございます。

それから、それぞれの賃金等の設定についてのばらつきでございますが、これにつきましてはそれぞれの課にまたがっていく部分もあろうかと思っておりますけれども、私のところでは通常の業務内容によりまして相当な経験を有した専門的な業務、あるいはいわゆる事務の補助といったような部分につきましては町の臨時職員の賃金を準用するというふうな考え方をとっております。

○議長（滝元 三郎君） いいですか。1番。

○議員（1番 京村まゆみ君） 委員報酬というふうになっているところもほかのところではあるんですが、その辺を統一していただきたいなと思います。

それと、失業者、求職登録をしている人ということになるということですが、町に登録制で登録しているのに全然声がかからないというような声もちょっと聞いたりしますので、その辺を連絡というか、ちゃんとしておかないといけないんじゃないかなと思います。

以上です。

○議長（滝元 三郎君） 副町長。

○副町長（長嶺 常盤君） 緊急雇用等は、先ほど商工観光課長のほうから御説明したとおりでございますが、今の登録制につきまして若干補足的なことを申し上げたいと思っておりますが、今総務財政課のほうで経由いたしまして登録をしております。

ただ、それがそれぞれの課によって資格とか、希望種がありますので、そういったところを総務課のほうへ何というんですか、紹介しながら進めているところでございますけれども、ただ、それぞれの課のほうがマッチングといいますか、希望種どおりにいかない場合もあります。出しているけれども、なかなかお声がかからないということもあろうかと思っております。もしそういうことで、長い間そういうことになってるのにどうだろうかということがありましたら、またもしそういうことをお聞きでございましたら、総務課のほうにまた紹介等をしていただければというふうに考えております。均等に機会が当たりますように努力をしたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

○総務財政課長（島田 賢司君） 先ほどの委員報酬と委員報償のちょっと違いなんですけど、委員報酬につきましては節で言う1番、報酬のところなんですけど、それは条例で掲載されて

おります。その場合は、委員報酬となります。条例で載ってない費用弁償とかになりますと、8番の報償費になりまして、それで委員報酬という区分になります。

○議長（滝元 三郎君） いいですか、はい。

それでは、質疑の途中ですが、後ろの時計で10時15分まで休憩といたします。午前10時06分休憩

.....
午前10時15分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

質疑を続けます。質疑はありませんか。12番。

○議員（12番 小松 洋司君） 12ページでございますが、農林課長さんには大変申しわけないんですが、もう一度聞かせてください。森林整備加速化・林業再生事業補助金と、これは単年度の補助金でしょうか、それともある計画があつて5年ぐらい続けるのか、来年度またこれを申請しようと思えば、またできるのかどうか、この点をひとつお願いします。

それから、その下の欄、商工費県補助金、トータルで、金額で2,454万5,000円、島根県ふるさと雇用云々から下の重点分野雇用創造事業費補助金まで3点ございますが、トータル2,454万5,000円の補助金が上がっておりますですが、ここで支出のほうは各費目ばらばらで出てまいります。この補助金をもって何人の雇用を創出しようとしとられるのか、お聞かせ願いたいと思います。

それから、出のほうに入りまして19ページ、地域振興費、負担金補助及び交付金のところの24万円ですが、大学生等とかおっしゃいましたが、合宿及び研修ですが、具体的にはどのような事業を展開されるのか、お願いいたします。

それから、26ページ、給水施設整備費で負担金補助及び交付金で50万円が予算化されております。資料によりますと、無給水地区の生活環境改善のためということであるんですが、本来ならこれは当然わかつてることであるので、当初予算で上がってくるものじゃないかと思いますが、よろしく申し上げます。

それから、最後ですが、31ページが一番上、道路橋梁総務費のところの委託料400万円の減となっております。今年度はやらないが、来年度はぜひともやるとかというような後年度的なものの対応を御説明ください。

以上です。

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

○農林課長（田村津与志君） それでは、議員さんの御質問にお答えをさせていただきます。

農林水産業費、県補助金の関係の林業費補助金、森林整備加速化・林業再生事業補助金の関係でございますが、この制度が何年度までかというふうなことでございますが、今何年というのを済みません、覚えておりませんが、時限的な事業であることは間違いございませんで、昨年度もございました。今年度もございました。来年度がどうかというのが、済みません、今確認できませんので、また調べさせていただきまして御報告させていただきます。

○議長（滝元 三郎君） 環境生活課長。

○環境生活課長（長嶺 雄二君） 26ページの給水施設整備の補助金の御質問でございますが、未普及地区につきましては、津和野、日原地区に一部ございます。この未普及地区の事業としましては井戸水、特に多いのが井戸であります。井戸、あるいは表流水に浄化施設等をつけると、これは個人が事業者となって町が補助金を出すものでございまして、当初計画の中では申請者がまだおられませんでしたので計上できませんでしたが、最近になってこういう事業で井戸を掘りたいという方がおられましたので、補正で計上させていただいたものでございます。

○議長（滝元 三郎君） 建設課長。

○建設課長（伊藤 博文君） 続きまして、道路橋梁総務費の橋梁点検委託料でございます。御存じのように、社会整備総合交付金の減額に伴うものの減額ですが、この事業を23年から25年までの3カ年で事業を完了したいと考えておりますので、この減額になったものにつきましては来年度以降に含めまして、事業を完了させていきたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（内藤 雅義君） 19ページ、地域振興費の負担金補助及び交付金、合宿及び研修等受け入れ促進事業補助金についてでございます。この補助金につきましては、本来協働のまちづくりのアドバイザーとして今明治大学の先生にお願いをしているところなんですが、明治大学のほうから合宿の受け入れについて、ことし相談がありました。もろもろまちづくり政策課のほうで協働まちづくりについては、担当しとった経過の中で、合宿等を行いたいということでお話がありましたので、いろいろ助成的な部分について検討を行いました。今回の受け入れ促進事業補助金につきましては、一応参加者が10名以上の団体、それから萩・石見空港を利用していただくということ、それから津和野町内で宿泊をしていただくという3つの条件をもちまして、萩・石見空港から津和野までの今デマンドタクシーというのを運行しておりますが、その往復運賃4,000円、これを基準として補助しようということ考えました。この4,000円で、今回明治大学、今回は日本女子大学と合同で合宿をするということになっておりますが、60名一応予定として津和野に来られるということで、4,000円掛ける60名分の24万円を今回補助金として計上させていただいたということです。萩・石見空港の利用促進というところで、東京から石見空港までは萩・石見空港利用促進協議会のほうから航空運賃等の助成がございまして、その辺の活性化も含めてということで、今後もこの補助を継続して行うという考え方の中から、今回は促進協の方から、今教育研修等の雑誌のほうが出されておりますが、浜田・益田・津和野の取り組みということで、教育研修の本に今回の取り組み等も掲載をさせていただいて、今後もこういう合宿とか、研修等が萩・石見空港を利用しながら、津和野町に泊まっていたというので、やれる団体については、この補助金を活用して助成をしていきたいというふうに考えております。

○議長（滝元 三郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長嶺 清見君） 収入のほうの商工費補助金でございますが、おっしゃいましたように、各担当部署へ充当してまいりますので、ちょっと今の時点では影響人数が何人かというのは部分的に把握している状況でございますので、私でわかる範囲で、商工観光のほうで1名、農林のほうで6名ということは把握しておりますが、全体では、申しわけございません、把握しておりません。

○議長（滝元 三郎君） よろしいですか。ほかにありませんか。3番。

○議員（3番 板垣 敬司君） ページ数では28ページになろうかと思いますが、今回農業担い手支援センターの当初予算で上がったもろもろの費用が定住促進の協議会というような形に補助するというふうに私は聞きましたが、定住促進協議会じゃなくて、農業担い手支援協議会というようなこともあるのかもしれないが、この担い手支援センターから協議会へ事業主体が変わるということ自体がどういうことで変わらざるを得なくなったのか、その辺をお聞きしたいと思いますし、当初予算の資料で言いますと、農業体験のバスツアーを行って、農家に時々民宿しながら、バスで移動しながらやるというようなことかなというふうに理解しておりますが、その辺の事業の内容に変更があったのか、さらに今日3カ月ばかり過ぎておりますが、この事業が当初から言いますと、大分経過しておりますが、具体的にどの辺まで進められて、今後どのようにしようとしとられるのかお聞きしたいと思います。

あわせて私は当初予算のところで、そういう意見は言うべきかなと思いますが、こうやって2泊3日とか1泊2日で大々的にバスで物見遊山的に農村を歩いているんなことをするというよりは、私は1週間とか10日ないし1カ月でもワーキングホリデーというようなこともしながら、やはり個々に着実な対応のほうが実績が上がるのではないかなというようなことで私は思っておりますが、その辺について、今後、事業変更に伴う中で、まだそういう対応もできるのかどうか、まずその辺を1点お聞きしたいと思います。

それと、34ページの教育諸費ですか、委託料の方で、説明の中では須川地区と名賀のほうのスクールバスの増便のために予算が補正として組まれておりますが、この辺について少し詳しく説明をいただきたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

○農林課長（田村津与志君） それでは、3番議員さんの御質問に対してお答えをさせていただきます。

28ページの農業担い手支援センター費の農業体験バスツアーの関連の経費の減額の関係でございます。当初予算の段階で、一応町が受けて事業を実施できるというふうな判断のもとで予算を計上したところでございますが、その後、助成金の交付要綱なり、ふるさと島根定住財団のほうに問い合わせた結果、この事業については一般の団体について助成をするものであるというふうな状況がわかりまして、今回の補正の減額というふうになったところでございます。当初の調査が悪いというふうなことで、おわびを申し上げないといけない部分でございます。

今バスツアーの関係の進行状況でございますが、5月末に一応事業の申請を行いました。それで、一応ふるさと島根定住財団のほうで、津和野町農業担い手育成総合支援協議会のほうで事業を対応されることは可能ということで、内示の段階まで来ておるところでございます。今それを受けまして、旅行業者なり、受け入れ先の関係なり、子細の調整をさせていただいております。遅くとも7月の上旬には募集要綱を今月中につくって、来月中から募集を開始したいということで、当面8月末ぐらいを事業の締め切りというふうなことにしております。

事業のあらかたの概要でございますが、参加者のお方、お一人から1万円を徴収させていただくということで、食糧費については補助の対象にならないというふうなことでございますので、一応20名を限度に募集をしたいというふうな考えを持っておるところでございます。今日程を調整しておる段階で、実施をする日にちというのが9月17日土曜日から18、19日が祝日の振りかえか何かになっておりまして、その休みの間に募集をしたいということで、1泊2日というふうなことで日程調整をしておるところでございます。いろいろ農業体験の関係で、いろんな方のところで今調整をしておるというのが今の進行状況でございます。

それから最後に、この事業についてほかに有効な事業があるのではないかというふうな御質問でございましたが、今津和野町が考えておりますことというのは、ふるさと島根定住財団が進めておる交流体験から就業までの流れというふうな考え方がございまして、それに沿って一応津和野町もあわせて対応をしたいというふうなことでございまして、まず最初に体験のバスツアーというものについては、一応2日から3日程度体験をしていただいて、津和野町に触れるきっかけづくりをしていただくというふうな思いでございます。その後この町はいいと、ちょっと来てみようかというふうなことになって、短期滞在ということで3日から4日、そしてさらに長くなって1年までの間で農業体験でも入っていただくというふうな一連の流れのものでございまして、その一番最初の呼び水として一応この事業を計画するものでございます。これによらず、ほかのところですぐに農業に入りたいというふうな方もおられまして、それはそれとして対応したいというふうに思いますが、これまでこういうことをしておりませんでしたので、一応津和野のよさ、農業のよさを知っていただきたいという思いから計画するものでございます。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） 34ページの教育諸費の委託料の関係であります。スクールバス、当初須川地区につきましては、当初予算を組む段階ではまだ生活バスの関連での運行にするのか、直接従来から須川小学校で使用をしておりましたスクールバスでの運行にするのかというのが決定をしておりませんでした。その後、年度が始まります前には生活バスの運行を行っている業者さんのほうへ運行を委託するという方向に変わりましたために、35ページにあります小学校の関係の学校管理費の委託料から科目を諸費のほうへ移させていただきました。あわせて低学年用のスクールバスの運行を若干1便ふやさないと、待ち

時間がかかり長くなるということでありまして、その関係で若干1便ほどふやしております。

それから、名賀につきましては生活バスが、夕方の便が1便ちょっと減便になりました関係で、これも子供たちを送り届けるために1便、スクールバスを増便をしたという形で予算を組んだところであります。

○議長（滝元 三郎君） 3番。

○議員（3番 板垣 敬司君） 農業の体験バスツアーについては非常に効果というか、今後新規就農の誘い水として大変期待するものでございますが、課長の説明にもありましたが、やはりこれが単発で終わることなく、2年、3年、4年と、継続してこのような事業、さらにもう一つ踏み込んだ事業を積極的に取り組んでいただいて、真に新規就農なり、定住なりにつながるような施策をお願いいたしたいと思います。

それで、農業担い手支援センターのところにあります農業体験生募集支援事業というのは、まだ農業支援センターとしてはあるというふうに理解してよろしいでしょうか。農業担い手支援センター全体の当初予算がありますけども、その中に今のバス体験ツアーというのも一部としては組み込まれておりますが、もう一つは、農業体験生募集支援事業というような形で、わくわくつわの協同組合のほうへ企画からすべてを一任して、広く全国に募集をかけるというようなことも予算の背景の中にあつたように聞いておりますが、その辺と今回のバスツアーとは非常に関連性もあるわけですが、その辺はどのように今対応しておられるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

○農林課長（田村津与志君） このバスツアーというのは、一応農業に関心のある方に集まっていたらこうということございまして、わくわくつわの協同組合のほうの農業体験生というのは、実際に入って経験をしてみたいというふうな方について対応するというふうなものでございます。これまでというか、昨年度農業研修生を受け入れようということでお話は承っておったんですが、なかなかほかの面でお忙しいようで対応できないということで、今年度当初予算につけておりますので、そのように支援をしながら、1人でも多くの方が農業に就業され、定住されるような形で取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありませんか。7番。

○議員（7番 三浦 英治君） 25ページの保健衛生総務費ですけども、工事請負費、発熱外来外構整備という前段で説明受けておりますけども、この発熱外来施設の設置認定許可の申請というのはどういうふうになつとるのか、お聞かせください。整理されて申請するのか、今申請しとるのか、どうなのか、ちょっと経過を教えてください。

それと、次のページ、26ページの環境衛生費ですけども、地球温暖化防止対策地域協議会、この協議会についてちょっと説明していただければと思います。

それと、31ページの道路新設改良費ですけども、ここの測量設計業務委託料、12番の委託料ですけども、1,900万、それと15番の工事請負費、これが1億990万の減、それと保証金として10万減になっております。ここをちょっと内容を詳しく知らせてください。

以上です。

○議長（滝元 三郎君） 健康保険課長。

○健康保険課長（水津 良則君） 発熱外来施設の許可のお尋ねであります。これは3月工事が完了しましてから、手続を行っております。ちょっと手元に資料がありませんが、4月の時点で許可はいただいておりますので、この工事とは、その許可とは関連いたしません。

○議長（滝元 三郎君） 環境生活課長。

○環境生活課長（長嶺 雄二君） 環境衛生費の件でございますが、津和野町環境パートナーシップ協議会というのが本町にもございます。これのいきさつでございますが、法律で地球温暖化対策を進めるということが決まっております。島根県におきましては各地域、市町村においてそういった協議会を設立するよなという働きがございました。本町におきましても、その前段としまして委員会を設け、この委員会には婦人会、あるいは商工会から、庁議の者、そういった関係部署の者が集まりまして、あるいはその中には老人会代表とかおられましたけども、集まってどういった方向に進めるべきかというのを協議しました。

その中で、これは事業者、あるいは住民、行政、こういったものが一緒になって進めないと、この地球温暖化は進まないだろうというのが当初からの目的でございましたが、その関係部署が集まったものでございます。この中で、今年度事業としましてはグリーンカーテン、こういったものでやりました。これは去年もやったんですが、今年度もそのまま当初予算で組み込んでおりました。今回補正で出ささせていただきました分につきましては、講演会、去年もやったんですが、人を集めて会員さんを多く集める、それから理解を求めるためには広報も大事であります。こういった講演会等で皆さんからのいろんな人の御意見、お話を聞きしようということで、今回追加で出ささせていただきましたものでございます。

それから、19の交付金でございますが、これにつきましては消費電力の測定する機器がございます。待機電力とか、それに伴うコンセントに差し込んで調べることができるのであります。1台あたり1万円ぐらい、これを追加で予算計上させていただきました。これを購入して、またこれを啓発、あるいは学校教育等にも広く進めて使うことによって、幅広い活動につなげたいという気持ちでつくったものでございます。

なお、この予算の中では、5台の追加の5万円でございますが、その前段として行いましたグリーンカーテン等で当初予算で多少の残額が出ましたので、これも合わせて大体10台ぐらい買えるんじゃないかならうかと思っておりますので、広く活用が望めるというふうに考えております。

なお、この分につきましては、補助金が3分の2は補助金が財団のほうから出るという予算編成でございます。

○議長（滝元 三郎君） 建設課長。

○建設課長（伊藤 博文君） 道路新設改良費の委託料、それから公有財産購入費、補償、補てん及び賠償金ですが、これはいずれも前段にありました社会整備総合交付金6路線並びに橋梁寿命化を合わせました補助金の減額の中で、事業を組み替えたものでございます。

委託料の1,900万円につきましては、主に円ノ谷線の測量委託料に減額なったため、事業を組み替えて測量委託料に回した1,800万円と——と後100万円部分につきましては（「いやいや、主なのはそれでええや」と呼ぶ者あり）主なものでちょっと。

それから、用地費及び補償料でございますが、これも6路線の中で組み替えてトータルのものとお理解いただいたらと思います。

○議長（滝元 三郎君） 7番。

○議員（7番 三浦 英治君） ちょっと建設課長、これだけの金額多い分をちょっと整理しといてください。答えられるように。

それと、地球温暖化対策の協議会、これは議員が委員で入ってますか、入ってないですか。議員さんは。

○議長（滝元 三郎君） 環境生活課長。

○環境生活課長（長嶺 雄二君） 委員会というのは、これは発足までの委員会を立ち上げました。今は協議会でございますので会員制でございますが、会長あるいは副会長、会長には有田さん、副会長には商工会長さんになっていただいておりますが、後は会員さんということで組織しております。

なお、事務局については、行政のほうで持っておるといふ協議会でございます。

○議長（滝元 三郎君） 7番。

○議員（7番 三浦 英治君） 地球温暖化ということで、新エネルギービジョンという策定委員会が経済常任委員長が入っておりますけども。この地球温暖化防止もそのすごく絡みがある中で、どういうふうに、その策定委員会と連携とってるのかなというのがちょっと気になりましたので質問したんですけども。関係性は別にないんですいね。

○議長（滝元 三郎君） 環境生活課長。

○環境生活課長（長嶺 雄二君） 説明が不十分で申し上げございませんが、先にビジョンのほうが先行しまして、その後地球温暖化ということで、津和野町パートナーシップ会議の目的等々については、ビジョンを基につくってございますので関連性は大変ございます。

ただ、目的がビジョンというのは大きな器でやるんでございますが、先ほども言いましたように、この環境パートナーシップ会議については、担当事業者と住民、もっと小さい細かいところですよ野を広げようということでございますので、活動部隊といったところで御理解いただければと思いますけど、全く離れておりませんし、関連性はすごくあるところであります。

○議長（滝元 三郎君） はい、ほかにありますか。8番。

○議員（8番 青木 克弥君） 18ページの先ほども出ておりましたが、コミュニティ助成事業、この事業につきましては継続される事業なのかどうなのかということと、それから交付先が日原の盆踊り保存会ということでございましたが、津和野踊り保存会というのがございますが、その辺とのいわゆる調整と申しますか、そういうようなことができているのかどうなのか。

ということと、今後この助成事業が、もし継続されるとすれば、当然そのいろいろな調整が必要だと思いますが、その辺のことはどういうぐあいなお考えになっているのかということ。

それから、28ページの緊急雇用の委託料の中で、先ほども質問がございましたが、竹林伐採の委託料が出てございますが、竹林の伐採の場所はどこを予定されているのか。

それから、23ページ、嘱託給料の減額と賃金の関係の説明ございましたが、この中で賃金を組み替えたという説明の中に、行政処分をした結果、嘱託の降格という説明がございましたか、全協の中で行政処分の説明の中ではこういう言葉が全く出ておりませんが、この降格をしたということの意味、どういうことなのか説明を願いたいと思います。

つまり嘱託雇用のいわゆる採用部分のいわゆる資格というようなものが、例えば、その資格が停止されたとか、剥奪されたとか、そういう面での影響で臨職雇用にしたのかとか、例えばですが。そういうようなことの説明をお願いします。

以上です。

○議長（滝元 三郎君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（内藤 雅義君） 18ページ、コミュニティ助成事業についてでございます。コミュニティ助成事業につきましては、実施要項等、毎年10月ぐらいに県を通じて送ってきます。この募集につきましては、一応周知ということでケーブルテレビ等によって町民の皆さんにこういう状態がありますということで周知をします。申請につきましては、昨年度実施ということで周知したところ、1件ほど盆踊り保存会のほうからお問い合わせがあって、それについて2月ぐらいにこの申請を行ったということでございます。

実際採択6月ということになったんですが、これにつきましては、今回震災等の影響で交付決定がずれたということ、それから、このコミュニティ助成事業につきましては、宝くじの社会貢献事業、広報事業として、実施されておるものですが、国の事業仕分けの今対象になっておりました、内容的には若干変わるということで聞いておりますが、今後も引き続き、この事業については継続されるということで聞いております。

多数あったときに調整等をどうするかということにつきましては、限度というかそういった申請件数の限度等は、町村においての取りまとめの段階ではありません。したがって、申請のあった部分については、全部を、この自治総合センターのほうに送って申請するというところで。それぞれ同種の同じような事業をやっている団体等もあろうかと思いますが、その点につきましてはそういう必要性等を含めて、申請団体のほうの考え方に基づいて、その後の申請をしていくというようなところで考えております。

以上でございます。

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

○農林課長（田村津与志君） それでは、28ページ、竹林伐採事業の関係の御質問にお答えをさせていただきます。

伐採する場所について既に決めてあるかどうかという御質問でございましたが、まだ決めておりません。この本議会で一応御承認いただいた後に、各自治会長さんのほうにお願いをして、希望地を取りまとめる計画にしておるところでございます。

その場所についてでございますが、公用施設とか道路の関係、特に冬に積雪がありますと竹が倒れるというふうな状況もございますので、そういう場所について、主として竹林の伐採をしていきたいというふうな考えを持っておるところでございます。

標準的な今場所で積算をした数字でございますが、8.8町歩の予算というふうなことで、その場所が急斜なところもあれば平坦なところもございますし、面積的には若干変わるかもしれませんが、一応そういうことで。竹林を伐採をしながら、景観をある面きれいにし、交通の関係も順調に流れるとかそういうふうなことで対応できればというふうなことで、予算計上しておるところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 参事。

○参事（右田 基司君） 23ページの嘱託の給料から賃金へ振り替えの関係でございますが、公判の関係で禁固刑が課せられたわけでございますが、禁固刑になりますと保育所の職員につきましては県へ登録をすることになっておりまして、その登録が禁固刑になりますと停止になります。期間につきましては、執行猶予期間がありますんで執行猶予期間の間につきましては、そうした登録が停止されるということで。当然であります、そうなりますと保育士としての仕事という形は、クラスを持つとかそうした形の責任のある保育士の仕事というのは、できなくなるわけでございますが。

その職員につきましては、保育補助員という形で保育所を助ける、そうした形の仕事をしていただくということで、今まで嘱託の職員でありましたが、補助員ということになりますので、その間については嘱託の職員から派遣職員へ降格をさせていただいたということでございます。

○議長（滝元 三郎君） 8番。

○議員（8番 青木 克弥君） 最初のコミュニティー助成事業でございますが、ちょっと確認をさせていただきますが、それぞれの申請に基づいて助成するということになるのかと思っておりますが、そうすると各関係団体の調整は全く関与しないということですか。要するに、例えば、今盆踊りの分が出ましたが、いろいろな田植えばやし保存会とかいろいろありますよね。そういうようなところが何ぼか出た場合には、全く関与せずにそのまま上げるということなのかということと、それを確認したいと思っております。

それから今の竹林伐採の関係では、場所が決めてないということで積算基礎が8.8ヘクタールで積算したということですが、8.8ヘクタールで積算した根拠ちゅうのは何ですか。要するに決めてなくて総額が決まっとったのか、要するにこのぐらい補助金が、要するに対

応できるという額で補正をしたのか、その辺がちょっとよくわかりませんが、その辺の説明もう一度お願いしたいと思います。

それから今の嘱託の関係でございますけども、給料の関係でございますが、要するに資格停止が、いわゆるその執行、猶予期間なら執行猶予期間停止するということですが、そうすると、その執行期間経過すると、それは回復するということになるというぐあいに理解していいですね。

そうしますと、今全協の中での説明では、減給の説明はございましたけども、減給何カ月というの説明がございましたね。その減額に伴う、いわゆる資格が変わることによって賃金体系変わるわけですが、その辺の説明がなかったんですが。その辺は、たまたま今この補正の説明があったからわかったわけですが、その辺のことはどういうぐあいに考えになっておる。

○議長（滝元 三郎君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（内藤 雅義君） コミュニティー助成事業についてでございます。現状では件数も1件、2件程度のところで調整はしておりません、関与はしてないということでございます。

今後はいろいろ情報提供も町民の皆さんのほうにさしていただいて、先般のいろいろ自治会の総会とかあいつたところに出させていただくと、こういった要望もあり、また、自主防災組織等のあいつた部分にも、このコミュニティー助成事業活用できますので、今後の地域課題の解決に当たっては、いろんな助成という部分が出てこようかと思います。そういったところは、採択、不採択の決定というのが、要はありますので、より有利に働けるようなところの部分は勘案しながら対応していきたいというふうに考えております。

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

○農林課長（田村津与志君） 濟いませぬ、28ページの竹林伐採事業の関係でございます。8.8ヘクタールのその算定根拠というふうなところのお話であったと思います。基本的に、どここの場所をどれだけするというところで積算したものではございません。新規の雇用が2名、そして、それ以外の既存の雇用というふうなことで、1名ということで、その体制の中でどれぐらいできるのかという逆算を持ってつくったものでございます。

ことしの冬というものが雪が多くて、東部のほう、かなり竹林が折れ曲がって被害が出たというふうなことで、県のほうでこの制度をつくられたようでございますが、事業の希望を出すまでのその間というのがすごく短い状況でございました。一応その人数でどれくらいできるんであろうかという、その人数からの逆算ということでございまして、一応8.8という数字を出しておりますが、これも標準的なもので、ほいじゃそれができるかという、場所によってまた変わってくるというのも御理解をいただいたらというふうなことでございます。

○議長（滝元 三郎君） 副町長。

○副町長（長嶺 常盤君） 議員御指摘のとおり禁固の刑を執行猶予も含めてでございますが、そういうふうになりますと保育の免許の、県はそれぞれ登録制でございますので、私どもの公立の保育所を含めて登録をさしていただいております、変更があればまた変更のようにしているところが実態でございます。

全協のときに、これは変な理由になってもいけませんけども、実は刑が確定をしましたときに、県のほうから、こうこうで保育免許の手續等があるんでどのように考えているかというふうな通知ございまして、内部でいろいろ検討さしていただいたところでございます。

結果的には、要するに先ほど右田所長が申しましたように、実際のところ担任を持ったり、そういう形での免許所有者であるということについては、できないという判断をしました。そして、今の状況で、補助的な保育の方で臨時の職員の方当然おられますんで、そういった仕事に当面を渡っていただくということでございました。

結果についてはそういうことでありましたが、私も今御指摘受けまして、全協のときに、このことを申し上げていなかったというふうなことにつきましては、今御指摘をいただいてから、その後に決定したこともございますけども、大変その点につきましては、もう少し、その結論はまだ出てなかったかに思いますけども、状況について、免許の登録制について申し上げるべきだったなというふうに思っております。このことにつきましては大変申しわけないと反省をいたしております。

状況につきましては、所長が申しましたとおり、3年間の部分につきましては、保育補助ということで臨時職員と同様の扱いでさせていただきたいと。その中に、これは余談でございますが、研修とか、そういった部分も行いながら、保育助手の勤務についていたどうかというふうに今考えているところでございます。

○議長（滝元 三郎君） はい、ほかにありますか。8番。

○議員（8番 青木 克弥君） 今副町長から、そのときの経緯についてお話をいただきました。もう一言言わせていただきますと、そういうことは当然予測される部分でございまして、そのときに、今このことをなぜここで質問するか言うと、私は、その職員の雇用の関係そのときに質問いたしました。引き続き雇用の関係はどうされますかということをお聞きしました。そのときのお答えが引き続き雇用することのお答えでございましたから、当然そのときは減給だけに言が及んでおりましたから、今言ったようなことは当然ないというぐあいだに思っておったところでございますので。その辺をやっぱり丁寧に説明していただかないと非常に情報が錯綜して、もちろん困る話でございますので、一言言わせていただきたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） はい、答弁はよろしいですか。

○議員（8番 青木 克弥君） はい、いいです。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありますか。14番。

○議員（14番 後山 幸次君） ちょっと重複する質問にもなりますが、28ページの農林水産業費であります、これ竹林の伐採のことです。先ほどの同僚議員の質問でも、

まだ場所が決定していない、計画面積は大体されておるようでございますが、重点目標として雪害対策とか、いろいろな町をおりる見通しがよくなるようにという計画であるわけでございますが、前回やられたように中途半端な伐採にならないように一つ今後、十分気をつけていただきたいわけですが。

伐採された後、チップ処理をこしはされるんですか。そういった点はどのように計画されておるのか前には伐採されてそのまま置かれております。一部はチップにされた、機械ごときでされたようにもありますが、何か中途半端で置かれておりますが、今後そうしたことがどのように考えておられるか、計画の中で。それを一つお尋ねをいたします。

31ページであります、土木費、道路橋梁費、これも同僚議員が質問しておりますが、今年度国庫補助金が減額になりました。道路新設改良についても社会資本の総合交付金の減額ということで7,000万ばかり減額になったわけでございますが、これにより町道6路線の事業費が見直しを図られているわけでございますが。こうなりますと、今度この路線の6路線の完成年度がだんだんおくれると思われます。各線の完成目標がいつごろに置かれておったのか、計画で、目標年度、何年までには完成させたいという目標があったと思えます。それも国の補助金がこう決まらんようでは、課長さんになかなか何年に完成するというふうな答弁は難しいかもしれませんが、一応目標年度としてどのぐらいにされていたのか、それをお尋ねいたします。

もう1点、37ページの教育費であります、養老館の排水工事が今回計上されておりますが、この前にあります、その下にあります指定文化財の修理補助金があるわけでございますが、あそこへ教育長さん、くみ路の石が今危ないのでロープを張ったりしておられますわね。そういうことの修理にもこの指定文化財の修理補助金でやられるのか。いつまでも観光の町でありますので、ロープを張って置かれるようなのはいかがと思えますが、これが入っておるのかなのか。

それと今の排水管はどのような計画で、どこへ出されるような排水管なのか、お尋ねをいたします。

もう1点、38ページでございますが、この社会教育費の中で旧堀庭園の復旧修繕費が49万9,000円計上されておりますね。これは、この前完成したばかりで修繕費というのはいかがなもんかというふうに思っておりますが、どこをどのように修繕をされるのか。

もう1点、委託料の古文書の修復作業の委託料が64万2,000円計上されておりますが、古文書保管はどこにされておるのか。堀家の古文書は冊数にしてどのぐらいあるのか。それについてお尋ねをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

○農林課長（田村津与志君） それでは14番議員さんの竹林伐採事業の関係の御質問に対してお答えをさせていただきます。

今積算上の中では、切りました竹について移動を、運搬、経費については、一応積算はさせていただきます。ただ、その切る場所によって、そのまま置いてもいい場所が

周辺部ではあるかもしれませんが。その辺のところは一応、皆さんから希望を出していただいて、それで優先順位をつけさせていただいて、観光等景観上配慮をしないといけない場所については、移動、搬出等も考えていきたいというふうな考えで予算づけはしておるといこととでございます。

○議長（滝元 三郎君） 建設課長。

○建設課長（伊藤 博文君） 道路新設改良についてでございます。予算でかなりの額が削られて、私ども計画にかなりの影響は出ると思っておりますが、まだ組み替え、設計書についてまだ全部組み替えが済んでおりませんので、詳細については、どのくらいのおくれになるかというのがわかりませんか。

笹ヶ谷線につきましては、これは随分もう長い改良をしております。今、ちょうど笹ヶ谷川に出る3差路のところまで来年、再来年あたりに到着を目標にしておりましたが、全体的には今年度の減額については、新年度並びに次の年度に県のほうへ増額をいたしまして、申請して、事業のおくれがないようにはしたいと考えております。

日原添谷線につきましては、中学校側から向こうの青原側につきましては、去年度完成しておりますので、これについては事業を3年ぐらいの予定しておりましたが、これも何とかそのぐらいではやりたいと思っております。

木毛線につきましては、これも3年ぐらいを予定しております。もう、ことしで2年目ですので、来年ぐらいにはと考えておりますが、今言いましたように予算の関係で、もう若干ずれるかもと思っております。

平台線につきましては、これは今年度で何とかと考えておりましたが、事業費の削減によりまして、もう1年ぐらい延びるのではないかと考えております。

椋井谷線につきましては、これは当初地すべり災害ということで、ただいま経過観測をしておりますが、なかなか経過観測のデータが地すべりに対する動きがなかなか見えてこないようで、もう少し経過観測もしたいと思っておりますが、これはその経過観測次第では、単年度で今年度でやろうと思っておりましたが、落ちましたのでこれも来年に延びるかと思いません。

円ノ谷につきましては、これも2年ぐらいの事業を考えておりましたが、ことし減ってはおりますが、やり繰りいたしまして今年度で何とか大方の完了を考えております。

以上でございます。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） 37ページの文化財保護費の養老館の工事の関係でありますけれども、工事のやり方といたしましては、今、水たまりになりますのが、ちょうど門の下というような形になっております。それは直接は屋根があそこにあります、庭のほうから流れ込むというような状況の中であそこで水がたまるという状況でありますので、排水路を屋根の庭側のほうへ横に引いて、裏側のほう、川側のほうへ排水をさせるように計画を今

しております。それから、橋を渡ったところの踏み込みの石がちょっと危ないということでありますが、これもあわせて修理をしたいというふうに考えております。

それと、38ページの堀庭園の修繕のほうでありますけども、内訳といたしましては、楽山荘の屋根の修繕が若干あります。これが10万8,000円ばかりです。それから総合案内板の中のいわゆる庭園内の表示、その案内板をつくるのが32万ばかり、それから入館者用の、あそこは敷居が高うございますので踏み台を設置をしたいと思っております、それが3万7,000円ばかりです。それと、浄化槽のプロアーが痛んでおりまして、その取りかえが3万3,000円ばかりという形であります。

それから、堀氏の古文書の関係であります、これは燻蒸いたしましてから昨年お譲りいただきました三松園、旧三松園の後の埋蔵文化財の資料室の中へ保管をする予定であります。冊数につきましては膨大でありまして、私のほうでも何冊というのを把握しておりません、申しわけありませんが。また、かなりの数でありますので冊数、厳密に数えると大量というぐらいしか今のところは申し上げることができません。お許しいただきたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） はい、いいですか。（発言する者あり）よろしいですか。ほかにございますか。12番。

○議員（12番 小松 洋司君） 先ほど続けてお聞きすりゃよかったんですが、ちょっと場所を探しとったもんで今になりました。緊急雇用の関係で、企画費のところにも賃金として上がってる、これは17ページですね。それから37ページの文化財保護のところも賃金、これもやっぱり緊急関係でと思っております、この人数だけ教えてください。

○議長（滝元 三郎君） 営業課長。

○営業課長（大庭 郁夫君） 企画費に上がっておりますのが、私のほうで2名と、人数的には2名でございまして、文化財だけではございませんけども現場作業に当たっていただくということで2名ほど新規雇用しております。（「聞き取りにくい」と呼ぶ者あり）あ、そうですか。町のほうでは文化財なり町有施設等の今草刈りを中心とした雇用を行ってやっておりますけども、これに2名を追加するものでございます。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） 文化財保護費のほうでの雇用につきましては、期間は短うございますが、3名を予定をしております。

○議長（滝元 三郎君） はい、ほかにございますか。10番。

○議員（10番 河田 隆資君） まず18ページ、しつこいようですけども、コミュニティー助成事業の件であります。先ほどからの御答弁ですと、申請者等々の介入はしないということでありましたけども、私も一応地域活動の活性化につながることに對して危惧するわけではございませんけども、非常にちょっと心配な件があります。

と申しますのも、この日原盆踊り保存会という組織がどういった組織なのか。津和野にも津和野盆踊り保存会というのがありまして、約100名の会員さんがいらっしやって、1年、

1,000円の会費で活動をしております。そして過去においてはこういった事業を取り入れながら、衣装をそろえてきた経緯もあります。ただ日原の盆踊り保存会というのが津和野の盆踊り保存会と類似したものなのか、それとも日原における町での盆踊りを開催するためのグループなのか、その辺によって少しニュアンスが変わってきますけども。

津和野の盆踊り保存会というのも、これも随分プライドが高くて、津和野の夏祭りを考えていくという、一番最初の合併当時の450万のときに、いろいろ日原で花火をやればいい、津和野で別の花火に違った祭りをすればいいというので、津和野においては2年間ほど花火をしませんでした。

そういう町での夏祭りでのあり方の中の一つとして、津和野盆踊りというのがありまして、津和野の過去におきましては、13、14というふうに盆踊りは各地でやる。そして総踊りとして15日に各地が済んだ仕上げとして15日にやりましょうということにして、課長さん等々がどうしても15日というのを譲らなかった経緯があります。そのお祭りの委員会の中では14日に盆踊りをして、花火は15日に日原に譲ればいいんじゃないかというのがありましたけども、それがなかなか崩れていった、どうしてもできなかったという経緯がありまして。そういうのがどうしても頭の中によぎりまして、日原にそういうようなものができれば、津和野だ、日原だというまた大げんかが始まるような気が非常にいたしております。

そういった点で、今年の津和野の盆踊りの反省会のときに、津和野の指導者が日原に指導に今行っているんだと。そして踊りは津和野も日原も同じ踊りです。ただテンポが少し速い。テンポが速いのは木部と日原が少しテンポが速い。そして日原の場合には、その土地柄に合わせた言葉というのがその歌詞の中に入ってる。その程度で違わないということをや、指導に行かれています津和野の保存会の方が言われたわけですね。

そうすると、例えば日原で盆踊り大会をする、そういう会なら活性化としていいんですけども、保存会、津和野踊りを保存するんだというグループが、2つも3つもできたときに、津和野の保存会に対して、きちっとこういうふうなので日原にもできるんだけどどうだろうかという調整が、本来は私は欲しかったなというふうに思っています。

ただ、東京音頭とかいろんな各地にある盆踊り等も含めながら活性化をして、日原の町の中でいろんな盆踊りをやるんだというんなら、また話が違いますけども、そういった点についてどのようなお考えをお持ちなのか、まず1点お伺いをいたします。

次に、19ページ、人事評価制度評価者訓練委託料25万円ついておりますけども、非常に大事なことですけども、どのような訓練等を想定しているのか、まずお伺いをいたします。

次に、29ページ、冬虫夏草酒プロジェクト委託料があります。これは恐らくことしでは最後の補助金での委託料だと思いますけども。冬虫夏草プロジェクトの実態というのが我々が見ていても、非常に危うく感じられます。今後等々についてどのようなお考えをお持ちなのか。これで終わってしまえば当然国がせっかくつけた補助金が生かされないという

ことで、国も津和野町に対するイメージが悪くなると思いますが、その後についてどのようなお考えをお持ちなのか。

次に、34ページの教育諸費の中に、津和野高校への寄附金が補助金として充てられています。これは使途目的を限定されて寄附をされたのだと推測はしますけれども、そういった使途目的等々についての御指摘があったのかどうか。

それと、次に38ページ、三松園さんの修繕費126万円がありますけれども、これは、これを寄贈を受けたときの説明ですと、津和野の文化財を保管する場所等々が湿気とかそういうようなもの等々があって非常に大変だと。せっかく三松園さんの中にはそういった除湿機能がすぐれた建物ですので、そこできちっとした保管がしたいというふうなことでの説明を過去に受けたことがあります。この修繕料等はどのようなふうなあれで受けられるのか、お伺いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（内藤 雅義君） コミュニティー助成事業を活用した助成ということで、日原盆踊り保存会が昨年申請をされたということで、これにつきましては、こういう事業がありますということでケーブルテレビ等で情報を流して、それにこういった部分については助成できないだろうかという相談を受けて、町としてはこの申請書作成等のお手伝いをし、申請をして承諾といいますか、認定されたということで、助成金がおおりするという流れになっております。

で、日原盆踊り保存会につきましては結成の年月日が平成22年3月10日ということで、毎年8月14日に日原地区で盆踊りを行ってきたのであるが、今後いろいろなところで、これができなくなるのではないかとというようなところから。この助成を必要とする理由につきましては、いろいろ現状の改革に有志の方が立ち上がって、2年間ぐらいの準備を経て、この伝統芸能の保存継承を本格するために、こういった音響機器あるいは楽器——和太鼓ですが、衣装、こういったところを整備をして、今後も引き続き日原地区で行われていた盆踊りというのを継続して行なっていこうということで、助成の申請書が出てきたということでございます。

津和野地区でも盆踊りというのは当然あるわけですが、その辺の連携等につきましては、今回のこの助成事業を通じた部分で言いますと、このコミュニティ助成事業についての申請があったところについて、お手伝いさせていただいたというような経過でございます。

今後、そういった伝統芸能の継承につきましては、津和野地域、日原地域で類似するような部分で同じような状況の中で取り組みをやっている団体につきましては、こちらからも情報提供等を積極的にさせていただいて。御相談があれば、その都度お伺いして、こういった部分の事業を活用した伝統芸能の保存に取り組んでまいればというふうに考えております。

後、19ページの行財政改革推進費、委託料ということで25万を計上させていただいております。内容的には人事評価制度の評価者訓練委託料ということでございます。で、これ

につきましては、津和野町で人材育成基本方針を策定をして、人事評価制度に取り組んでいこうということで、その策定をしてから3年ぐらい経過をしてきました。人事評価制度については、今年度、管理職の今業績評価というところを新たに取り組ましまして、能力評価、業績評価、後待遇マナー評価ということで、一応まだ試行という段階であります。試行版の評価シートを作成をして、ちょうど明日から行政評価については目標を立てた内容について、評価者と期首面談、管理職についてはやっていくところです。

人事評価につきましては、まずは能力評価の部分で研修を行っていく。2年目の取り組みとして目標管理、先ほど言いました業績評価の取り組みを行っていく。3年目のところで面接等のやり方について検証していこうということで、3年前の取り組みから今年度、ステップアップしたような研修の取り組みをしていくように計画をしておりました。ことしは3年目の取り組みということで、面接等のやり方については評価者と被評価者の間の面接の仕方について訓練を行うということにしております。

○議長（滝元 三郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長嶺 清見君） 冬虫夏草酒プロジェクトでございますが、御承知のように、にちはら総合研究所の冬虫夏草、それから金彩津和野の冬虫夏草酒という2本立てのプロジェクトでございます。

まず3年目を迎えましたにちはら総合研究所でございますが、これにつきましては冬虫夏草の売り上げは、いわゆる右肩上がりということで大変順調であるというふうに考えております。

ちなみに、この事業をスタートしましたのが21年度ですが、これは770万、それから22年度は1,230万の売り上げを上げました。それから本年度につきましては約2,200万円の売り上げを目標としておるところでございます。

当面の目標でございますが、平成26年度を年商1億ということで、この事業を活用して成果を出したいというふうに思っております。いわゆるそのためには増産体制でございますので繭を確保する必要がございます。

今年度は群馬県から大量に繭をこちらのほうに確保するというので、そういったような取引の交渉も進めておるところでございます。将来的には津和野町はいわゆる研究事業の中核として、研究開発。それから群馬県におきましては、近いうちに農業生産法人を設立しまして、いわゆる量産、基地としてやりたい。

それから東京オフィスでは、これはもう営業展開で1億を目指していくというふうな大きな位置づけをしておるところでございます。町のほうにもそういったようなことで、いわゆる特許権の使用料としまして、平成21年が33万円、平成22年度は44万円の特許料の支払いをいただいたところでございます。

一方金彩津和野でございますが、これにつきましては若干苦戦をいたしております。平成21年度が240万円の売り上げでしたが、22年度は150万円ということで落ち込みをいたしました。

今年度の目標につきましては380万ということで、再度目標を掲げて、これから努力していくことですが、原因としましてはどうしても4合瓶が3,500円という非常に単価的にはなかなか気軽に購入できないというふうなところが一番ネックであるということですので、いわゆるアルコール度数を下げたりしながら、もう少し安い値段の開発ができないかということも一つの材料でございますが。

一方ではやはり営業面が一番不足をしておることですので、いろいろな機会を通じて、特に営業を強化して、何とか売り上げを確保していきたいということですので、町のほうとしてはいろいろな機会を通じて、支援をしていまいりたいというふうに思っております。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） 34ページの教育諸費の津和野高校のICT推進補助金のことですが、寄附者のほうからは津和野高校の支援のためということで、それ以上の細かい御指示のほうはございませんでした。

それから、38ページの旧三松園の施設の修繕のことですが、これは主には下水道の設置工事、それから防犯と防火設備の設置の関係での修繕費でございます。

○議長（滝元 三郎君） 10番。

○議員（10番 河田 隆資君） 1点ほど、冬虫夏草のプロジェクトであります。昨年の売り上げが380万。人件費等々の補助でしてきたわけですけども、売り上げが380万ぐらいじゃ、会社とうにつぶれるのではないかとこのように心配しておりますけども、そういった会社立ち上げ等々が、金彩津和野等がどのような強い意志を持っているというふうに伺っているか。その点をお伺いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長嶺 清見君） おっしゃるように、この売り上げでは来年度以降の雇用を含めた経営ということに対して我々の危機感を持っておるところでございますが、これという具体的な現在のところではその収入確保、あるいは増加についての具体的なものがまだお示しできないわけですが、我々も含めて、そこらあたりの来年以降については、まず雇用されておる方をこれを前提に展開するのということも含めて、早々に協議の場を持つということにしておりますので、またそのあたりが進捗しましたら御報告を申し上げます。

○議長（滝元 三郎君） はい、ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第75号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがいまして、議案第75号平成23年度津和野町一般会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

日程第9．議案第76号

○議長（滝元 三郎君） 日程第9、議案第76号平成23年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第76号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがいまして、議案第76号平成23年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

日程第10．議案第77号

○議長（滝元 三郎君） 日程第10、議案第77号平成23年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、討論なしと認めます。

これより議案第77号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第77号平成23年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第78号

○議長（滝元 三郎君） 日程第11、議案第78号平成23年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第78号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立多数であります。したがって、議案第78号平成23年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第79号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第12、議案第79号平成23年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第79号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第79号平成23年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第80号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第13、議案第80号平成23年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第80号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第80号平成23年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

日程第14. 議案第81号

○議長（滝元 三郎君） 日程第14、議案第81号平成23年度津和野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第81号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第81号平成23年度津和野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

日程第15．議案第82号

○議長（滝元 三郎君） 日程第15、議案第82号平成23年度津和野町電気通信事業特別会計補正予算（第1号）について、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第82号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第82号平成23年度津和野町電気通信事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

日程第16．議案第83号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第16、議案第83号平成23年度津和野町診療所特別会計補正予算（第1号）について、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第83号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがいまして、議案第83号平成23年度津和野町診療所特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

日程第17．議案第84号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第17、議案第84号平成23年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第84号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがいまして、議案第84号平成23年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

日程第18．議案第85号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第18、議案第85号平成23年度津和野町病院事業会計補正予算（第1号）について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、討論なしと認めます。

これより議案第85号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第85号平成23年度津和野町病院事業会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

日程第19． 発議第3号

○議長（滝元 三郎君） 日程第19、発議第3号国のエネルギー政策の転換を求める意見書（案）の提出についてを議題といたします。

本意見書につきましては、お手元に配付のとおりでございます。本案件について、提案理由の説明を求めます。4番。

○議員（4番 竹内志津子君） 私、竹内が提出者になっておりますので、意見書（案）を読んでいただければ趣旨はおわかりだと思いますので、大事な点だけ御説明を申し上げます。

震災によって、福島第一原子力発電所で、あのような本当に大きな事故が起こりまして、本当に国民、いや世界じゅうの人々に不安を与えています。あの事故で証明されていますように、今原子力発電所が絶対に安全だという技術を人類はまだ持っていないわけで、これから何年何十年先にそういうものができるかという見通しもわかりません。そういうことで本当に人類及び地球上の生物の生存が危ぶまれる、また地球の環境も侵されていくというような、そのような危険な原子力発電所は1日も早く、やはり廃止をしていくべきだと思います。

そういう観点から、国のエネルギー政策をとにかく原発中心から、それにかわる再生可能な自然エネルギーに転換するように、早く政策をかえていくということが大事ではないかなと思います。その政策を方針転換をした結果、再生可能な代替エネルギーで、日本の国の人々が生活できるようになった段階で、完全に原子力発電所は廃止にしてしまうということになると思います。

今すぐ廃止ということも、それは地域によっては困難ではないかなというふうに思いますが、原発がなくても既にこの地方はやっていけるというようなところから順次廃止をしていく、そして、またエネルギー政策再生可能な自然エネルギー政策への取り組みを強めていくというようなことを求める意見書でありますので、ぜひとも皆様の御賛同を得て、これを国のほうへ上げたいというふうに思いますのでよろしくお願いします。

○議長（滝元 三郎君） 以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。6番。

○議員（6番 岡田 克也君） ただいま御説明がありましたが、この中で意見書の中で幾つか確認をさせていただきたい点がございます。

一つは、下から5行目のところに、「歴代政府が安全神話にしがみつき繰り返しの警告を無視して安全対策をとらなかった」という、こういうことが書いてありますが、この事実確認の方をさせていただきたいと思います。私の勉強不足もありますが、具体的な事例を挙げ

て津和野町議会として出すものでございますので、その内容についてお聞きしたいと思います。

まず、歴代政府というのは現政府を初めとして民主党、国民新党、社民党、自民党、公明党などが歴代の政権を担った、単独または連立で担ってきた政府であろうかとも思いますが、このことはそのことで、それでよろしいでしょうか。また、繰り返しの警告というのは、どなたのほうから繰り返し警告をされたのかということをお聞きしたいと思います。

そして、無視して安全対策をとらなかったという、どういう安全対策をとらなかったかということをお聞きをいたしたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 4番。

○議員（4番 竹内志津子君） 4番、竹内です。具体的な何年のどの国会で、どの首相のときにというのをちょっと私、今資料、ぱっと手元に出すことができませんので、お答えできないんですけども。だれかというと、主に質問をしたというのは、日本共産党の不破さんが書記局長をしていたり、それから委員長になったりした段階で国会討論、ずっとやっているんですけども。歴代の内閣、ちょっと名前がすぐ出てこないんですけども、歴代の総理大臣に対して危険性を随分言ってきているわけです。それに対して、安全的な措置がとられてこなかった。

近くでは2007年か8年ごろにですから、やはりこれも日本共産党の議員ですが吉井さんという議員さんが、具体的には福島原発について、チリ地震並みの津波が来たときに、これでは電源も失われ、発電所の維持ができなくなるということを具体的に指摘しております。

ですけども今の施設で、十分に安全が保障されているというようなことで、その後のきちっとした大津波に対する安全対策がとられてこなかったという、そういうことは私今すぐ事実としてお答えすることができます。

過去の何件かについては、ちょっとすぐ資料が出てきませんのでお答えできなくてとても申しわけないんですけども、以上のようなことです。

○議長（滝元 三郎君） はい、ほかにありますか。6番。

○議員（6番 岡田 克也君） 安全対策については、東京電力が是正勧告に対してその措置をとらなかったということは私も報道等で聞いておりますが、先ほどのお答えの中で、御説明の中でありましたように、政府として、その必要はないと断言されてとられなかったということでもよろしいのでしょうか。お願いします。

○議長（滝元 三郎君） 4番。

○議員（4番 竹内志津子君） もちろん国会での質問に対して答えられたので、政府がそういう答弁をしたということです。

○議長（滝元 三郎君） よろしいですか。——はい。ほかにございますか。9番。

○議員（9番 斎藤 和巳君） 私としましては、この「歴代政府が」という文言は削除していただいた意見書にやっていただきたい。「安全対策をとらなかったことが」という件に関しまして、「警告無視」という言葉に若干疑問を感じるわけです。

先ほどエネルギーの政策を原発中心から再生可能な自然エネルギーということは大いに賛成するところですが、今紹介した竹内さんによると、原子炉を最終的には廃止というようなことを踏まえての意見書に感じるんですけども、私はこの言葉どおりに原発中心から再生可能な自然エネルギーに早期に転換するというように受け取りたいんですけども。

原子炉を中止ということになりますと、いろんな各項からにおいてそこに就労されている方、ましてや中山間地でありますところによりますと、そこで働いている方がかなりおるわけですが、そういう方への就労の場の確保がなくなるという件もできますので。

その点、今ここの中においては「原子炉等を廃止」ちゅう言葉はなくしていただいて、「中心から再生可能なエネルギー」、この言葉どおりの意見書にさせていただけたらと、このように思っておりますが。

○議長（滝元 三郎君） 質疑の途中ですが、チャイムが鳴り終わるまで暫時休憩いたします。

午前 11 時 59 分休憩

午後 0 時 01 分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

4 番。

○議員（4番 竹内志津子君） まず1つ目、「歴代政府が安全神話にしがみつき繰り返しの警告を無視して安全対策をとらなかったことが」という、その部分ですけども、これは事実のことです。私が、済みません、きちっとした資料を提供することができないので、必要なら後で提供することはできます。

今もう一つ言えることは、具体的には、浜岡原発がそこにつくられるときにも、やはりこのときの日本共産党の不破書記局長が、こういう震源地の上に建てるような、そういう原発をつくるような国は世界じゅうどこにもないんですよという、そこまで言って警告しているわけです。でも、そこにつくられた、そういうようなこともありまして、これは事実ですので、ちょっと外すということではできません。

それから、この文言のとおり日本のエネルギー政策を原発中心から再生可能な自然エネルギーに早期に転換する、この文言のとおり受け取っていただいて結構だと思います。今すぐ廃止をしなさい、原子炉とめなさいと言われても、それはできることと、できないところがあると思いますので、そういう。やっぱり将来に向けて早く方針を出すということが必要ではないかなというふうに思います。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありますか。15番。

○議員（15番 沖田 守君） 賛同者の一人として、同僚議員の不安というか、この意見書の中身にいささか疑問を呈するというこういうことでありますから、私も賛同者の一人として申し上げたいと思いますが。

今まさに結果として、福島……

○議長（滝元 三郎君） 恐れ入ります。質疑でございますので、もし御意見的な討論的なことでしたら……

○議員（15番 沖田 守君） 賛同者で答弁しちゃいけないの。

○議長（滝元 三郎君） 答弁といいますか、質疑の時間でございますので。討論のときに言っていただけますか。

○議員（15番 沖田 守君） だから賛同者として、同僚議員の質問に答えてはいけないのか。

○議長（滝元 三郎君） 答弁ですか。

○議員（15番 沖田 守君） 竹内さんだけが答弁するの。賛同者も答弁できるんじゃないの。

○議長（滝元 三郎君） やっぱり、答弁は提出者にさせていただくというのが……

○議員（15番 沖田 守君） 発議者だけか。

○議長（滝元 三郎君） ええ、発議者ですね。

○議員（15番 沖田 守君） それじゃ、この後の……

○議長（滝元 三郎君） 御意見は討論のときに、はい。

○議員（15番 沖田 守君） 了解。

○議長（滝元 三郎君） 言っていただければいいと思います。

ほかに質疑、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。15番。

○議員（15番 沖田 守君） 同僚議員、反対者がどうもないようでありますから、あえて賛成討論するだけではありませんが、発議者が説明を申し上げたとおり、今まさに福島原発の事故を受けて、国はてんやわんや、いつ収束するかわからないというこういう状況でありますから、当然現在の原子力発電で、我が国の今日までの経済を引っ張ってきたという事実はまことに事実でありますので、これを直ちに廃止をして、自然エネルギー、再生エネルギーという、こういう諸要望を意見書上げるのは、いささか問題であろうと思いますが。

きょう、この意見書の中には方向転換をしてほしいと、こういうような願いの意見書でありますので、どうも賛同者がありませんので、あえて申し上げることはございませんが、ぜ

ひとも賛成に各議員とも回っていただきたい、いう意味で、込めて、この意見書に賛成をするものの一人であります。どうも意味がわからんかもわかりませんが、以上で終わります。

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより発議第3号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立多数であります。したがって、発議第3号国のエネルギー政策の転換を求める意見書（案）の提出については、原案のとおり可決されました。

各関係機関に津和野町議会の意見書として提出をいたします。

日程第20． 経済常任委員会の閉会中の所管事務調査について

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第20、経済常任委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

経済常任委員長から所管事務のうち、会議規則第73条の規定により、お手元に配付しました通知書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りをいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 御異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第21． 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第21、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員から所管事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りをいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

○議長（滝元 三郎君） 以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。会議を閉じます。

平成23年第4回津和野町議会定例会を閉会をいたします。大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。

午後0時09分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員